

平成24年度第1回中部ブロック発注者協議会

日時：平成24年 5月16日（水）14:00 ～ 16:00

場所：ウィルあいち 3階大会議室

次 第

1. 開 会

2. 挨 拶 国土交通省 中部地方整備局長

3. 議 事

- | | |
|------------------------------------|-------|
| (1)規約改正について | 資料－1 |
| (2)H23 年度中部ブロック発注者協議会の取組結果（自己評価等） | 資料2－1 |
| | 資料2－2 |
| (3)H24 年度中部ブロック発注者協議会の取組方針（案） | 資料－3 |
| (4) 公共工事の品質確保に関する最近の取り組みについて(事例紹介) | |
| 静岡県 | 資料4－1 |
| 浜松市 | 資料4－2 |
| 名古屋市 | 資料4－3 |
| 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 | 資料4－4 |
| 農林水産省 東海農政局 | 資料4－5 |
| 国土交通省 中部地方整備局 | 資料4－6 |
| (5) 関連施策に関する最近の話題 | 資料－5 |
| (6) その他 | |

4. 挨 拶 農林水産省 東海農政局長

5. 閉 会

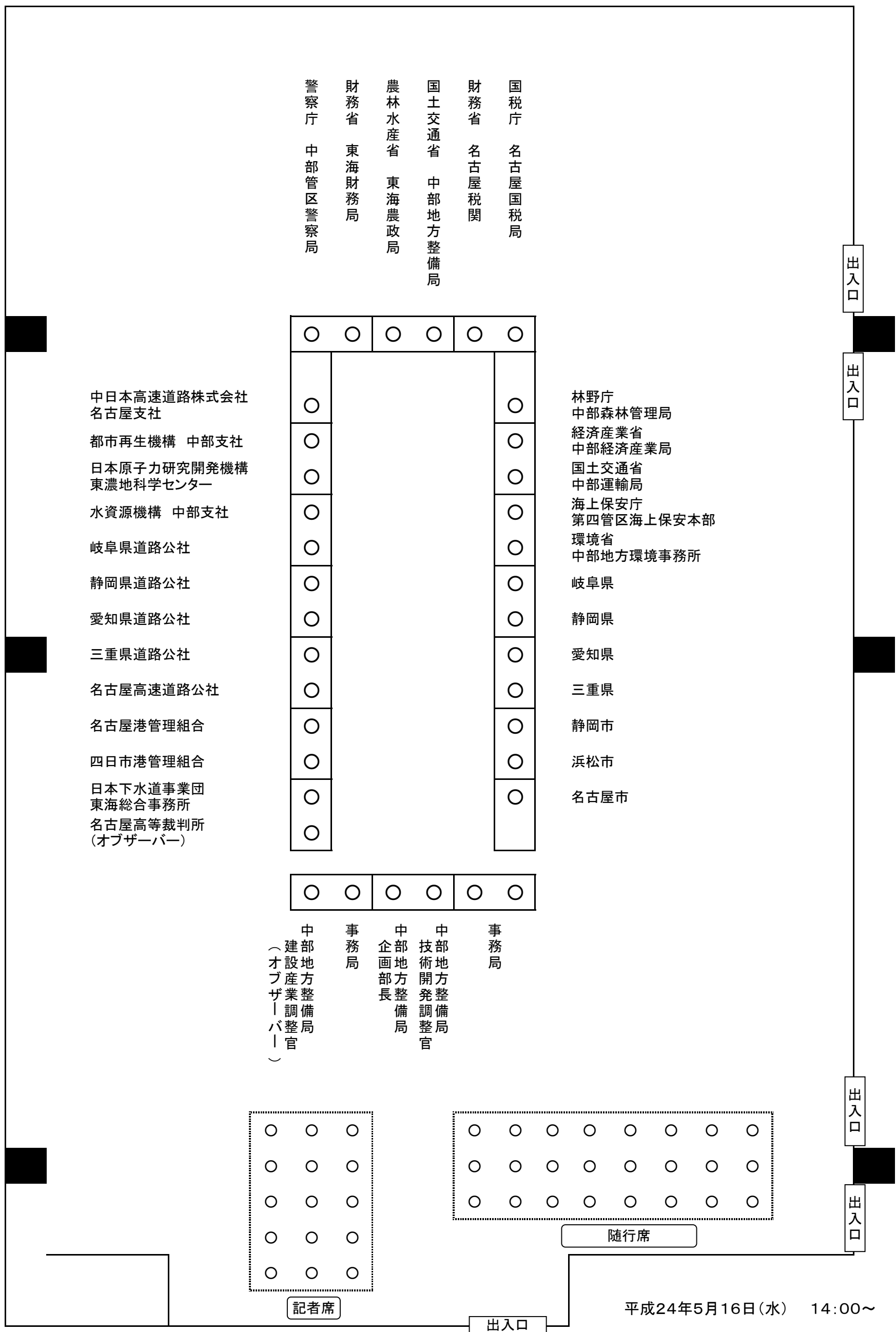
○配布資料

- ・ 資料－1 「中部ブロック発注者協議会」規約(案)
- ・ 資料2－1 H23 年度中部ブロック発注者協議会の取組結果（自己評価等）
- ・ 資料2－2 建設生産システムの適正化に向けた取組に関する自己評価（関連資料）
- ・ 資料－3 H24 年度中部ブロック発注者協議会の取組方針（案）
- ・ 資料4－1～6 公共工事の品質確保に関する最近の取り組みについて（事例紹介）
- ・ 資料－5 建設業における社会保険未加入問題への対応について

○参考資料

平成24年度 第1回中部ブロック発注者協議会

配 席 図



**平成24年度 第1回中部ブロック発注者協議会
出席者名簿(1/2)**

平成24年5月16日

会長	国土交通省 中部地方整備局長 足立 敏之	本人出席	
副会長	農林水産省 東海農政局長 森 多可志	本人出席	随行員 整備部設計課 大原 敏一
委員	警察庁 中部管区警察局長 総務監察部長	代理出席 課長補佐 山田 盛夫	
委員	警察庁 中部管区警察学校長 百田 春夫	欠席	
委員	財務省 東海財務局長 総務部長 西山 巨章	代理出席 総務部会計課長 足立 久幸	随行員 総務部会計課経理係員 竹井 志織
委員	財務省 名古屋税関 総務部長	代理出席 会計課長補佐 伊藤 嘉祐	
委員	国税庁 名古屋国税局長 総務部次長 鬼頭 肇	代理出席 会計課長補佐 杉本 正弘	随行員 会計課 営繕第2係長 堀 哲也
委員	厚生労働省 東海北陸厚生局長	欠席	
委員	厚生労働省 岐阜労働局長	欠席	
委員	厚生労働省 静岡労働局長	欠席	
委員	厚生労働省 愛知労働局長	欠席	
委員	厚生労働省 三重労働局長	欠席	
委員	林野庁 中部森林管理局長 城土 裕	代理出席 名古屋事務副所長 大坪 幸治	
委員	経済産業省 中部経済産業局長 総務企画部長 田端 祥久	代理出席 会計課長 中島 弘志	
委員	国土交通省 中部運輸局長	代理出席 会計課長 岩淵 伸吾	
委員	海上保安庁 第四管区海上保安本部長 総務部長 福谷 幸資	代理出席 入札審査係長 朴井健二	
委員	環境省 中部地方環境事務所 事務所長	代理出席 国立公園・保全整備課長 野村 環	随行員 整備計画専門官 福田 幸正
委員	岐阜県 副知事 淵上 俊則	代理出席 県土整備部 土木技監 河合 成司	随行員 技術検査課 入札制度係長 矢橋 正彦
委員	静岡県 副知事	代理出席 交通基盤部建設支援局 技術管理課長 堀野 徹	
委員	愛知県 副知事 片桐 正博	代理出席 建設部技監 平井 雄二	随行員 建設企画課 主任主査 稲吉 豊治
委員	三重県 副知事	代理出席 公共事業運営課長 渡辺 克己	
委員	静岡市 副市長 清水 喜代志	代理出席 建設局土木部長 望月 清司	随行員 建設局土木部技術政策課 主任技師 岩科 徹也
委員	浜松市 副市長 古橋 利広	代理出席 技術監理課長 浅田 広志	
委員	名古屋市 副市長 住田 代一	代理出席 財政局契約部主幹 安原 正明	随行員 財政局契約監理課主査 大山 宏之

**平成24年度 第1回中部ブロック発注者協議会
出席者名簿(2/2)**

平成24年5月16日

委員	岐阜県 市長会会長(下呂市長) 野村 誠	欠席	
委員	静岡県 市長会会長(富士市長) 鈴木 尚	欠席	
委員	愛知県 市長会会長(安城市長) 神谷 学	欠席	
委員	三重県 市長会会長(名張市長) 亀井 利克	欠席	
委員	岐阜県 町村会会長(揖斐川町長) 宗宮 孝生	欠席	
委員	静岡県 町村会会長(長泉町長) 遠藤 日出夫	欠席	
委員	愛知県 町村会会長(設楽町長) 横山 光明	欠席	
委員	三重県 町村会会長(大紀町長) 谷口 友見	欠席	
委員	中日本高速道路株式会社 名古屋支社長 猪熊 康夫	代理出席 環境・技術管理部長 朝日理登	環境・技術管理部 技術管理チーム 片寄 学
委員	(独)都市再生機構 中部支社長	代理出席 住宅経営部 次長 山澤 正	
委員	(独)日本原子力研究開発機構 東濃地科学センター 所長 藤井 文人	本人出席	随員 施設建設課長 山本 勝
委員	(独)水資源機構 中部支社長 勝山 達郎	本人出席	随員 事業企画課 山田邦晴
委員	岐阜県道路公社 理事長 渡辺 敬一	代理出席 技術参事兼事業部長 川瀬 智彦	
委員	静岡県道路公社 理事長 矢野 弘典	代理出席 常務理事 吉添 高兆	随員 維持管理課主任 鈴木 正一
委員	愛知県道路公社 理事長 澤田 弘二	本人出席	
委員	三重県道路公社 理事長	代理出席 伊勢事務所 所長 福田 勝許	
委員	名古屋高速道路公社 理事長	代理出席 副理事長 酒井 利夫	随員 技術管理課主査 片桐 英喜
委員	名古屋港管理組合 副管理者	代理出席 建設部長 鈴木 高志	随員 技術管理係長 村瀬 勝博
委員	四日市港管理組合 副管理者 小林 清人	代理出席 経営企画部 整備課長 竹内 一樹	
委員	日本下水道事業団 東海総合事務所長 加畑 雅宏	本人出席	随員 施工管理課長 中西 昌典
オブザーバー	法務省名古屋法務局長	欠席	
オブザーバー	名古屋高等裁判所事務局長	代理出席 会計課課長補佐 永井 年典	

「中部ブロック発注者協議会」規約（案）

（設置）

第 1 条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年 8 月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、中部ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）

第 2 条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに地域を支える建設生産システムの向上に関する取組みを促進し、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第 3 条 協議会は、次の事項について連絡調整を行うとともに、取り組みの強化を図る。

- 一 基本方針等を示された公共工事の品質確保の促進に関する施策について
- 二 地域を支える建設生産システムの向上について
- 三 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第 4 条 協議会は別紙 1 に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に会長を置き、国土交通省中部地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、農林水産省東海農政局長がこれにあたる。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙 1 に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

併せて各県地域における取り組みの円滑化を図るものとする。

2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省中部地方整備局企画部長がこれにあたる。

4 幹事会に副幹事長を置き、農林水産省東海農政局整備部長がこれにあたる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、中部地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 ~~この規約は、平成23年11月2日から施行する。~~

この規約は、平成24年 5月16日から施行する。

第4条関係（委員）

会 長	国土交通省 中部地方整備局長
副 会 長	農林水産省 東海農政局長
委 員	警察庁 中部管区警察局 総務監察部長
	警察庁 中部管区警察学校長
	財務省 東海財務局 総務部長
	財務省 名古屋税関 総務部長
	国税庁 名古屋国税局 総務部次長
	厚生労働省 東海北陸厚生局長
	厚生労働省 岐阜労働局長
	厚生労働省 静岡労働局長
	厚生労働省 愛知労働局長
	厚生労働省 三重労働局長
	林野庁 中部森林管理局長
	経済産業省 中部経済産業局 総務企画部長
	国土交通省 中部運輸局長
	海上保安庁 第四管区海上保安本部 総務部長
	環境省 中部地方環境事務所長
	岐阜県 副知事
	静岡県 副知事
	愛知県 副知事
	三重県 副知事
	静岡市 副市長
	浜松市 副市長
	名古屋市 副市長
	岐阜県 市長会会長
	静岡県 市長会会長
	愛知県 市長会会長
	三重県 市長会会長
	岐阜県 町村会会長
	静岡県 町村会会長
	愛知県 町村会会長
	三重県 町村会会長
	中日本高速道路株式会社 名古屋支社長
	(独)都市再生機構 中部支社長
	(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター 所長
	(独)水資源機構 中部支社長
	岐阜県道路公社 理事長

静岡県道路公社 理事長
愛知県道路公社 理事長
三重県道路公社 理事長
名古屋高速道路公社 理事長
名古屋港管理組合 副管理者
四日市港管理組合 副管理者
日本下水道事業団 東海総合事務所長

オブザーバー 法務省名古屋法務局
名古屋高等裁判所

第 7 条関係（幹事）

幹 事 長	国土交通省 中部地方整備局 企画部長
副幹事長	農林水産省 東海農政局 整備部長
幹 事	警察庁 中部管区警察局 総務監察部 会計課長
	警察庁 中部管区警察学校 庶務部長
	財務省 東海財務局 会計課長
	財務省 名古屋税関 会計課長
	国税庁 名古屋国税局 総務部 営繕監理官
	厚生労働省 東海北陸厚生局 総務課長
	厚生労働省 岐阜労働局 総務部長
	厚生労働省 静岡労働局 総務部長
	厚生労働省 愛知労働局 総務部長
	厚生労働省 三重労働局 総務部長
	林野庁 中部森林管理局 総務部長
	経済産業省 中部経済産業局 総務企画部 会計課長
	国土交通省 中部地方整備局 総務部長
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省 中部運輸局 総務部長
	海上保安庁 第四管区海上保安本部 経理課長
	環境省 中部地方環境事務所 総括自然保護企画官
	岐阜県 県土整備部長
	静岡県 交通基盤部長
	愛知県 建設部長
	愛知県 農林水産部長
	三重県 県土整備部長
	三重県 環境森林部長
	組織改編により退会
	三重県 農水商工部長
	農林水産部長
	静岡市 建設局長
	浜松市 土木部長
	名古屋市 財政局 契約監理監
	岐阜県 市長会 事務局長
	静岡県 市長会 事務局長
	愛知県 市長会 事務局長
	三重県 市長会 事務局長
	岐阜県 町村会 事務局長
	静岡県 町村会 事務局長

愛知県 町村会 事務局長
三重県 町村会 事務局長

中日本高速道路株式会社 名古屋支社 ~~技術検査部長~~
環境・技術管理部長

(独)都市再生機構 中部支社 ~~住まいサポート業務部次長~~
住宅経営部次長

(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター 副所長

(独)水資源機構 中部支社 建設部長

岐阜県道路公社 事業部長

静岡県道路公社 道路部長

愛知県道路公社 工務部長

三重県道路公社 伊勢事務所長

名古屋高速道路公社 ~~計画部長~~ 技術部長

名古屋港管理組合 建設部長

四日市港管理組合 経営企画部理事

日本下水道事業団 東海総合事務所 施工管理課長

オブザーバー 法務省名古屋法務局
名古屋高等裁判所

H23年度中部ブロック発注者協議会の取組結果 (自己評価等)

- ①建設生産システムの適正化に向けた取組に関する自己評価について
- ②ホームページの拡充
- ③情報提供メールの取組について

① 建設生産システムの適正化に向けた取組に関する自己評価について

「建設生産システムの適正化に向けた取組に関する自己評価」に関する取りまとめの実施。

H23年度当初に発注者毎に
自己目標の設定



発注者毎に目標に基づく取り
組みを実施

実施内容の自
己評価



目標が全て
達成

目標の一部
が達成された

実施できなかった
(自己目標で実施目標がない場合も同様)



H24年度目標
の立案

自己評価

★「建設生産システムの適正化に向けた取組に関する自己評価」とは、建設生産システムの適正化に向けた取り組みなど11項目について、全構成機関(44機関)及び関係全市町村(岐阜・静岡・愛知・三重県)における平成23年度の達成状況と自己評価のための平成24年度の実施目標を立てたものです。

② ホームページの拡充 1 / 3

安全で住みやすい

中部を目指して



H23年3月公共事業品質確保に関するページ 関係機関とのリンク完了

<http://www.cbr.mlit.go.jp/>

緊急情報

【体制情報】 中部地方整備局は、現在、平成23年度台風12号・15号災害による対応のための「応援対策本部」を設置しています。応援対策本部発表

公共工事の品質確保に関するページ

- 公共工事の品質確保とは？
- 発注者支援技術者（土木）認定講習会の実施について
- 品質確保の促進に関する法律
- 基本的な方針について
- ガイドライン
- 品質確保への取組
- 組合評定方式
- 使いになしマニュアル
- 中部ブロック発注者協議会
- 品質確保の相談窓口
- お問い合わせ
- 関係機関へのリンク

本協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第8号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律で定められたものの決定」（以下「基本方針」とし。）の趣旨を踏まえ設置したものです。
本協議会は、国、特別法人等及び地方公共団体等の発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組を推進し、関係機関との連携を図ることを目的としています。



- ・ 設立経緯
- ・ 機関
- ・ 平成23年度2回中部ブロック発注者協議会（H23.11.2）
- ・ 発注者支援システムの導入（H23.5.31）

中部ブロック発注者協議会

川

道

港と海

まちづくり

国の建物

ユーザー別で探す

家族（おでかけ）

子ども（学習）

企業と自治体

目的で探す

安全と安心

地域活性化

観光と交流

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

東海・東南海・南海地震

中部ブロック発注者協議会のページにリンク
関係機関へのリンクとして、品質確保に係わる
ページを網羅していきます。
各機関のリンク先が変更になる場合は連絡願います。

2 / 3

- ・各機関での取組へのリンクメニューとなっています。
- ・現在の「品質確保への取組リンク」の内容は中部地方整備局の各該当項目のページに適合しました。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

監修局トップ > 模成模範における品質確保への取組

構成機関における品質確保への取組

- 総合評価選別方式の普及促進について
2. 工事監理・工事教育・工事成果に関する法務力向上と情報共有について
 3. 公共工事単工の安全対策強化について
 4. 公共工事発注情報の共有化
 5. 発注者側の工事情報共有について
 6. 資材単価・需給動向について
 7. 設計変更の更なる確立化について
 8. 建設ICT・新技術の普及促進について
 9. 建設企業の施工能力情報は、地域貢献度の適切な評価について
 10. 建設能力に関する発注者からの課題に対する迅速な対応について
 11. 地元優良企業の育成について

公共工事の品質確保に関するページ

監査要約 > 1. 総合評価選択方式の普及促進について

1. 総合評価落札方式の普及促進について

- 國立交通大學中國文學系
- 國立中央大學中國文學系
- 東吳大學
- 三民學院
- 銘傳大學
- 弘光學院
- 《臺灣省立教育會館》
- 《臺灣省立圖書館》
- 台灣省立美術館
- 國立成功大學圖書館
- 國立中正大學圖書館

岐阜県を遊覧した場合

ガイドライン

品質確保への取組

综合知识

中國式民主政治發展道路

三の国

目录

天中

[illegible]

Copyright © 2004 by John Wiley & Sons, Inc.

總編者 王 鈞

＞ 早土づくり ＞ 軽装工

札に関する要領

土墾備部 技術検査課

附: 2014 年 12 月 1 日 函領、其他

— — — — —

[illegible]

股職爭入札關係

附註：一、此項收入係由本局代收，其收入撥充本局經費。

怀集县志十卷(清) 一册

靖康恥一雪何時洗

名語彙入封關係

・各機関毎での品質確保への取組に関するリンク先を貼り付けました。
 （協議会アンケート回答をベースにさせていただきました。）
 ・各項目毎にどの機関が取り組んでいるかが解るように網羅的に表示しています。

③ 情報提供メールの取組について

情報提供メールの取組において以下の情報を協議会各位に提供を行った。

- ・No.1(H23. 6. 2)

 - 建設ICT普及研究会総会(第1回)の開催について

- ・No.2(H23. 7. 12)

 - 中部地方整備局管内の工事検査への市町村職員臨場について

- ・No.3(H23. 10. 20)

 - 建設技術フェアについて

- ・No.4(H23. 11. 19)

 - 防災・日本再生シンポジウムについて

- ・No.5(H24. 2. 15)

 - 施工パッケージ型積算方法(仮称)の試行導入について

・No.1 (H23. 6. 2)

建設ICT普及研究会総会(第1回)の開催について

発注者協議会 情報提供メール

発注者協議会メンバーの皆様

いつもお世話になっております。

◆下記の通り、建設ICT導入普及研究会総会(第1回)を平成23年6月13日(月)に開催するため、情報提供させていただきます。

建設ICT導入普及研究会総会となっておりますが、会員以外の参加も可能ですので、是非この機会に参加をお願いします。

※参加申し込みはWEBにて行ってください。詳しくは下記の案内文をご参照下さい。

◆別件でございますが、5月31日に自己評価を記者発表したことに関しまして、発注者協議会のHPを開設しましたのでご報告します。

URLは下記のとおりです。

<http://www.cbri.nl.go.jp/hinkaku/kyougai.htm>

今後とも宜しくお願いいたします。

■ 建設ICT導入普及研究会総会(第1回)開催のご案内 ■

中部地方整備局では、計画から調査・設計・施工・維持管理そして修繕に至る一連の建設プロセスにおいて、ICT(情報通信技術)を活用し、効率化・高度化による生産性向上・行政サービス向上・現場技術力強化を図ることを目的として、発注者及び関係者等の関係者が一体となり、技術普及・現場支援・技術研究を行う「建設ICT導入研究会」を平成20年11月に設立してICT導入に取り組んできました。

今年1月に「建設ICT導入研究会」の活動を継続しつつ、調査計画、設計、維持管理段階へのICT技術の導入普及を目的とし、名称を「建設ICT導入普及研究会」に変更して新たなスタートを切りました。

この度、平成23年6月13日(月)に、建設ICT導入普及研究会総会(第1回)を開催することとなりましたので、ご案内します。

今回の総会では、当研究会の平成22年度までの活動の中間的な取りまとめと、平成23年度の活動方針について、ご報告します。

なお、当研究会のHP等では研究会員向けの案内となっておりますが、今後は情報化施工の一般化に向けて取り組む予定ですので、是非この機会に参加のご検討をお願いします。

***** 建設ICT導入普及研究会総会(第1回) *****

開催日時 平成23年6月13日(月) 14:00~16:00

開催場所 中部地方整備局 8階共用大会議室

(名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館)

地方整備局等における建設ICTの推進体制

○主な役割
・情報提供
・経費算定支援
・人材育成等

北陸地方整備局
〔北陸情報化施工推進委員会〕
〔企画部長〕
・本局、常設体を中心に発足

北陸道開発局
〔情報化施工推進部会〕
〔後援課長〕
・バックアップシステムの施工要領策定

建設ICTとは?

計画から調査・設計・施工・維持管理に至る一連の建設生産システムにおいて、コンピュータや通信技術などを導入し、効率化・高度化など生産性向上に寄与する情報通信技術の一連のシステムを「建設ICT」という。



ICT=Information(情報) and Communication(通信) Technology(技術)

5

会場の様子



発表状況



マネジメント委員発表

技術研究チーム
サテライト会員

中部地方整備局管内の工事検査への市町村職員臨場について

発注者協議会 情報提供メール

発注者協議会メンバーの皆様

◆中部地方整備局管内の工事検査への市町村職員臨場につきまして、平成23年度の受付が開始されましたので、情報提供致します。

今後とも宜しくお願いいたします。

■ 中部地方整備局管内の工事検査への市町村職員臨場募集のご案内

公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行により、発注者は、公共工事の品質が確保されるよう、発注関係事務を適切に実施することが求められています。

中部地方整備局は、発注関係事務を適切に実施することができる者の育成支援の一環として、平成17年度に整備局（局契約）工事検査に市町村職員の立ち会いを認め、検査技術を習得して頂く取組みを実施しました。

平成23年度も引き続き事務所契約工事検査を継続実施しますので、お知らせします。（平成23年7月～平成24年2月迄を予定）

臨場を希望する方は、臨場対象工事検査予定を確認し、市町村職員臨場に関する要領に記載のとおり直接担当事務所へ申し込んで下さい。

なお、臨場した場合には、参加者名とともにアンケートを記載し、電子メールで臨場日から5日以内に回答送付してください。

中部地方整備局HP

<http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/index.htm>

公共工事の品質確保に関するページ

公共工事の品質確保とは？

発注者協議会（土大）

発注者協議会の役割について

品質確保の促進に関する法律

基本となる方針について

ガイドライン

品質確保への取組

検査計画方式

使いこなすマニュアル

中部ブロック発注者協議会

品質確保の推進窓口

お問い合わせ

関係機関へのリンク

中部地方整備局管内の工事検査への市町村職員臨場について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行により、発注者は、公共工事の品質が確保されるよう、発注関係事務を適切に実施することが求められています。中部地方整備局は、発注者協議会を通じて、発注者協議会の一環として、平成17年度に整備局（局契約）工事検査に市町村職員の立ち会いを認め、検査技術を習得しました。平成23年度も引き続き事務所契約工事検査を継続実施しますので、お知らせします。臨場を希望する方は、臨場対象工事検査予定を確認し、市町村職員臨場に関する要領に記載のとおり直接担当事務所へ申し込んで下さい。

市町村職員臨場に関する要領

1. 目的

本要領は、市町村の人材育成支援（発注者協議会）の一環として、中部地方整備局管内の工事検査に市町村職員の臨場を可能とし、検査技術を習得して頂くことを目的とする。

2. 臨場方法

- 1) 工事検査に臨場を希望する市町村職員は、毎月25日までに中部地方整備局公式ホームページに掲載される「臨場対象工事検査予定」を確認し、検査予定（完成・途中・中止）、検査日、検査箇所、担当事務所名を確認し、担当事務所へ連絡し込む。
- 2) 申し込み方法は、検査予定日の5日前日（5日前日が土、日祝日に当たる場合はその前日）までに市町村名、臨場人数（1区々2名まで）、代表者名、連絡先をFAXで担当事務所へ送付する。
- 3) 担当事務所は、希望者多数の場合は抽籤とし、臨場の可否を連絡する。また抽籤が可能な場合は、検査会場、検査開始時間なども連絡する。

3. 留意事項

- 1) 本要領は、人材育成支援のための現場研修という性格から、臨場者は、その場のやりとりについて、学習記録を記入するものとする。
- 2) 臨場者は、その場のやりとりについて付いた学習記録について、原則、質問できない。質問等は、その場で配布されるアンケートに記入し、検査終了後、本局へFAXで提出すること。ただし、時間的余裕があれば、監督、市民、議会等が了解すれば、この限りではない。
- 3) 臨場時間は、概ね9:00～17:00までとし、途中からの臨場は認めない。ただし、やむを得ない事情による途中退場は可能とする。
- 4) 検査会場までの移動手段は、希望者が自費で負担する。
- 5) 服装（ヘルメット、靴、雨具等含む）は、工事現場で歩くことができる服装とし、希望者側で用意する。
- 6) 昼食は、希望者側で各自で食べる。

4. その他

臨場者は、所属団体、名前、職名、検査箇所等を明らかにし、検査会場での記録及び本要領についてアンケートを記入し、検査会場の5日後までに、中部地方整備局企画部技術管理課へFAXで提出する。

（FAX 052-953-8294）

以下

発注者協議会 情報提供メール

発注者協議会メンバーの皆様

いつもお世話になっております。

2011年の建設技術フェアを、10月26日・27日に開催しますのでご案内させていただきます。

皆様のご来場をお待ちしています。

どうぞよろしくお願い致します。

◆建設技術フェア 開催のご案内

10月26日(水)、27日(木)に国土交通省中部技術事務所管内にて、建設技術フェア2011 in 中部を開催いたします！

本フェアは、産学官の技術情報交流の場を提供し、技術開発や新技術導入の促進を図ることなどを目的とした、建設技術に関する展示会です。

今回の建設技術フェアでは、道路、河川、港湾・空港分野など10分野で107の新技術・新工法を展示いたします。

また、技術展示のほか、
・出展技術プレゼンテーション
・建設技術映像放映
・超震車による地震体験(26日のみ)
などの企画もございます。

詳細は「建設技術フェアin中部」のホームページをご覧ください。

<http://www.cai.nit.go.jp/chugi/fair/index.html>

入場は無料です。ご来場をお待ちしております。

建設技術フェア2011in中部

- ◆開催日時 平成23年10月26日(水) 10:00～17:00
平成23年10月27日(木) 10:00～16:00
- ◆開催場所 国土交通省中部技術事務所 構内特設会場
(名古屋市東区大幸南1-15)
- ◆問い合わせ先 建設技術フェアin中部実行委員会事務局
TEL: 052-723-5794 FAX: 052-723-5790
chugi@cbn.nit.go.jp

会場には、駐車場がございます。公共交通機関をご利用下さい。(送迎用乗降所はございます)

History>>
2011 2010 2009 2008 2007 2006 2005 2004以降

現在位置>HOME

●建設技術フェア2011 in 中部開催！！

建設技術フェア2011 in 中部を開催しました。



会場	建設技術フェア2011 in 中部
サブタイトル	豊かで安全な暮らしと環境の調和をめざして
キャッチフレーズ	暮らしを支える新技術
開催日時	平成23年10月26日(水) 10:00～17:00 平成23年10月27日(木) 10:00～16:00
開催場所	国土交通省 中部技術事務所構内
来場人数	6,248名

Q フェアの様子をこちらからご覧いただけます。

- ・動画
 - ・土木学会建設技術展示・技術展示
 - ・出展者発表
 - ・特別企画
 - ・出展技術プレゼンテーション
 - ・講演会
 - ・展示ゾーン
 - ・新技術コーナー
 - ・建設技術ゾーン
 - ・建設技術展示場
- ・土木学会
- ・建設技術アンテナ

○ 出展者・出展技術
○ 建設技術フェア実行委員会
○ 建設技術フェア実行委員会事務局
【CPD/CPDS】
「建設技術フェア2011」
・土木学会CPD
・建設技術フェア
・土木学会CPD
・建設技術フェア

Menu>>

- HOME
- 開催概要
- 出展募集
- 出展技術
- プレゼンテーション
- 映像放映
- CPD/CPDS
- 事務局ニュース
- お問い合わせ

Banner>>

**建設技術フェア
2011in中部**

●建設技術フェア 2011 in 中部 出展募集

建設分野に関する新技術・新工法の展示及び出展技術プレゼンテーションを募集します。

出展募集期間：平成23年6月1日(水)～7月1日(金)

募集テーマ：1. 安全・安心な社会を実現するための建設技術
2. 地震、津波災害からの復旧・復興及び防災対策にかかわる建設技術
3. 誰もが生き生きと暮らせる社会を実現するための建設技術
4. 国際競争力を支える活力ある社会を実現するための建設技術
5. エネルギーを支え環境と調和した社会を実現するための建設技術

詳細は右側メニュー「出展募集」からご確認ください。

防災・日本再生シンポジウムについて

防災・日本再生シンポジウム

11/20(日)に開催の「防災・日本再生シンポジウム」について、
下記のとおり名古屋工業大学より案内がありましたので、お知らせします。
みなさまのご参加をお待ちしております。

記

【11月20日】開催 防災・日本再生シンポジウム「東海3県の国立大学が社会に向けて提言する巨大地震対策」

<http://www.nitech.ac.jp/news/event/2011/1342.html>

「3.11東日本大震災」を契機として、巨大地震対策の見直しと防災力の強化が進められています。いつきてもおかしくない東海・東南海・南海地震を控えた東海地方で、工学を中心とする、地震の研究の第一人者たちが各分野ごとに巨大地震対策を東海3県の国立大学が連携して提案します。

来る11月20日、東海3県を代表する国立大学が連携し、津波研究者である東京大学の都司嘉宣准教授と共に巨大地震に立ち向かうための知恵と、対策を分かりやすく解説します。

みなさまのご参加をお待ちしております。

日 時：平成23年11月20日（日曜日） 13：00～17：30

会場：名古屋国際会議場レセプションホール

〒456-0036 名古屋市熱田区熱田西町1番1号

名古屋市営地下鉄 名港線E比野駅から徒歩5分

名古屋市営地下鉄 名城線西高蔵駅から徒歩5分

申込連絡先：名古屋工業大学 企画広報チーム あて

(F a x) 052-735-5009

(E-mail) Kentry@adm.nitech.ac.jp

添付ファイル：リーフレット

シンポジウム概要

「いつまでも消えない東海・南海・東海地震」この提議の下に、東海地方における自治体や学術の連携等では、防災意識の向上と防災力の強化が求められている。その中で、(1)市民工学として組織づけられる土木工学・建築学は社会の安全・安心のあり方など重要な役割を果たしている。また、(2)東海・南海・東海地震の発生と東海地方が11月1日の東海・南海地震から約10年、国立大学として今後行っていくべき役割は変わらぬ。という観点から、この地域の大学研究者と市民とが関わりあう、さらには一般市民が防災意識を高めることが強く期待されている。

東海・南海・東海地震の発生と東海地方(名古屋工業大学・名古屋大学・名古屋科学大学・岐阜大学・国立大学の土木工学・建築学の連携が推進し、東海・南海・東海地震に立ち向かうための組織と役割をわかりやすく解説し、社会基盤に携わる防災・建築・土木・建築、一般市民とどうにか防災意識を高める。

名古屋科学大学
Nagoya Science University
〒466-8601 名古屋市中区
TEL:052-733-1111 FAX:052-733-1112

名古屋工業大学
Nagoya Institute of Technology
〒466-8657 名古屋市中区
TEL:052-733-1111 FAX:052-733-1112

名古屋大学
Nagoya University
〒466-8601 名古屋市中区
TEL:052-733-1111 FAX:052-733-1112

岐阜大学
Gifu University
〒501-8505 岐阜市
TEL:057-231-1111 FAX:057-231-1112

名古屋工業大学・名古屋大学・名古屋科学大学
Tel:052-733-1111 Fax:052-733-1112
E-mail:tokai@nitech.ac.jp

防災・日本科学シンポジウム

東海3県の国立大学が社会に向けて提言する巨大地震対策

11/20
13:00-17:30
名古屋国際会議場
レセプションホール
400名

講演者プロフィール

- 氏名: 佐藤 孝
- 所属: 名古屋大学 工学部 建築学系
- 職名: 教授
- 経歴: 1981年名古屋大学工学部建築学系卒業、1983年同大学大学院工学研究科建築学専攻修士課程修了、1985年同大学大学院工学研究科建築学専攻博士課程修了、1986年同大学工学部建築学系助教授、1991年同大学工学部建築学系教授、1995年同大学工学部建築学系学長、1999年同大学工学部建築学系学長、2003年同大学工学部建築学系学長、2007年同大学工学部建築学系学長、2011年同大学工学部建築学系学長、2015年同大学工学部建築学系学長、2019年同大学工学部建築学系学長、2023年同大学工学部建築学系学長、2027年同大学工学部建築学系学長、2031年同大学工学部建築学系学長、2035年同大学工学部建築学系学長、2039年同大学工学部建築学系学長、2043年同大学工学部建築学系学長、2047年同大学工学部建築学系学長、2051年同大学工学部建築学系学長、2055年同大学工学部建築学系学長、2059年同大学工学部建築学系学長、2063年同大学工学部建築学系学長、2067年同大学工学部建築学系学長、2071年同大学工学部建築学系学長、2075年同大学工学部建築学系学長、2079年同大学工学部建築学系学長、2083年同大学工学部建築学系学長、2087年同大学工学部建築学系学長、2091年同大学工学部建築学系学長、2095年同大学工学部建築学系学長、2099年同大学工学部建築学系学長、2103年同大学工学部建築学系学長、2107年同大学工学部建築学系学長、2111年同大学工学部建築学系学長、2115年同大学工学部建築学系学長、2119年同大学工学部建築学系学長、2123年同大学工学部建築学系学長、2127年同大学工学部建築学系学長、2131年同大学工学部建築学系学長、2135年同大学工学部建築学系学長、2139年同大学工学部建築学系学長、2143年同大学工学部建築学系学長、2147年同大学工学部建築学系学長、2151年同大学工学部建築学系学長、2155年同大学工学部建築学系学長、2159年同大学工学部建築学系学長、2163年同大学工学部建築学系学長、2167年同大学工学部建築学系学長、2171年同大学工学部建築学系学長、2175年同大学工学部建築学系学長、2179年同大学工学部建築学系学長、2183年同大学工学部建築学系学長、2187年同大学工学部建築学系学長、2191年同大学工学部建築学系学長、2195年同大学工学部建築学系学長、2199年同大学工学部建築学系学長、2203年同大学工学部建築学系学長、2207年同大学工学部建築学系学長、2211年同大学工学部建築学系学長、2215年同大学工学部建築学系学長、2219年同大学工学部建築学系学長、2223年同大学工学部建築学系学長、2227年同大学工学部建築学系学長、2231年同大学工学部建築学系学長、2235年同大学工学部建築学系学長、2239年同大学工学部建築学系学長、2243年同大学工学部建築学系学長、2247年同大学工学部建築学系学長、2251年同大学工学部建築学系学長、2255年同大学工学部建築学系学長、2259年同大学工学部建築学系学長、2263年同大学工学部建築学系学長、2267年同大学工学部建築学系学長、2271年同大学工学部建築学系学長、2275年同大学工学部建築学系学長、2279年同大学工学部建築学系学長、2283年同大学工学部建築学系学長、2287年同大学工学部建築学系学長、2291年同大学工学部建築学系学長、2295年同大学工学部建築学系学長、2299年同大学工学部建築学系学長、2303年同大学工学部建築学系学長、2307年同大学工学部建築学系学長、2311年同大学工学部建築学系学長、2315年同大学工学部建築学系学長、2319年同大学工学部建築学系学長、2323年同大学工学部建築学系学長、2327年同大学工学部建築学系学長、2331年同大学工学部建築学系学長、2335年同大学工学部建築学系学長、2339年同大学工学部建築学系学長、2343年同大学工学部建築学系学長、2347年同大学工学部建築学系学長、2351年同大学工学部建築学系学長、2355年同大学工学部建築学系学長、2359年同大学工学部建築学系学長、2363年同大学工学部建築学系学長、2367年同大学工学部建築学系学長、2371年同大学工学部建築学系学長、2375年同大学工学部建築学系学長、2379年同大学工学部建築学系学長、2383年同大学工学部建築学系学長、2387年同大学工学部建築学系学長、2391年同大学工学部建築学系学長、2395年同大学工学部建築学系学長、2399年同大学工学部建築学系学長、2403年同大学工学部建築学系学長、2407年同大学工学部建築学系学長、2411年同大学工学部建築学系学長、2415年同大学工学部建築学系学長、2419年同大学工学部建築学系学長、2423年同大学工学部建築学系学長、2427年同大学工学部建築学系学長、2431年同大学工学部建築学系学長、2435年同大学工学部建築学系学長、2439年同大学工学部建築学系学長、2443年同大学工学部建築学系学長、2447年同大学工学部建築学系学長、2451年同大学工学部建築学系学長、2455年同大学工学部建築学系学長、2459年同大学工学部建築学系学長、2463年同大学工学部建築学系学長、2467年同大学工学部建築学系学長、2471年同大学工学部建築学系学長、2475年同大学工学部建築学系学長、2479年同大学工学部建築学系学長、2483年同大学工学部建築学系学長、2487年同大学工学部建築学系学長、2491年同大学工学部建築学系学長、2495年同大学工学部建築学系学長、2499年同大学工学部建築学系学長、2503年同大学工学部建築学系学長、2507年同大学工学部建築学系学長、2511年同大学工学部建築学系学長、2515年同大学工学部建築学系学長、2519年同大学工学部建築学系学長、2523年同大学工学部建築学系学長、2527年同大学工学部建築学系学長、2531年同大学工学部建築学系学長、2535年同大学工学部建築学系学長、2539年同大学工学部建築学系学長、2543年同大学工学部建築学系学長、2547年同大学工学部建築学系学長、2551年同大学工学部建築学系学長、2555年同大学工学部建築学系学長、2559年同大学工学部建築学系学長、2563年同大学工学部建築学系学長、2567年同大学工学部建築学系学長、2571年同大学工学部建築学系学長、2575年同大学工学部建築学系学長、2579年同大学工学部建築学系学長、2583年同大学工学部建築学系学長、2587年同大学工学部建築学系学長、2591年同大学工学部建築学系学長、2595年同大学工学部建築学系学長、2599年同大学工学部建築学系学長、2603年同大学工学部建築学系学長、2607年同大学工学部建築学系学長、2611年同大学工学部建築学系学長、2615年同大学工学部建築学系学長、2619年同大学工学部建築学系学長、2623年同大学工学部建築学系学長、2627年同大学工学部建築学系学長、2631年同大学工学部建築学系学長、2635年同大学工学部建築学系学長、2639年同大学工学部建築学系学長、2643年同大学工学部建築学系学長、2647年同大学工学部建築学系学長、2651年同大学工学部建築学系学長、2655年同大学工学部建築学系学長、2659年同大学工学部建築学系学長、2663年同大学工学部建築学系学長、2667年同大学工学部建築学系学長、2671年同大学工学部建築学系学長、2675年同大学工学部建築学系学長、2679年同大学工学部建築学系学長、2683年同大学工学部建築学系学長、2687年同大学工学部建築学系学長、2691年同大学工学部建築学系学長、2695年同大学工学部建築学系学長、2699年同大学工学部建築学系学長、2703年同大学工学部建築学系学長、2707年同大学工学部建築学系学長、2711年同大学工学部建築学系学長、2715年同大学工学部建築学系学長、2719年同大学工学部建築学系学長、2723年同大学工学部建築学系学長、2727年同大学工学部建築学系学長、2731年同大学工学部建築学系学長、2735年同大学工学部建築学系学長、2739年同大学工学部建築学系学長、2743年同大学工学部建築学系学長、2747年同大学工学部建築学系学長、2751年同大学工学部建築学系学長、2755年同大学工学部建築学系学長、2759年同大学工学部建築学系学長、2763年同大学工学部建築学系学長、2767年同大学工学

・No.5(H24. 2. 15)

施工パッケージ型積算方法(仮称)の試行導入について

発注者協議会 情報提供メール

発注者協議会メンバーの皆様

いつもお世話になっております。
また、遅い時間に申し訳ありません。
標記について、本日本省で別添資料の記者発表が行われましたので情報
ます。
宜しくお願いいたします。

【添付資料】

本省記者発表資料1式(pdf)

【本省HP】

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000174.htm

【問合せ先】

技術管理課 建設専門官 桑
基準一係長 横井
担当 松本
Tel : 052-953-8131

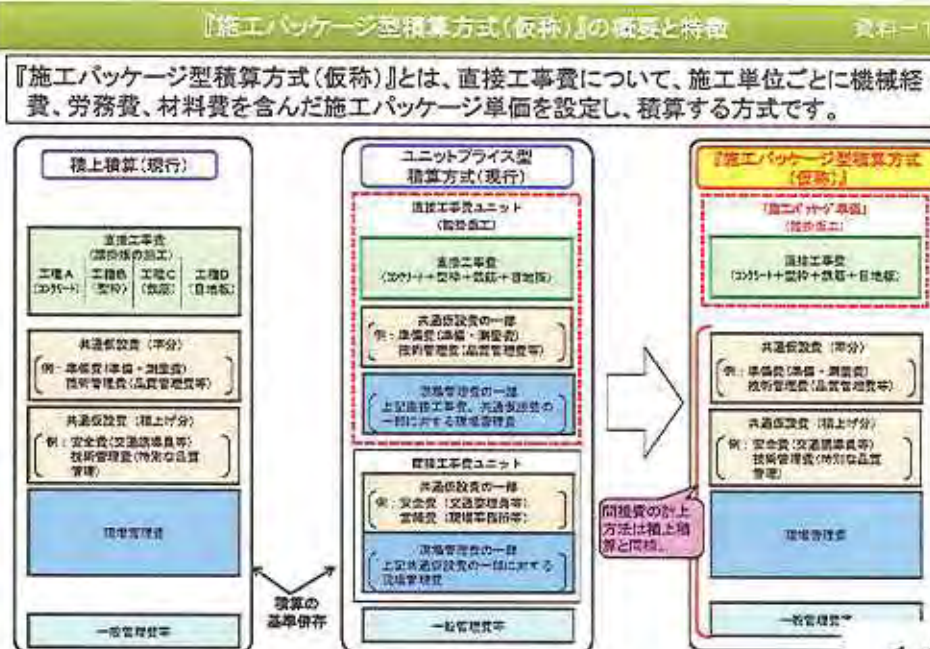
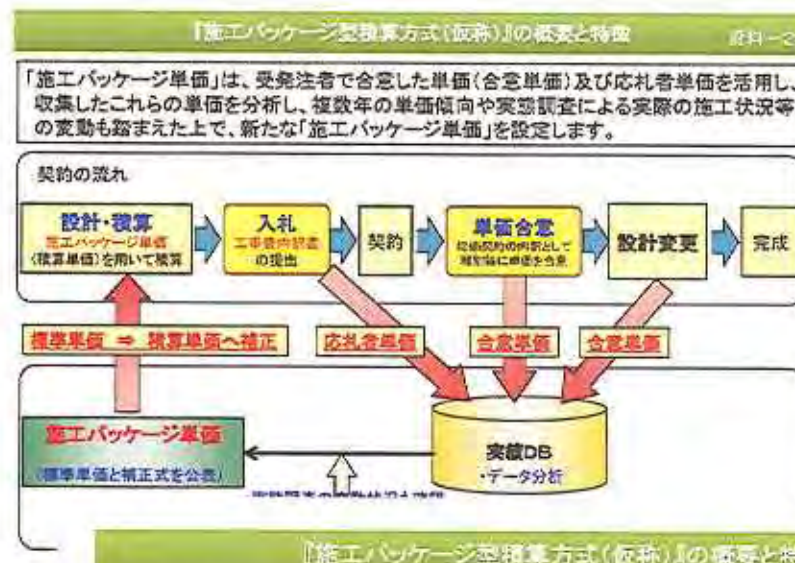


『施工パッケージ型積算方式(仮称)』の試行導入について

国土交通省では、発注者間の発注力の均等化を図るとして「ユニットプライス型積算方式」を平成16年度より一部の工事種目で試行してまいりましたが、当該積算方式において、詳細な見積りを行うことが困難な場合があります。

※施工パッケージ型積算方式(仮称)の概要
- 直接工事費の積算を単位工(例: 掘削、埋戻し等)の1つの「施工パッケージ単価」で行います。
- 共通費(管理費、材料費等)及び一般管理費は、従来の「積算方式」の積算方法と同等の方式で行います。
- 「施工パッケージ単価」は発注者との合意に基づき、発注者の単価の4割(例: 発注者の単価が100円の場合、40円)を基礎として設定します。
- 発注者は、発注者の単価の4割(例: 発注者の単価が100円の場合、40円)を基礎として設定します。

※導入の経緯
- 平成24年9月1日より導入の工事種目として、「施工パッケージ単価」を用いた積算方式の試行を開始します。
- 平成24年度の「施工パッケージ単価」は、ユニットプライス型積算方式の積算方式と同等の方式で行います。
- 平成24年度は、発注者の単価の4割(例: 発注者の単価が100円の場合、40円)を基礎として設定します。
- 平成24年4月1日より導入の工事種目として、「施工パッケージ単価」を用いた積算方式の試行を開始します。



建設生産システムの適正化に向けた取組に関する自己評価（関連資料）

■ 自己評価指標

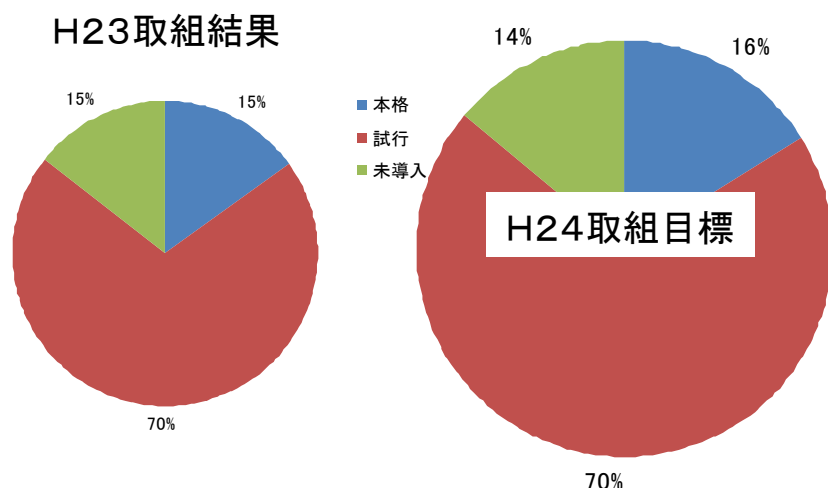
・中部ブロック発注者協議会の取組に対して、各事項毎に主要な取組みを自己評価指標とする

取組名称	自己評価指標
○公共工事の品質確保対策に関する取組み	
・総合評価落札方式の普及促進	1(1) 総合評価落札方式の導入状況(工事)
・工事管理、工事検査、工事成績評定に関する技術力向上と情報共有	1(2) 工事成績評定の実施状況
・公共工事施工の安全対策の強化	1(3) 公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備促進状況
○公共工事の円滑な執行に関する取組み	
・公共工事発注情報の共有化	2(1) 予定価格の事後公表への移行状況
・受発注者間の工事情報共有	2(2) 受発注者間の工事情報の共有状況
・資材の単価、需給動向に関する情報共有	2(3) 資材価格、需給動向に関する情報共有状況
・設計変更の更なる適正化	2(4) 設計変更ガイドライン・指針の整備状況
○地域を支える建設生産システムの向上に関する取組み	
・建設ICT・新技術の普及促進	3(1) 建設ICTの導入状況
・建設企業の施工能力、信頼性、地域貢献度の適切な評価	3(2) 地域貢献の評価状況
・建設施工に関する受発注者からの課題に対する迅速な対処	3(3) ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況
・地元優良企業の育成	3(4) 低入札価格調査基準価格の見直し状況

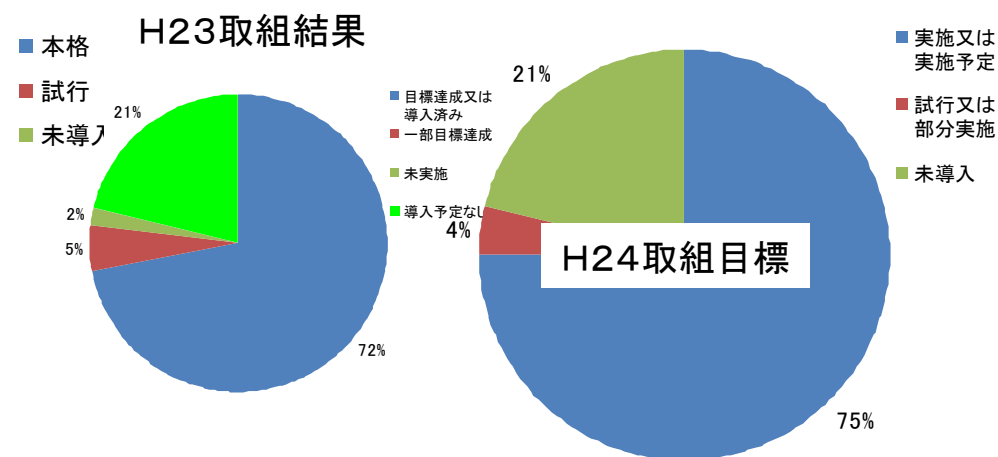
自己評価速報－ 1

○公共工事の品質確保対策に関する取り組み

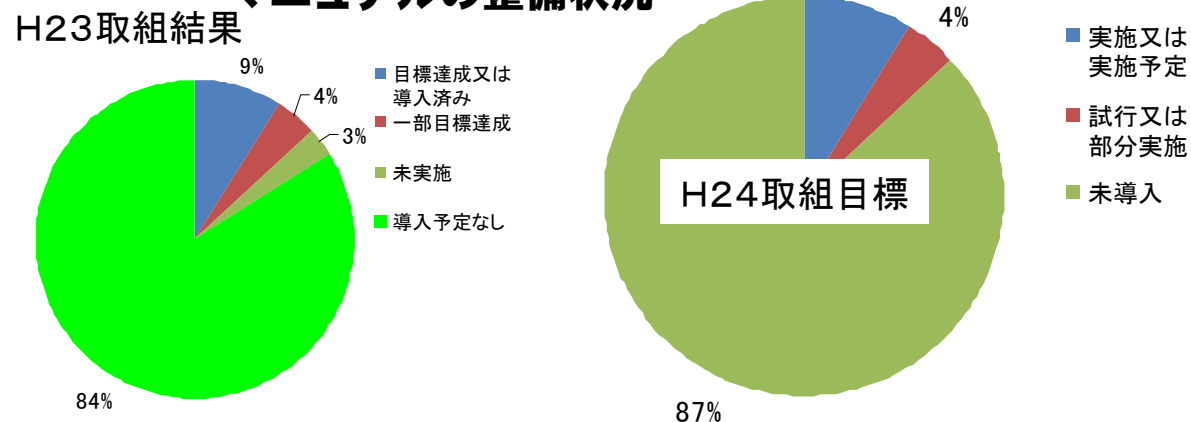
総合評価導入状況



工事成績評定に関する実施目標の達成状況



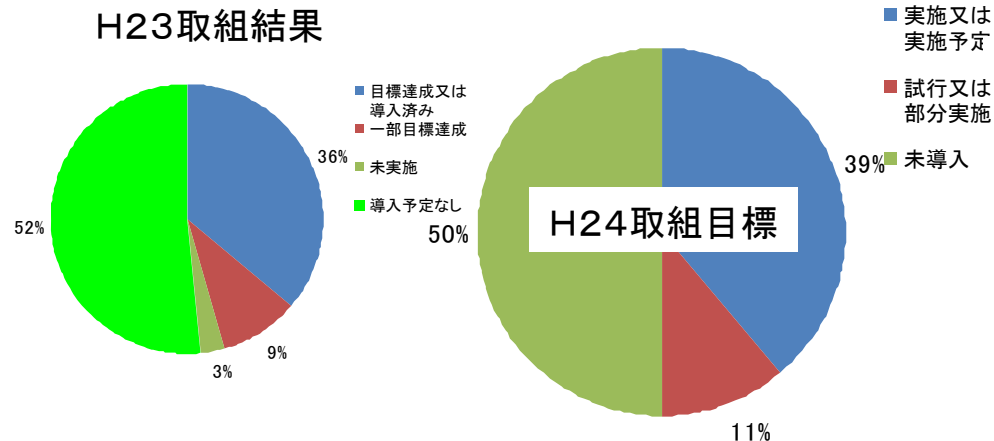
公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況



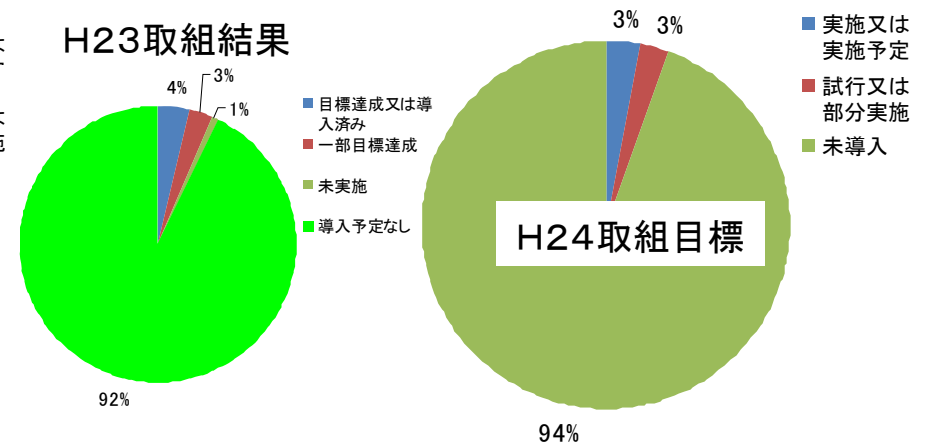
自己評価速報－ 2

○公共工事の円滑な執行に関する取り組み

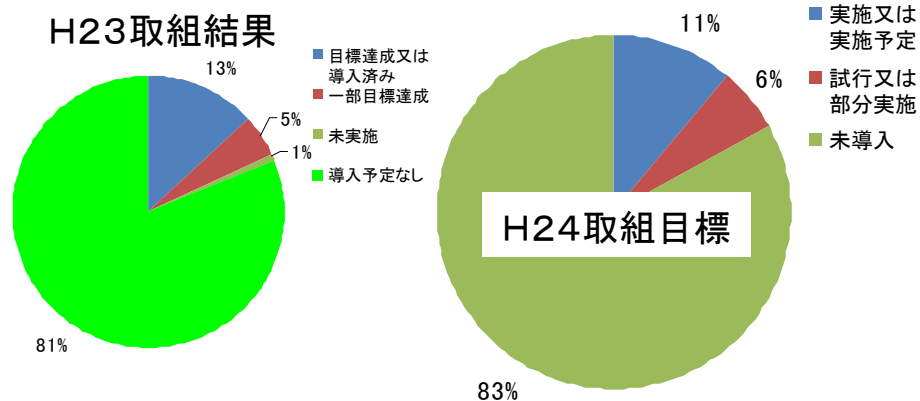
予定価格の事後公表への移行



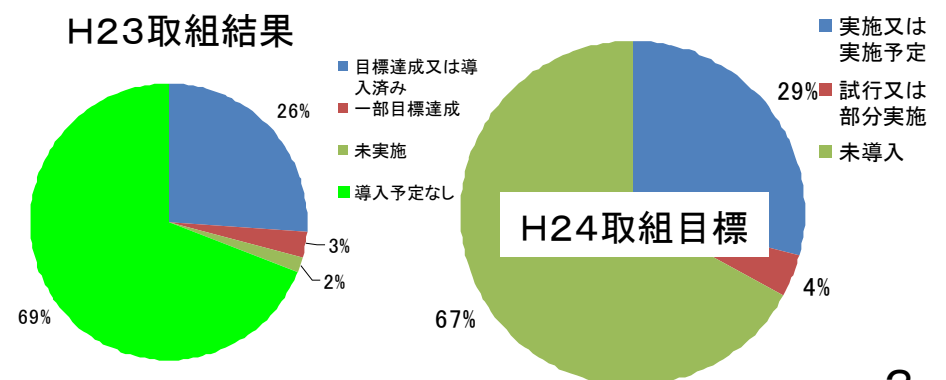
受発注者間の工事情報の共有状況



資材価格、需給動向に関する情報共有状況



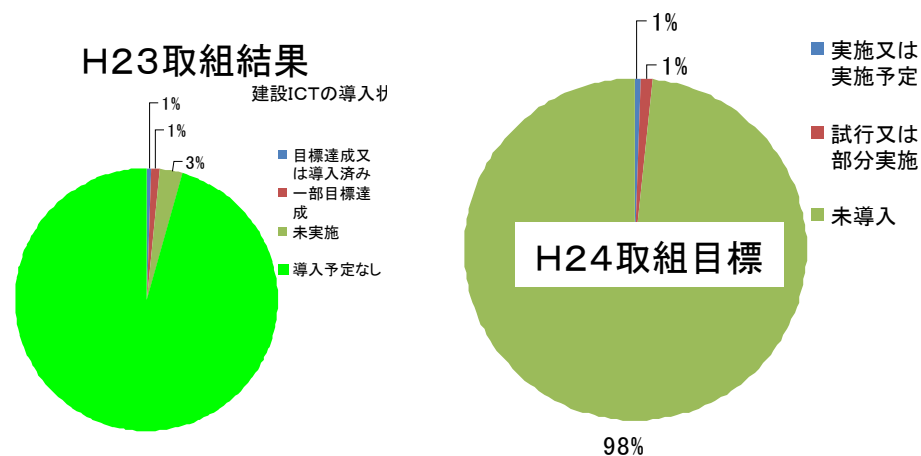
設計変更ガイドライン・指針の整備状況



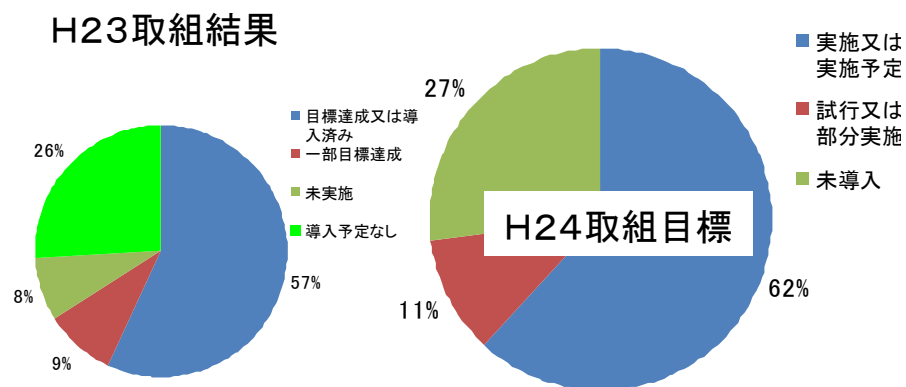
自己評価速報－ 3

○地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み

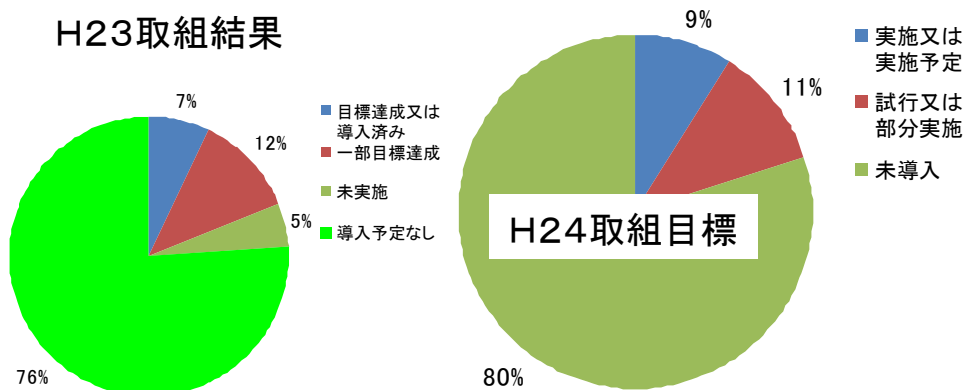
建設ICTの導入状況



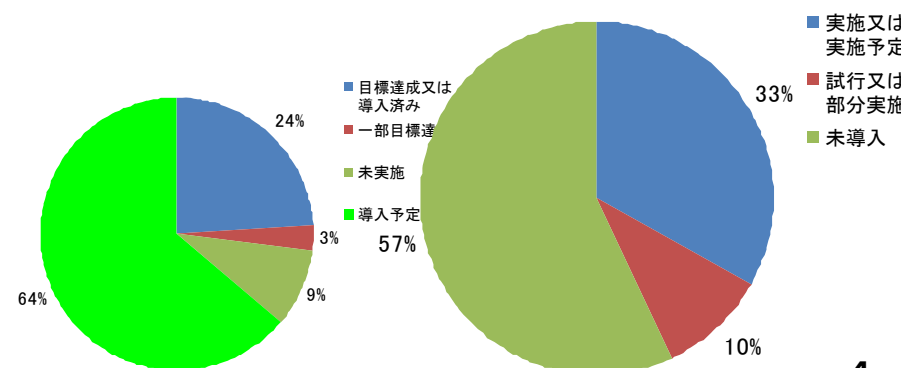
地域貢献の評価状況



ワンデーレスポンスや三者会議の導入状況



低入札価格調査基準価格の見直し状況



建設生産システムの適正化に向けた取組に関する自己評価について
(H23年度実績及びH24年度実施目標)

実施目標段階での凡例

記号	内容	説明
◎	実施済み	過年度より全面的に実施済みであり、当該年度にも継続して実施予定の場合
○	実施予定(実施検討含む)	1.過年度に実施が無く、当該年度より全面的に実施予定の場合 2.過年度に一部実施済みであり、当該年度より全面実施の場合
●	一部実施予定(一部実施検討含む)	当該年度に一部のみ実施予定の場合に選択(過年度に実施されておらず、当該年度より一部実施の場合含む)※注②参照
■	実施予定なし	当該年度に実施する予定が無い場合に選択
—	非公表	公開されていない場合に選択

注①) 年度途中で、目標を変更した場合は、目標変更欄にて適切な凡例に変更する。

注②一部実施予定の考え方
・〇〇万円／件以上の工事「原則全て」等、対象工事全件に適用する場合→「○:実施予定」
・〇〇万円／件以上の工事の内〇〇件程度等、一部案件に適用する場合→「●:一部実施予定」
・年度の途中より実施する場合→「■:一部実施予定」

達成状況段階での凡例

記号	内容	説明
○	達成	目標が全て達成された場合に選択
●	一部達成	目標の一部が達成された場合に選択(目標時に実施予定無し、非公表以外を選択した場合)
■	実施なし	1.実施目標で実施なしを選択した場合 2.当初目標を変更し、実施なしとした場合や目標を設定したが実施できなかった場合
—	非公表	公開されていない場合に選択

※年度途中で目標が変更となった場合は、変更となった目標に対する達成状況を選択

※実施目標と達成状況の関係

目標		選択した目標に対する達成状況
◎	実施済み	○(達成):選択した目標に対し十分な成果となった場合 ●(一部達成):選択した目標に対し十分な成果とならなかった場合
○	実施予定(実施検討含む)	○(達成):選択した目標に対し十分な成果となった場合 ●(一部達成):選択した目標に対し十分な成果とならなかった場合
●	一部実施予定(一部実施検討含む)	○(達成):選択した目標に対し十分な成果となった場合 ●(一部達成):選択した目標に対し十分な成果とならなかった場合
■	実施予定なし	■(実施なし) 1.当初目標に実施なしを選択した場合 2.当初目標を変更し、実施なしとした場合や目標を設定したが実施できなかった場合
—	非公表	— 非公表

※年度途中で目標が変更となった場合は、変更となった目標に対する達成状況を選択

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表

<項目:1(1)総合評価落札方式の導入状況(工事)>

注)全工事件数は各機関の全ての工事件数を記載して下さい。(随意契約等含む。)

組織名	公共工事の入札方式 (平成23年4月1日現在)	平成23年度 目標			目標の変更 適用基準の変更	平成23年度 実績					平成24年度 目標				
		全工 事 件 数 (件)	左記 件数の内、総合 評価適用工事 件数 (件)	平成23年度総合 評価落札方式の 適用基準		平成23年度実績段階 総合評価の導入状況		全工 事 件 数 (件)	左記 件数の内、総合 評価適用工事 件数 (件)	備考	平成24年度目標段階 総合評価の導入状況		全工 事 件 数 (件)	左記 件数の内、総合 評価適用工事 件数 (件)	平成24年度総合 評価落札方式の 適用基準
						開始 年次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導入 (■)				開始 年次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導入 (■)			
警察庁中部管区警察局	一般競争入札 250万円以上	20	0	未導入			■	28	0			■	30	0	
警察庁中部管区警察学校	一般競争入札 250万円超	1	0	実施予定なし			■	1	0			■	1	0	実施予定なし
財務省東海財務局	一般競争入札 予定価格250万円を超えるもの	20	0	PFI方式による宿舎整備事業		H15	○	16	0	適用基準に該当する事案なし	H15	○	16	0	PFI方式による宿舎整備事業
財務省名古屋税関	一般競争入札	21	0	-	なし	-	■	23	0		-	■	15	0	
国税庁名古屋国税局		-	0	-	-	-	■	40	0	-	-	■	未定	0	-
厚生労働省東海北陸厚生局	最低価格落札方式	2	0	導入予定なし			■	2	0			■	0	0	
厚生労働省岐阜労働局		98	0				■	100	0			■	100	0	
厚生労働省静岡労働局		8	0	導入予定なし			■	83	0			■	2	0	導入予定なし
厚生労働省愛知労働局		185	0	未導入			■	145	0			■	145	0	導入予定なし
厚生労働省三重労働局		—	0		なし		■	0	0			■	0	0	なし
農林水産省東海農政局	原則として全て一般競争入札	27	27	原則として全て総合評価落札方式		H18	○	34	34		H18	○	26	26	原則として全て総合評価落札方式
林野庁中部森林管理局		41	37	本格導入 1000万円以上		H20	○	194	184		H20	○	122	109	予定価格1,000万円以上
経済産業省中部経済産業局	一般競争入札 250万円以上	0	0	未導入(該当工事なし)			■	0	0	該当工事なし		■	0	0	該当工事なし
国土交通省中部地方整備局	原則として全て一般競争入札	750 (4/1現在)	原則として 全て総合評価	本格導入 金額基準を設定していない。		H12	○	1338	1279	緊急随意契約を除き全て総合評価落札方式	H12	○	935	935	本格導入。金額基準を設定していない。原則として全て総合評価落札方式
国土交通省中部運輸局	一般競争入札 250万円以上	2	0	未導入			■	8	0			■	5	0	
海上保安庁第四管区海上保安本部		17	0	-	-	-	■	17	0		-	■	20	0	-
環境省中部地方環境事務所		3	0	6000万円以上		H18	○	4	0		H18	○	3	0	6000万円以上
岐阜県	予定価格8千万円以上は原則全て 予定価格1千万円以上8千万円未満は一般競争入札と指名競争入札の併用	—	—	予定価格8千万円以上は原則すべて 予定価格1千万円以上8千万円未満は一般競争入札案件のうち、90% (公共建築住宅課を除く)		H18	△	1,817	588	「工事件数」は、農政部、林政部、果土整備部、都市建設部の発注件数(H24.4.1での速報値)	H18	△	—	—	予定価格8千万円以上は原則すべて 予定価格1千万円以上8千万円未満は一般競争入札案件のうち、90% (公共建築住宅課を除く)
静岡県	1,000万円以上は原則一般競争入札	—	500	1,000万円以上を対象とし、予定価格5,000万円以上は原則実施	無	H15	○	3608	601		H15	○	—	700	1,000万円以上を対象とし、予定価格5,000万円以上は原則実施

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表
<項目：1(1)総合評価落札方式の導入状況(工事)>

組織名	公共工事の入札方式 (平成23年4月1日現在)	平成23年度 目標		目標の変更 適用基準の変更	平成23年度 実績				備考	平成24年度 目標				
		全工 事件数 (件)	左記件数の内、総合 評価適用工事事件数 (件)		平成23年度実績段階 総合評価の導入状況		全工 事件数 (件)	左記件数の内、総合 評価適用工事事件数 (件)		平成24年度目標段階 総合評価の導入状況		全工 事件数 (件)	左記件数の内、総合 評価適用工事事件数 (件)	平成24年度総合 評価落札方式の 適用基準
		開始 年次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導入 (■)							開始 年次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導入 (■)			
愛知県(建設部、農林水産部、企業庁)	一般競争入札は5,000万円以上の全てと、1,000～5,000万円の5割程度	—	—		H16	△	3161	913	建設部:738 農林水産部:147 企業庁:28	H16	△	建設部:未定 農林水産部:未定 企業庁:140	建設部:未定 農林水産部:未定 企業庁:40	建設部:一般競争入札のうち、5,000万円以上は全て、1,000～5,000万円は簡易な工事以外に適用 企業庁:一般競争入札のうち、5,000万円以上は全て、1,000～5,000万円は抽出 企業庁:1,000万円以上から抽出試行
三重県	一般競争入札		300	土木一式:5,000万円以上 舗装・法面・橋梁上部工・海洋土木:予定価格3,000万円以上 建築(新築・増築・改築):予定価格1億円以上 上記以外:予定価格7,000万円以上	H16	△	1842	274	土木一式:5,000万円以上 舗装・法面・橋梁上部工・海洋土木:予定価格3,000万円以上 建築(新築・増築・改築):予定価格1億円以上 上記以外:予定価格7,000万円以上	H16	△		300	土木一式:5,000万円以上 舗装・法面・橋梁上部工・海洋土木:予定価格3,000万円以上 建築(新築・増築・改築):予定価格1億円以上 上記以外:予定価格7,000万円以上
静岡市		1000	160	2500万円以上の50%	H18	△	1007	179		H18	○	1050	200	土木一式工事:4000万円以上 建築一式工事:8000万円以上 その他の工種:2500万円以上
浜松市	1000万円以上は原則一般競争入札	740	79	一般競争入札で1000万円以上の工事の内23%を目標とし、5,000万円以上の工事は原則として総合評価落札方式とする。	H18	○	1217	87		H18	○	600	80	一般競争入札で1000万円以上の工事の内23%を目標とし、4,000万円以上の工事は原則として総合評価落札方式とする。
名古屋市			H22年度並み	1,000万円以上の工事から選択	H18	○	2,887	436	全工事件数は3月末速報値	H18	○		H23年度並み	1,000万円以上の工事から選択
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	250万円以上の工事「原則全て」	—	—	250万円以上の工事「原則全て」	H21	○	未公表	未公表	HP掲載準備中	H21	○	弊社HPに掲載	弊社HPに掲載	250万円以上の工事「原則全て」
(独)都市再生機構中部支社		16	9	概ね1億円以上(工事種別による)	一部H18	○	11	11	一部△あり	一部H18	○	10	10	概ね1億円以上(工事種別による)
(独)日本原子力研究開発機構東海地科学センター		2	2	2億円以上	H19	△	3	2		H19	△	0	0	H23.4 公契連モデル
(独)水資源機構中部支社	一般競争入札原則250万円以上(電気・機械以外は6,000万円以上)	123	33	6,000万円以上の工事において原則実施	H22	○	151	31		H22	○	107	21	6,000万円以上の工事において原則実施
岐阜県道路公社		6	0	試行導入(金額基準を設定していない。)										
静岡県道路公社		22	0			■	23	0			■	21	0	
愛知県道路公社	原則として設計金額5,000万円以上が一般競争入札	44	7	5,000万円以上を目安に抽出	H20	△	32	6		H20	△	45	6	5,000万円以上を目安に抽出
三重県道路公社		1	0	三重県準拠	H17	△	1	0		H17	△	2	0	
名古屋高速道路公社		40	発注件数の80%を目標	原則、一般競争入札1,000万円を超える工事	H18	△	39	32	目標達成 試行導入としているが、全工事件数の内、総合評価落札方式を適用できる工事は全て適用としている。	H18	△	45	発注件数の80%を目標	原則、一般競争入札1,000万円を超える工事
名古屋港管理組合		65	15	金額基準を設定していない	—	H21	△	77	14	H21	△	80	未定	平成24年7月から予定価格1千万円以上かつ簡易な工事以外は、総合評価適用予定
四日市港管理組合	一般競争入札	20	7	土木一式:5,000万円以上 舗装・法面・橋梁上部工・海洋土木:予定価格3,000万円以上 建築(新築・増築・改築):予定価格1億円以上 上記以外:予定価格7,000万円以上	H19	△	23	6		H19	△	20	6	
日本下水道事業団東海総合事務所		70	33	予定価格5000万円以上の工事	H18	△	66	21		H18	△	64	32	予定価格土建:3.5億円、機電1億円以上の工事

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

<項目:1(1)総合評価落札方式の導入状況(工事)>

組織名	公共工事の入札方式 (平成23年4月1日現在)	平成23年度 目標		平成23年度総合 評価落札方式の 適用基準	目標の変更 適用基準の 変更	平成23年度 実績					平成24年度 目標				
		全工 事 件 数 (件)	左 記 件 数 の内、総合 評価適用工 事 件 数 (件)			平成23年度実績段階 総合評価の導入状況		全工 事 件 数 (件)	左 記 件 数 の内、総合 評価適用工 事 件 数 (件)	備考	平成24年度目標段階 総合評価の導入状況		全工 事 件 数 (件)	左 記 件 数 の内、総合 評価適用工 事 件 数 (件)	平成24年度総合 評価落札方式の 適用基準
						開始 年 次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導 入(■)				開始 年 次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導 入(■)			
岐阜市	一般競争入札 設計金 額2,500万円以上を 本格実施、2,500万円 未満から1千万円以上 については、抽出し施 行を実施(土木・舗装工 事は2千万円以上すべ て、1千万円以上につ いては一部抽出実施)	700	75	1 設計金額1億円 以上については、原 則全て試行実施(簡 易型・標準型) 2 設計金額1億円 未満については、抽 出して実施(特別簡 易型) ・建築工事は5,0 00万円以上から抽 出 ・それ以外の工事 は2,500万円以上 から抽出	なし	H18	△	819	88	全工事件数の内 訳 本庁分603件 上下水道分 件 総合評価件数の 内訳 本庁分 件 上下水道分 件	H18	△	700	90	1 設計金額1億円 以上については、原 則全て試行実施(簡 易型・標準型) 2 設計金額1億円 未満については、抽 出して実施(特別簡 易型) ・建築工事は5,0 00万円以上から抽 出 ・それ以外の工事 は2,500万円以上 から抽出
大垣市	一般競争入札 原則として1,000万円以 上	800	3	試行導入 金額基準を設定 していない		H19	△	940	3		H19	△	800	3	試行導入 金額基準を設定 していない
高山市	一般競争入札 500万円以上	246	20	特別簡易型 3000万円以上		H23	○	394	27		H23	○	187	20	特別簡易型 3000万円以上
多治見市	一般競争入札 1.5億円以上の土木工 事等	200	5	試行導入 3000万円未満		H19	△	299	5		H19	△	200	未定	未定
関市	ほとんどを指名競争で 実施	240	3	指名業者選考委 員会での選定に よる		H22	○	363	3		H22	○	330	3	指名業者選考委 員会での選定に よる
中津川市	指名競争入札	－	3	試行導入 金額の基準を設 定しない		H19	△	275	1		H19	△	250	2	試行導入 金額の基準を設 定しない
美濃市	一般競争入札:5億円以 上(試行要綱:5,000万 円以上)	50	未定	試行導入 金額基準を設定 をしていない		H19	△	134	0		H19	△	100	未定	試行導入 金額基準を設定 をしていない
瑞浪市	一般競争入札 1億円以上	－	4	試行導入 金額を設定して いない		H19	△	186	4		H19	△	180	3	試行導入 金額を設定して いない
羽島市	一般競争入札:1.5億円以 上事後審査型一般競争入札 :1,000万円以上を対象に抽出 して実施	200	3	金額基準を設定 していない		H19	△	193	3	金額基準を設定 していない	H19	△	200	3	金額基準を設定 していない
恵那市	6千万円以下(建築は6千5 百万円以下)は制限付き一 般競争入札 上記以外は指名競争入札	200	2	試行導入、 適用基準無し		H19	△	685	1		H19	△	600	1	試行導入 適用基準無し
美濃加茂市	設計金額1,5億円以上 は一般競争入札。設計 金額2千万円以上は一 般競争入札又は指名競 争入札。	－	未定	予定価格2千万 円以上の工事を 対象に指名委員 会において決定		H22	○	75	2	工事件数は予定 価格250万円以 上の工事	H22	○	－	未定	予定価格2千万 円以上の工事を 対象に指名委員 会において決定
土岐市	原則として 全て指名競争入札	70	1	試行導入 金額基準を設定 していない		H19	△	116	1		H19	△	116	1	試行導入 金額基準を設定 していない
各務原市	一般競争入札 土木工事、建築工事: 1億5千万円以上 その他の工事:3億以上	－	3	試行導入 (金額基準を設 定していない。)		H19	△	322	3		H19	△	－	3	試行導入 (金額基準を設 定していない)
可児市	一般競争入札 1000万以上	130	3	基準なし		H19	△	121	1		H19	△	120	2	基準なし
山県市	土木7億以上・建築10 億以上・電気設備・機械 設備5億以上が原則一 般競争入札	82	1	試行導入 (金額の設定な し)		H20	△	106	1		H20	△	106	1	試行導入 (金額の設定な し)
瑞穂市	一般競争入札 2,000万円以上	42	1	金額基準を設定 していない		H19	△	304	1		H19	△	168	1	金額基準を設定 していない
飛騨市	一般競争入札 800万円以上	70	5	800万円以上の 補助事業かつ工 種が舗装工事		H19	△	210	5		H19	△	150	5	800万円以上の 補助事業かつ工 種が舗装工事
本巣市	一般競争入札 1,000万円以上	119	8	1,000万円以上		H19	△	178	1		H19	△	170	4	
郡上市	5千万円以上 一般競争入札	250	5	試行導入 金額基準を設定 していない		H19	△	494	5		H19	△	300	5	試行導入 金額基準を設定 していない
下呂市	一般競争入札 1億円 以上 一般・指名併用5 00万円以上指名競争 入札 130万円以上	100	3	130万円以上		H19	△	203	1		H19	△	150	3	試行導入 3件 130万円以上
海津市	一般競争入札 1,000万円以上	50	1～2	1,000万円以上		H19	○	152	0		H19	○	100	1	1000万円以上
岐南町	一般競争入札 1,000万円以上	45	1	試行導入 金額基準を設定 していない		H19	△	37	1		H19	△	37	1	試行導入 金額基準を設定 していない

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

<項目:1(1)総合評価落札方式の導入状況(工事)>

組織名	公共工事の入札方式 (平成23年4月1日現在)	平成23年度 目標			目標の変更 適用基準の変更	平成23年度 実績					平成24年度 目標				
		全工 (件) 事件数	左記 件数の内、総合 評価適用工事 (件) 事件数	平成23年度総合 評価落札方式の 適用基準		開始 年次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導 入(■)	全工 (件) 事件数	左 記 件数の内、 総合 評価適用工 事事件数	備考	平成24年度目標段階 総合評価の導入状況		全工 (件) 事件数	左記 件数の内、 総合 評価適用工 事事件数	平成24年度総合 評価落札方式の 適用基準
											開始 年次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導 入(■)			
下呂市	一般競争入札 1億円以上・一般・指名併用500万円以上指名競争入札 130万円以上	100	3	130万円以上		H19	△	203	1		H19	△	150	3	試行導入 3件 130万円以上
海津市	一般競争入札 1,000万円以上	50	1～2	1,000万円以上		H19	○	152	0		H19	○	100	1	1000万円以上
岐阜市	一般競争入札 1,000万円以上	45	1	試行導入 金額基準を設定 していない		H19	△	37	1		H19	△	37	1	試行導入 金額基準を設定 していない
笠松町	一般競争入札 設計金額3億円以上 それ以外は指名競争入 札	45	1	基準なし 特別簡易型を実施 予定		H19	○	45	1		H19	○	70	1	基準なし 特別簡易型を予 定
養老町	主に指名競争入札 一般競争入札 土木工事 1億円以上 建築工事 3億円以上	120	1	試行導入 金額 基準を設定して いない		H19	△	92	1	試行導入 金額 基準を設定して いない	H19	△	110	1	試行導入 金額 基準を設定して いない
垂井町	指名競争入札。 試行にて一般競争入札 130万円以上	65	1	試行導入 130万円以上(1本 以上)		H19	△	93	0		H19	△	75	1	試行導入130万 円以上
関ヶ原町	主に指名競争入札	25	1	金額基準を設定 していない		H19	△	126	1		H19	△	100	1	金額基準を設定 していない
神戸町	5億以上：一般競争入札 5億未満：指名競争入札	50	1	適宜選定		H19	△	84	0		H19	△	50	1	適宜選定
輪之内町	主に指名競争入札	40	1	試行導入 金額基準を設定 していない		H19	△	25	0		H19	△	30	1	試行導入
安八町	指名競争入札	60	1	試行導入 金額基準を設定 をしていない		H19	△	56	0		H19	△	55	未定	試行導入 金額 基準を設定をし ていない
揖斐川町	指名競争入札	100	1	試行導入 金額基準を設定 していない		H19	△	123	0	適用案件なし	H24	△	100	1	試行導入 金額基準を設定 していない
大野町	指名競争入札	68	1	500万円以上の 町単工事		H19	△	56	0		H19	△	56	1	500万円以上の 町単工事
池田町	指名競争入札	70	1	本格導入 2千万円以上		H19	△	71	1		H19	△	60	1	本格導入 2千万円以上
北方町	主に指名競争入札	17	0	施行導入 基準の設定なし		H19	△	15	0		H19	△	17	0	施行導入 基準の設定なし
坂祝町	5,000万円以上：一般競争 入札 5,000万円以下：原則指名 競争入札	20	2	試行導入 金額を設定して いない		H19	△	70	2		H19	△	70	2	試行導入 金額を設定して いない
富加町	設計金額1,000万円以上 一般競争入札	20	1	試行導入 金額基準を設定 していない		H19	△	20	1		H19	△	20	1	試行導入 金額基準を設定 していない
川辺町	2,500万円以上 一般競争入札	30	2	2,500万円以上		H19	○	30	0		H19	○	40	2	2,500万円以上 一般競争入札
七宗町	一般競争入札 5,000万円以上	15	1	500万円以上の 工事1件を試行		H19	△	15	0		H19	△	17	1	1000万円以上の 工事1件を試行
八百津町	500万円以上 事後審査型制限付き一 般競争入札	44	1	試行導入 (2,500万円以上)		H19	△	46	0		H19	△	-	1	試行導入 (2,500万円以上)
白川町	主に指名競争入札 一般競争入札の対象 は、設計額1億円以上 の工事及び設計額が 1000万円以上で効率的 な調達が見込める工事	35	0	試行導入 一般競争入札対 象工事で、効率的 な調達が見込め るものを対象と する		H19	△	91	0	250万円以上の 工事件数	H19	△	130	0	試行導入 一般競争入札対 象工事で、効率的 な調達が見込め るものを対象と する。
東白川村	指名競争入札	15	0	一般競争入札対 象工事について 対象とする		H19	△	41	0		H19	△	20	未定	特別簡易型(試 行)
御嵩町	130万円以上 土木・建築・水道施設・ 舗装工事：一般競争入 札 その他工事：指名競争 入札	46	0	一般競争入札の うち適宜選定		H19	△	172	0		H19	△	27	0	一般競争入札の うち適宜選定
白川村	指名競争入札	18	1	試行導入 (金額件数を設 定せず、随時対 応)		H21	△	26	0		H21	△	未定	未定	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(静岡県)

<項目:1(1)総合評価落札方式の導入状況(工事)>

組織名	公共工事の入札方式 (平成23年4月1日現在)	平成23年度 目標			目標の変更 適用基準の 変更	平成23年度 実績					平成24年度 目標				
		全工 事件数 (件)	左記 件数の内、総合 評価適用工事 事件数 (件)	平成23年度総合 評価落札方式の 適用基準		平成23年度実績段階 総合評価の導入状況		全工 事件数 (件)	左記 件数の内、総合 評価適用工事 事件数 (件)	備考	平成24年度目標段階 総合評価の導入状況		全工 事件数 (件)	左記 件数の内、総合 評価適用工事 事件数 (件)	平成24年度総合 評価落札方式の 適用基準
						開始 年次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導 入(■)				開始 年次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導 入(■)			
下田市		30	2	選考委員会にて 抽出(基準なし)		H23	△	172	1		H24	△	50	1	選考委員会にて 抽出(基準なし)
東伊豆町		23	1	試行導入 (130万円以上の 工事から抽出)		H19	△	31	0		H19	△	16	1	試行導入 (130万円以上の 工事から抽出)
南伊豆町	指名競争と条件付一般 競争入札の併用	90	1	適宜選定	なし	H19	○	55	1		H19	○	70	1	未導入 該 当する工事の抽 出
河津町		15	0	適宜選定		H19	△	38	0		H19	△	17	1	適宜選定
松崎町	指名競争入札	13	0	適宜選定	なし	H21	△	13	0		H21	△	16	0	適宜選定
西伊豆町		50	1	適宜選定	無	H19	△	91	0		H19	△	66	1	適宜選定
熱海市	一般競争入札 130万 円以上	75	2	300万円以上		H20	△	80	0		H20	△	93	2	300万円以上
伊東市		170	1	適宜選定		H21	△	164	1	試行導入 金額 基準は設定して いない	H21	△		1	試行導入 金額 基準は設定して いない
沼津市		296	12	入札者が提示する 性能・機能、技 術等と入札価格 を総合的に評価 することがふさわ しいもの	なし	H19	△	293	11		H19	△	255	12	入札者が提示する 性能・機能、技 術等と入札価格 を総合的に評価 することがふさわ しいもの
三島市		150	2	適宜選定		H19	△	115	1		H19	△	103	2	適宜選定
御殿場市		117	1	適宜選定		H20	△	127	1		H20	△	119	1	適宜選定
裾野市	指名競争入札	110	2	1000万円以上		H19	△	122	1		H19	△	120	1	1000万円以上
伊豆市		120	1	1,000万円以上		H19	△	100	1		H19	△	100	1	1,000万円以上
伊豆の国市		85	1	5,000万円以上で 高度な技術が必要 な工事	なし	H19	△	90	1		H19	△	106	1	5,000万円以上で 高度な技術が必要 な工事
函南町	130万円以上、制限付き 一般競争入札、若しくは 指名競争入札	85	1	500万円を超える 制限付き一般競争 入札から適宜	変更なし	H19	△	117	2		H19	△	100	2	500万円を超える 制限付き一般競争 入札から適宜
清水町	130万円以上5,000 万円未満:指名競争入 札、 5,000万円以上:一般 競争入札	50	1	適宜選定		H19	△	48	1		H19	△	50	1	適宜選定
長泉町		100	1	適宜選定		H19	△	145	1		H19	△	100	1	試行導入のため、年1回程度字 実施
小山町		—	0			H21	△	53	0		H21	△	60	0	
富士宮市		200	5	予定価格が3,000 万円以上の土木 一式工事		H19	△	256	5		H19	△	5	200	平成23年度と同 じ
富士市		—	土木工事を 中心に全体 で25件程度	2,000万円以上の 建設工事		H18	○	500	6		H18	○	452	土木工事を 中心に全体 で20件程度	原則2,000万円以 上の建設工事
焼津市		300	1	概ね1000万円以 上の案件		H19	△	285	1		H19	△	260	5	概ね1000万円以 上の案件
藤枝市	等級指定型一般競争入 札の場合50%以上	200	12	500万円以上		H19	△	185	11		H19	△	180	12	500万円以上
島田市	一般競争入札(130万円 以上)一部指名競争入 札	200	5	適宜選定		H19	△	200	5		H19	△	200	5	試行導入 金額 基準を設定して いない
川根本町	指名競争入札、130万 円以上	80	1	適宜選定		H20	△	43	1		H20	△	40	1	施行導入 1件実 施
御前崎市		80	1	1,000万円以上		H19	△	86	1		H19	△	80	1	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(静岡県)
＜項目:1(1)総合評価落札方式の導入状況(工事)＞

組織名	公共工事の入札方式 (平成23年4月1日現在)	平成23年度 目標			目標の変更 適用基準の変更	平成23年度 実績					平成24年度 目標						
		全工事 件数 (件)	左記件数の内、総合 評価適用工事件数 (件)	平成23年度総合 評価落札方式の 適用基準		平成23年度実績段階 総合評価の導入状況		全工事 件数 (件)	左記件数の内、総合 評価適用工事件数 (件)	備考	平成24年度目標段階 総合評価の導入状況		全工事 件数 (件)	左記件数の内、総合 評価適用工事件数 (件)	平成24年度総合 評価落札方式の 適用基準		
						開始 年次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導入(■)				開始 年次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導入(■)					
牧之原市		70	1	適宜選定		H19	△	62		1	130万円以上	H19	△	60		1	130万円以上
吉田町		45	1	設計金額130万円以上の制限付き一般競争入札による一件以上の工事		H19	○	48		1		H19	○	57		3	本格導入 設計金額130万円以上
磐田市		200	10	適宜選定		H19	○	211		10		H19	○	200		15	適宜選定
掛川市	制限付き一般競争入札 1,000万円以上	250	1	適宜選定		H19	△	134		1		H19	△	200		1	
袋井市	1.5億円以上制限付き一般競争入札、1.5億円未満指名競争入札	170	10	適宜選定		H19	○	199		5		H19	○	190		10	適合工事を抽出
菊川市	指名競争入札 制限付き一般競争入札 総合評価落札方式	175	1	1,000万円以上で1件以上		H19	△	306		1		H19	△	250		1	1,000万円以上で1件以上
森町	制限付き一般競争入札 5,000万円以上 指名競争入札 130万円以上5,000万円未満	50	1	建設工事から1件		H19	○	79		1		H19	○	45		1	建設工事から1件
湖西市		100	7	試行導入、概ね3000万円以上の土木工事		H21	△	94		6		H21	△	100		6	試行導入、概ね3000万円以上の土木工事

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)
<項目:1(1)総合評価落札方式の導入状況(工事)>

組織名	公共工事の入札方式 (平成23年4月1日現在)	平成23年度 目標		平成23年度総合 評価落札方式の 適用基準	目標の変更 適用基準の 変更	平成23年度 実績					備考	平成24年度 目標				
		全 工 事 件 数 (件)	左 記 件 数 の 内、 総合 評価 適用 工事 件数 (件)			平成23年度実績段階 総合評価の導入状況		全 工 事 件 数 (件)	左 記 件 数 の 内、 総合 評価 適用 工事 件数 (件)	平成24年度目標段階 総合評価の導入状況		全 工 事 件 数 (件)	左 記 件 数 の 内、 総合 評価 適用 工事 件数 (件)	平成24年度総合 評価落札方式の 適用基準		
						開始 年次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導 入(■)								開始 年次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導 入(■)
豊橋市	事後審査型一般競争入札	480	25	設計金額が概ね2500万円以上の工事の中から妥当と認められるものを建設工事審査委員会で選定	設計金額が4,000万円以上の工事の中から妥当と認められるものを選定する	H19	○	445	35		H19	○	460	62	設計金額が4,000万円以上の工事の中から妥当と認められるものを建設工事審査委員会で選定	
岡崎市		未設定	全件数の15%以上	予定価格4,000万円以上		H18	○	532	79		H18	○	未設定	全件数の10%以上	予定価格4,000万円以上	
一宮市	一般競争入札 1000万円以上	1200	28	工事担当部長が決定		H19	△	1212	31		H19	△	1200	31	工事担当部長が決定	
瀬戸市	原則として、全て一般競争入札	200	2	適宜選定		H19	△	162	2		H19	△	170	2	適宜選定	
半田市		120	2	施行導入(5,000万円以上の一般競争入札から抽出)		H20	△	130	2		H20	△	130	2	施行導入(5,000万円以上の一般競争入札から抽出)	
春日井市	制限付き一般競争入札 又は指名競争入札	231	2	3,000万円以上の工事から試行	なし	H20	△	325	2		H20	△	300	2	H23年度同様	
豊川市	制限付き一般競争入札	209	5	適宜選定	無	H20	△	274	5		H20	△	235	5	適宜選定	
津島市		120	2～3件	無し (試行段階)		H20	△	126	1		H20	△	120	2～3件	無し (試行段階)	
碧南市	条件付一般競争入札	130	1	1億円以上の工事		H19	△	130	1		H19	△	130	2	1億円以上の工事	
刈谷市	一般競争入札 130万円超え	225	15	2,500万円以上から15件		H19	△	225	15		H19	△	164	15	2,500万円以上から15件	
豊田市		280	149	設計金額2,000万円以上		H18	○	386	150		H18	○	333	123	(土木一式) 設計金額4,000万円以上 (土木一式以内) 設計金額2,000万円以上	
安城市	条件付一般競争入札	500	27	2500万円以上		H19	△	581	24		H19	△	500	25	設計金額が2,500万円以上	
西尾市	原則として、全て一般競争入札	500	5	1,000万以上の中から抽出		H20	△	312	6		H20	△	300	6	1,000万以上の中から抽出	
蒲都市		200	1	大型案件の中から資格審査会にて決定		H20	△	188	1	大型案件の中から資格審査会にて決定	H20	△	200	2	資格審査会にて決定	
犬山市		60	2	500万円以上		H21	△	70	2		H21	△	70	2	500万円以上	
常滑市		42	2	金額基準設定なし		H20	△	55	1		H20	△	62	1		
江南市		150	1	変更無		H21	△	185	1		H21	△	180	1	適宜選定	
小牧市	指名競争入札130万円以上 一般競争入札3000万円以上	400	5	試行導入5件 金額設定なし		H19	△	425	5	試行導入5件 金額設定なし	H19	△	400	5	試行導入5件 金額設定なし	
稲沢市	一般競争入札4,000万円以上(建築一式9,000万円以上)	365	5	一般競争入札該当工事		H19	△	414	5		H19	△	414	5	一般競争入札該当工事	
新城市	一般競争入札 1000万円以上	120	6	入札審査会で決定した案件		H20	△	101	4		H20	△		6	入札審査会で決定した案件	
東海市	一般競争入札(設計金額)15,000万円以上	148	2	適宜選定		H19	△	148	2		H19	△	159	9	設計金額5,000万円以上の土木一式工事又は建築一式工事の一部	
大府市	一般競争入札 5億円以上	150	2	試行導入 金額基準を設定していない		H19	△	131	2		H19	△	130	2	金額基準の設定なし	
知多市	建設工事のうち土木一式工事、建築一式工事又は清掃施設工事(いずれも設計総額5億円以上)が制限付き一般競争入札	80	0	試行実施 原則として補助事業を対象		H19	△	86	0		H19	△	71	0	試行実施 原則として補助事業を対象	
知立市		130	1	1,000万円以上		H20	△	142	1		H20	△	140	4	1,000万円以上	
尾張旭市		100	1	試行導入4,000万円以上		H20	△	98	1		H20	△	100	2	試行導入4,000万円以上	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

<項目:1(1)総合評価落札方式の導入状況(工事)>

組織名	公共工事の入札方式 (平成23年4月1日現在)	平成23年度 目標			目標の変更 適用基準の変更	平成23年度 実績					平成24年度 目標				
		全工 事件数 (件)	左記 事件数の内、総合 評価適用工事事件数 (件)	平成23年度総合 評価落札方式の 適用基準		平成23年度実績段階 総合評価の導入状況			備考	平成24年度目標段階 総合評価の導入状況					
						開始 年次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導 入(■)	全工 事件数 (件)		左記 事件数の内、総合 評価適用工事事件数 (件)	開始 年次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導 入(■)	全工 事件数 (件)	左記 事件数の内、総合 評価適用工事事件数 (件)	平成24年度総合 評価落札方式の 適用基準
高浜市		45	0	2,500万円以上で委員会が認めたもの		H20	△	52	0	適用基準に該当する案件無し	H20	△	52	1	2,500万円以上で、委員会が認めたもの
岩倉市		101	1	試行的に1工事		H23	△	75	1	試行的に1工事	H23	△	75	1	試行的に1工事
豊明市		40	1	試行導入 金額基準を設定していない		H19	△	43	1		H19	△	43	1	
日進市		100	7	一般競争入札 1,000万円以上		H19	△	69	8		H19	△	70	8	一般競争入札 1,000万円以上
田原市		148	6	試行導入 金額基準を設定をしていない		H20	△	176	5		H20	△	161	6	
愛西市		160	3	一般競争入札 1億円以上、公募型指名競争入札、130万円以上1億5千万円未満		H19	△	77	2		H19	△	80	2	一般競争入札 1億円以上、公募型指名競争入札、130万円以上1億5千万円未満
清須市	予定価格1億円以上：一般競争入札 上記以外：指名競争入札	80	1	建設工事より市長が決定	なし	H20	△	71	2		H20	△	80	1	建設工事より市長が決定
北名古屋市	一般競争入札 8000万円以上	5	2	案件ごとに定めている		H20	△	101	2		H20	△	81	2	案件ごとに定めている
弥富市	一般競争入札 8,000万円以上	59	2	一般競争入札 8,000万円以上		H20	△	76	1		H20	△	74	1	一般競争入札 5,000万円以上
東郷町	事後審査型一般競争入札(土木:3,000万円以上、建築:5,000万円以上)	40	0	導入済み		H19	○	36	0		H19	○	40	1	導入済み
長久手市	一般競争入札 3,000万円以上	60	2	一般競争入札案件		H20	△	67	2		H20	△	60	2	
豊山町		12	0				■	13	0			■	18	0	
大口町	一般競争入札	70	1	試行導入		H20	△	62	1		H20	△	70	1	試行導入
扶桑町		62	2	未定		H23	△	50	1		H23	△	50	1	未定
あま市	一般競争入札 130万円以上	122	1	一般競争入札に該当する工事		H22	△	101	0		H22	△	101	1	一般競争入札に該当する工事
大治町	一般競争入札 3,000万円以上	204	0	未導入			■	138	0			■	138	0	
蟹江町		60	0				■	58	0			■	60	0	
飛島村	一般競争入札 5,000万円以上	30	2	3,000万円以上である一般競争入札		H20	△	22	0		H20	△	20	0	適宜選定
阿久比町		未定	0				■	49	0			■	50	0	
東浦町	事後審査型制限付一般競争入札	80	3	500万円以上の工事		H19	△	84	3		H19	△	70	10	500万円以上の工事
南知多町	原則 指名競争入札	0	0	未導入			■	0	0			■	0	0	予定なし
美浜町	制限付き一般競争入札(3億円以上)事後審査型一般競争入札試行(5,000万円以上)	実施予定なし	実施予定なし	実施予定なし	未定	未導入	■	94	0		未定	■	80	実施予定なし	実施予定なし
武豊町		80	2	2500万円以上の一般競争入札に該当する建設工事で審査会が必要と認めたもの		H23	○	52	2		H23	○	47	2	2500万円以上の一般競争入札に該当する建設工事で審査会が必要と認めたもの
幸田町	特別簡易型	100	0	適宜選定	なし	H19	△	113	0		H19	△	110	0	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)
＜項目:1(1)総合評価落札方式の導入状況(工事)＞

組織名	公共工事の入札方式 (平成23年4月1日現在)	平成23年度 目標			目標の変更	平成23年度 実績					平成24年度 目標				
		全工事 件数 (件)	左記 件数の内、総合 評価適用工事 件数 (件)	平成23年度総合 評価落札方式の 適用基準	適用基準の 変更	平成23年度実績段階 総合評価の導入状況		全工 事 件 数 (件)	左 記 件 数 の 内、 総 合 評 価 適 用 工 事 件 数 (件)	備考	平成24年度目標段階 総合評価の導入状況		全工 事 件 数 (件)	左 記 件 数 の 内、 総 合 評 価 適 用 工 事 件 数 (件)	平成24年度総合 評価落札方式の 適用基準
						開 始 年 次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導 入(■)				開 始 年 次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導 入(■)			
みよし市		61	5	試行導入 130 万円以上		H19	△	86	5		H19	△	56	5	試行導入 130 万円以上
設楽町		95	0				■	189	0			■	160	0	
東栄町		60	0	未検討			■	53	0			■	60	0	
豊根村	指名競争入札	42	0				■	32	0			■	32	0	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(三重県)

<項目:1(1)総合評価落札方式の導入状況(工事)>

組織名	公共工事の入札方式 (平成23年4月1日現在)	平成23年度 目標			目標の変更 適用基準の 変更	平成23年度 実績					平成24年度 目標				
		全工 事 件 数 (件)	左 記 件 数 の 内、 総 合 評 価 適 用 工 事 件 数 (件)	平成23年度総合 評価落札方式の 適用基準		平成23年度実績段階 総合評価の導入状況		全工 事 件 数 (件)	左 記 件 数 の 内、 総 合 評 価 適 用 工 事 件 数 (件)	備考	平成24年度目標段階 総合評価の導入状況		全工 事 件 数 (件)	左 記 件 数 の 内、 総 合 評 価 適 用 工 事 件 数 (件)	平成24年度総合 評価落札方式の 適用基準
						開始 年次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導 入(■)				開始 年次	本格導入(○) OR試行導入 (△)OR未導 入(■)			
桑名市	一般競争入札 50万円以上	140	3	試行導入 金額基準 を設定していない		H19	△	180	5		H19	△	150	3	試行導入 金額基準を 設定しない
木曽岬町		13	1	試行導入 特別簡易 型総合評価方式は、 3,000万以上の土木 工事の一部とする。			■	12	0			△	10	1	試行導入 金額基準を設定 していない
いなべ市		120	設定なし	試行導入 50万円以上の土木 工事		H19	△	141	1		H19	△	150	設定なし	三重県準拠
東員町		68	0	案件により検討		H19	△	33	0		H19	△	30	0	案件により検討
四日市市		500	6	試行導入 原則工事担当課 5,000万円以上の工 事で1件を実施		H20	△	593	6		H20	△	600	13	試行導入 原則土木一式は予 定価格5,000万円以 上、その他の工事は 1億円以上の工事を 対象とする。
菟野町	設計金額130万円超は一般 競争入札	未定	0	導入予定なし			■	130	0			■	未定	0	導入予定なし
朝日町	主に指名競争入札により執 行(設計金額5000万円以上 の工事に関しては、公募型 指名競争入札を適用)	90	0	予定なし			■	226	0			■	未定	0	予定なし
川越町	一般競争入札 130万円以上	30	0	なし		H20	■	30	0		H20	■	30	0	なし
鈴鹿市				制度変更時期前 につき未策定	試行導入 設計金額5千 万円以上の土 木一式と舗装 工事とします。	H19	△	383	21		H19	△	380	27	試行導入 設計金額5千万円 以上の土木一式と 舗装工事とします。
亀山市		134	1	検討中		H19	△	164	0		H19	△	96 (4/1時 点発注 見込み)	0	予定なし
津市		388	未定	土木一式 5,000 万円以上 舗装 1,500万円 以上 建築について導入 検討		H20	△	417	0		H20	△	400	1	土木一式 5,000 万円以上 舗装 1,500万円 以上 建築について導入 検討
松阪市	条件付き一般競争入札	400	1	試行導入 金額基準を設定して いない		H19	△	438	0		H19	△	438	1	試行導入 金額基準を 設定していない
多気町		60	4	試行導入 5,000万円以上の 一部工事		H20	△	97	5		H20	△	60	3	試行導入 5,000万円以上の 一部工事
明和町	指名競争入札及び 条件付一般競争入札 (予定価格5,000万円以上)	100	3	試行導入 5,000万円以上	なし	H19	△	106	2		H19	△	110	3	130万円以上を 条件付一般競争 入札にするため、 そのうち3件
大台町	指名競争入札 ただし、5,000万円以上は原 則として一般競争入札	60	3	金額基準を設定して いない		H19	△	109	3		H19	△	58	4	原則、予定価格 5,000万円以上
伊勢市	要件付一般競争入札 130万円超	290	1	試行導入、 1件程度		H21	△	236	0		H21	△	250	1	試行導入、 1件程度
玉城町		90	2	試行導入 原則5,000万円以上		H19	△	75	2		H19	△	70	2	試行導入 原則5,000万円以上
大紀町		100	1	1件予定			○	147	0			○	100	0	金額設定してい ない
南伊勢町	指名競争入札	168	0	試行導入 1,000万円以上		H20	■	168	0		H20	△			試行導入 1,000万円以上
度会町		未定	1	試行導入	なし	H21	△	未定	試行導入1件予定 であったが、 人員不足等に より未実施	試行導入1件予定 であったが、 人員不足、災害の 影響等により 未実施	H21	△	未定	1	23年度と変更なし

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(三重県)
＜項目:1(1)総合評価落札方式の導入状況(工事)＞

組織名	公共工事の入札方式 (平成23年4月1日現在)	平成23年度 目標		目標の変更	平成23年度 実績					平成24年度 目標					
		全工 事 件 数 (件)	左記 件数 の内、 総合 評価 適用 工事 件数 (件)		平成23年度総合 評価落札方式の 適用基準	平成23年度実績段階 総合評価の導入状況		全工 事 件 数 (件)	左記 件数 の内、 総合 評価 適用 工事 件数 (件)	備考	平成24年度目標段階 総合評価の導入状況		全工 事 件 数 (件)	左記 件数 の内、 総合 評価 適用 工事 件数 (件)	平成24年度総合 評価落札方式の 適用基準
						開始 年次	本格導入(○) OR試験導入 (△)OR未導 入(■)				開始 年次	本格導入(○) OR試験導入 (△)OR未導 入(■)			
鳥羽市	130万円以上 条件付一般競争入札	79	0	試験導入 3,000万円以上		H20	△	79	0		H20	△	79	0	試験導入 3,000万円以上
志摩市	条件付一般競争入札	150	2	試験実施 金額基準を設定して いない。		H19	△	169	1		H19	△	160	2	試験実施 金額基準を 設定していない。
伊賀市		?	1	試験導入 7,000万円以上の土 木工事または1億 5,000万円以上の建 築工事	試験導入 審査会で承認 を得た土木工 事(6,000万円 以上)、舗装工 事(2,000万円 以上)、建築一 式(7,000万円 以上)	H21	△	759	4		H21	△	未定	18	試験導入 6,000万円以上の 土木工事
名張市		95	1	特になし	試験導入 金額基準を設定 していない	H22	△	116	2	発注後中止	H22	△	116	1	試験導入 金額基準を 設定していない
尾鷲市		40	0	試験導入 7,000 万以上の土木工事 かつ審査会で認めら れた物件		H19	△	58	0		H19	△	50	0	試験導入 7,000 万以上の土木工事 かつ審査会で認めら れた物件
紀北町				試験導入 金額基準を設定をし ていない		H19	△	90	0		H19	△			適用基準の 改正予定なし
熊野市		102	1	未定		H19	△	169	0		H19	△	—	1	未定
御浜町		30	1	2,000万円以上の 土木工事		H20	△	74	0		H20	△	90	1	2,000万円以上の 土木工事
紀宝町		55	1	予定価格3,000万 円以上の建設工事 (舗装工事について は2,000万円以上)		H19	△	93	0		H19	△	80	1	予定価格3,000万 円以上の建設工事 (舗装工事について は2,000万円以上)

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表

＜項目：1(2)工事成績評価の実施状況＞

組織名	平成23年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度工事成績評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄
警察庁中部管区警察局	◎	500万円以上の工事		○		◎	500万円以上の工事
警察庁中部管区警察学校	○	国土交通省方式に準拠		○		◎	国土交通省方式に準拠
財務省東海財務局	■			■		■	
財務省名古屋税関	■			■		■	
国税庁名古屋国税局	■	-		■	-	■	-
厚生労働省東海北陸厚生局	■			■		■	
厚生労働省岐阜労働局	■			■		■	
厚生労働省静岡労働局	■			■		■	
厚生労働省愛知労働局	■			■		■	
厚生労働省三重労働局	■			■		■	
農林水産省東海農政局	◎			○		◎	
林野庁中部森林管理局	◎	500万円／件以上の工事		○		◎	500万円／件以上の工事
経済産業省中部経済産業局	■	該当工事なし		■	該当工事なし	■	該当工事なし
国土交通省中部地方整備局	◎	500万円／件以上の工事		○		◎	500万円／件以上の工事
国土交通省中部運輸局	■			■		■	
海上保安庁第四管区海上保安本部	■			■		■	
環境省中部地方環境事務所	◎	500万円以上の工事		○		◎	
岐阜県	◎	最終契約金額500万円以上		○		◎	
静岡県	◎	250万円以上		○	250万円以上	◎	250万円以上
愛知県	◎	250万円以上		○	250万円以上	◎	250万円以上
三重県	◎			○		◎	
静岡市	◎			○		◎	
浜松市	◎			○		◎	
名古屋市	◎			○		◎	
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	◎	250万円以上	なし	○		◎	
(独)都市再生機構中部支社	◎			○		◎	
(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	●	2億円／件以上の工事	■	■		■	
(独)水資源機構中部支社	◎	500万円／件以上の工事	-	○	500万円／件以上の工事	◎	500万円／件以上の工事
岐阜県道路公社	◎						

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表

＜項目：1（2）工事成績評価の実施状況＞

組織名	平成23年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄	目標変更（変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■）	平成23年度工事成績評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄
静岡県道路公社	◎			○		◎	
愛知県道路公社	◎	愛知県に準拠		○	愛知県に準拠	◎	愛知県に準拠
三重県道路公社	◎	三重県準拠		○	三重県準拠	◎	三重県準拠
名古屋高速道路公社	◎			○		◎	
名古屋港管理組合	◎			○		◎	
四日市港管理組合	◎			○		◎	
日本下水道事業団東海総合事務所	◎			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

＜項目:1(2)工事成績評価の実施状況＞

組織名	平成23年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度工事成績評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄
岐阜市	◎			○		◎	
大垣市	◎			○		◎	
高山市	◎			○		◎	
多治見市	◎	契約金額100万円以上、市独自方式		○		◎	契約金額100万円以上、市独自方式
関市	◎			○		◎	
中津川市	◎			○		◎	
美濃市	◎			○		◎	
瑞浪市	●			●		○	
羽島市	◎			○		◎	
恵那市	◎			○		◎	
美濃加茂市	◎	250万円以上		○	250万円以上	◎	250万円以上
土岐市	◎			○		◎	
各務原市	◎	国交省方式に準拠した方式の導入を検討		●		○	国交省方式に準拠した方式の導入を検討
可児市	◎			○		◎	
山県市	◎			○		◎	
瑞穂市	●			●		●	
飛騨市	◎			○		◎	
本巣市	●			●		●	
郡上市	●			●		○	
下呂市	●			●		●	
海津市	◎			○		◎	
岐南町	◎			○		◎	
笠松町	■			■		■	
養老町	◎	500万円以上の工事		○	500万円以上の工事	◎	500万円以上の工事
垂井町	◎	130万円以上の工事		○	130万円以上の工事	◎	130万円以上の工事
関ヶ原町	●			■		●	
神戸町	■			■		■	
輪之内町	■			■		■	
安八町	■			■		■	
揖斐川町	◎			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

＜項目:1(2)工事成績評価の実施状況＞

組織名	平成23年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度工事成績評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄
大野町	■			■		■	
池田町	■			■		■	
北方町	◎			○		◎	
坂祝町	◎			○		◎	
富加町	■			■		■	
川辺町	○	岐阜県に準拠		○		◎	
七宗町	●	500万以上の工事1件		●	500万以上の工事	○	500万以上の工事
八百津町	■	岐阜県に準拠	○	○		◎	
白川町	◎			○		◎	
東白川村	■			■		■	
御嵩町	◎			○		◎	
白川村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(静岡県)

<項目:1(2)工事成績評価の実施状況>

組織名	平成23年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度工事成績評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄
下田市	◎			○		◎	
東伊豆町	◎			○		◎	
南伊豆町	○	成績評価点のサンプル抽出してから実施予定		■		○	評価点サンプル抽出してから実施予定
河津町	○			○		◎	
松崎町	■			■		■	
西伊豆町	◎			○		◎	
熱海市	◎			○		◎	
伊東市	●			●		●	
沼津市	◎			○		◎	
三島市	◎			○		◎	
御殿場市	◎			○		◎	
裾野市	◎			○		◎	
伊豆市	◎			○		◎	
伊豆の国市	◎			○		◎	
函南町	◎	独自の簡易方法		○	独自の簡易方法	◎	独自の簡易方法
清水町	◎			○		◎	
長泉町	◎			○		◎	
小山町	◎			○		◎	
富士宮市	◎			○		◎	
富士市	◎	130万円/件以上の工事		○		◎	
焼津市	◎			○		◎	
藤枝市	◎			○		◎	
島田市	◎			○		◎	
川根本町	◎			○		◎	
御前崎市	◎	130万円以上の工事		○		◎	
牧之原市	◎	250万円/件以上の工事		○	250万円/件以上の工事	◎	250万円/件以上の工事
吉田町	◎	静岡県に準拠		○		◎	
磐田市	◎	130万円以上の工事		○		◎	
掛川市	◎			○		◎	
袋井市	◎			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表（静岡県）

＜項目：1（2）工事成績評価の実施状況＞

組織名	平成23年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄	目標変更（変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■）	平成23年度工事成績評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄
菊川市	◎	250万円以上の工事		○		◎	
森町	◎			○		◎	
湖西市	◎			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

<項目:1(2)工事成績評価の実施状況>

組織名	平成23年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度工事成績評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄
豊橋市	○			●		○	設計金額が概ね2500万円以上の工事の中から妥当と認められるものを建設工事審査会部会で選定
岡崎市	◎			○		◎	
一宮市	◎			○		◎	
瀬戸市	◎			○		◎	
半田市	◎			○		◎	
春日井市	◎			○		◎	
豊川市	◎			○		◎	
津島市	◎	130万円/件以上の工事		○		◎	130万円超の工事
碧南市	◎			○		◎	
刈谷市	◎	130万円超の工事		○		◎	
豊田市	◎			○		◎	
安城市	◎	130万円超の工事		○		◎	
西尾市	◎	130万円超の工事		○		◎	
蒲郡市	◎	愛知県に準拠		○	愛知県に準拠	◎	愛知県に準拠
犬山市	◎	500万円以上		○		◎	
常滑市	◎			○		◎	
江南市	◎			○		◎	
小牧市	◎	300万円以上の工事		○		◎	
稲沢市	◎	130万円超の工事		○	130万円超の工事	◎	130万円超の工事
新城市	◎	全ての工事		○	全ての工事	◎	全ての工事
東海市	◎			○		◎	
大府市	◎	500万円超の工事		○	500万円超の工事	◎	500万円超の工事
知多市	◎			○		◎	
知立市	◎			○		◎	
尾張旭市	◎	300万円/件以上の工事		○	300万円/件以上の工事	◎	300万円/件以上の工事
高浜市	◎	130万円以上の工事		○		◎	
岩倉市	■			■		■	
豊明市	◎			○		◎	
日進市	◎	130万円超の工事		○	130万円超の工事	◎	130万円超の工事
田原市	◎			○		◎	
愛西市	○	試行 評価結果は非公表		○	試行 評価結果は非公表	◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

<項目:1(2)工事成績評価の実施状況>

組織名	平成23年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度工事成績評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄
清須市	◎	250万円以上の工事		○		◎	
北名古屋	●			●		●	
弥富市	■			■		■	
東郷町	◎			○		◎	
長久手市	◎	250万円以上の工事		○		◎	
豊山町	■			■		■	
大口町	■			■		■	
扶桑町	■			■		■	
あま市	○			○	130万円以上の工事	◎	130万円以上の工事
大治町	■			■		■	
蟹江町	■			■		■	
飛島村	■			■		■	
阿久比町	◎			○	130万円超の工事全て	◎	130万円超の工事全て
東浦町	◎			○		◎	
南知多町	◎	130万円を超える工事で実施		○	130万円を超える工事で実施	◎	130万円を超える工事で実施
美浜町	◎			○		◎	
武豊町	■		○	○	130万円を超える工事で実施	◎	130万円を超える工事で実施
幸田町	◎			○		◎	
みよし市	◎	130万円以上の工事で実施		○	130万円以上の工事で実施	◎	130万円以上の工事で実施
設楽町	■			■		■	
東栄町	■			■		■	
豊根村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(三重県)

<項目:1(2)工事成績評価の実施状況>

組織名	平成23年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度工事成績評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度工事成績評価に関する実施目標	備考欄
桑名市	◎			○		◎	
木曽岬町	■			■		■	
いなべ市	—			—		—	
東員町	◎			○		◎	
四日市市	◎			○		◎	
菰野町	◎			○		◎	
朝日町	■			■		■	
川越町	◎			○		◎	
鈴鹿市	◎			○		◎	
亀山市	◎	県に準拠 100万円 /件以上の 工事を 対象		○		◎	
津市	◎	130万円 /件以上の 工事		○		◎	
松阪市	◎			○		◎	
多気町	◎	130万円 /件以上の 工事		○	130万円 /件以上の 工事	◎	
明和町	◎			○		◎	
大台町	●			■		●	
伊勢市	◎			○		◎	
玉城町	■			■		■	
大紀町	■			■		■	
南伊勢町	■			■		■	
度会町	■			■		■	
鳥羽市	◎			○		◎	
志摩市	◎			○		◎	
伊賀市	◎			○		◎	
名張市	◎			○	入札全ての 工事 で 実施	◎	130万円/件以上の 工事
尾鷲市	◎			○		◎	
紀北町	◎			○		◎	
熊野市	◎			○		◎	
御浜町	◎			○		○	
紀宝町	◎			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表
<項目:1(3)公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況>

組織名	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄
警察庁中部管区警察局	■			■		■	
警察庁中部管区警察学校	■			■		■	
財務省東海財務局	■			■		■	
財務省名古屋税関	■			■		■	
国税庁名古屋国税局	■	-		■	-	■	-
厚生労働省東海北陸厚生局	■			■		■	
厚生労働省岐阜労働局	■			■		■	
厚生労働省静岡労働局	■			■		■	
厚生労働省愛知労働局	■			■		■	
厚生労働省三重労働局	■			■		■	
農林水産省東海農政局	◎			○		◎	
林野庁中部森林管理局	◎			○		◎	
経済産業省中部経済産業局	■	該当工事なし		■	該当工事なし	■	該当工事なし
国土交通省中部地方整備局	◎			○		◎	
国土交通省中部運輸局	■			■		■	
海上保安庁第四管区海上保安本部	■			■		■	
環境省中部地方環境事務所	■			■		■	
岐阜県	◎	最終契約金額500万円以上		○		◎	
静岡県	◎			○		◎	
愛知県	◎			○		◎	
三重県	◎			○		◎	
静岡市	●			○		●	
浜松市	●		■	■		■	
名古屋市	●			●		●	
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	■			■		■	
(独)都市再生機構中部支社	●			●		●	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表
<項目：1(3)公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況>

組織名	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄
(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	■			■		■	
(独)水資源機構中部支社	◎			○		◎	
岐阜県道路公社	◎	岐阜県に準拠					
静岡県道路公社	■			■		■	
愛知県道路公社	◎	愛知県に準拠		○	愛知県に準拠	◎	愛知県に準拠
三重県道路公社	◎	三重県準拠		○	三重県準拠	◎	三重県準拠
名古屋高速道路公社	◎			○		◎	
名古屋港管理組合	◎			○		◎	
四日市港管理組合	◎			○		◎	
日本下水道事業団東海総合事務所	●			○		○	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)
＜項目:1(3)公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況＞

組織名	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄
岐阜市	◎	(県の現場必携を利用)		○	(県の現場必携を利用)	◎	(県の現場必携を利用)
大垣市	●			●		●	
高山市	■			■		■	
多治見市	■			■		■	
関市	■			■		■	
中津川市	■			■		■	
美濃市	■			■		■	
瑞浪市	■			■		■	
羽島市	■			■		■	
恵那市	●	県の共通仕様書及び、現場必携を利用		■		■	
美濃加茂市	■			■		■	
土岐市	■			■		■	
各務原市	■			■		■	
可児市	■			■		■	
山県市	■			■		■	
瑞穂市	■			■		■	
飛騨市	■			■		■	
本巣市	●			●		●	
郡上市	■			■		■	
下呂市	■			■		■	
海津市	■			■		■	
岐南町	■			■		■	
笠松町	■			■		■	
養老町	■			■		■	
垂井町	■			■		■	
関ヶ原町	■			■		■	
神戸町	■			■		■	
輪之内町	■			■		■	
安八町	■			■		■	
揖斐川町	■			■		■	
大野町	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)
<項目:1(3)公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況>

組織名	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄
池田町	■			■		■	
北方町	■			■		■	
坂祝町	■			■		■	
富加町	■			■		■	
川辺町	■			■		■	
七宗町	○		●	●		●	
八百津町	■			■		■	
白川町	■			■		■	
東白川村	■			■		■	
御嵩町	■			■		■	
白川村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表（静岡県）
<項目：1（3）公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況>

組織名	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄	目標変更（変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■）	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルにに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄
下田市	■			■		■	
東伊豆町	■			■		■	
南伊豆町	■			■		■	
河津町	■			■		■	
松崎町	■			■		■	
西伊豆町	■			■		■	
熱海市	■			■		■	
伊東市	■			■		■	
沼津市	■			■		■	
三島市	■			■		■	
御殿場市	●			●		●	
裾野市	■			■		■	
伊豆市	■			■		■	
伊豆の国市	■			■		■	
函南町	■			■		■	
清水町	■			■		■	
長泉町	■			■		■	
小山町	■			■		■	
富士宮市	■			■		■	
富士市	■			■		■	
焼津市	■			■		■	
藤枝市	■			■		■	
島田市	■			■		■	
川根本町	■			■		■	
御前崎市	■			■		■	
牧之原市	■			■		■	
吉田町	■			■		■	
磐田市	■			■		■	
掛川市	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表（静岡県）
<項目：1（3）公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況>

組織名	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄	目標変更（変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■）	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄
袋井市	■			■		■	
菊川市	■			■		■	
森町	■			■		■	
湖西市	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)
<項目:1(3)公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況>

組織名	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄
豊橋市	○			●		○	設計金額が概ね2500万円以上の工事の中から妥当と認められるものを建設工事審査会部会で選定
岡崎市	■			■		■	
一宮市	■			■		■	
瀬戸市	■			■		■	
半田市	■			■		■	
春日井市	■			■		■	
豊川市	■			■		■	
津島市	■			■		■	
碧南市	■	愛知県に準拠		■		■	
刈谷市	●			■		●	
豊田市	■			■		■	
安城市	■	愛知県に準拠		■		■	
西尾市	◎	愛知県に準拠		○	独自の簡易方式	◎	愛知県に準拠
蒲郡市	■			■		■	
犬山市	■			■		■	
常滑市	■			■		■	
江南市	■			■		■	
小牧市	■			■		■	
稲沢市	■			■		■	
新城市	●			■		■	
東海市	■			■		■	
大府市	■			■		■	
知多市	●	標準仕様書に基づいて、国の各種安全指針にも沿った形で安全対策を講じている。また、施工に当たっては「施工プロセスのチェックリスト」を活用した点検を一部実施している。		●	標準仕様書に基づいて、国の各種安全指針にも沿った形で安全対策を講じている。また、施工に当たっては「施工プロセスのチェックリスト」を活用した点検を一部実施している。	●	標準仕様書に基づいて、国の各種安全指針にも沿った形で安全対策を講じている。また、施工に当たっては「施工プロセスのチェックリスト」を活用した点検を一部実施している。
知立市	■			■		■	
尾張旭市	■			■		■	
高浜市	■			■		■	
岩倉市	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)
<項目:1(3)公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況>

組織名	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄
豊明市	■			■		■	
日進市	■			■		■	
田原市	■			■		■	
愛西市	■			■		■	
清須市	■			■		■	
北名古屋市	■			■		■	
弥富市	■			■		■	
東郷町	■			■		■	
長久手市	■			■		■	
豊山町	■			■		■	
大口町	■			■		■	
扶桑町	■			■		■	
あま市	○		■	■		■	
大治町	■			■		■	
蟹江町	■			■		■	
飛島村	■			■		■	
阿久比町	■			■		■	
東浦町	■			■		■	
南知多町	■			■		■	
美浜町	■			■		■	
武豊町	■			■		■	
幸田町	■			■		■	
みよし市	■			■		■	
設楽町	■			■		■	
東栄町	■			■		■	
豊根村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(三重県)
＜項目:1(3)公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況＞

組織名	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度公共工事施工の安全指針・マニュアルに関する実施目標	備考欄
桑名市	■			■		■	
木曽岬町	■			■		■	
いなべ市	■			■		■	
東員町	■			■		■	
四日市市 営繕工務課(建築)	■			■		■	
道路整備課(土木)	■			■		■	
菰野町	■			■		■	
朝日町	■			■		■	
川越町	■			■		■	
鈴鹿市	■			■		■	
亀山市	■			■		■	
津市	■			■		■	
松阪市	■			■		■	
多気町	■			■		■	
明和町	■			■		■	
大台町	■			■		■	
伊勢市	■			■		■	
玉城町	■			■		■	
大紀町	■			■		■	
南伊勢町	■			■		■	
度会町	■			■		■	
鳥羽市	■			■		■	
志摩市	■			■		■	
伊賀市	■			■		■	
名張市	■			■		■	
尾鷲市	■			■		■	
紀北町	■			■		■	
熊野市	■			■		■	
御浜町	■			■		■	
紀宝町	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表
<項目:2(1)予定価格の事後公表への移行状況>

組織名	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄
警察庁中部管区警察局	◎			○		◎	
警察庁中部管区警察学校	○			○		◎	
財務省東海財務局	◎			○		◎	
財務省名古屋税関	◎	入札を行った全ての工事		○		◎	
国税庁名古屋国税局	◎		-	○		◎	
厚生労働省東海北陸厚生局	■		○	○		◎	
厚生労働省岐阜労働局	◎	100万円／件以上の工事		○	100万円／件以上の工事	◎	100万円／件以上の工事
厚生労働省静岡労働局	■		○	○	100万円／以上の工事	◎	
厚生労働省愛知労働局	■			■		○	
厚生労働省三重労働局	■			■		■	
農林水産省東海農政局	◎			○		◎	
林野庁中部森林管理局	◎			○		◎	
経済産業省中部経済産業局	■	該当工事なし		■	該当工事なし	■	該当工事なし
国土交通省中部地方整備局	◎			○		◎	
国土交通省中部運輸局	◎			○		◎	
海上保安庁第四管区海上保安本部	◎			○		◎	
環境省中部地方環境事務所	◎			○		◎	
岐阜県	●	県土整備部のみ、8千万円以上で試行		○		●	農政部、林政部及び県土整備部の、予定価格8千万円以上で試行
静岡県	◎			○		◎	
愛知県	■	事前公表		■	事前公表	■	事前公表
三重県	■			■		■	
静岡市	■			■		●	総合評価方式(標準型)で実施するもののうちの一部
浜松市	◎			○		◎	
名古屋市	■			■		■	
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	◎		なし	○		◎	
(独)都市再生機構中部支社	◎	一部予定なし		○		◎	一部予定なし
(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	●			●		●	
(独)水資源機構中部支社	◎			○		◎	
岐阜県道路公社	■						

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表

＜項目：2(1) 予定価格の事後公表への移行状況＞

組織名	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄
静岡県道路公社	◎			○		◎	
愛知県道路公社	■	設計額250万円以上の工事は予定価格を事前公表		■	設計額250万円以上の工事は予定価格を事前公表	■	設計額250万円以上の工事は予定価格を事前公表
三重県道路公社	■			■		■	
名古屋高速道路公社	■			■		■	
名古屋港管理組合	■	予定価格1000万円以上の工事は予定価格を事前公表	—	■	予定価格1000万円以上の工事は予定価格を事前公表	■	予定価格1000万円以上の工事は予定価格を事前公表
四日市港管理組合	■			■		■	
日本下水道事業団東海総合事務所	◎			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

＜項目：2(1)予定価格の事後公表への移行状況＞

組織名	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄
岐阜市	■			■		■	
大垣市	○		■	■		■	
高山市	◎			○		◎	
多治見市	◎			○		◎	
関市	■			■		■	
中津川市	●			●		●	
美濃市	■			■		■	
瑞浪市	■			■		■	
羽島市	●	130万円以下事後公表		●	130万円以下事後公表	●	130万円以下事後公表
恵那市	■			■		■	
美濃加茂市	■			■		■	
土岐市	◎			○		◎	
各務原市	■			■		■	
可児市	●			●		●	
山県市	■			■		■	
瑞穂市	◎			○		◎	
飛騨市	◎			○		◎	
本巣市	●		■	■		■	
郡上市	■			■		■	
下呂市	■			■		○	一部試行実施
海津市	●			●		●	
岐南町	●			■		■	
笠松町	■	予定価格の事前公表		■		■	
養老町	■			■		■	
垂井町	◎			○		◎	
関ヶ原町	—			—		—	
神戸町	■			■		■	
輪之内町	■			■		■	
安八町	◎			○		◎	
揖斐川町	●	事前公表の試行を継続		■		●	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

＜項目:2(1)予定価格の事後公表への移行状況＞

組織名	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄
大野町	■			■		■	
池田町	—			■		■	
北方町	■			■		■	
坂祝町	●	一般競争入札・電子入札については事前公表		●	一般競争入札・電子入札については事前公表	●	一般競争入札・電子入札については事前公表
富加町	■			■		●	
川辺町	●			●		●	
七宗町	■	予定価格は事前公表		■	予定価格は事前公表	■	予定価格は事前公表
八百津町	■			■		■	
白川町	■	予定価格は事前公表		■		■	
東白川村	◎	閲覧方式		○		◎	
御嵩町	■			■		■	
白川村	●			●		●	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(静岡県)

＜項目:2(1)予定価格の事後公表への移行状況＞

組織名	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄
下田市	◎			○		◎	
東伊豆町	◎			○		◎	
南伊豆町	◎			○		◎	
河津町	■		○	○		◎	
松崎町	■			■		■	
西伊豆町	◎			○		◎	
熱海市	■			■		■	
伊東市	■			■		■	
沼津市	■			■		○	
三島市	●			●		○	
御殿場市	■			■		■	
裾野市	◎			○		◎	
伊豆市	◎			○		◎	
伊豆の国市	■			■		■	
函南町	◎			○		◎	
清水町	◎			○		◎	
長泉町	○	全面実施		○		◎	
小山町	◎			○		◎	
富士宮市	■			■		◎	予定価格が2,500万円未満の入札で導入
富士市	■		○	○		◎	
焼津市	■			■		■	
藤枝市	◎			○		◎	
島田市	◎			○		◎	
川根本町	◎			○		◎	
御前崎市	◎			○		◎	
牧之原市	◎			○		◎	
吉田町	◎			○		◎	
磐田市	●			○		●	3000万円未満の工事
掛川市	●	事前・事後の併用		●	事前・事後の併用	●	事前・事後の併用

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表（静岡県）

＜項目：2（1）予定価格の事後公表への移行状況＞

組織名	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄	目標変更（変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■）	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄
袋井市	◎			○		◎	
菊川市	◎			○		◎	
森町	◎			○		◎	
湖西市	○			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

<項目:2(1)予定価格の事後公表への移行状況>

組織名	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄
豊橋市	○	1500万円以上の工事について事後公表		○	設計金額が概ね2500万円以上の工事の中から妥当と認められるものを建設工事審査会部会で選定	○	1000万円以上の工事について事後公表
岡崎市	■			■		■	
一宮市	■	予定価格を事前公表		■		■	
瀬戸市	■			■		■	
半田市	■			■		■	
春日井市	■			■		■	
豊川市	■			■		■	
津島市	◎			○		◎	
碧南市	■			■		■	
刈谷市	●	一部案件に適用		●	一部案件に適用	●	一部案件に適用
豊田市	●			●		◎	
安城市	■			■		■	
西尾市	■	予定価格を事前公表		■	予定価格を事前公表	■	予定価格を事前公表
蒲郡市	■			■		■	
犬山市	■			■		■	
常滑市	■			■		■	
江南市	■			■		■	
小牧市	■			■		■	
稲沢市	●	2,000万円以下は事後公表		●	2,000万円以下は事後公表	●	2,000万円以下は事後公表
新城市	■	予定価格を事前公表		■	予定価格を事前公表	■	予定価格を事前公表
東海市	■			■		■	
大府市	■			■		■	
知多市	■			■		■	
知立市	■			■		■	
尾張旭市	■			■		■	
高浜市	■			■		■	
岩倉市	●	概ね500万円以上の工事は事前公表		●	概ね500万円以上の工事は事前公表	●	概ね500万円以上の工事は事前公表
豊明市	■		○	○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

<項目:2(1)予定価格の事後公表への移行状況>

組織名	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄
日進市	■			■		○	
田原市	◎			○		◎	
愛西市	◎	基本的に事後公表だが、事前公表も行う。		○	基本的に事後公表だが、事前公表も行う。	◎	基本的に事後公表だが、事前公表も行う。
清須市	■			■		■	
北名古屋	■	予定価格を事前公表		■	予定価格を事前公表	■	予定価格を事前公表
弥富市	◎	ただし、電子入札については事前公表		○	ただし、電子入札については事前公表	◎	ただし、電子入札については事前公表
東郷町	■			■		■	
長久手市	■			■		■	
豊山町	■			■		■	
大口町	■			■		■	
扶桑町	■			■		■	
あま市	●			●		●	
大治町	■			■		■	
蟹江町	■			■		■	
飛島村	◎			○		◎	
阿久比町	■			■		■	
東浦町	■	予定価格を事前公表		■	予定価格を事前公表	■	予定価格を事前公表
南知多町	■	予定価格を事前公表		■	予定価格を事前公表	■	予定価格を事前公表
美浜町	■			■		■	
武豊町	■			■	予定価格を事前公表	■	予定価格を事前公表
幸田町	■			■		■	
みよし市	—			—		■	
設楽町	◎			○		◎	
東栄町	●	ただし、1,000万円以上のみ		●	ただし、1,000万円以上のみ	●	
豊根村	◎			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(三重県)

＜項目:2(1)予定価格の事後公表への移行状況＞

組織名	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度予定価格の事後公表への移行に関する実施目標	備考欄
桑名市	■			■		■	
木曽岬町	■			■		■	
いなべ市	◎			○		◎	
東員町	■			■		■	
四日市市	■			■		■	
菰野町	■			■		■	
朝日町	◎			○		◎	
川越町	■			■		■	
鈴鹿市	■			■		■	
亀山市	◎			○		◎	
津市	■			■		■	
松阪市	■			■		■	
多気町	■			■		■	
明和町	■		○	○		◎	
大台町	■			■		■	
伊勢市	●			●		●	
玉城町	◎			○		◎	
大紀町	■			■		■	
南伊勢町	●			■		●	
度会町	◎			○		◎	
鳥羽市	■			■		■	
志摩市	■			■		■	
伊賀市	●			●	総合評価試行により	●	
名張市	■			■	設計価格のみ事前公表	■	
尾鷲市	■			■		■	
紀北町	■			■		■	
熊野市	●			○		○	
御浜町	◎			○		◎	
紀宝町	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表
<項目:2(2)受発注者間の工事情報の共有状況>

組織名	平成23年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄	目標変更(変更後 について実施予定 ○、一部実施●、 実施予定なし■)	平成23年度工受発注者間 の工事情報の共有に関する 実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄
警察庁中部管区警察局	■			■		■	
警察庁中部管区警察学校	■			■		■	
財務省東海財務局	■			■		■	
財務省名古屋税関	■			■		■	
国税庁名古屋国税局	■			■		■	
厚生労働省東海北陸厚生局	■			■		■	
厚生労働省岐阜労働局	■			■		■	
厚生労働省静岡労働局	■			■		■	
厚生労働省愛知労働局	■			■		■	
厚生労働省三重労働局	■			■		■	
農林水産省東海農政局	●	情報収 集、分析 による活 用方法検 討		●		●	情報収集した資料を もとに活用方法を検 討
林野庁中部森林管理局	■			■		■	
経済産業省中部経済産業局	■	該当工事 なし		■	該当工事 なし	■	該当工事なし
国土交通省中部地方整備局	●	全工事 50%		○		○	導入することが有効 な工事全て
国土交通省中部運輸局	■			■		■	
海上保安庁第四管区海上保安本部	■			■		■	
環境省中部地方環境事務所	■			■		■	
岐阜県	◎			○		◎	
静岡県	■	外部サー バーを利用 できる 環境にな いたため、 実施予定 はない。		■		■	
愛知県	■			■		■	
三重県	●	32件の工 事で 実証実験 予定		○	30件の工 事で実証 実験実施	●	30件の工事で 実証実験予定
静岡市	●			○	試行実験	●	
浜松市	■			■		■	
名古屋市	●			●		●	
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	◎		なし	○		◎	
(独)都市再生機構中部支社	■	一部予定 ありまた は非公表		■	一部達成	■	一部予定あり

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表

＜項目：2(2)受発注者間の工事情報の共有状況＞

組織名	平成23年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄	目標変更(変更後 について実施予定 ○、一部実施●、 実施予定なし■)	平成23年度工受発注者間 の工事情報の共有に関する 実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄
(独)日本原子力研究開発機 構東濃地科学センター	■			■		■	
(独)水資源機構中部支社	●	電子メー ルによる 書類のやりとり		●	電子メー ルによる 書類のやりとり	●	電子メールによる書 類のやりとり
岐阜県道路公社	■						
静岡県道路公社	■			■		■	
愛知県道路公社	■			■		■	
三重県道路公社	■			■		■	
名古屋高速道路公社	■			■		■	
名古屋港管理組合	■			■		■	
四日市港管理組合	■			■		■	
日本下水道事業団東海総合事務所	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

＜項目：2(2)受発注者間の工事情報の共有状況＞

組織名	平成23年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄	目標変更(変更後 について実施予定 ○、一部実施●、 実施予定なし■)	平成23年度工受発注者間 の工事情報の共有に関する 実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄
岐阜市	■			■		■	
大垣市	○		■	■		■	
高山市	■			■		■	
多治見市	■			■		■	
関市	■			■		■	
中津川市	■			■		■	
美濃市	■			■		■	
瑞浪市	■			■		■	
羽島市	■			■		■	
恵那市	■			■		■	
美濃加茂市	■			■		■	
土岐市	■			■		■	
各務原市	■			■		■	
可児市	■			■		■	
山県市	■			■		■	
瑞穂市	■			■		■	
飛騨市	■			■		■	
本巣市	■			■		■	
郡上市	■			■		■	
下呂市	■			■		■	
海津市	■			■		■	
岐南町	■			■		■	
笠松町	■			■		■	
養老町	■			■		■	
垂井町	■			■		■	
関ヶ原町	■			■		■	
神戸町	■			■		■	
輪之内町	■			■		■	
安八町	■			■		■	
揖斐川町	■			■		■	
大野町	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

＜項目:2(2)受発注者間の工事情報の共有状況＞

組織名	平成23年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄	目標変更(変更後 について実施予定 ○、一部実施●、 実施予定なし■)	平成23年度工受発注者間 の工事情報の共有に関する 実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄
池田町	■			■		■	
北方町	■			■		■	
坂祝町	■			■		■	
富加町	■			■		■	
川辺町	■			■		■	
七宗町	◎		●	■		●	
八百津町	■			■		■	
白川町	■			■		■	
東白川村	■			■		■	
御嵩町	■			■		■	
白川村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表（静岡県）

＜項目：2（2）受発注者間の工事情報の共有状況＞

組織名	平成23年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄	目標変更（変更後 について実施予定 ○、一部実施●、 実施予定なし■）	平成23年度工受発注者間 の工事情報の共有に関する 実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄
下田市	■			■		■	
東伊豆町	■			■		■	
南伊豆町	■			■		■	
河津町	■			■		■	
松崎町	■			■		■	
西伊豆町	■			■		■	
熱海市	■			■		■	
伊東市	■			■		■	
沼津市	■			■		■	
三島市	■			■		■	
御殿場市	■			■		■	
裾野市	■			■		■	
伊豆市	■			■		■	
伊豆の国市	■			■		■	
函南町	■			■		■	
清水町	■			■		■	
長泉町	■			■		■	
小山町	■			■		■	
富士宮市	■			■		■	
富士市	■			■		■	
焼津市	■			■		■	
藤枝市	■			■		■	
島田市	■			■		■	
川根本町	■			■		■	
御前崎市	■			■		■	
牧之原市	■			■		■	
吉田町	■			■		■	
磐田市	■			■		■	
掛川市	■			■		■	
袋井市	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表（静岡県）

＜項目：2（2）受発注者間の工事情報の共有状況＞

組織名	平成23年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄	目標変更（変更後 について実施予定 ○、一部実施●、 実施予定なし■）	平成23年度工受発注者間 の工事情報の共有に関する 実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄
菊川市	■			■		■	
森町	■		○	○		◎	
湖西市	■	庁舎での 閲覧実施		■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

＜項目:2(2)受発注者間の工事情報の共有状況＞

組織名	平成23年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄	目標変更(変更後 について実施予定 ○、一部実施●、 実施予定なし■)	平成23年度工受発注者間 の工事情報の共有に関する 実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄
豊橋市	○			●		■	設計金額が概ね 2500万円以上の工 事の中から妥当と認 められるものを建設 工事審査会部会で 選定
岡崎市	■			■		■	
一宮市	■			■		■	
瀬戸市	■			■		■	
半田市	■			■		■	
春日井市	■			■		■	
豊川市	●			●		●	
津島市	■			■		■	
碧南市	■			■		■	
刈谷市	■			■		■	
豊田市	■			■		■	
安城市	■			■		■	
西尾市	◎	CRINSへ の登録		○	CRINSへ の登録	◎	CRINSへの登録
蒲郡市	■			■		■	
犬山市	■			■		■	
常滑市	■			■		■	
江南市	■			■		■	
小牧市	■			■		■	
稲沢市	■			■		■	
新城市	■			■		■	
東海市	■			■		■	
大府市	■			■		■	
知多市	■			■		■	
知立市	■			■		■	
尾張旭市	■			■		■	
高浜市	■			■		■	
岩倉市	■			■		■	
豊明市	■			■		■	
日進市	■			■		■	
田原市	■			■		■	
愛西市	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

＜項目:2(2)受発注者間の工事情報の共有状況＞

組織名	平成23年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄	目標変更(変更後 について実施予定 ○、一部実施●、 実施予定なし■)	平成23年度工受発注者間 の工事情報の共有に関する 実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄
清須市	■			■		■	
北名古屋	■			■		■	
弥富市	■			■		■	
東郷町	■			■		■	
長久手市	■			■		■	
豊山町	■			■		■	
大口町	■			■		■	
扶桑町	■			■		■	
あま市	■			■		■	
大治町	■			■		■	
蟹江町	■			■		■	
飛島村	■			■		■	
阿久比町	■			■		■	
東浦町	■			■		■	
南知多町	■			■		■	
美浜町	■			■		■	
武豊町	■			■		■	
幸田町	■			■		■	
みよし市	—			—		■	
設楽町	■			■		■	
東栄町	■			■		■	
豊根村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(三重県)

＜項目:2(2)受発注者間の工事情報の共有状況＞

組織名	平成23年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄	目標変更(変更後 について実施予定 ○、一部実施●、 実施予定なし■)	平成23年度工受発注者間 の工事情報の共有に関する 実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度受発注者間の 工事情報の共有に関する実 施目標	備考欄
桑名市	■			■		■	
木曽岬町	■			■		■	
いなべ市	■			■		■	
東員町	■			■		■	
四日市市	■			■		■	
菰野町	■			■		■	
朝日町	■			■		■	
川越町	■			■		■	
鈴鹿市	■			■		■	
亀山市	■			■		■	
津市	■			■		■	
松阪市	■			■		■	
多気町	■			■		■	
明和町	■			■		■	
大台町	■			■		■	
伊勢市	■			■		■	
玉城町	■			■		■	
大紀町	■			■		■	
南伊勢町	■			■		■	
度会町	■			■		■	
鳥羽市	■			■		■	
志摩市	■			■		■	
伊賀市	■			■		■	
名張市	■			■		■	
尾鷲市	■			■		■	
紀北町	■			■		■	
熊野市	■			■		■	
御浜町	■			■		■	
紀宝町	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表
<項目：2(3)資材価格、需給動向に関する情報共有状況>

組織名	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄
警察庁中部管区警察局	■			■		■	
警察庁中部管区警察学校	■			■		■	
財務省東海財務局	■			■		■	
財務省名古屋税関	■			■		■	
国税庁名古屋国税局	■			■		■	
厚生労働省東海北陸厚生局	■			■		■	
厚生労働省岐阜労働局	■			■		■	
厚生労働省静岡労働局	■			■		■	
厚生労働省愛知労働局	■			■		■	
厚生労働省三重労働局	■			■		■	
農林水産省東海農政局	◎			○		◎	
林野庁中部森林管理局	■			■		■	
経済産業省中部経済産業局	■	該当工事なし		■	該当工事なし	■	該当工事なし
国土交通省中部地方整備局	◎			○		◎	
国土交通省中部運輸局	■			■		■	
海上保安庁第四管区海上保安本部	■			■		■	
環境省中部地方環境事務所	■			■		■	
岐阜県	◎			○		◎	
静岡県	◎			○		◎	
愛知県	●	資材単価のみ		●	資材単価のみ	●	資材単価のみ
三重県	●	資材価格のみ情報共有		○		●	資材価格のみ情報共有
静岡市	■		●	○	資材価格のみ	●	
浜松市	◎		●	○	資材単価のみ	●	資材単価のみ
名古屋市	●			●		●	
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	◎			○		◎	
(独)都市再生機構中部支社	■	一部予定ありまたは非公表		■	一部達成または非公表	■	一部予定ありまたは非公表
(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	■			■		■	
(独)水資源機構中部支社	■			■		■	
岐阜県道路公社	◎	岐阜県の資材単価を活用					
静岡県道路公社	◎			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表
 <項目:2(3)資材価格、需給動向に関する情報共有状況>

組織名	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄
愛知県道路公社	●	資材価格のみ愛知県より情報を受けている		●	資材価格のみ愛知県より情報を受けている	●	資材価格のみ愛知県より情報を受けている
三重県道路公社	●	資材価格のみ		●	資材価格のみ	●	資材価格のみ
名古屋高速道路公社	◎	県/市単価は共有		○	県/市単価は共有	◎	県/市単価は共有
名古屋港管理組合	●	他官公庁より情報提供を受けている		●	他官公庁より情報提供を受けている	●	他官公庁より情報提供を受けている
四日市港管理組合	■			■		■	
日本下水道事業団東海総合事務所	◎			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

<項目:2(3)資材価格、需給動向に関する情報共有状況>

組織名	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄
岐阜市	○	岐阜県のシステムを利用		○	岐阜県のシステムを利用	○	岐阜県のシステムを利用
大垣市	◎			○		◎	
高山市	■	岐阜県のシステムを利用	○	○	岐阜県のシステムを利用	◎	岐阜県のシステムを利用
多治見市	■			■		■	
関市	■			■		■	
中津川市	■			■		■	
美濃市	■			■		■	
瑞浪市	■			■		■	
羽島市	◎	岐阜県のシステムを利用		○	岐阜県のシステムを利用	◎	岐阜県のシステムを利用
恵那市	■			■		■	
美濃加茂市	■			■		■	
土岐市	■			■		■	
各務原市	■			■		■	
可児市	■			■		■	
山県市	■			■		■	
瑞穂市	■			■		■	
飛騨市	■			■		■	
本巣市	■			■		■	
郡上市	■			■		■	
下呂市	■			■		■	
海津市	◎	県システムを利用		○	県システムを利用	◎	県システムを利用
岐南町	■			■		■	
笠松町	■			■		■	
養老町	■			■		■	
垂井町	■			■		■	
関ヶ原町	■			■		■	
神戸町	■			■		■	
輪之内町	■			■		■	
安八町	■			■		■	
揖斐川町	■			■		■	
大野町	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

＜項目:2(3)資材価格、需給動向に関する情報共有状況＞

組織名	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄
池田町	■			■		■	
北方町	■			■		■	
坂祝町	■			■		■	
富加町	■			■		■	
川辺町	■			■		■	
七宗町	◎		●	■		●	
八百津町	■			■		■	
白川町	■			■		■	
東白川村	■			■		■	
御嵩町	■			■		■	
白川村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表（静岡県）

＜項目：2(3)資材価格、需給動向に関する情報共有状況＞

組織名	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄	目標変更（変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■）	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄
下田市	■			■		■	
東伊豆町	■			■		■	
南伊豆町	■			■		■	
河津町	■			■		■	
松崎町	■			■		■	
西伊豆町	■			■		■	
熱海市	■			■		■	
伊東市	◎			○		◎	
沼津市	◎			○		◎	
三島市	■			■		■	
御殿場市	■			■		■	
裾野市	■			■		■	
伊豆市	■			■		■	
伊豆の国市	■			■		■	
函南町	■			■		■	
清水町	■			■		■	
長泉町	■			■		■	
小山町	■			■		■	
富士宮市	■			■		■	
富士市	●	資材単価のみ	●	○		●	
焼津市	◎			○		◎	
藤枝市	■			■		■	
島田市	■			■		■	
川根本町	■			■		■	
御前崎市	■			■		■	
牧之原市	■			■		■	
吉田町	■			■		■	
磐田市	■			■		■	
掛川市	■			■		■	
袋井市	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表（静岡県）

＜項目：2（3）資材価格、需給動向に関する情報共有状況＞

組織名	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄	目標変更（変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■）	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄
菊川市	◎			○		◎	
森町	■			■		■	
湖西市	◎			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

＜項目:2(3)資材価格、需給動向に関する情報共有状況＞

組織名	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄
豊橋市	○			●		○	設計金額が概ね2500万円以上の工事の中から妥当と認められるものを建設工事審査会部会で選定
岡崎市	■			■		■	
一宮市	■			■		■	
瀬戸市	■			■		■	
半田市	■			■		■	
春日井市	◎			○		◎	
豊川市	■			■		■	
津島市	■			■		■	
碧南市	■			■		■	
刈谷市	■			■		■	
豊田市	■			■		■	
安城市	■			■		■	
西尾市	■			■		■	
蒲郡市	◎	愛知県単価使用		○	愛知県単価使用	◎	愛知県単価使用
犬山市	■			■		■	
常滑市	■			■		■	
江南市	■			■		■	
小牧市	■			■		■	
稲沢市	■			■		■	
新城市	■			■		■	
東海市	■			■		■	
大府市	■			■		■	
知多市	■			■		■	
知立市	■			■		■	
尾張旭市	■			■		■	
高浜市	◎			○		◎	
岩倉市	■	愛知県に準拠		■	愛知県に準拠	■	愛知県に準拠
豊明市	■			■		■	
日進市	■			■		■	
田原市	■			■		■	
愛西市	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

<項目:2(3)資材価格、需給動向に関する情報共有状況>

組織名	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄
清須市	■			■		■	
北名古屋	■			■		■	
弥富市	■			■		■	
東郷町	■			■		■	
長久手市	■			■		■	
豊山町	■			■		■	
大口町	■			■		■	
扶桑町	■			■		■	
あま市	■			■		■	
大治町	■			■		■	
蟹江町	■			■		■	
飛島村	■			■		■	
阿久比町	●			■		■	
東浦町	■			■		■	
南知多町	●	資材価格のみ情報共有		●	資材価格のみ情報共有	●	資材価格のみ情報共有
美浜町	■			■		■	
武豊町	■			■		■	
幸田町	■			■		■	
みよし市	■			■		■	
設楽町	■			■		■	
東栄町	■			■		■	
豊根村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(三重県)

＜項目:2(3)資材価格、需給動向に関する情報共有状況＞

組織名	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度資材単価、需給動向に関する情報共有に関する実施目標	備考欄
桑名市	■			■		■	
木曽岬町	■			■		■	
いなべ市	■			■		■	
東員町	■			■		■	
四日市市	■			■		■	
菰野町	■			■		■	
朝日町	■			■		■	
川越町	●			●		●	
鈴鹿市	■			■		■	
亀山市	■			■		■	
津市	■			■		■	
松阪市	■			■		■	
多気町	■			■		■	
明和町	■			■		■	
大台町	■			■		■	
伊勢市	■			■		■	
玉城町	■			■		■	
大紀町	■			■		■	
南伊勢町	■			■		■	
度会町	■			■		■	
鳥羽市	■			■		■	
志摩市	■			■		■	
伊賀市	■			■		■	
名張市	■			■		■	
尾鷲市	■			■		■	
紀北町	■			■		■	
熊野市	■			■		■	
御浜町	■			■		■	
紀宝町	■			●	資材単価は県と情報共有	●	資材単価は県と情報共有

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表
＜項目：2(4)設計変更ガイドライン・指針の整備状況＞

組織名	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄
警察庁中部管区警察局	■			■		■	
警察庁中部管区警察学校	■			■		■	
財務省東海財務局	■			■		■	
財務省名古屋税関	■			■		■	
国税庁名古屋国税局	■			■		■	
厚生労働省東海北陸厚生局	■			■		■	
厚生労働省岐阜労働局	■			■		■	
厚生労働省静岡労働局	■			■		■	
厚生労働省愛知労働局	■			■		■	
厚生労働省三重労働局	■			■		■	
農林水産省東海農政局	◎			○		◎	
林野庁中部森林管理局	■			■		■	
経済産業省中部経済産業局	■	該当工事なし		■	該当工事なし	■	該当工事なし
国土交通省中部地方整備局	◎			○		◎	
国土交通省中部運輸局	■			■		■	
海上保安庁第四管区海上保安本部	■			■		■	
環境省中部地方環境事務所	◎		■	○		◎	
岐阜県	◎			○		◎	
静岡県	◎	設計変更事務処理要領		○		◎	
愛知県	◎	設計変更事務取扱要領		○	設計変更事務取扱要領	◎	設計変更事務取扱要領
三重県	◎	「三重県建設工事設計変更要領」を作成し運用		○		◎	設計変更ガイドラインの作成を検討
静岡市	●			○		●	
浜松市	○			○		◎	
名古屋市	●			●		●	
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	◎			○		◎	
(独)都市再生機構中部支社	■	一部実施済みまたは非公表		■	一部達成または非公表	■	一部実施済みまたは非公表
(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表
<項目:2(4)設計変更ガイドライン・指針の整備状況>

組織名	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄
(独)水資源機構中部支社	◎			○		◎	
岐阜県道路公社	■	岐阜県に準拠					
静岡県道路公社	■		○	○	静岡県に準拠	◎	静岡県に準拠
愛知県道路公社	◎	設計変更事務取扱要領を整備		○	設計変更事務取扱要領を整備	◎	設計変更事務取扱要領を整備
三重県道路公社	◎	三重県要領準拠		○		◎	
名古屋高速道路公社	◎			○		◎	
名古屋港管理組合	■	検討の継続		■		■	検討の継続
四日市港管理組合	◎	四日市港管理組合建設工事設計変更要領		○		◎	
日本下水道事業団東海総合事務所	◎			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

＜項目:2(4)設計変更ガイドライン・指針の整備状況＞

組織名	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄
岐阜市	◎			○		◎	
大垣市	◎			○		◎	
高山市	■			■		■	
多治見市	■			■		■	
関市	■			■		■	
中津川市	■			■		■	
美濃市	■			■		■	
瑞浪市	■			■		■	
羽島市	■	岐阜県に準拠	○	○	岐阜県に準拠	◎	岐阜県に準拠
恵那市	■			■		■	
美濃加茂市	■			■		■	
土岐市	■			■		■	
各務原市	■			■		■	
可児市	◎			○		◎	
山県市	■			■		■	
瑞穂市	■			■		■	
飛騨市	■			■		■	
本巣市	■			■		■	
郡上市	■			■		■	
下呂市	■			■		■	
海津市	■			■		■	
岐南町	■			■		■	
笠松町	■			■		■	
養老町	■			■		■	
垂井町	■			■		■	
関ヶ原町	■			■		■	
神戸町	■			■		■	
輪之内町	■			■		■	
安八町	■			■		■	
揖斐川町	■			■		■	
大野町	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

＜項目:2(4)設計変更ガイドライン・指針の整備状況＞

組織名	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄
池田町	■			■		■	
北方町	■			■		■	
坂祝町	■			■		■	
富加町	■			■		■	
川辺町	■			■		■	
七宗町	○		■	■		■	
八百津町	■			■		■	
白川町	■			■		■	
東白川村	■			■		■	
御嵩町	■			■		■	
白川村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(静岡県)

＜項目:2(4)設計変更ガイドライン・指針の整備状況＞

組織名	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄
下田市	■			■		■	
東伊豆町	■			■		■	
南伊豆町	■			■		■	
河津町	■			■		■	
松崎町	■			■		■	
西伊豆町	■			■		■	
熱海市	◎			○		◎	
伊東市	■			■		■	
沼津市	◎			○		◎	
三島市	■			■		■	
御殿場市	■			■		■	
裾野市	○			○		○	
伊豆市	■			■		■	
伊豆の国市	◎			○		◎	
函南町	■			■		■	
清水町	■			■		■	
長泉町	■			■		■	
小山町	■			■		■	
富士宮市	◎			○		◎	
富士市	■		●	●	設計変更ガイドライン案(土木工事)作成・公開	●	設計変更ガイドライン案(土木工事)の運用
焼津市	◎			○		◎	
藤枝市	■			■		■	
島田市	■			■		■	
川根本町	■			■		■	
御前崎市	■			■		■	
牧之原市	■			■		●	
吉田町	◎			○		◎	
磐田市	◎			○		◎	
掛川市	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表（静岡県）

＜項目：2（4）設計変更ガイドライン・指針の整備状況＞

組織名	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄	目標変更（変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■）	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄
袋井市	■			■		■	
菊川市	■			■		■	
森町	■			■		■	
湖西市	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

＜項目:2(4)設計変更ガイドライン・指針の整備状況＞

組織名	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄
豊橋市	○			●		○	設計金額が概ね2500万円以上の工事の中から妥当と認められるものを建設工事審査会部会で選定
岡崎市	■			■		■	
一宮市	■			■		■	
瀬戸市	■			■		■	
半田市	◎			○		◎	
春日井市	○	要領を策定		○		◎	
豊川市	◎			○		◎	
津島市	■			■		■	
碧南市	■			■		■	
刈谷市	◎			○		◎	
豊田市	■			■		■	
安城市	■			■		■	
西尾市	■			■		■	
蒲郡市	◎			○		◎	
犬山市	■			■		■	
常滑市	■			■		■	
江南市	■		○	○	要領制定済	◎	
小牧市	◎			○		◎	
稲沢市	◎			○		◎	
新城市	■			■		■	
東海市	■			■		■	
大府市	■			■		■	
知多市	◎			●		○	
知立市	■			■		●	
尾張旭市	◎			○		◎	
高浜市	■			■		■	
岩倉市	■			■		■	
豊明市	●			●		●	
日進市	■			■		■	
田原市	◎			○		◎	
愛西市	■			■		○	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

＜項目:2(4)設計変更ガイドライン・指針の整備状況＞

組織名	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄
清須市	■			■		■	
北名古屋	■			■		■	
弥富市	●			○		◎	
東郷町	■		○	○	平成元年に施行した設計変更事務取扱要領がこの取り組みにあたと判断した。	◎	
長久手市	■			■		■	
豊山町	■			■		■	
大口町	■			■		■	
扶桑町	■			■		■	
あま市	■			■		■	
大治町	◎	愛知県に準拠		○	愛知県に準拠	◎	愛知県に準拠
蟹江町	■			■		■	
飛島村	◎			○		◎	
阿久比町	■		●	●	設計変更事務取扱要領	○	
東浦町	◎	設計変更事務取扱要領		○	設計変更事務取扱要領	◎	設計変更事務取扱要領
南知多町	■			■		■	
美浜町	◎			○		◎	
武豊町	■			■		■	
幸田町	■			■		■	
みよし市	◎			○		◎	
設楽町	■			■		■	
東栄町	■			■		■	
豊根村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(三重県)

＜項目:2(4)設計変更ガイドライン・指針の整備状況＞

組織名	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度設計変更ガイドライン・指針に関する実施目標	備考欄
桑名市	●			○		◎	
木曽岬町	■			■		■	
いなべ市	■			■		■	
東員町	■			■		■	
四日市市	■			■		●	
菰野町	■			■		■	
朝日町	■			■		■	
川越町	■			■		■	
鈴鹿市	■			■		■	
亀山市	■			■		■	
津市	■			■		■	
松阪市	◎			○		◎	
多気町	●			■		■	
明和町	■			■		■	
大台町	■			■		■	
伊勢市	◎			○		◎	
玉城町	■			■		■	
大紀町	■			■		■	
南伊勢町	◎			○		◎	
度会町	■			■		■	
鳥羽市	■		○	○	「鳥羽市建設工事設計変更要領」を作成	○	「鳥羽市建設工事設計変更要領」の運用開始
志摩市	○			■		○	
伊賀市	◎			○		◎	
名張市	■	変更指針あり大幅な金額、重要な工法変更の場合は協議書作成。		■		■	
尾鷲市	■			■		●	
紀北町	■			■		■	
熊野市	■			■		■	
御浜町	■			■		■	
紀宝町	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表

＜項目：3(1)建設ICTの導入状況＞

組織名	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄
警察庁中部管区警察局	■			■		■	
警察庁中部管区警察学校	■			■		■	
財務省東海財務局	■			■		■	
財務省名古屋税関	■			■		■	
国税庁名古屋国税局	■			■		■	
厚生労働省東海北陸厚生局	■			■		■	
厚生労働省岐阜労働局	■			■		■	
厚生労働省静岡労働局	■			■		■	
厚生労働省愛知労働局	■			■		■	
厚生労働省三重労働局	■			■		■	
農林水産省東海農政局	●	情報収集、分析による活用方法検討		●		●	情報収集した資料をもとに活用方法を検討
林野庁中部森林管理局	■			■		■	
経済産業省中部経済産業局	■	該当工事なし		■	該当工事なし	■	該当工事なし
国土交通省中部地方整備局	●			○		○	ICT技術を標準的な施工法とした
国土交通省中部運輸局	■			■		■	
海上保安庁第四管区海上保安本部	■			■		■	
環境省中部地方環境事務所	■			■		■	
岐阜県	■			■		■	
静岡県	■			■		■	
愛知県	■			■		■	
三重県	■			■		■	
静岡市	■			■		■	
浜松市	■			■		■	
名古屋市	■			■		■	
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	■	事例収集		■	事例収集	■	事例収集
(独)都市再生機構中部支社	■	一部非公表		■	一部非公表	■	一部非公表
(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	■			■		■	
(独)水資源機構中部支社	●	施工の合理化として個別事業毎に実施		■		●	施工の合理化として個別事業毎に実施
岐阜県道路公社	■						

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表

<項目:3(1)建設ICTの導入状況>

組織名	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄
静岡県道路公社	■			■		■	
愛知県道路公社	■			■		■	
三重県道路公社	■			■		■	
名古屋高速道路公社	■			■		■	
名古屋港管理組合	■			■		■	
四日市港管理組合	■			■		■	
日本下水道事業団東海総合事務所	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

＜項目:3(1)建設ICTの導入状況＞

組織名	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄
岐阜市	■			■		■	
大垣市	○		■	■		■	
高山市	■			■		■	
多治見市	■			■		■	
関市	■			■		■	
中津川市	■			■		■	
美濃市	■			■		■	
瑞浪市	■			■		■	
羽島市	■			■		■	
恵那市	■			■		■	
美濃加茂市	■			■		■	
土岐市	■			■		■	
各務原市	■			■		■	
可児市	■			■		■	
山県市	■			■		■	
瑞穂市	■			■		■	
飛騨市	■			■		■	
本巣市	■			■		■	
郡上市	■			■		■	
下呂市	■			■		■	
海津市	■			■		■	
岐南町	■			■		■	
笠松町	■			■		■	
養老町	■			■		■	
垂井町	■			■		■	
関ヶ原町	■			■		■	
神戸町	■			■		■	
輪之内町	■			■		■	
安八町	■			■		■	
揖斐川町	■			■		■	
大野町	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

<項目:3(1)建設ICTの導入状況>

組織名	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄
池田町	■			■		■	
北方町	■			■		■	
坂祝町	■			■		■	
富加町	■			■		■	
川辺町	■			■		■	
七宗町	●		■	■		■	
八百津町	■			■		■	
白川町	■			■		■	
東白川村	■			■		■	
御嵩町	■			■		■	
白川村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表（静岡県）

<項目：3（1）建設ICTの導入状況>

組織名	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄	目標変更（変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■）	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄
下田市	■			■		■	
東伊豆町	■			■		■	
南伊豆町	■			■		■	
河津町	■			■		■	
松崎町	■			■		■	
西伊豆町	■			■		■	
熱海市	■			■		■	
伊東市	■			■		■	
沼津市	■			■		■	
三島市	■			■		■	
御殿場市	■			■		■	
裾野市	■			■		■	
伊豆市	■			■		■	
伊豆の国市	■			■		■	
函南町	■			■		■	
清水町	■			■		■	
長泉町	■			■		■	
小山町	■			■		■	
富士宮市	■			■		■	
富士市	■			■		■	
焼津市	■			■		■	
藤枝市	■			■		■	
島田市	■			■		■	
川根本町	■			■		■	
御前崎市	■			■		■	
牧之原市	■			■		■	
吉田町	■			■		■	
磐田市	■			■		■	
掛川市	■			■		■	
袋井市	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表（静岡県）

<項目：3（1）建設ICTの導入状況>

組織名	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄	目標変更（変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■）	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄
菊川市	■			■		■	
森町	■			■		■	
湖西市	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

<項目:3(1)建設ICTの導入状況>

組織名	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄
豊橋市	○			●		■	設計金額が概ね2500万円以上の工事の中から妥当と認められるものを建設工事審査会部会で選定
岡崎市	■			■		■	
一宮市	■			■		■	
瀬戸市	■			■		■	
半田市	■			■		■	
春日井市	■			■		■	
豊川市	■			■		■	
津島市	■			■		■	
碧南市	■			■		■	
刈谷市	■			■		■	
豊田市	■			■		■	
安城市	■			■		■	
西尾市	■			■		■	
蒲郡市	■			■		■	
犬山市	■			■		■	
常滑市	■			■		■	
江南市	■			■		■	
小牧市	■			■		■	
稲沢市	■			■		■	
新城市	■			■		■	
東海市	■			■		■	
大府市	■			■		■	
知多市	■			■		■	
知立市	■			■		■	
尾張旭市	■			■		■	
高浜市	■			■		■	
岩倉市	■			■		■	
豊明市	■			■		■	
日進市	■			■		■	
田原市	■			■		■	
愛西市	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

<項目:3(1)建設ICTの導入状況>

組織名	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄
清須市	■			■		■	
北名古屋	■			■		■	
弥富市	■			■		■	
東郷町	■			■		■	
長久手市	■			■		■	
豊山町	■			■		■	
大口町	■			■		■	
扶桑町	■			■		■	
あま市	■			■		■	
大治町	■			■		■	
蟹江町	■			■		■	
飛島村	■			■		■	
阿久比町	■			■		■	
東浦町	■			■		■	
南知多町	■			■		■	
美浜町	■			■		■	
武豊町	●			■		■	
幸田町	■			■		■	
みよし市	■			■		■	
設楽町	■			■		■	
東栄町	■			■		■	
豊根村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(三重県)

<項目:3(1)建設ICTの導入状況>

組織名	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度建設ICTの導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度建設ICTの導入に関する実施目標	備考欄
桑名市	■			■		■	
木曽岬町	■			■		■	
いなべ市	■			■		■	
東員町	●		■	■		●	
四日市市 営繕工務課(建築)	■			■		■	
道路整備課(土木)	■			■		■	
菰野町	■			■		■	
朝日町	■			■		■	
川越町	■			■		■	
鈴鹿市	■			■		■	
亀山市	■			■		■	
津市	■			■		■	
松阪市	■			■		■	
多気町	■			■		■	
明和町	■			■		■	
大台町	■			■		■	
伊勢市	■			■		■	
玉城町	■			■		■	
大紀町	■			■		■	
南伊勢町	■			■		■	
度会町	■			■		■	
鳥羽市	■			■		■	
志摩市	■			■		■	
伊賀市	■			■		■	
名張市	■			■		■	
尾鷲市	■			■		■	
紀北町	■			■		■	
熊野市	■			■		■	
御浜町	■			■		■	
紀宝町	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表

＜項目：3(2)地域貢献の評価状況＞

組織名	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄
警察庁中部管区警察局	■			■		■	
警察庁中部管区警察学校	■			■		■	
財務省東海財務局	■			■		■	
財務省名古屋税関	■			■		■	
国税庁名古屋国税局	■			■		■	
厚生労働省東海北陸厚生局	■			■		■	
厚生労働省岐阜労働局	■			■		■	
厚生労働省静岡労働局	■			■		■	
厚生労働省愛知労働局	■			■		■	
厚生労働省三重労働局	■			■		■	
農林水産省東海農政局	◎			○		◎	
林野庁中部森林管理局	◎			○		◎	
経済産業省中部経済産業局	■	該当工事なし		■	該当工事なし	■	該当工事なし
国土交通省中部地方整備局	◎			○		◎	
国土交通省中部運輸局	■			■		■	
海上保安庁第四管区海上保安本部	■			■		■	
環境省中部地方環境事務所	■			■		■	
岐阜県	◎			○		◎	
静岡県	●	総合評価の評価項目として実施		○	総合評価の評価項目として実施	●	総合評価の評価項目として実施
愛知県	◎	総合評価の評価項目		○	総合評価の評価項目	◎	総合評価の評価項目
三重県	◎			○		◎	
静岡市	◎			○		◎	
浜松市	●		○	○		◎	
名古屋市	◎			○		◎	
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	■			■		■	
(独)都市再生機構中部支社	●			●		●	
(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	■			■		■	
(独)水資源機構中部支社	◎	工事成績や総合評価落札方式で評価		○	工事成績や総合評価落札方式で評価	◎	工事成績や総合評価落札方式で評価

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表

<項目:3(2)地域貢献の評価状況>

組織名	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄
岐阜県道路公社	◎						
静岡県道路公社	■			■		■	
愛知県道路公社	◎			○		◎	
三重県道路公社	◎	三重県基準準拠		○	三重県基準準拠	◎	三重県基準準拠
名古屋高速道路公社	◎			○		◎	
名古屋港管理組合	◎			○		◎	
四日市港管理組合	◎			○		◎	
日本下水道事業団東海総合事務所	◎			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

<項目:3(2)地域貢献の評価状況>

組織名	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄
岐阜市	◎			○		◎	
大垣市	◎			○		◎	
高山市	◎	総合評価方式のみ		○	総合評価方式のみ	◎	総合評価方式のみ
多治見市	◎			○		◎	
関市	●			●		●	
中津川市	◎			○	総合評価方式のみ	◎	総合評価方式のみ
美濃市	●			■		●	
瑞浪市	◎			○		◎	
羽島市	◎			○		◎	
恵那市	■		●	●		○	
美濃加茂市	◎			○		◎	
土岐市	◎	総合評価落札方式		○	総合評価落札方式	◎	総合評価落札方式
各務原市	◎			○		◎	
可児市	◎			○		◎	
山県市	◎			○		◎	
瑞穂市	◎	総合評価方式の場合に実施		○		◎	
飛騨市	◎			○		◎	
本巣市	◎			○		◎	
郡上市	◎			○		◎	
下呂市	◎			○		◎	
海津市	○	総合評価落札方式		■	総合評価落札方式	○	総合評価落札方式
岐南町	◎			○		◎	
笠松町	■		●	●	総合評価の場合に実施	○	総合評価の場合に実施 ボランティア活動等
養老町	◎	総合評価方式の場合に実施		○	総合評価方式の場合に実施	◎	総合評価方式の場合に実施
垂井町	◎	ボランティア活動の状況等		○	ボランティア活動の状況等	◎	ボランティア活動の状況等
関ヶ原町	■			■		■	
神戸町	■			■		■	
輪之内町	○	総合評価落札方式		■		○	総合評価落札方式
安八町	■			■		■	
揖斐川町	◎			■		○	
大野町	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

＜項目:3(2)地域貢献の評価状況＞

組織名	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄
池田町	◎	総合評価 落札方式		○	総合評価 落札方式	◎	総合評価落札方式
北方町	■			■		■	
坂祝町	◎			○		◎	
富加町	◎			○	総合評価 方式のみ	◎	総合評価方式のみ
川辺町	■			■		■	
七宗町	◎	災害応援 協定・ 消防団員	●	■		●	災害応援協定・ 消防団員
八百津町	○			○		◎	
白川町	■			■		■	
東白川村	■			■		■	
御嵩町	◎			○		◎	
白川村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(静岡県)

<項目:3(2)地域貢献の評価状況>

組織名	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄
下田市	◎			○		◎	
東伊豆町	◎			■		○	
南伊豆町	●	総合評価方式で実施		●	総合評価方式で実施	●	総合評価方式で実施予定
河津町	■			■		■	
松崎町	■			■		■	
西伊豆町	■			■		■	
熱海市	◎			○		◎	
伊東市	◎			○		◎	
沼津市	◎			○		◎	
三島市	◎			○		◎	
御殿場市	◎			○		◎	
裾野市	●			●		●	
伊豆市	■			■		■	
伊豆の国市	◎			○		◎	
函南町	■			■		■	
清水町	◎			○		◎	
長泉町	●	総合評価方式で実施		●	総合評価方式で実施	●	総合評価方式で実施
小山町	●			●		●	
富士宮市	■		●	●		●	
富士市	◎			○		◎	
焼津市	◎			○		◎	
藤枝市	◎	総合評価の場合のみ実施		○	総合評価の場合のみ実施	◎	総合評価の場合のみ実施
島田市	◎			○		◎	
川根本町	●	総合評価の場合に実施		■		■	総合評価の場合に実施
御前崎市	■		○	○	総合評価方式で実施	◎	総合評価方式で実施
牧之原市	◎	総合評価のみ実施		○	総合評価のみ実施	◎	総合評価のみ実施
吉田町	◎			○		◎	
磐田市	◎	総合評価のみ実施		○		◎	
掛川市	◎			○		◎	
袋井市	◎			○	総合評価のみ実施	◎	総合評価のみ実施

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表（静岡県）

＜項目：3（2）地域貢献の評価状況＞

組織名	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄	目標変更（変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■）	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄
菊川市	◎			○		◎	
森町	◎	総合評価の評価項目		○		◎	
湖西市	◎			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

<項目:3(2)地域貢献の評価状況>

組織名	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄
豊橋市	○			●		○	設計金額が概ね2500万円以上の工事の中から妥当と認められるものを建設工事審査会部会で選定
岡崎市	◎	総合評価 落札方式 で評価		○		◎	
一宮市	◎			○		◎	
瀬戸市	◎			○		◎	
半田市	◎			○		◎	
春日井市	◎			○		◎	
豊川市	◎			○		◎	
津島市	◎			○		◎	
碧南市	◎			○		◎	
刈谷市	◎	総合評価 落札方式 で評価		○	総合評価 落札方式 で評価	◎	総合評価落札方式 で評価
豊田市	◎			○		◎	
安城市	◎	(総合評価 落札方式 の評価項目)		○		◎	
西尾市	◎	災害協 定、雇用 状況等		○	災害協 定、雇用 状況等	◎	災害協定、雇用状況等
蒲郡市	◎	(総合評価 落札方式 の評価項目)		○	(総合評価 落札方式 の評価項目)	◎	(総合評価落札方式 の評価項目)
犬山市	●		○	○		◎	
常滑市	◎			○		◎	
江南市	◎			○		◎	
小牧市	◎			○		◎	
稲沢市	◎			○		◎	
新城市	◎	総合評価 の配点で 配慮		○		◎	
東海市	◎	総合評価 落札方式 で評価		○	総合評価 落札方式 で評価	◎	総合評価落札方式 で評価
大府市	◎	総合評価 落札方式 で評価		○	総合評価 落札方式 で評価	◎	総合評価落札方式 で評価
知多市	◎	総合評価 競争入札 で実施		○	総合評価 競争入札 で実施	◎	総合評価競争入札 で実施
知立市	◎			○		◎	
尾張旭市	◎	総合評価 落札方式 で試行実施		○	総合評価 落札方式 で試行実施	◎	総合評価落札方式 で試行実施
高浜市	◎		■	■		○	
岩倉市	●	総合評価 方式で実施 予定		●	総合評価 方式で実施	●	総合評価方式で実施
豊明市	◎			○		◎	
日進市	◎			○		◎	
田原市	◎			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

<項目:3(2)地域貢献の評価状況>

組織名	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄
愛西市	◎			○	総合評価 落札方式 で実施	◎	総合評価落札方式 で実施
清須市	◎			○	総合評価 方式で実施	◎	総合評価方式で実施 予定
北名古屋	◎			○		◎	
弥富市	●	総合評価 落札方式 で実施		○		○	総合評価落札方式 で実施
東郷町	◎	総合評価 落札方式 で実施		○		◎	
長久手市	◎	総合評価 競争入札 で実施		○		◎	
豊山町	■			■		■	
大口町	●	総合評価 落札方式 で実施		●	総合評価 落札方式 で実施	●	総合評価落札方式 で実施
扶桑町	●			○	総合評価 落札方式 で実施	●	総合評価落札方式 で実施予定
あま市	●		●	●		●	
大治町	■			■		■	
蟹江町	■			■		■	
飛島村	◎			○		◎	
阿久比町	■			■		■	
東浦町	■		●	●	総合評価 落札方式 で実施	●	総合評価落札方式 で実施
南知多町	■			■		■	
美浜町	■			■		■	
武豊町	■			○	総合評価 落札方式 で実施	◎	総合評価落札方式 で実施
幸田町	◎		■	■		■	
みよし市	◎			○		◎	
設楽町	■			■		■	
東栄町	■			■		■	
豊根村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(三重県)

<項目:3(2)地域貢献の評価状況>

組織名	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度地域貢献の評価に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度地域貢献の評価に関する実施目標	備考欄
桑名市	●	総合評価 評価項目		●	総合評価 評価項目	●	総合評価評価項目
木曽岬町	■			■		■	
いなべ市	◎			○		◎	
東員町	●		■	■		●	
四日市市	◎			○		◎	
菰野町	●	雪水対策 業務特別 点		○		○	
朝日町	■			■		■	
川越町	■			■		■	
鈴鹿市	◎			○		◎	
亀山市	■			■		■	
津市	◎			○		◎	
松阪市	◎			■		○	
多気町	●			●		●	
明和町	◎			○		◎	
大台町	◎			○		◎	
伊勢市	●	総合評価		●	総合評価	●	総合評価
玉城町	■			■		■	
大紀町	◎			■		■	
南伊勢町	○			■		○	
度会町	■			■		■	
鳥羽市	◎			○		◎	
志摩市	◎			○		◎	
伊賀市	■		●	●	総合評価 試行によ り	●	
名張市	●	総合評価 試行によ り		■		●	総合評価試行により
尾鷲市	■			■		■	
紀北町	◎	100万円 以上の工 事で実施		○		◎	
熊野市	■			■		■	
御浜町	○			■		●	
紀宝町	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表
<項目:3(3)ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況>

組織名	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施中、実施予定なし■)	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄
警察庁中部管区警察局	■			■		■	
警察庁中部管区警察学校	◎			○		◎	
財務省東海財務局	■			■		■	
財務省名古屋税関	■			■		■	
国税庁名古屋国税局	■			■		■	
厚生労働省東海北陸厚生局	■			■		■	
厚生労働省岐阜労働局	■			■		■	
厚生労働省静岡労働局	■			■		■	
厚生労働省愛知労働局	■			■		■	
厚生労働省三重労働局	■			■		■	
農林水産省東海農政局	◎			○		◎	
林野庁中部森林管理局	■			■		■	
経済産業省中部経済産業局	■	該当工事なし		■	該当工事なし	■	該当工事なし
国土交通省中部地方整備局	◎			○		◎	
国土交通省中部運輸局	◎			○		◎	
海上保安庁第四管区海上保安本部	■			■		■	
環境省中部地方環境事務所	■			■		■	
岐阜県 (県土整備部、都市建築部)	◎			○		◎	
岐阜県農政部	○			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表
<項目:3(3)ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況>

組織名	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄
岐阜県林政部	●	ワンデーレスポンスのみ		●		●	
静岡県	○	H23最終取り組み		●	H23最終取り組み一部未達成	○	一部達成できなかった箇所があったので、継続する
愛知県	◎	ワンデーレスポンス要領、設計・施工条件確認会議		○	ワンデーレスポンス要領、設計・施工条件確認会議	◎	ワンデーレスポンス要領、設計・施工条件確認会議
三重県	○	ワンデーレスポンスは要領等は定めていないが、協議や質問に対し迅速に対応できる組織体制としている。		○		○	ワンデーレスポンスの手引きを策定予定。三者会議においては引き続き試行を推進。
静岡市	◎			○		◎	
浜松市	●			○	3者会議	●	3者会議
名古屋市	●			●		●	
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	○	ワンデーレスポンスは要領等は定めていないが、協議や質問に対し迅速に対応できる組織体制としている。三者会議においては対象を拡大し試行を継続中。	なし	○		◎	
(独)都市再生機構中部支社	●			●		●	
(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	■			■		■	
(独)水資源機構中部支社	●			●		●	
岐阜県道路公社	○						
静岡県道路公社	■			■		■	
愛知県道路公社	●	ワンデーレスポンスのみ導入		■		■	
三重県道路公社	■			■		■	
名古屋高速道路公社	●			●		●	
名古屋港管理組合	■		●	●		●	
四日市港管理組合	●	三者会議を試行的に実施予定		●	三者会議を試行的に実施	●	三者会議を試行的に実施予定
日本下水道事業団東海総合事務所	●			●		○	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

<項目:3(3)ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況>

組織名	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄
岐阜市	●	建築関係で、3者会議導入		●		●	
大垣市	○		■	■		■	
高山市	■			■		■	
多治見市	■			■		■	
関市	■			■		■	
中津川市	●			●		●	
美濃市	●			●		●	
瑞浪市	■			■		■	
羽島市	■			■		■	
恵那市	■			■		■	
美濃加茂市	■			■		■	
土岐市	■			■		■	
各務原市	■			■		■	
可児市	■		○	●		●	
山県市	■			■		■	
瑞穂市	●			●		●	
飛騨市	■			■		■	
本巣市	●		■	■		■	
郡上市	■			■		■	
下呂市	○			●		●	
海津市	●			■		■	
岐南町	■			■		■	
笠松町	■			■		■	
養老町	■			■		■	
垂井町	■			■		■	
関ヶ原町	■			■		■	
神戸町	■			■		■	
輪之内町	■			■		■	
安八町	■			■		■	
揖斐川町	■			■		■	
大野町	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

<項目:3(3)ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況>

組織名	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄
池田町	■			■		■	
北方町	■			■		■	
坂祝町	■			■		■	
富加町	■			■		■	
川辺町	■			■		■	
七宗町	○		●	■		●	
八百津町	■			■		■	
白川町	■			■		■	
東白川村	●	ワンデーレスポンスの試行実施		●		●	
御嵩町	■			■		■	
白川村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(静岡県)

＜項目：3(3)ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況＞

組織名	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄
下田市	■			■		■	
東伊豆町	○			○		○	
南伊豆町	■			■		■	
河津町	■			■		■	
松崎町	■			■		■	
西伊豆町	■			■		■	
熱海市	■			■		■	
伊東市	◎			○		◎	
沼津市	■			■		■	
三島市	■			■		■	
御殿場市	■			■		■	
裾野市	■			■		■	
伊豆市	■			■		■	
伊豆の国市	■			■		■	
函南町	■			■		■	
清水町	■			■		■	
長泉町	■			■		■	
小山町	■			■		■	
富士宮市	■			■		■	
富士市	○	ワンデーレスポンスは要領等は定めていないが、協議や質問に対し迅速に対応できる組織体制としている。		●	ワンデーレスポンスは要領等は定めていないが、協議や質問に対し迅速に対応できる組織体制としている。	○	ワンデーレスポンスは要領等は定めていないが、協議や質問に対し迅速に対応できる組織体制としている。
焼津市	■			■		■	
藤枝市	■			■		■	
島田市	■			■		■	
川根本町	■			■		■	
御前崎市	■			■		■	
牧之原市	■			■		■	
吉田町	●			■		●	
磐田市	■			■		■	
掛川市	■			■		■	
袋井市	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表（静岡県）

<項目：3（3）ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況>

組織名	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄	目標変更（変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■）	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄
菊川市	■			■		■	
森町	■			■		■	
湖西市	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

＜項目:3(3)ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況＞

組織名	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄
豊橋市	○			●		■	設計金額が概ね2500万円以上の工事の中から妥当と認められるものを建設工事審査会部会で選定
岡崎市	■			■		■	
一宮市	■			■		■	
瀬戸市	■			■		■	
半田市	■			■		■	
春日井市	■			■		■	
豊川市	■			■		■	
津島市	■			■		■	
碧南市	■			■		■	
刈谷市	●			■		●	
豊田市	■			■		■	
安城市	■			■		■	
西尾市	■			■		■	
蒲郡市	■			■		■	
犬山市	■			■		■	
常滑市	■			■		■	
江南市	■			■		■	
小牧市	■			■		■	
稲沢市	■			■		■	
新城市	■			■		■	
東海市	■			■		■	
大府市	●			■		■	
知多市	■			■		■	
知立市	■			■		■	
尾張旭市	■			■		■	
高浜市	■			■		■	
岩倉市	■			■		■	
豊明市	■			■		■	
日進市	■			■		■	
田原市	■			■		■	
愛西市	■			■		○	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

<項目:3(3)ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況>

組織名	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄
清須市	■			■		■	
北名古屋	■			■		■	
弥富市	■			■		■	
東郷町	■			■		■	
長久手市	■			■		■	
豊山町	■			■		■	
大口町	■			■		■	
扶桑町	■			■		■	
あま市	■			■		■	
大治町	■			■		■	
蟹江町	■			■		■	
飛島村	■			■		■	
阿久比町	■			■		■	
東浦町	■			■		■	
南知多町	■			■		■	
美浜町	■			■		■	
武豊町	■			■		■	
幸田町	■			■		■	
みよし市	■			■		■	
設楽町	■			■		■	
東栄町	■			■		■	
豊根村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(三重県)

＜項目:3(3)ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況＞

組織名	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度ワンデーレスポンスや3者会議の導入に関する実施目標	備考欄
桑名市	■			■		■	
木曽岬町	■			■		■	
いなべ市	■			■		■	
東員町	■			■		■	
四日市市 営繕工務課(建築)	■			■		■	
道路整備課(土木)	●			●		●	
菰野町	■			■		■	
朝日町	■			■		■	
川越町	●			●		●	
鈴鹿市	■			■		■	
亀山市	■			■	発注者サイドの勉強会を開催した。	■	
津市	■			■		■	
松阪市	■			■		■	
多気町	●			●		●	
明和町	●	要領等は定めていないが、受注者からの質問に対して迅速に対応するよう努めている		■		●	
大台町	■			■		■	
伊勢市	■			■		■	
玉城町	■			■		■	
大紀町	■			■		■	
南伊勢町	■			■		■	
度会町	■			■		■	
鳥羽市	■			■		■	
志摩市	■			■		■	
伊賀市	■			■		■	
名張市	■			■		■	
尾鷲市	■			■		■	
紀北町	■			■		■	
熊野市	■			■		■	
御浜町	○			■		●	
紀宝町	●	三者会議実施予定		●	要領等未規定だが、三者による打ち合わせを行なっている。質問等にも迅速に回答している。	○	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表
<項目:3(4)低入札価格調査基準価格の見直し状況>

組織名	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄
警察庁中部管区警察局	◎			○		◎	
警察庁中部管区警察学校	◎			○		◎	
財務省東海財務局	◎			○		◎	
財務省名古屋税関	◎			○		◎	
国税庁名古屋国税局	■			■		■	
厚生労働省東海北陸厚生局	■			■		■	
厚生労働省岐阜労働局	■			■		■	
厚生労働省静岡労働局	■			■		■	
厚生労働省愛知労働局	■			■		■	
厚生労働省三重労働局	■			■		■	
農林水産省東海農政局	◎			○		◎	
林野庁中部森林管理局	◎			○		◎	
経済産業省中部経済産業局	■	該当工事なし		■	該当工事なし	■	該当工事なし
国土交通省中部地方整備局	◎			○		◎	
国土交通省中部運輸局	○			■		○	
海上保安庁第四管区海上保安本部	■			■		■	
環境省中部地方環境事務所	■			■		■	
岐阜県	◎			○		◎	
静岡県	◎			○		◎	
愛知県	◎	公契連モデル		○	公契連モデル	◎	公契連モデル
三重県	◎			○		◎	
静岡市	◎			○		◎	
浜松市	■		○	○		◎	
名古屋市	■		○	○		○	
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	○			○		◎	
(独)都市再生機構中部支社	●			●		●	
(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	■			■		■	
(独)水資源機構中部支社	◎			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表
<項目:3(4)低入札価格調査基準価格の見直し状況>

組織名	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄
岐阜県道路公社	◎						
静岡県道路公社	◎			○		◎	
愛知県道路公社	◎	愛知県準拠		○	愛知県準拠	◎	愛知県準拠
三重県道路公社	◎	三重県基準準拠		○	三重県基準準拠	◎	三重県基準準拠
名古屋高速道路公社	○	H23.4.7付け要請(中央公契連モデルの改正)		○		◎	
名古屋港管理組合	◎			○		◎	
四日市港管理組合	◎			○		◎	
日本下水道事業団東海総合事務所	■			■		○	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

＜項目：3(4)低入札価格調査基準価格の見直し状況＞

組織名	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄
岐阜市	◎			○		◎	
大垣市	◎			○		◎	
高山市	◎	3,000万円未満最低制限価格		○	3,000万円未満最低制限価格	◎	3,000万円未満最低制限価格
多治見市	○			■		○	
関市	◎			○		◎	
中津川市	■			■		■	
美濃市	■			■		■	最低制限価格制度あり
瑞浪市	○			●		○	
羽島市	■			■		■	
恵那市	■			■		○	
美濃加茂市	●		■	■		■	
土岐市	■			■		■	
各務原市	◎	H20公契連モデル		●		●	H20公契連モデル
可児市	●			○		●	
山県市	■			■		●	
瑞穂市	■			■		■	
飛騨市	◎			■		●	
本巣市	○			■		○	
郡上市	■			■		○	
下呂市	■			■		■	
海津市	■			■		■	最低制限価格制度あり
岐南町	■			■		●	
笠松町	●	基準価格の算出方法変更		■		●	基準価格の算出方法
養老町	■			■		■	
垂井町	■			■		■	
関ヶ原町	■			■		■	
神戸町	■			■		■	
輪之内町	■			■		■	
安八町	■			■		■	最低制限価格制度あり

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(岐阜県)

＜項目:3(4)低入札価格調査基準価格の見直し状況＞

組織名	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄
揖斐川町	■			■		■	
大野町	■			■		○	
池田町	■			■		■	最低制限価格制度あり
北方町	■			■		■	
坂祝町	■			■		■	最低制限価格制度あり
富加町	■			■		■	
川辺町	◎			○		◎	
七宗町	■			■		■	
八百津町	●			○		●	
白川町	■			■		■	
東白川村	■			■		■	最低制限価格制度あり
御嵩町	■			■		■	
白川村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表（静岡県）

＜項目：3(4)低入札価格調査基準価格の見直し状況＞

組織名	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄	目標変更（変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■）	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄
下田市	■			■		■	
東伊豆町	■			■		■	
南伊豆町	■			■		■	
河津町	■			■		■	
松崎町	■			■		■	
西伊豆町	■			■		■	
熱海市	■			■		○	
伊東市	■			■		■	
沼津市	◎			○		◎	
三島市	■			■		●	
御殿場市	■			■		■	
裾野市	○			○		◎	
伊豆市	■			■		■	
伊豆の国市	○			■		○	
函南町	■			■		■	
清水町	◎			○		◎	
長泉町	■			■		○	
小山町	■			■		■	
富士宮市	■		○	○		◎	H23.7公契連のモデルに改正
富士市	◎			○		◎	
焼津市	■			■		●	
藤枝市	○			■		○	
島田市	■			■		■	
川根本町	■			■		■	
御前崎市	■			■		■	
牧之原市	■			■		■	
吉田町	■			■		●	
磐田市	○			○		◎	
掛川市	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表（静岡県）

＜項目：3（4）低入札価格調査基準価格の見直し状況＞

組織名	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄	目標変更（変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■）	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄
袋井市	■			■		○	
菊川市	■			■		■	
森町	◎			○		◎	
湖西市	○			○		◎	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

＜項目:3(4)低入札価格調査基準価格の見直し状況＞

組織名	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄
豊橋市	○			○		◎	設計金額が概ね2500万円以上の工事の中から妥当と認められるものを建設工事審査会部会で選定
岡崎市	○			○		◎	
一宮市	■			■		■	
瀬戸市	■			■		■	
半田市	○			■		○	
春日井市	■			■		■	
豊川市	■			■		■	
津島市	●			■		●	
碧南市	■			■		■	
刈谷市	○			■		○	
豊田市	●			●		○	
安城市	■			■		■	
西尾市	◎			○		◎	
蒲郡市	■			■		■	
犬山市	■			■		■	
常滑市	■			■		●	
江南市	■			■		■	
小牧市	■			■		■	
稲沢市	■			■		■	
新城市	●	基準価格検討	■	■		●	
東海市	■		●	○	一部最低制限価格を適用	■	
大府市	■	実施予定なし最低制限価格にて対応		■		■	
知多市	■			■		■	
知立市	◎			○		◎	
尾張旭市	■			■		■	
高浜市	◎			○		◎	
岩倉市	■			■		■	
豊明市	■			■		■	
日進市	■			■		■	
田原市	■			■		■	
愛西市	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(愛知県)

＜項目:3(4)低入札価格調査基準価格の見直し状況＞

組織名	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄
清須市	●		■	■		■	
北名古屋	■			■		■	
弥富市	●			■		○	
東郷町	■			■		■	
長久手市	■			■		■	
豊山町	■			■		■	
大口町	■			■		■	
扶桑町	■			■		■	
あま市	●			●		●	
大治町	◎			○		◎	
蟹江町	■			■		■	
飛島村	■			■		■	
阿久比町	■			■		●	導入を検討
東浦町	■			■		■	
南知多町	■			■		■	
美浜町	■			■		■	
武豊町	■			■		■	
幸田町	■			■		■	
みよし市	■			■		■	
設楽町	■			■		■	
東栄町	■			■		■	
豊根村	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組み状況表(三重県)
<項目:3(4)低入札価格調査基準価格の見直し状況>

組織名	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄	目標変更(変更後について実施予定○、一部実施●、実施予定なし■)	平成23年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標の達成状況	備考欄	平成24年度低入札価格調査基準価格の見直しに関する実施目標	備考欄
桑名市	■			■		●	
木曽岬町	■			■		■	
いなべ市	■			■		■	
東員町	■			■		■	
四日市市	◎			○		○	
菰野町	■			■		■	
朝日町	■			■		■	
川越町	■			■		■	
鈴鹿市	■			■		■	
亀山市	■			■	最低制限価格の運用を行っていない。	■	まずは、最低制限価格の運用検討を行う。
津市	■			■		■	
松阪市	■			■		■	
多気町	■			■		■	
明和町	■			■		■	
大台町	○			○		◎	
伊勢市	■			■		■	
玉城町	■			■		■	
大紀町	■			■		■	
南伊勢町	○		■	■		○	
度会町	■			■		■	
鳥羽市	■			■		■	
志摩市	○			■		○	
伊賀市	■			■		■	
名張市	●	総合評価 試行により		■		●	総合評価試行により
尾鷲市	■			■		■	
紀北町	◎	H21.4モデル		○		◎	H23.4モデル
熊野市	■			■		■	
御浜町	■		○	■		●	
紀宝町	■			■		■	

建設生産システムの適正化に向けた取り組みの自己評価

組織名	平成23年度の建設生産システムの適正化に向けた取り組みの達成状況
警察庁中部管区警察局	導入済みの取り組みについては目標を達成できており、今後も引き続き実施を図る。
警察庁中部管区警察学校	特になし
財務省東海財務局	実施目標を設定した取り組みについては、その目標を達成している。
財務省名古屋税関	総合評価方式等の導入はしないものの、工事の規模に応じた適切な発注ができた。
国税庁名古屋国税局	－
厚生労働省東海北陸厚生局	総合評価落札方式は実施していない。 予定価格は事後公表を行った。
厚生労働省岐阜労働局	予定価格の事後公表については、目標を達成することができた。 その他については、該当する案件なし。
厚生労働省静岡労働局	100万円以上の工事の予定価格の事後公表を実施した。
厚生労働省愛知労働局	特になし
厚生労働省三重労働局	実施していない。
農林水産省東海農政局	取組み全般について概ね目標を達成できた。情報化施工関係(工事情報の共有化、建設ICTの導入)については、情報収集後の活用方法を検討する。
林野庁中部森林管理局	国有林野事業としては、国の発注機関として求められている建設工事にかかる公共工事の品質確保等の適正化等の取組については現段階においては達成できているものと考えている。
経済産業省中部経済産業局	該当工事なし
国土交通省中部地方整備局	(案)H23に掲げた目標については達成した。H24は工事情報を共有することが有効な工事全てに導入することや、ICT技術の導入標準化を全国に先駆けて行っていく。
国土交通省中部運輸局	低入札価格調査基準価格の見直しについては達成できなかった。
海上保安庁第四管区海上保安本部	実施目標を設定した項目は達成したが、その他の項目については、実施予定は無い。
環境省中部地方環境事務所	－
岐阜県	・低入札対策としては、調査基準価格算定式の改正を、工事は6月、業務は7月におこなった。 ・予定価格の事後公表について、県土整備部で行っていた試行を、平成24年度からは農政部および林政部へ拡大する。
静岡県	工事成績評定については、評定段階の細分化を図り、より適正な評定の向上を目指して平成23年度から成績評定要領の運用を一部変更した。 総合評価については、平成15年度から工事で導入しており平成23年度は485件実施し、予想数にほぼ近い件数の実績を上げることができた。 また、委託では平成22年度から試行し、平成22年度は41件、平成23年度は74件実施した。 安全対策の強化については、発生した事故の事例集を年2回作成してインターネットで公表することにより、啓発活動に努めた。
愛知県	取り組みについて概ね目標を達成できた。
三重県	取り組み項目全般について概ね目標を達成している。
静岡市	以下について、平成24年度以降実施に向けた取組を行い、達成することができた。 ・総合評価落札方式の本格導入 ・予定価格の事後公表の一部実施 ・全ての建設工事を対象にワンデーレスポンスを導入
浜松市	概ね達成できている。
名古屋市	おおむね、目標は達成できたと考えている。
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	中日本高速道路㈱では、平成23年4月より「総合評価落札方式」の加算方式の価格式を改定しており、評価を行う予定である。また、平成24年度より調査業務において「総合評価方式」の試行を図る。
(独)都市再生機構中部支社	部門間でばらつきがあるが、達成状況は概ね良好。
(独)日本原子力研究開発機構 東濃地科学センター	工事案件数が少ない中、総合評価方式などの重点項目については、計画通りの実施と基準の見直しや未導入項目の検討を行なった。
(独)水資源機構中部支社	取組み全般について概ね目標を達成出来た。なお、工事情報や資材の単価、需給動向に関する情報共有については、現状で業務に支障なく対応出来ている状況である。
岐阜県道路公社	－
静岡県道路公社	平成23年度の目標であった、1,000万円以上の工事の一般競争入札の実施については達成することができた。
愛知県道路公社	取組み全般については概ね目標を達成できた
三重県	三重県に準じて実施していきたい。
名古屋高速道路公社	建設生産システムの適正化に向け、平成23年度に公社が取り組んだ項目は概ね達成できている。実施予定なしの項目については、高架構造の建設、維持管理を行っている公社の特殊性を鑑み、実現の可能性を含め検討を進めていく。
名古屋港管理組合	取組み全般について目標を概ね達成できた。
四日市港管理組合	取組み全般について概ね目標を達成できた。
日本下水道事業団東海総合事務所	総合評価方式は順次拡大している他、ほとんどの項目について達成できたが、今後は通信情報技術の導入を検討していきたい。

建設生産システムの適正化に向けた取り組みの自己評価（岐阜県）

岐阜市	一般競争入札について本格実施の額を3千万円以上から2千5百万円以上（1千万円以上2千5百万円未満は抽出にて試行）に引き下げ実施。 総合評価落札方式も88件（目標75件）実施した。
大垣市	総合評価落札方式の目標件数を達成した。未実施項目については今後も検討していく。
高山市	総合評価落札方式の本格導入により年間27件の実施ができた。逆転入札等もみられ本格導入効果としては、期待された成果が達成できたと判断している。
多治見市	総合評価落札方式による入札を試行で行っているが、落札者はすべて最低価格者であった。
関市	－
中津川市	工事成績評定の平準化が課題
美濃市	目標達成できなかった項目については、総合評価方式の案件が発生しなかったためであり、平成24年度については、案件があれば試行を実施する予定
瑞浪市	H24年度より工事成績評定の実施を確定することができた。低入札調査基準価格の見直しについてはH23年度に達成できなかったため、H24年度に引き続き検討を行う。
羽島市	・取組みについては前年度と同様であった。 ・新たな取組みについては検討していく。
恵那市	未実施項目については、今後も検討していく。
美濃加茂市	－
土岐市	－
各務原市	－
可児市	－
山県市	総合評価落札方式による入札は、平成20年度から毎年実施している。また、平成24年度から低入札価格調査基準価格を試行導入する。
瑞穂市	平成23年10月から一部工種で、一般競争入札の下限値を拡大して実施している。
飛騨市	－
本巣市	－
郡上市	低入札価格調査基準価格について見直しの検討に入っており、H24年度から変更を行いたい。
下呂市	－
海津市	目標達成できなかった項目について、実施できるよう取り組む。
岐南町	特に取り組みは実施していない
笠松町	平成24年度から一般競争入札の下限金額を変更する。今後も、基準価格の検討等、実施に向けて検討
養老町	未実施の項目について、今後も検討を行う。
垂井町	低入札価格調査制度については、独自方式で導入しているため、公契連モデル採用に向けての取組をおこなっていきたい。また、他の取組についても、課題が多く実施できていない状況にあり、今後早期着手が可能となるよう検討をおこなっていきたい。
関ヶ原町	実施予定なしの項目について、今後の実施に向け検討していきたい。
神戸町	－
輪之内町	平成23年度の建設生産システムの適正化に向けた取り組みは目標の達成をした。
安八町	総合評価の導入については、平成23年度は発注できなかったが、平成24年度においては、施行導入にて1件程度実施したい。
揖斐川町	－
大野町	総合評価落札方式については、平成19年度に試行導入して以来、毎年1件の工事で実施することとしていたが、担当課と調整不足のため未実施。なお、平成24年度より低入札調査基準を定め運用する。
池田町	平成23年度の取り組みは目標を達成し、平成24年度についても目標を達成していく。 又、実施予定なしの項目については、実施に向けて検討していきたい。
北方町	特に取り組みは実施していない
坂祝町	－
富加町	－
川辺町	－
七宗町	都市部と山間部では状況が違うため理想どおり行かないのが現状であると感じています。
八百津町	－
白川町	目標設定時の段階で「実施予定なし」とした項目が多く、新たに取組んだ事項もほとんどなかった点は消極的であったが、工事成績評定等の達成済み項目の内容的に評価している。
東白川村	・平成23年度は、ほとんど実施ができなかった。
御嵩町	－
白川村	－

建設生産システムの適正化に向けた取り組みの自己評価（静岡県）

下田市	本市では、21年度から総合評価方式を試行導入しているが、発注目標は概ね達成できていると思われる。
東伊豆町	平成23年度の目標は概ね達成できた。平成24年度の実施予定なしについてもできる限り検討していきたい。
南伊豆町	特になし
河津町	平成23年度の目標は概ね達成できた。今後未実施の取り組みについては検討していく。
松崎町	特になし
西伊豆町	■が多いので○、●が増える様に改善を図りたい。
熱海市	取り組みについて概ね目標を達成。24年度においては低入札価格調査基準価格(算定方法)の変更を予定。また、24年度内において予定価格の事後公表について研究したい。
伊東市	取組み全般については目標を達成できた。総合評価落札方式の導入について検討したい。
沼津市	取組み全般について概ね目標を達成出来た。ただし、実施予定なしとしていた項目については、今後、実施について検討を行う。
三島市	H23年度は総合評価落札方式の導入状況(工事)、工事成績評定の実施状況、予定価格の事後公表への移行状況、地域貢献の評価状況以外の項目の取組みについては実施なし。またH24年度は上記に加えて低入札価格調査基準価格の見直しについて一部実施予定。
御殿場市	総合評価方式入札について計画どおり実施することができた。今後も継続的に実施する予定。
裾野市	総合評価落札方式の実施件数は1件だったが、今後も継続していきたい。
伊豆市	特になし
伊豆の国市	総合評価落札方式については前年度と同様に実施。低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を検討し平成24年度に実施予定。
函南町	平成22年度より電子入札を導入し23年度には16件実施した。24年度にはさらに対象を広げ実施件数を増やしていく予定。
清水町	取り組みについては概ね目標を達成できた。
長泉町	平成23年度では、全ての工事・建設コンサルタント業務を電子入札で実施し、予定価格の事後公開を実施した。
小山町	平成23年度については災害復旧事業が主体を締めたため総合評価落札方式の導入が出来なかったが、平成24年度は委託業務を含め積極的に導入していきたい。
富士宮市	未実施の項目については、再検討を行い実施の方向で取り組みたい。
富士市	総合評価落札方式の本格導入。資材価格、需給動向に関する情報共有状況について、目標を達成した。ワンデーレスポンス及び3者会議の導入に関しては、一部目標達成した。
焼津市	全ての項目をクリアしていないが、地方の状況に即した形での改善を模索している。
藤枝市	低入札調査基準価格の改正については引き続き検討していく
島田市	工事成績評定、予定価格の事後公表、地域貢献の評価状況については、平成23年度は実施目標どおり達成することができた。しかしながら、それ以外の取り組み項目については、現在のところ実施する予定がない。
川根本町	未実施の項目について、今後の導入を検討したい。
御前崎市	特になし
牧之原市	平成23年度の実施目標は概ね達成できた。平成24年度も実施達成に向けて取り組みたい。
吉田町	低入札価格調査基準価格の見直し状況について、H24に内容の検討を実施する予定とした。
磐田市	目標をすべて達成することが出来た。平成24年度より一部の工事(3000万円未満)について予定価格事後公表及び最低制限価格を導入する予定。
掛川市	特になし
袋井市	低入札価格取扱要綱を改正し、平成24年度の施行に向けた準備を行った。
菊川市	特になし
森町	特になし
湖西市	予定価格の事後公表、最低制限価格の導入、調査基準価格の改正と概ね達成できた。

建設生産システムの適正化に向けた取り組みの自己評価(愛知県)

豊橋市	－
岡崎市	今年度より総合評価に低入札調査と最低制限価格制度を導入したため、ダンピング防止の効果を果たすことができ、平均落札率も上昇しました。
一宮市	取り組み全般について概ね目標を達成できた。ただし、実施予定なしとしていた項目については、今後、実施について検討を行う。
瀬戸市	目標については、概ね目標を達成した。今後は設計変更のガイドラインの作成、総合評価落札方式の入札の件数を増やせないか検討する。
半田市	－
春日井市	特に無し
豊川市	取り組み全般について、概ね目標を達成することができた。
津島市	最低制限価格や低入札調査基準価格の算定見直しを検討予定していたが達成できなかった。実施予定なしとしていたものも含め、今後も検討を行う。
碧南市	－
刈谷市	未実施の項目について、今後も実施検討を行う。
豊田市	平成23年度は、予定価格の事後公表を全面的に実施した。また、低入札価格調査基準価格の見直しも全面的に実施した。
安城市	現在取り組みが遅れているものは、近隣市や受注業者の動向を踏まえて対応していきたい。
西尾市	取り組みに全般について概ね達成できた。ただし、予定価格(事後公表)等については、今後の検討課題としたい。
蒲郡市	概ね目標を達成出来た取り組みもあったが実施予定無としていたものについては、今後も検討を行う。
犬山市	－
常滑市	建設工事において、最低制限価格と同額で入札する業者が多く、競争性が保たれていない状況となっているため、平成24年度において低入札価格制度見直しの検討を行う。
江南市	設計変更の事務処理要領の整備等、一定の前進があったと考えている。
小牧市	取組み全般について概ね目標を達成できた。
稲沢市	取り組み全般(実施予定のもの)について概ね目標を達成できた。平成24年度についても同様に取り組んでいく。
新城市	低入札価格調査制度の整備を検討する。
東海市	概ね目標を達成できた。
大府市	実施予定のものについて、概ね目標を達成できた。
知多市	取り組み全般について、概ね目標を達成できた。
知立市	平成20年度から総合評価落札方式を、毎年1案件実施してきました。公共工事の品質確保対策の為、平成24年度より実施案件を増やしていきたい。
尾張旭市	－
高浜市	実施予定のものについては実施でき、概ね目標を達成できた。
岩倉市	－
豊明市	－
日進市	総合評価適用工事を、平成22年度は5件に対し、平成23年度は8件実施した。今後、実施件数を拡大していく。
田原市	総合評価落札方式の導入については体制等の課題もあり、発注件数割合等での目標設定までには至っておらず、平成23年度には6件を目標としていたが、工事発注案件と審査時期の調整が合わず5件の実施であったため、平成24年度は、昨年前と同じ6件の実施を目標とする。 事前公表としてきた予定価格を、平成20年度から一部事後公表との併用として、平成22年度からは全案件を原則事後公表としており、平成24年度も引き続き事後公表とする予定である。 低入札価格調査の指標となる基準価格の見直しについては、本市の入札及び工事請負の状況に照らし、適正価格での契約に支障となると判断される場合は、速やかに移行する。
愛西市	総合評価落札方式はヒアリングを省き日数の短縮をして工事件数の増加を検討する。工事成績評定の導入により評価の公平を保ち満足できる結果になった。
清須市	実施予定としたものについては、概ね目標達成できたが、多くの項目については、実施予定がなく、来年度以降に再度、実施検討することとなった。
北名古屋市	取り組み全般について未実施が多いので、今後実施できるように検討を行ってきたい。
弥富市	現在導入している総合評価落札方式をより積極的に導入する。
東郷町	－
長久手市	建設生産システムの適正化に向けては、人員配置の問題も含め今後の改善を検討していきたい。
豊山町	－
大口町	－
扶桑町	－
あま市	近隣自治体の動向を踏まえ、実施検討を行います。
大治町	平成23年度は建設工事における競争入札の対象を、設計金額5,000万円以上から設計金額3,000万円以上に引き下げ実施した。
蟹江町	－
飛島村	－
阿久比町	平成24年度から組織改革により「検査財政課」となるため、公共工事等の入札制度全体を見直していきたい。
東浦町	未実施項目が多数見受けられたため、平成24年度については実施するよう検討する。
南知多町	－
美浜町	－
武豊町	建設生産システムの適正化が達成できていない項目もあるため、次年度以降検討も含め、実施可能な項目は積極的に取り組んでいきたい。
幸田町	他自治体の動向を伺いながら、町や業者にとって有益な取り組みについては実施、改善するよう努めた。
みよし市	平成23年度は、取り組み全般について概ね目標を達成出来たと思われる。ただし、実施予定なしとした安全指針マニュアル、受発注者間の工事情報の共有、ワンデーレスポンスや三者会議の導入、低入札価格調査基準価格の見直し等については、今後 現状等を十分調査し準じ見直しを行ないたい。
設楽町	特に取り組みしていない。
東栄町	予定価格の事後公表は、一部達成しているものの、その他の実施については明確な目標を策定するに至っていない。目標の明確化に取り組み、順次取り組むよう検討していく。
豊根村	－

建設生産システムの適正化に向けた取り組みの自己評価(三重県)

桑名市	目標は達成しているが、実施予定なしの項目が多い状況である。
木曽岬町	未達成となったが今後は他市町の動向を見ながら取り組んでいきたい。
いなべ市	－
東員町	一般競争入札の対象工事を130万円以上の工事(一部特殊な工事を除く)に拡大し透明性の確保に努めた。
四日市市	総合評価方式については、目標件数を実施することができなかった。低入札価格調査基準価格の算出式の係数を見直した。
菰野町	－
朝日町	概ね達成できた。
川越町	平成23年度実施予定のものについては達成できた。未実施の項目については、近隣市町の動向を踏まえて検討する。
鈴鹿市	実施に向けて引き続き取り組んでいきたい。
亀山市	地域事情もあり、十分な取り組みとなっていない。
津市	平成23年度目標については、概ね達成できた。実施していない取組みについては、他市等の取組みを参考に研究、検討していきたい。
松阪市	取組み全般について概ね目標を達成できた。実施予定なしとしている事柄については状況をみながら実施検討を行っていきたい。
多気町	－
明和町	総合評価はこれまで特別簡易型を導入していたが、24年度からは簡易型を導入するため、これを機に取組項目を増やしていきたいと考えている。
大台町	－
伊勢市	－
玉城町	目標どおり達成できたが、実施予定なしの項目についても検討していきたい。
大紀町	実施に向け検討を行う。
南伊勢町	平成24年度は実施について検討していく。
度会町	前年度と比較し特に変更点はありません
鳥羽市	設計変更ガイドラインについては、要領を作成しH24年度からの運用を予定している。
志摩市	設計変更ガイドラインや低入札価格調査については、導入に向けての素案を作成した段階であるが、導入は今後検討する。
伊賀市	総合評価の試行を数件実施
名張市	平成23年度において、総合評価落札方式での入札ができなかった。平成24年度において実施し、低入札価格調査や地域貢献の評価などを活用する。
尾鷲市	工事成績評定の充実と地域貢献評価の導入を検討していかなければならない。総合評価の導入については、本市の発注規模(工事金額)から施行は難しい状況にある。
紀北町	－
熊野市	－
御浜町	未実施の項目について、引き続き調査研究を行うこととしている。
紀宝町	実施できていない項目については、今後検討していきたい。

H24年度中部ブロック発注者協議会の取組方針(案)

資料-3

取組みⅠ

●発注者協議会の取組みの柱(11項目)の確実な推進

★平成24年度の取組方針は、建設生産システムの適正化に向けた取組みなど11項目について、全構成機関(44機関)及び関係全市町村(岐阜・静岡・愛知・三重県)における平成23年度の達成状況と自己評価、及び平成24年度の実施目標をとりまとめ公表(平成24年5月下旬)

★適正化に向けた取組11項目の内、特に重点対策として以下に取り組む

- ①総合評価落札方式導入
- ②予定価格の事後公表への移行
- ③低入札価格調査基準価格の見直し

取組みⅡ

●各県地域における取組みの円滑化

★各県地域の既存の協議会を活用して「県ブロック会議」を開催し、中部ブロック発注者協議会の取組みの周知・強化

取組みⅢ

●構成機関との情報の共有

- ★建設生産システムの適正化に向けた取組のデータベースの充実
- ★協議会構成機関及び市町村とのメールによる情報共有
- ★協議会HPの充実

建設生産システムの適正化に向けた発注者協議会の11項目の取り組みについて

■ 自己評価指標

・中部ブロック発注者協議会の取り組みに対して、各事項毎に主要な取り組みを自己評価指標とする

取組名称	自己評価指標
○公共工事の品質確保対策に関する取り組み	
・総合評価落札方式の普及促進	1(1) 総合評価落札方式の導入状況(工事)
・工事管理、工事検査、工事成績評定に関する技術力向上と情報共有	1(2) 工事成績評定の実施状況
・公共工事施工の安全対策の強化	1(3) 公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備促進状況
○公共工事の円滑な執行に関する取り組み	
・公共工事発注情報の共有化	2(1) 予定価格の事後公表への移行状況
・受発注者間の工事情報共有	2(2) 受発注者間の工事情報の共有状況
・資材の単価、需給動向に関する情報共有	2(3) 資材価格、需給動向に関する情報共有状況
・設計変更の更なる適正化	2(4) 設計変更ガイドライン・指針の整備状況
○地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み	
・建設ICT・新技術の普及促進	3(1) 建設ICTの導入状況
・建設企業の施工能力、信頼性、地域貢献度の適切な評価	3(2) 地域貢献の評価状況
・建設施工に関する受発注者からの課題に対する迅速な対応	3(3) ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況
・地元優良企業の育成	3(4) 低入札価格調査基準価格の見直し状況

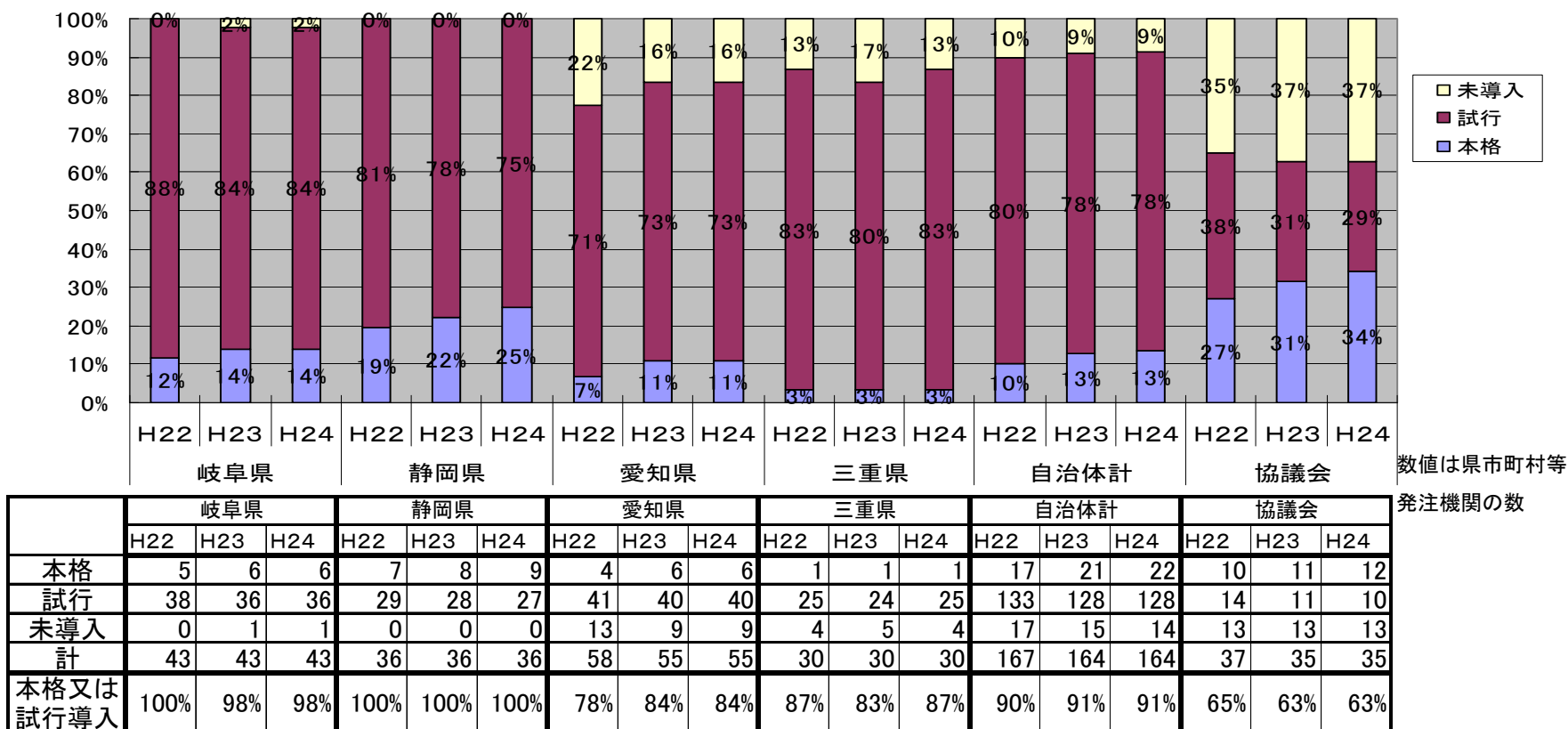
取組重点対策の現状

①総合評価方式の導入状況（導入組織）

県別に、県市町村の総合評価方式(工事)の導入自治体数(比率)の状況を以下に示した。

・H23年度総合評価方式の導入率は、中部4県の自治体において本格導入で13%、試行導入を含めると約91%となっている。なお、H22年度に国交省・総務省・財務省連名調査で報告された値は全国平均値で63%である。

県別自治体組織の総合評価方式(工事)導入状況

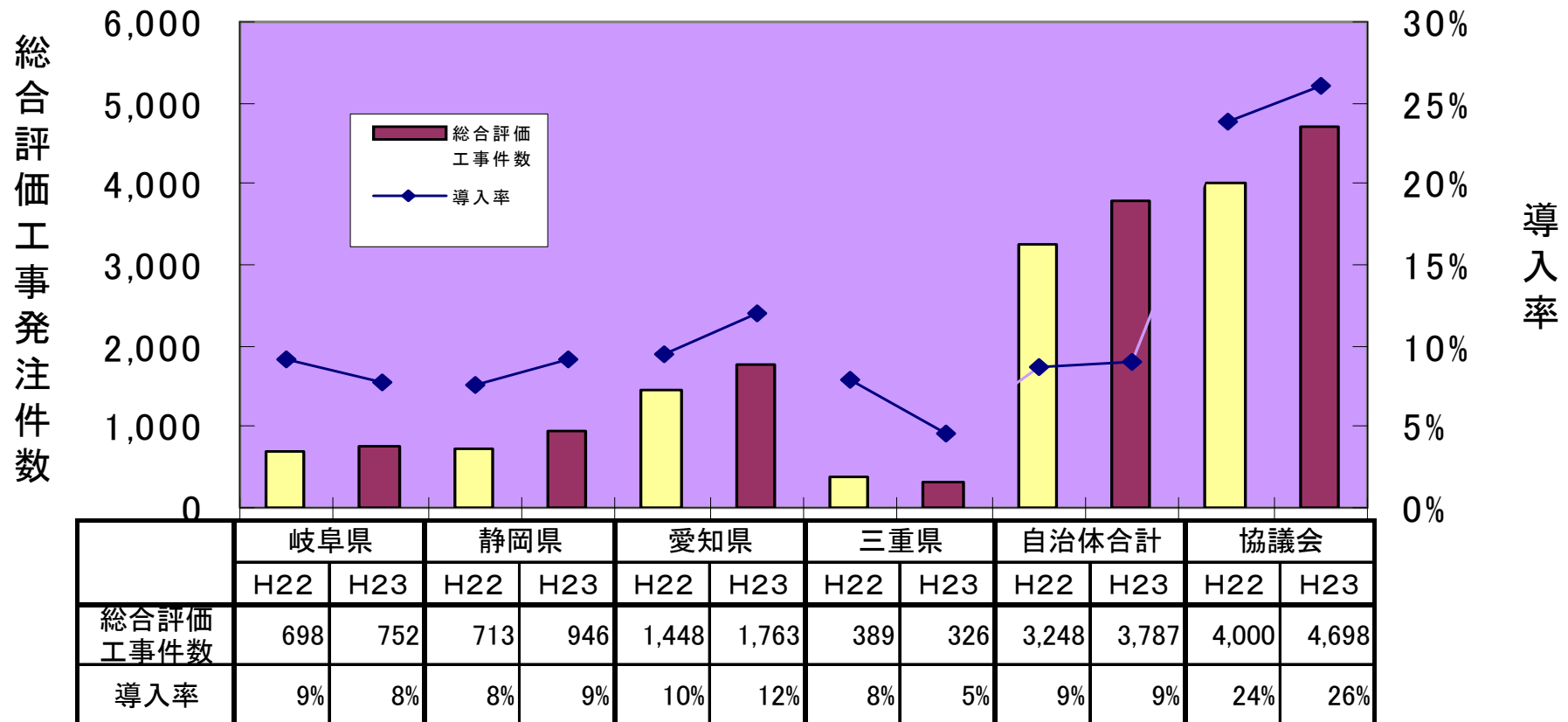


①総合評価方式の導入状況(工事件数)

県別に、総合評価方式(工事)の導入工事件数の状況を以下に示した。

・H23年度総合評価方式の導入工事件数は、全発注工事件数の約9%が総合評価方式を活用し工事が発注されている。

総合評価導入状況



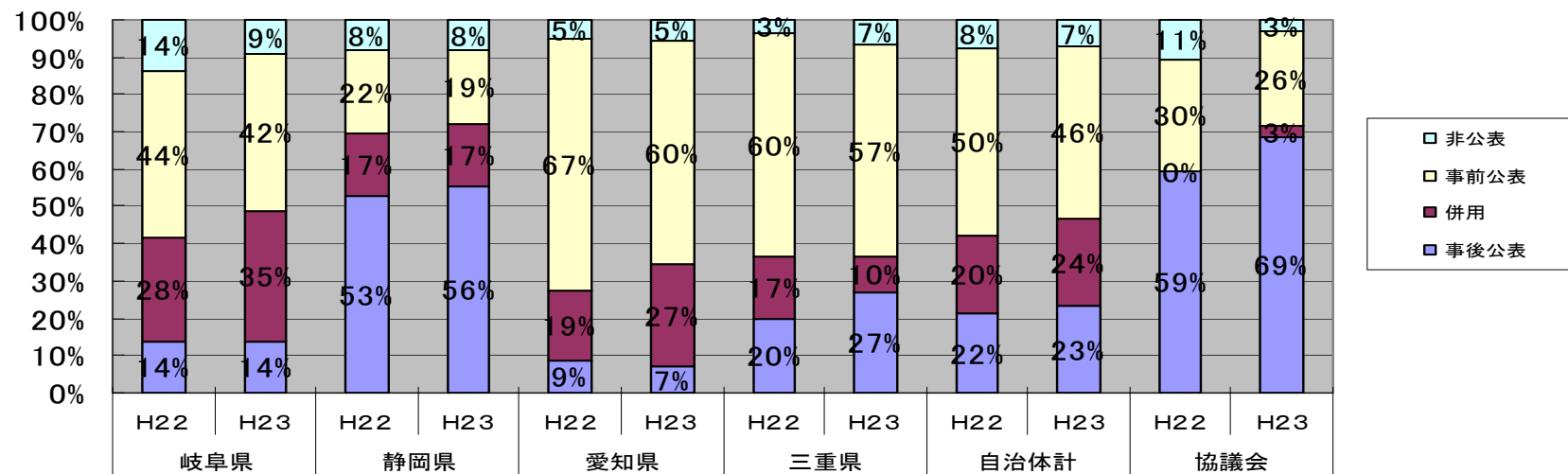
※導入率は、総合評価方式で発注された工事件数を工事発注総件数で除した値

②予定価格の事後公表への移行

県別に、県市町村の工事予定価格の公表時期の状況を以下に示した。

・予定価格の事後公表への移行について、徐々に進んでいる。H23年度の公表時期の実態は、事前と事後の併用を含めると約47%の県市町村が導入している。なお、H22年度に国交省・総務省・財務省で報告された値は全国平均値で41%である。

県別自治体組織の予定価格公表時期の状況



	岐阜県		静岡県		愛知県		三重県		自治体計		協議会	
	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23
事後公表	6	6	19	20	5	4	6	8	36 (22%)	38 (23%)	22	24
併用	12	15	6	6	11	15	5	3	34 (20%)	39 (24%)	0	1
事前公表	19	18	8	7	39	33	18	17	84 (50%)	75 (46%)	11	9
非公表	6	4	3	3	3	3	1	2	13 (8%)	12 (7%)	4	1
計	43	43	36	36	58	55	30	30	167	164	37	35

数値は県市町村等
発注機関の数

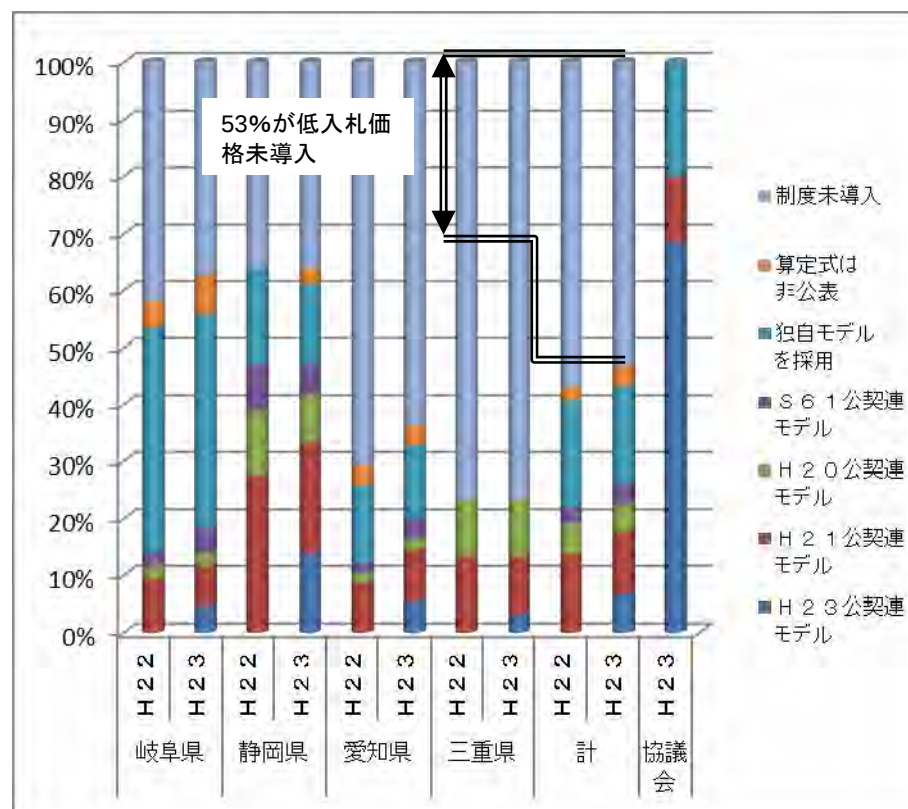
③低入札価格調査基準価格の見直し

県別に、県市町村の低入札価格調査基準価格の導入状況を以下に示した。

・予定価格の事後公表への移行について、徐々に進んでいる。H23年度の低入札価格調査基準価格の導入実態は、約47%の県市町村が導入している。なお、H22年度に国交省・総務省・財務省で報告された値は、全国平均値で41%となっている。

県別自治体組織の低入札価格調査基準価格の導入状況

数値は県市町村等
発注機関の数



	岐阜県		静岡県		愛知県		三重県		計		協議会
	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H23
H23公契連モデル	0	2	0	5	0	3	0	1	0	11	24
H21公契連モデル	4	3	10	7	5	5	4	3	23	18	4
H20公契連モデル	1	1	4	3	1	1	3	3	9	8	0
S61公契連モデル	1	2	3	2	1	2	0	0	5	6	0
独自モデルを採用	17	16	6	5	8	7	0	0	31	28	7
算定式は非公表	2	3	0	1	2	2	0	0	4	6	0
制度未導入	18	16	13	13	41	35	23	23	95	87	0
計	43	43	36	36	58	55	30	30	167	164	35
制度導入済	25	27	23	23	17	20	7	7	72	77	35
導入率	58%	63%	64%	64%	29%	36%	23%	23%	43%	47%	100%

業団体からの声

- ①総合評価導入の更なる改善と、地方公共団体等への普及
- ②予定価格事前公表を事後公表に改善
- ③地方公共団体等における、調査基準価格の導入

●総合評価に対する意見

- ・総合評価で地域貢献度とか、固定化を考慮するのには限界があるため、工事の内容等に応じて、競争参加資格要件での設定や、段階選抜の1次審査で評価するなど、多様な発注方式で対応すべき。
- ・総合評価の評価項目はいろいろな項目が混在しており、何を評価しているのかがあいまいとなっており、単純化すべき。
- ・施工能力評価型については、現状では受注者が固定化する問題があり、効果的で効率的な手段を検討して欲しい
- ・画一的な運用の弊害発生、少数の会社に偏りが発生、地方公共団体では多様な総合評価方式の運用が図られている。
- ・地域建設業が地域社会と共に存続していくために、入札参加資格における地域要件の設定や地域貢献評価などへの配慮が不可欠。
- ・入札手続きにおいて、企業評価は経審で社会貢献等は入札参加資格で行うべき
- ・若手技術者育成の観点から、若手技術者の雇用、育成に取り組んでいる企業を評価する仕組みが必要ではないか。
- ・人材確保を目指すなら企業評価において、若者の採用を評価したらどうか
- ・監理技術者制度の見直し（監理技術者の世代交代が円滑化するための制度）
- ・監理技術者の評価重視で若者が育たない。補助監理技術者が実績を取得できるような制度の見直しが必要。
- ・総合評価方式において、配置技術者を高く評価しすぎ、技術者の若返りが進まない一要因である。配置技術者の評価は会社の評価と表裏一体であり、会社の評価にウェイトを置くべき
- ・地方公共団体では、特にWTO対象工事をはじめ規模の大きい工事で、総合評価方式が採用されておらず、価格に加え技術に優れた調達となっていない案件が散見される。

●予定価格の事前公表の廃止

- ・地方公共団体の一部において、事前公表されている。事後公表にするよう呼びかけて欲しい。

●調査基準価格の導入

- ・低入札防止対策による調査基準価格ついて、地方公共団体においては、改善が進んでいるが、国に準じた施工体制確認型等の導入を進めて欲しい。

平成24年度中部ブロック発注者協議会スケジュール (案)

平成24年度目標

- ・総合評価落札方式導入
- ・予定価格の事後公表への移行
- ・低入札価格調査基準価格の見直し

■平成24年5月16日 平成24年度第1回協議会開催

□平成24年5月下旬 記者発表

「公共事業等に係る建設生産システムの適正化に向けた自己評価」
～中部ブロック発注者協議会における取り組み～

□県ブロック会議の開催

□平成24年10月下旬 平成24年度第2回協議会 議題:建設生産システムの適正化に向けた取組について 先進事例紹介など

平成24年度自己評価結果について

平成24年6月下旬 第1回作業部会

平成24年8月下旬 第1回幹事会

□平成25年度第1回協議会にむけた作業部会等予定

平成24年12月下旬 第1回作業部会

平成25年2月下旬 第1回幹事会

H 2 4 年度市町村の総合評価等導入に向けた各県の取組予定

	取 組 状 況	
	総合評価導入にむけた取り組み	具体的な取り組み内容
中部地整	◆「施工体制の確保に関する推進協議会」の設立	・4県3政令市とで設立された同協議会において、各市町村への総合評価の実施を促すため、各県との協働による普及活動を実施
	◆公共工事発注者支援機関及び技術者の認定	・発注者支援機関及び技術者の認定を実施し、発注機関への支援体制を強化(認定者「施工体制の確保に関する推進協議会」)
	◆「中部ブロック発注者協議会」の設立	・国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者間で情報交換を行うなどの連携を図り、建設生産システムの向上に関する取組を促進し、中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与する。
	◆職員による説明会の実施	・各首長への個別訪問による説明 ・職員を対象とした説明会の開催
	◆委員会学識者に職員を派遣	・市町村の総合評価の委員会等に学識者として事務所副所長等を派遣
	各県における共通の取り組み	導入促進にむけた取り組み
岐阜県	◆市町村の首長に対し、総合評価方式の導入を依頼	◆「岐阜県公共事業執行共同化協議会(H19.11)」の設立(H24.7.6開催予定) 【目的】県と県内市町村が公共工事の品質確保を図るための作業を共同化 【部会】総合評価審査、人材育成、工事成績評定、維持管理 【会長】多治見市 【副会長】揖斐川町 【事務局】県、多治見市 【総合評価審査部会】 総合評価の審査を共同で行う「共同審査会」を開催 (実務機関:(財)岐阜県建設研究センター)
静岡県	◆市町村との会議の場で総合評価方式の導入を依頼	・市町の担当者に対し、県内3地区で研修を実施。 ・市町案件についても、県の審査委員会にて学識経験者意見聴取を実施。
愛知県	◆市町村担当者に対し、説明会を実施 ◆市町村案件の学識経験者への意見聴取を県の機関で代行	◆市町村担当者に対し、説明会を実施 ◆市町村の総合評価審査委員会に審査委員として県職員を派遣 ◆県建設部の総合評価審査委員会において、市町村案件も審査可能とした(県職員が審査)
三重県		・市町案件についても、県の審査委員会にて学識経験者意見聴取を実施 ・要請があった市町に対し、研修会を開催 ・個別相談等があった場合は、アドバイス等の支援

総合評価方式の本格導入について

(1) 試行から本格導入へ

- ・公共工事の品質確保を図るため、平成 18 年度から総合評価方式を試行し、これまでに 700 件程度の工事で実施してきた。これらを分析した結果、工事成績の向上等、総合評価方式による調達、公共工事における品質向上に寄与していることが確認できたため、平成 24 年度より制限付一般競争入札の方式の 1 つとして本格導入する。

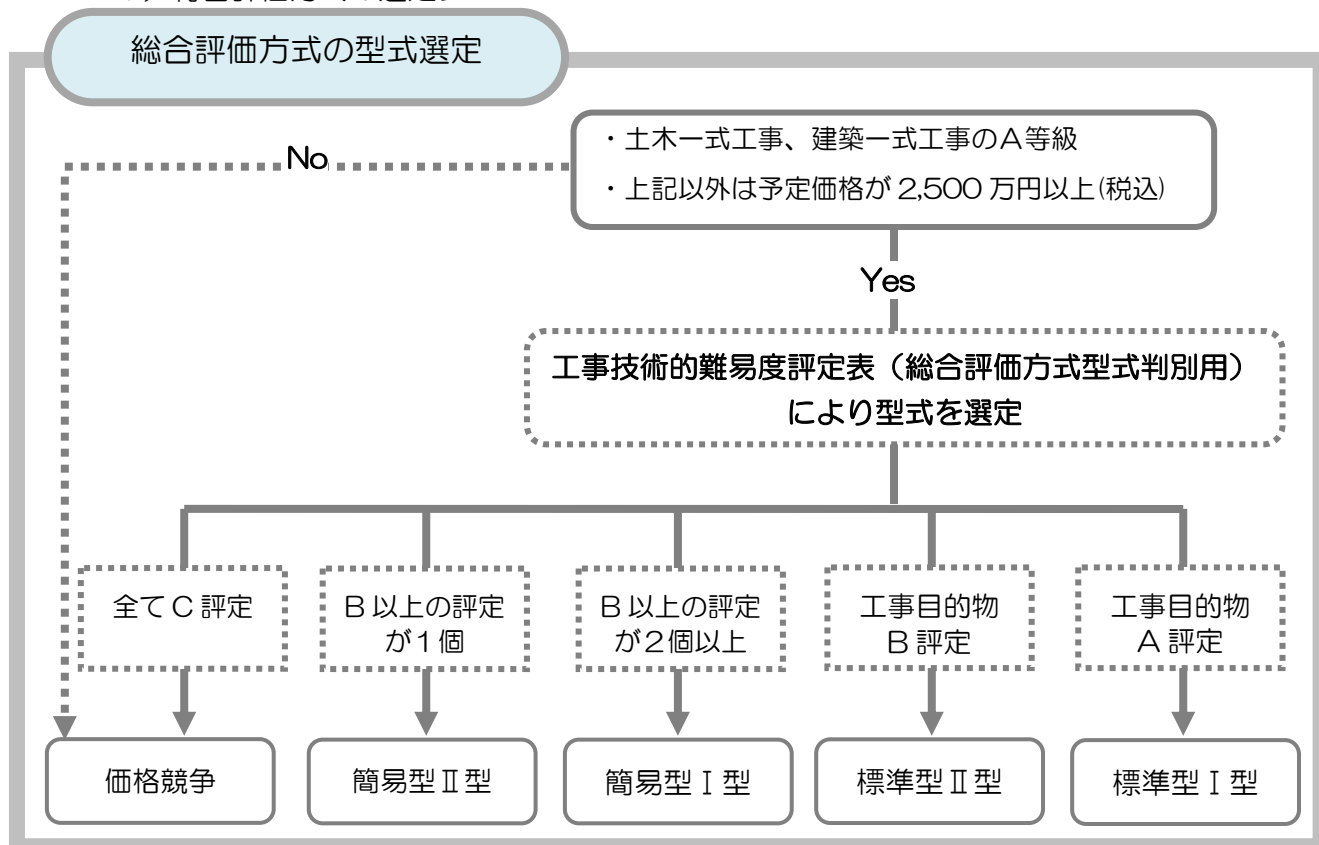
(2) 総合評価方式の選定方法

- ・総合評価方式のタイプについては、静岡市主要 5 工種発注基準額表及び総合評価方式の選定フローにより選定することとする。

静岡市 主要 5 工種発注基準額表 (参考)

等級	建設工事の種類と予定価格				
	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	舗装工事
A	4,000 万円以上	8,000 万円以上	1,500 万円以上	1,500 万円以上	1,500 万円以上
B	4,000 万円未満 1,500 万円以上	8,000 万円未満 2,000 万円以上	1,500 万円未満 500 万円以上	1,500 万円未満 500 万円以上	1,500 万円未満 500 万円以上
C	1,500 万円未満 500 万円以上	2,000 万円未満	500 万円未満	500 万円未満	500 万円未満
D	500 万円未満				

1) 総合評価方式の選定フロー



工事特性に基づく難易度により型式を選定するもので、説明責任の向上と実態に合った型式を選定する。小項目別評価の運用基準表を参照し、総合評価の型式を判別するための難易度評価を行う。

項目 型式	① 工事目的物	② 自然環境	③ 社会的制約条件
標準型Ⅰ型	小項目にA評価がある	—	—
標準型Ⅱ型	小項目にB評価がある	—	—
簡易型Ⅰ型	—	小項目にB評価以上が2個以上	
簡易型Ⅱ型	—	小項目にB評価以上が1個	
価格競争	全てC評価		

施工体制点検、下請負人通知書とあわせて、登録基幹技能者配置表で技能者（有資格者）が従事しているかを確認、不履行の場合は工事成績から減点とする。

最終確認日 平成 年 月 日

登録基幹技能者配置表

工事名 [平成24年度 葵国道第〇〇号 〇〇線道路改良工事]

受注者 [A 〇〇株式会社]

担 当 課	課	
総括監督員	主任監督員	担当監督員

項 目 登録技能者の種類	技能者氏名	配置可能な 工種名	資格者の 修了証番号	所属企業名	備 考
登録型枠基幹技能者	静岡 一郎	水路工	第〇〇〇〇〇号	㈱〇〇建設	
施工体制点検にて 現地を確認した日	H24. 00. 00	H24. 00. 00	H24. 00. 00	H24. 00. 00	H24. 00. 00
	H24. 00. 00	H24. 00. 00	H24. 00. 00	H24. 00. 00	H24. 00. 00

予定価格の事後公表の試行について

(1) 試行対象工事

- ・総合評価方式（標準型）で実施するもののうち、各部5件程度（全体35件程度）の実施を目標とする。

(2) 試行開始時期

- ・平成24年4月1日以降に入札公告を行う工事から試行する。

(3) 入札制度の変更

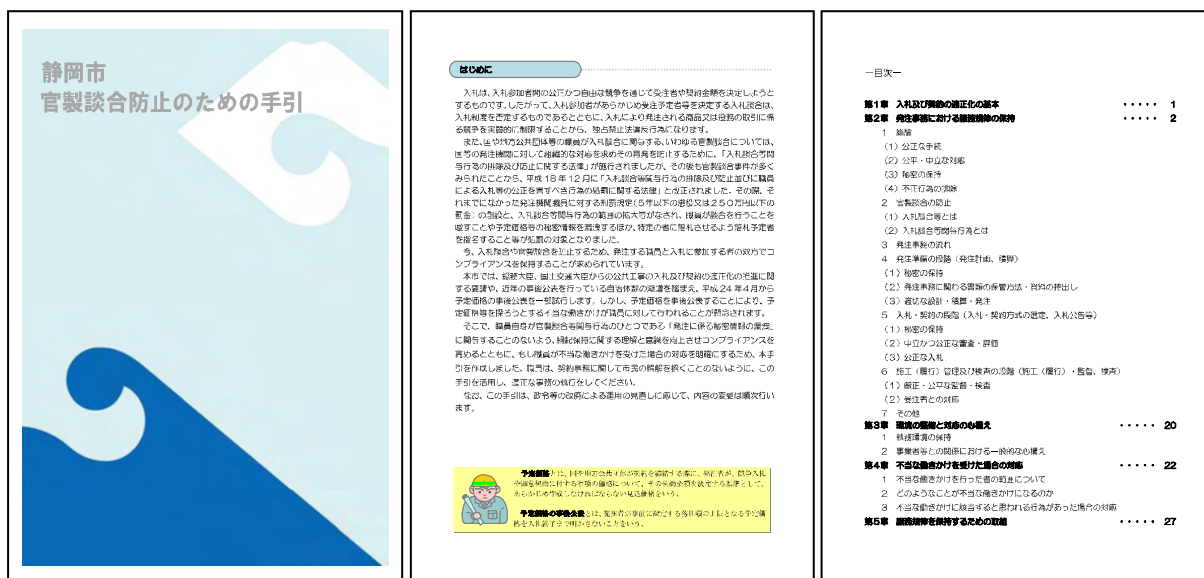
- ・入札参加者全員が予定価格を超過した場合、再度入札を1度（1回目の開札日の午後）行う。
- ・再度入札も不調だった場合は、2回目の入札の最低価格者と協議し随意契約する。
- ・積算内訳書は、2回目の入札の際にも提出を求める。

(4) 不当な働きかけへの対応

- ・ 予定価格を探ろうとした者に対しては、入札参加資格停止等の措置を行う。
- ・ 「静岡市官製談合防止のための手引」を作成し公表することで、市の統一的な対応を対外的にも周知する。
- ・ 業者に対しては、年度当初に行う入札・契約制度説明会において、入札参加資格停止等の措置の厳格化など、市の対応について周知する。
- ・ 市職員のコンプライアンスを高めるため、不当な働きかけに対する報告制度などの既存制度や対応マニュアルについて、契約事務説明会、技術職員研修、契約事務担当者研修、eラーニングシステムなどにより周知する。

(5) 予定価格の漏えい防止への対応

- ・設計積算システムの運用において、これまで「他人データ」の設計書の閲覧や、「他人データ」から「本人データ」へのコピーが制限無く可能だったが、予定価格の漏えいのリスクを軽減するため、これらの機能を停止した。ただし、同種工事の設計書作成における作業の効率化のため、「本人データ」のコピーを特定の他設計者へ提供することは可能としている。



浜松市の入札制度について

1 指名競争入札・一般競争入札の参加区分

平成17年7月1日の12市町村合併後、広大な市域となったため、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを勘案し選定しています。

●建設工事入札参加区分等

(単位：万円)

	130 以下	130 超 250 以下	250 超 1,000 未満	1,000 以上 4,000 未満	4,000 以上
契約 方法	(小 額 積 工 事) 随 意 契 約	随意契約 (見積合せ)	指名競争 入札	制限付一般競争入札	
選定地 域要件	—	①旧市町村内 ②同一地域内 ③旧市町村内の該当ランクの1 つ上の等級 ④同一地域内の該当ランクの1 つ上の等級 ⑤隣接地域 ⑥市内全域 ⑦準市内・市外		入札参加条件として ①各地域内 ②市内全域 ③準市内 ④市外	①市内全域 ②準市内 ③市外
指名等 定数	1 者	3 者～	6 者～	10 者～	

※ 地域：旧浜松市・雄踏町・舞阪町、浜北区、天竜区、引佐3町（引佐・細江・三ヶ日）

2 総合評価落札方式による入札

総合評価導入時（平成18年度）から徐々に実施の割合を増やし、平成24年度には1,000万円以上の一般競争入札のうち25%程度を目標とします。

なお、4,000万円以上の工事にあつては、原則として総合評価落札方式による競争入札で行います。

また、評価項目に業者の技術力をより詳細に反映させるため、工事成績の配点を以下のように見直しました。

(1) 工事成績

4.0点／2.0点／0点 ⇒ 4.0点／3.0点／2.0点／1.0点／0点

工事成績の評価点の配点が2段階であり、平均点をクリアすれば2点が配点されるなど、配点の差が大きかったことから、より工事成績の評定点に見合った4段階の配点にしました。

(2) 工事成績（評価点減点）

平均点未満下位 10% の評定点がある場合…▲2.0 点 ⇒

6.5 点未満の評定点がある場合…▲2.0 点

工事成績（評価点減点）については、本来不良な成績についてペナルティを与えるものですが、業種の中には平均点が高く、工事成績の標準とされている 6.5 点を上回る基準の点数未満のものを不良な成績とはいえないことから、全業種について 6.5 点未満をマイナス評価としました。

(3) 災害協定

活動実績（0.5 点⇒1.0 点）／協定締結 0.3 点

災害協定の活動実績について評価し配点を増やしました。

3 低入札価格調査基準価格の見直し

中部地方整備局における平成 23 年 4 月からの公契連モデルの見直し内容と同じ内容で、平成 23 年 7 月から調査基準価格の見直しをしており、この調査基準価格は、1 億円以上の工事や総合評価方式に適用しております。

また、予定価格が 250 万円を超え 1 億円未満の工事（随意契約、総合評価方式を除く）には、最低制限価格＝調査基準価格×0.95 とし、低入札対策を実施しております。

4 中間前金払い制度の実施

平成 24 年 4 月 1 日から、工事代金の円滑かつ速やかな支払いを確保するとともに、請負者と発注者双方における事務の省力化を図ることを目的に中間前金払い制度を実施します。

対象となる工事は、当初の請負代金が 300 万円以上で前金払いを行った建設工事です。

総合評価落札方式一般競争入札の実施件数 (表1)

年度	一般競争入札 実施件数	総合評価 実施件数	型 式	内 訳 件 数	落 札 率	実施率	備 考
18	643	5	簡 易 型	5	88.6%	0.7%	試行導入(10月)
19	955	20	簡 易 型	20	86.3%	2.0%	
20	1,545	63	標 準 型	2	84.0%	4.0%	特別簡易型の導入(4月) 加算点+10点(4月)
			簡 易 型	11	73.3%		
			特別簡易型	50	85.6%		
21	1,896	170	簡 易 型	11	80.6%	8.9%	加算点+10点(10月)
			特別簡易型	159	79.9%		
22	1,920	336	簡 易 型	5	74.5%	17.5%	失格基準の導入(8月) (WTO案件・標準型を除く。)
			特別簡易型	331	82.1%		

加算点の見直し

(表2)

評 価 項 目		配点 (標準点は100点)			
		18年10月	20年4月	21年10月	23年5月
施 工 計 画 (特別簡易型を除く。)	・ 施工上の課題等に関わる技術的所見や施工上配慮すべき事項に対する提案	6	10	12	15
企業の施工実績	・ 同種工事の施工実績 ・ 工事成績評定点 ・ 緊急・特殊な改修等の工事(業務) 実績 など	4	9	12	13
配置予定技術者	・ 同種工事の施工実績 ・ 工事成績評定点 など	4	4	6	6
地域貢献度等	・ 市内本店等の有無 ・ 災害協定等に基づく活動実績 ・ ボランティア活動実績 など	3	4	7	8
そ の 他	・ 環境配慮の取組み など	3	3	3	3
合 計		20	30 (20)	40 (28)	45 (30)

() は特別簡易型の点数で、施工計画を除く。

変更内容(例)	平成20年4月 ・ 施工計画 (+4点) ・ 企業の施工実績の施工実績 (+1点) ・ 企業の施工実績の成績評定 (+1点) ・ 企業の施工実績に緊急・特殊な改修等の工事实績 (+2点) ・ 企業の施工実績にISO9001の認証取得 (+1点) ・ 地域貢献度等の災害協定等に基づく活動について (+1点) ・ その他の項目に子育て支援を追加
	平成21年10月 ・ 施工計画 (+2点) ・ 企業の施工実績の成績評定 (+1点) ・ 緊急又は特殊な改修等の工事(業務) 実績 (+2点) ・ 配置予定技術者の成績評定 (+2点) ・ 地域貢献度の市内本店の有無 (+1点) ・ 地域貢献度等の災害協定等に基づく活動 (+2点)
	平成23年5月 ・ 施工計画 (+3点) ・ 企業の施工実績の成績評定(65点未満がある場合は-1点) (+1点) ・ 配置予定技術者の優秀工事表彰実績を追加 (+1点) (配置予定技術者工事成績を-1点することで配点) ・ 地域貢献度の市内本店の有無 (+1点)

低価格入札の発生件数

(表3)

年度	総合評価 実施件数	低価格入札 発生件数	発生率	失格件数	落札率	備 考
18	5	0	0%		—	
19	20	1	5.0%		50.5%	
20	63	14	22.2%		62.9%	加算点＋10点(4月)
21	170	57	33.5%		62.5%	加算点＋10点(10月)
22	336	91	27.0%		64.5%	失格基準の導入(8月)
				25	72.6%	

逆転落札の件数

(表4)

年度	総合評価 実施件数	逆転件数	逆転率	備 考
18	5	0	0%	
19	20	5	25.0%	
20	63	9	14.2%	加算点＋10点(4月)
21	170	29	17.0%	加算点＋10点(10月)
22	336	92	27.3%	失格基準の導入(8月)

(参考 1)

〈評価基準等一覧〉

(緑政土木局特別簡易型)

評価分野	評価項目	評価基準	配点	
企業の施工実績	① 過去15年間の同種工事※1の施工実績	① 本市の実績あり	2	2
		② 国又は他の地方公共団体等の実績あり	1	
		③ その他	0	
	② 過去2年間の工事成績評点の平均点 (緑政土木局発注の同一業種※2に限る)	① 80点以上(2件以上の平均)	6	6
		② 80点以上(1件)	5	
		③ 75点以上80点未満(2件以上の平均)	4	
		④ 75点以上80点未満(1件)	3	
		⑤ 70点以上75点未満	2	
		⑥ 65点以上70点未満、または成績なし	0	
		⑦ 65点未満 60点未満1件以上がある場合は1点減点する	-1	
	③ 過去5年間の本市の優秀工事施工業者表彰の受賞実績	① 受賞実績あり	1	1
	② 受賞実績なし	0		
④ ISO9001の認証取得状況	① 認証取得している	1	1	
② 認証取得していない	0			
⑤ 過去2年間での緊急業務対応業者 (※3)	① 3件以上の実績あり	3	3	
	② 2件の実績あり	2		
	③ 1件の実績あり	1		
	④ 実績なし	0		
配置予定技術者の能力	① 過去15年間の配置予定技術者の同種工事※1の施工実績	① 本市の実績あり	2	2
		② 国又は他の地方公共団体等の実績あり	1	
		③ その他	0	
	② 過去2年間の配置予定技術者の工事成績評点の平均点 (緑政土木局発注の同一業種※2に限る)	① 80点以上	3	3
		② 75点以上80点未満	2	
		③ 70点以上75点未満	1	
		④ 65点以上70点未満又は成績なし	0	
		⑤ 65点未満 60点未満が1件以上ある場合は1点減点する	-1	
	③ 過去5年間の配置予定技術者の本市優秀工事表彰実績	① 優秀工事表彰の現場代理人又は主任(監理)技術者の実績あり	1	1
		② 実績なし	0	
地域貢献・地域精進度	① 本市内における本店の有無	① 本店あり	3	3
		② 本店なし	0	
	② 下記のいずれかに該当する過去5年間の活動実績の有無 ・本市との災害協定等に基づく活動(本市域外を含む) ・国又は他地方公共団体との災害協定等に基づく本市内での活動	① 本市との災害協定等に基づく復旧活動実績あり	4	4
		② 本市との災害協定等に基づく災害防止活動実績あり 国又は他の地方公共団体との災害協定等に基づく本市内での活動実績あり	3	
		③ 本市主催の防災訓練参加の実績	2	
		④ 本市との災害協定等の締結、災害ボランティア資機材保管の実績、地域防災協力事業所の認定	1	
		⑤ 活動実績なし	0	
	③ 本市内における過去1年間のボランティア活動実績の有無	① 活動実績あり	1	1
		② 活動実績なし	0	
その他	① 環境配慮の取組み	① 本市内所在の事業所でISO14001の認証を取得している者又は本市エコ事業所に認定されている者	1	1
		② 認定なし	0	
	② 障害者の雇用状況	① 本市の障害者雇用促進企業に認定されている者	1	1
		② 認定なし	0	
	③ 子育て支援の取組み	① 本市の子育て支援企業に認定されている者	1	1
		② 認定なし	0	
得点合計				30

(※1) 同種工事とは、本件入札の競争入札参加資格における施工実績として求める工事とする。
(注) 企業の施工実績及び配置予定技術者の能力における評価項目の①、②の対象は最終契約額が500万円以上の元請工事とする。

(※2) 同一業種とは、本件入札の競争入札参加資格で、求める業種とする。

(※3) 緊急業務対応業者とは、以下の①～⑩の単価契約、⑪～⑬の工事・業務を行なった者である。
①国道155号通行規制対応 ②三階橋アンダーパス通行規制対応 ③凍結防止剤散布
④防護柵修繕工事 ⑤移動ポンプ運転管理⑥吐き出し口点検
⑦排水ポンプ運転管理 ⑧スクリーン清掃 ⑨河川敷緑地施設撤去・復旧
⑩公園休日・夜間緊急処理 ⑪舗装道緊急補修工事 ⑫護岸・水路緊急補修工事
⑬死魚・油類流出事件対応

※参考 災害活動の点数別対象業務

4点対象：自然災害に対する復旧活動

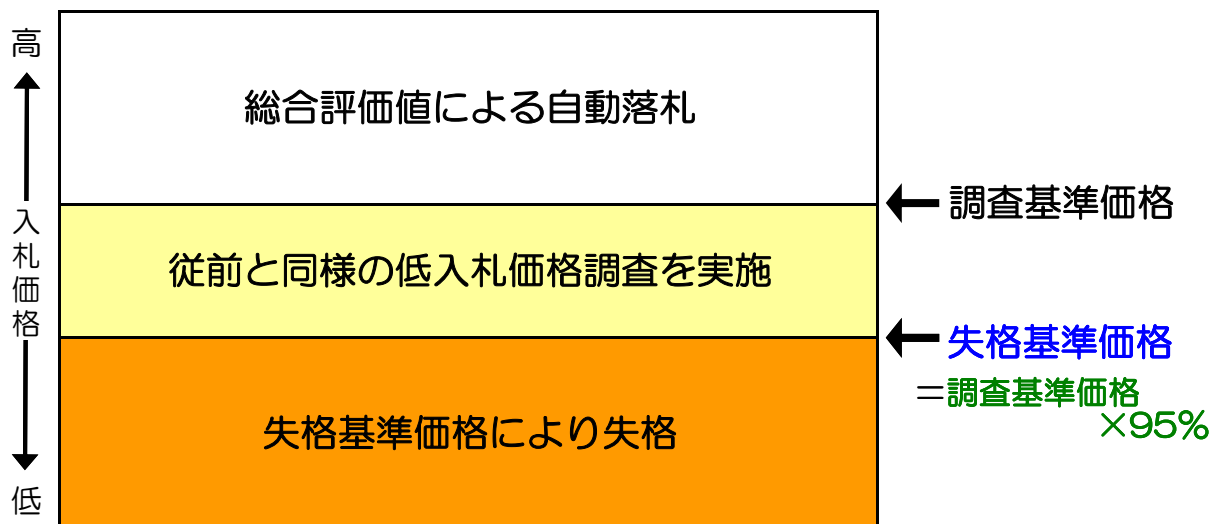
3点対象：自然災害に付随する災害防止活動

(参考2)

総合評価落札方式における低入札価格調査制度

簡易型及び特別簡易型の総合評価落札方式（政府調達協定適用工事を除く。）における低入札価格調査制度において、以下のような失格基準価格を導入します。

$$\text{失格基準価格} = \text{調査基準価格} \times 95\%$$



実施時期

平成22年8月公告分から実施

(参考) 調査基準価格の算定方法

以下の①と②のいずれか小さい値を調査基準価格とします。
ただし、その下限は予定価格の70%、上限は予定価格の90%とします。

- ① 国の基準により算定した価格
(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×80%
+一般管理費×30%)
- ② 当該入札の平均入札価格の95%
※この場合、予定価格を超過した入札者等を除いて算定します。

NEXCO中日本名古屋支社での 調達適正化等の取組みについて

中日本高速道路 株式会社
名古屋支社 環境・技術管理部



調達の基本方針

NEXCO

当社コーポレート・スローガン

『道を通じて感動を人へ、世界へ』をスローガンに世界一の高速道路を目指します。

NEXCO中日本は、高速道路のネットワークを早期かつ効率的に整備し、お客様が安全・安心・快適にご利用いただけるように道路を保全するとともに、サービスエリアを有効に活用し、より便利で楽しい空間をお届けするなど、質の高いサービスを提供してまいります。

この使命を達成するために、**私たちは、公正・透明な手続のもと、「より安全なものを確実に、より良いものをより安く」を基本**とし、次の5つの方針に基づいて調達を行ってまいります

1. 公正な取引の推進

公正かつオープンな取引を推進し、お取引先の選定は、品質、経済性、納期の確実性、技術的能力等を勘案して行います。

2. 法令・社会規範の遵守

関係法令及びその精神並びに社会規範を遵守します。

3. 入札・契約情報の積極的な開示

工事等の発注情報、契約情報などについて、適時適切な情報の開示を推進します。

4. 環境への配慮

グリーン調達をはじめ環境負荷の軽減をはかり、社会と協働して資源循環型社会の形成に努めます。

5. お取引先との信頼関係

お取引先の皆様とは、公正かつ誠実な取引を通じてより確かな信頼関係を築き、協働し社会の発展に貢献します。



1.総合評価の採用



当社の入札・契約制度の経緯

年	JH・NEXCO	国等の動向・概要 等
平成 5年(1993年)	一般競争の試行について	直轄で一般競争試行
平成 6年(1994年)	一般競争の実施について	閣議了解(WTO:一般競争、WTO未滿:公募型)
平成15年(2003年)	公募型指名競争入札	7億円以上:公募型指名競争入札
平成15年(2003年)	総合評価方式の試行	(国:平成11年より試行)
平成16年(2004年)	技術提案合意方式の試行	
平成17年(2005年)	条件付一般競争入札	公募型→条件付一般競争
平成17年(2005年)	NEXCO中日本の創立	
平成18年(2006年)	技術提案協議方式	民間の契約手法導入
平成19年(2007年)	低入工事における品質確保	70%未滿を重点調査(国:H18特別重点調査創設)
平成20年(2008年)	施工技術競争型の試行	加算(50:50)の評価による総合評価方式、120%
	公募型見積協議方式試行	契約目安価格(制限価格)を上回っても契約できる制度
	D・B方式の試行	加算方式による評価で制定
平成21年(2009年)	総合評価方式の改訂	簡易型創設、加算、価格評価算出式改訂(75%以上)
	重点調査制度改訂	70%→75%未滿へ(国:H21特別重点の内訳改訂)
平成23年(2011年)	価格式の見直し	調査基準価格(85%程度)超える最低者を満点

1.総合評価の採用



設計金額が250万円以上のすべての工事に適用〔平成21年6月以降〕

- 入札手続きで提出された技術提案は、工事実施段階での**履行を義務付け**

総合評価方式

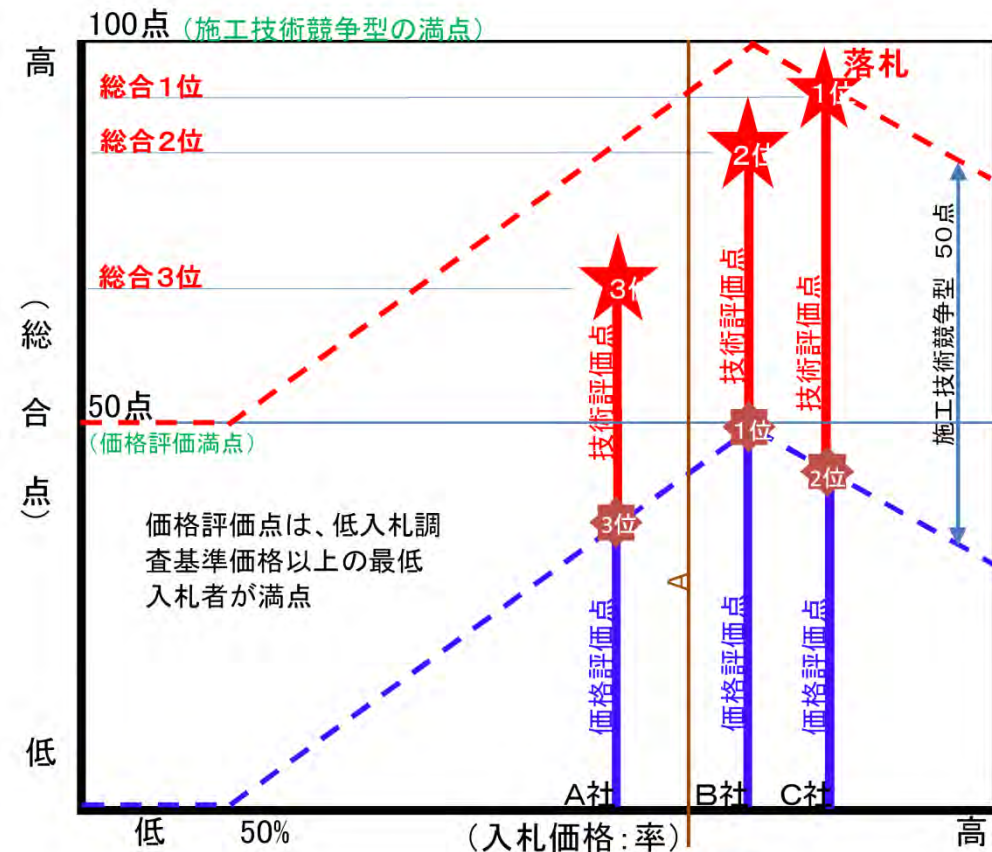
- ① 施工技術競争型
… 高度な施工技術工を必要とする工事
(技術評価点が半分に満たない場合は応札不可)
- ② 技術提案評価型
… 技術的工夫の余地が大きく、技術提案を求めることが有利な工事
- ③ 簡易型
… ①②④⑤を除く全ての工事
- ④ 機器型
… 機器製作費が工事費の大部分を占める施設工事
- ⑤ SA型
… サービスエリア等の当社資産となる既設商業施設の改築工事

1.総合評価の採用

《総合評価の適用区分》



《施工技術競争型の概念図》



最も総合点(価格評価点+技術評価点)の高い者が落札者となる。

$$A = \frac{\text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格}} \div 85\%$$

1.総合評価の採用



【技術審査事項の設定例】 土木工事の場合

○施工技術競争型総合評価方式

- ・会社の施工実績(同種・類似工事の施工実績)
- ・配置予定技術者の経験(技術者の施工実績)
- ・技術提案事項(安全、品質向上、工程計画、環境)
- ・VE提案(必要に応じ)

○総合評価落札方式(技術提案型)

- ・会社の施工実績(同種・類似工事の施工実績)
- ・配置予定技術者の経験(技術者の施工実績)
- ・技術提案事項(安全、品質向上、工程計画、環境)

○総合評価落札方式(簡易型)

- ・会社の施工実績
- ・配置予定技術者の経験
- ・工事成績
- ・表彰
- ・地域精通度(当該県での本店の有無)
- ・災害時の協力
- ・技術者の工事成績
- ・企業体制(ISO9000.14001の取得)
- ・技術者の施工実績

1.総合評価の採用



低入札価格調査制度調査対象工事における更なる品質確保に関する対策

◆ 品質の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる基準

- 品質の確保に支障を及ぼすおそれ、若しくは契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合とは、次に掲げる調査基準価格及び重点調査価格に満たない場合とする。

■ 調査基準価格(平成21年 公契連モデルに準拠)

直接工事費の95%相当額 共通仮設費の90%相当額 現場管理費の70%相当額 一般管理費の30%相当額 の合計額。	合計額が、工事価格対象額の 90%を超える場合にあっては、 90%相当額。	合計額が、工事価格対象額の 70%に満たない場合にあっては、 70%相当額。
---	---	--

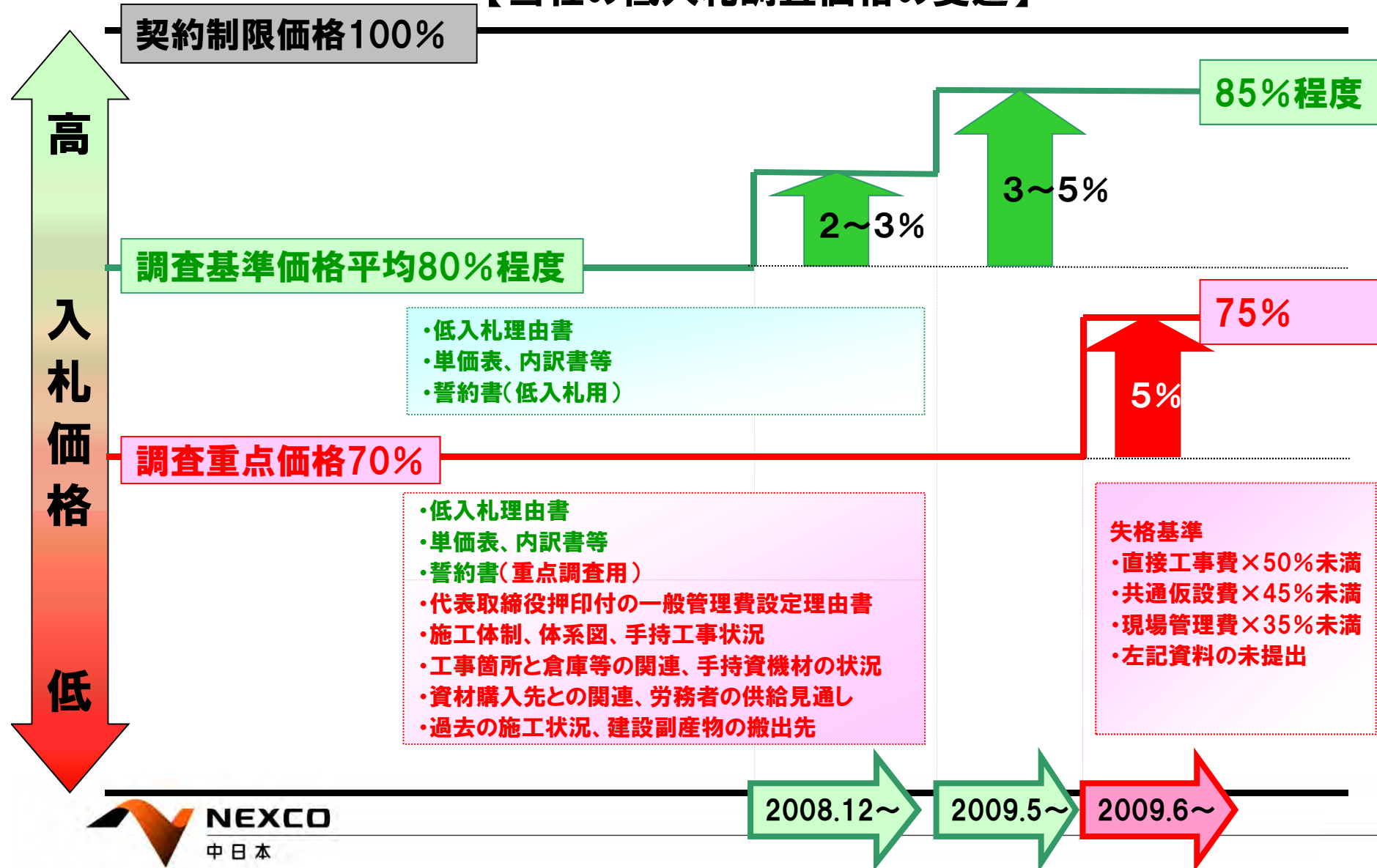
■ 重点調査価格

- 重点調査価格は、工事価格対象額の75%とする。
- 調査基準価格が工事価格対象額の75%に満たない場合にあっては、その調査基準価格を重点調査価格とする。

1.総合評価の採用

NEXCO

【当社の低入札調査価格の変遷】



1.総合評価の採用

■低入札調査基準価格(A)

□H20.11まで

$$A = \text{直接工事費(①)} + \text{共通仮設費(②)} + \text{現場管理費(③)} \times 1/5$$

ただし、工事価格対象額(①+②+③+一般管理費)の2/3～85%

□H20.12から(2～3ポイントUP)

$$A = \text{直接工事費(①)} \times 95\% + \text{②共通仮設費(②)} \times 90\% + \text{現場管理費(③)} \times 60\%$$

$$+ \text{一般管理費(④)} \times 30\%$$

ただし、工事価格対象額(①+②+③+④)の2/3～85%

□H21.5から(1～2ポイントUP) **【現在適用中】**

$$A = \text{直接工事費(①)} \times 95\% + \text{共通仮設費(②)} \times 90\% + \text{現場管理費(③)} \times 70\%$$

$$+ \text{一般管理費(④)} \times 30\%$$

ただし、工事価格対象額(①+②+③+④)の70～90%

■低入札重点調査価格

□H19.1から

工事価格対象額(①+②+③+④)の70%未満

□21.6から(5ポイントUP) **【現在適用中】**

工事価格対象額(①+②+③+④)の75%未満

2.発注者協議会の目標に対して



【予定価格の事後公表について】

NEXCO中日本では「事前公表」及び「事後公表」の両手続きが規定として制定されているが、現状では「事後公表」を基本としている。

【低入札価格調査基準価格の見直し】

NEXCO中日本では、平成21年の公契連モデルにより低入札基準で調査を実施しているところである。

3.名古屋支社独自の取組み



名古屋支社では「環境に関する技術提案要求」として、従来より「騒音」、「振動」、「水質」、「動植物保全」等の技術提案事項を設定し、自然環境の保全(保護)について調達段階で取組みを行っている。

平成22年度よりISO14001の取得と併せ更なる環境への配慮として「地球温暖化防止に寄与する技術」に関する提案を求め、環境保全の拡大を図っている。

【対象工種の選定】

当社の道路建設事業において「地球温暖化防止に寄与する技術提案」を求めることで確実性・要求性能・履行確認性の公平な評価(指標の明確)が可能となる工種を選択するものとした。

【 表－1 】 工種毎の着目点

工 種	着 目 点	指標の明確	提案例
土 工	施工機械	NEXCO中日本 「土木工事積算基準」の標準消費量	低燃費型機械 低消費施工方法 BDF 等
トンネル工	トンネル施工設備、施工機械		
舗装工	施工機械		
施設関係	施設設備・機器	NEXCO中日本 「各種標準仕様書」の標準消費電力	低消費型機器

3.名古屋支社独自の取組み

NEXCO

【土工工事での事例】

入札公告

地球温暖化防止対策の推進を目的として、掘削に使用する機械及び土運搬に使用するダンプトラックのCO₂削減に寄与する改善等設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

入札説明書に添付の標準CO₂排出量

施工方法：掘削
施工機械：湿地ブルドーザ16t（排出ガス対策型）
施工土質：上砂 C
単位体積重量：1.6 t/m³（原則変更しない）
燃料油：軽油
燃料消費量：18ℓ/h r
CO₂排出量：**662.2 g-C/m³**
CO₂排出量算出式：

土木学会の推奨原単位による（出典：「高速道路事業におけるCO₂排出量推計手法の提案」財団法人
高速道路技術センター 技術検討委員会 環境計画研究部会 編集）

軽油 $7.79 \times 10^{-1} \text{ kg-C/ℓ} = 779 \text{ g-C/ℓ}$ （原則変更しない）

<掘削作業>

平均1回の排土量：2.80 m³

搬土距離による掘削土量補正係数：0.92

土量変化率：1/1.4=0.71

ブルドーザの作業効率：0.60

サイクルタイム：

$50/46 + 50/76 + (100-50)/61 + (100-50)/146 + 0.2 = 3.11 \text{ min}$

時間当たり作業量：2.80×0.92×0.71×60×0.60/3.11=21.17 m³/h r

【単位燃料使用量】

$18 \text{ ℓ/h r (燃料使用量)} / 21.17 \text{ m}^3/\text{h r} = 0.85 \text{ ℓ/m}^3$

【単位CO₂排出量】

$0.85 \text{ ℓ/m}^3 \times 779 \text{ g-C/ℓ} = 662.2 \text{ g-C/m}^3$

施工方法：切土場から盛土場までの運搬
施工機械：ダンプトラック10t級 第一次排ガス対策型
施工土質：上砂 C
ダンプトラック積載量：6.2 m³/台（地山）
単位体積重量：1.6 t/m³（原則変更しない）
運搬距離：10,000 m（切土場から盛土場までの距離）
運搬速度：66.7 m/min（平均40 km/hとする）
燃料油：軽油
燃料消費量：12ℓ/h r
CO₂排出量：**373.9 g-C/m³・片道**
CO₂排出量算出式：

土木学会の推奨原単位による（出典：「高速道路事業におけるCO₂排出量推計手法の提案」財団法人
高速道路技術センター 技術検討委員会 環境計画研究部会 編集）

軽油 $7.79 \times 10^{-1} \text{ kg-C/ℓ} = 779 \text{ g-C/ℓ}$ （原則変更しない）

【単位燃料使用量】

片道運搬時間 10,000 m / 66.7 m/min = 15.0分/片道

$12 \text{ ℓ/h r (燃料使用量)} \times 15.0 / 60 / 6.2 = 0.48 \text{ ℓ/m}^3$

【単位CO₂排出量】

$0.48 \text{ ℓ/m}^3 \times 779 \text{ g-C/ℓ} = 373.9 \text{ g-C/m}^3 \cdot \text{片道}$

※ 記載の内容については、関係法令等を遵守した一般的な機械を想定した能力等を記載しており、**本工事の現地条件や見積もり条件を示したものではありません。**また、標準案に示す機械は施工を固定するものではありません。

※ 記載の内容については、関係法令等を遵守した一般的な機械を想定した能力等を記載しており、**本工事の現地条件や見積もり条件を示したものではありません。**また、標準案に示す機械は施工を固定するものではありません。

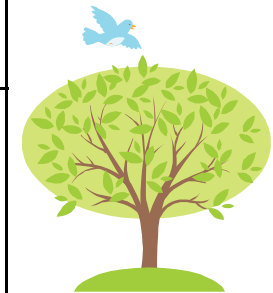
3.名古屋支社独自の取組み



地球温暖化防止に寄与する技術提案の実績

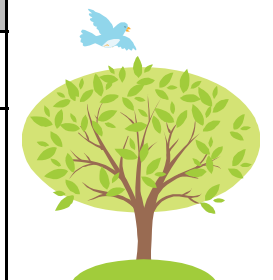
【土木関係工事】

年度	番 号	工 事 名	提案事項	CO2削減量 (t)	年度計 (t)
22	1	〇〇SA工事	土工(敷均し・締固め)	138 t	619 t
	2	〇〇トンネル工事	土工・ずり処理(運搬)	103 t	
	3	〇〇SA工事	土工(敷均し・締固め)	378 t	
23	4	〇〇トンネル工事	土工・ずり処理(運搬)	53 t	1,603 t
	5	〇〇東工事	土工(敷均し・締固め)	7 t	
	6	〇〇舗装工事	舗装(敷均し・締固め)	1 t	
	7	〇〇トンネル西工事	土工・ずり処理(運搬)	545 t	
	8	〇〇トンネル工事	土工・ずり処理(運搬)	191 t	
	9	〇〇工事	土工(運搬)	358 t	
	10	〇〇工事	土工(運搬・掘削)	448 t	
	11	〇〇舗装工事	舗装(敷均し・締固め)	2 t	



【施設関係工事】

	番 号	工 事 名	提案事項	CO2削減量 (t/年)	年度計 (t)
22	1	〇〇湾 ETC設備	低消費型機器	58 t	116 t
	2	〇〇道ETC設備	低消費型機器	58 t	
23	3	〇〇CCTV設備	低消費型機器	11 t	260 t
	4	〇〇ラジオ再放送	低消費型機器	10 t	
	5	〇〇道路情報板	低消費型機器	16 t	
	6	〇〇TEC設備	低消費型機器	214 t	
	7	〇〇トンネル非常用	低消費型機器	4 t	
	8	〇〇トンネル非常用	低消費型機器	5 t	



3.名古屋支社独自の取組み

CO2削減の影響量

数量評価するため、立木の年間炭素吸着量から評価すると。

【土木関係】 工事完了までの削減量として ※1

平成22年度 対象 3件 ブナ(天然林) 28万本相当

平成23年度 対象 8件 ブナ(天然林) 73万本相当

【施設関係】 施設供用後の年間削減量として ※2

平成22年度 対象 2件 ブナ(天然林) 6万本相当

平成23年度 対象 6件 ブナ(天然林) 11万本相当



出典：林野庁「森林は二酸化炭素を吸収している」より【2.21kg/本・年】として算出

電力の炭素換算は「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」(環境省)より【0.000555tCo2/Kwh】とする

年 度	CO2削減量	電力削減量	参 考
平成22年度 契約分	735t/年	—	森林約69.3ha ※3 ナゴヤドーム約14.4個 相当 ※4
	(土木 619t/年)	—	
	(施設 116t/年)	21万kWh/年	
平成23年度 契約分	1,863t/年	—	森林約175.8ha ※3 ナゴヤドーム約36.6個 相当 ※4
	(土木 1,603t/年)	—	
	(施設 260t/年)	45万kWh/年	

上記集計は、年度毎の契約工事による削減量を総合し算出したものである。

※1：土木関係は、工事完了までのCo2削減量を契約年度に計上している。

※2：施設関係は、工事が完了し施設供用後の年間当りCo2削減量を契約年度に計上している。

※3：森林のCo2吸収量は10.6t-Co2/ha・年(COP10(2004)「土地利用、土地利用変化及び林業に関するグッド・プラクティスガイダンス」より)

※4：ナゴヤドームの面積は、建築面積48,169㎡(中日ドラゴンズWebサイトより)

公共工事の品質確保に関する最近の取り組みについて

工事発注規模の公表について(試行)

農林水産省 東海農政局

工事発注規模の公表について(試行)

工事の発注の見通しに関する事項の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」(大臣官房経理課長)に基づき、工事の名称、施工場所、期間及び工事概要等を公表してきたところであるが、本年2月20日以降の工事について、工事概要の欄に工事発注規模を追加し公表することを試行中。

記載例(下線部分を追加)

平成〇〇年度 発 注 予 定 工 事 等 情 報 公 告

〇〇農政局の工事について、下記のとおり予定しているので公告します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日時点

支出負担行為担当官

〇〇農政局長 〇〇 〇〇

1. 一般競争入札方式(特定調達外)に付そうとする工事

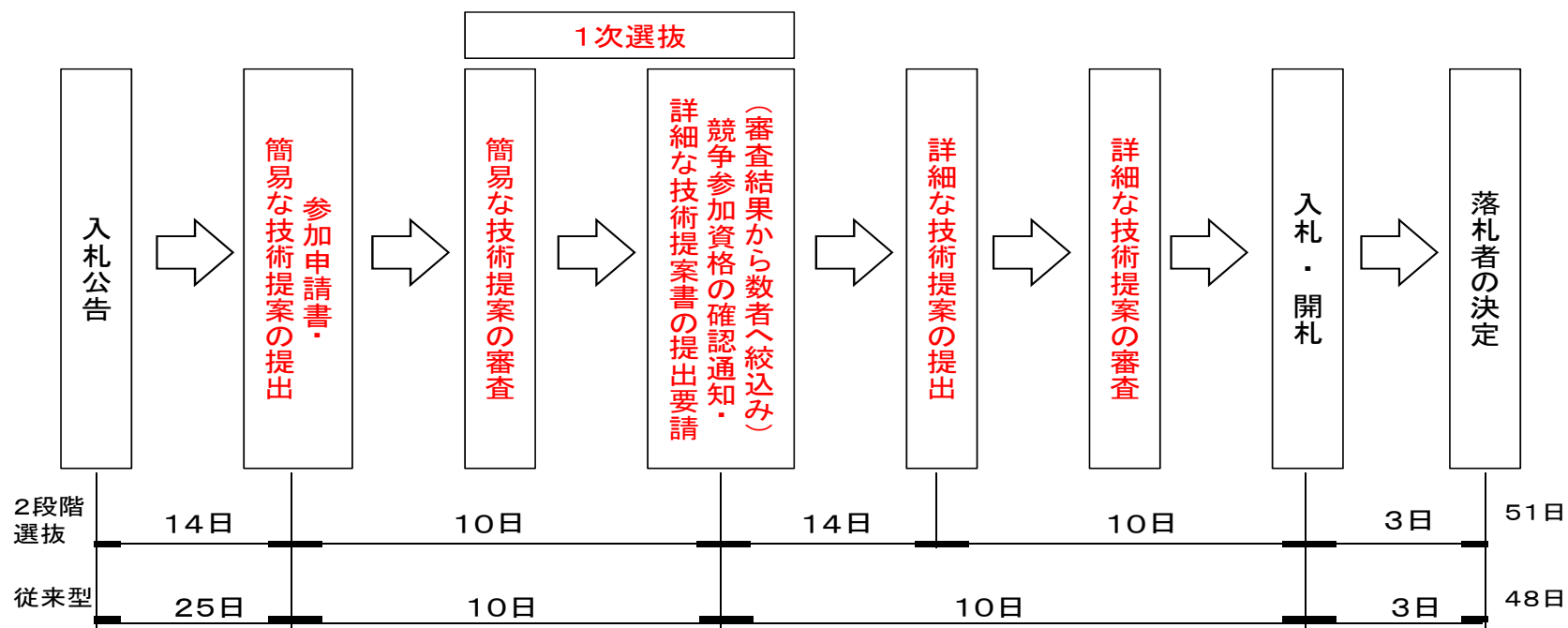
工 事 名	施工場所	工事概要	工事種別	入札予定時期	工期	主要建設資材需要量見込み量	変更事項等	その他
〇〇農業水利事業 〇〇幹線水路(その〇)工事	〇〇県〇〇郡〇〇町 〇〇地内	〇〇〇〇工 L=〇〇〇m (工事発注規模) <u>0.9億円から3億円未満</u>	土木工事	第1四半期	約〇ヶ月	積ブロック A=〇百m ² コンクリート V=〇百m ³ 鋼管 L=〇百m		

注1):実際に発注される工事がこの記載内容と異なる場合があります。

二段階選抜方式について(試行)

【二段階選抜方式の概要】

公告後に参加申請書及び簡易な技術提案(例:5提案のうち2提案)の提出を求め、この審査結果に基づき競争参加者を数者(5者を最低に1/3程度)に絞り込み、その後詳細な技術提案(例:残りの3提案)の提出を求め、総合評価により落札者を決定する。



平成24年度 請負工事に於ける入札契約
係等に関する建設業界向け説明会

総合評価落札方式の改善(案)

平成24年2月28日

総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会 資料より

総合評価落札方式の課題

一般競争の拡大、投資減少に伴う競争圧力の増大による公共工事の品質に対する懸念

民間の技術力活用による効率的な事業執行の必要性

品確法の成立、総合評価落札方式の適用拡大

競争参加者の増加

技術提案を求める工事の拡大

透明性確保のための技術提案採否の通知

高度技術提案型の低い適用率

手持ち工事量や地域貢献の評価要望による評価項目の複雑化

技術提案・審査に係る競争参加者・発注者の負担増

民間の技術力活用の理念からのかい離

品質確保の理念からのかい離

技術的な対応を図ってきたものの、根本的な解決に至らず、競争参加者・発注者の負担増、総合評価の理念（品質確保、民間の技術力活用）からのかい離

基本に立ち返った議論が必要

総合評価落札方式改善の方針(案)

総合評価落札方式の課題

- ①技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担増大
- ②品質確保の理念からのかい離
- ③民間の技術力活用の理念からのかい離

総合評価落札方式の目的

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について
平成17年8月26日 閣議決定 抜粋

○公共工事の品質確保を図るためには、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して**価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要**である。こうした契約がなされるためには、発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、**落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則**である。



総合評価落札方式の改善の方針

建設業許可、競争参加資格審査、競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもと

- ①施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ②施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

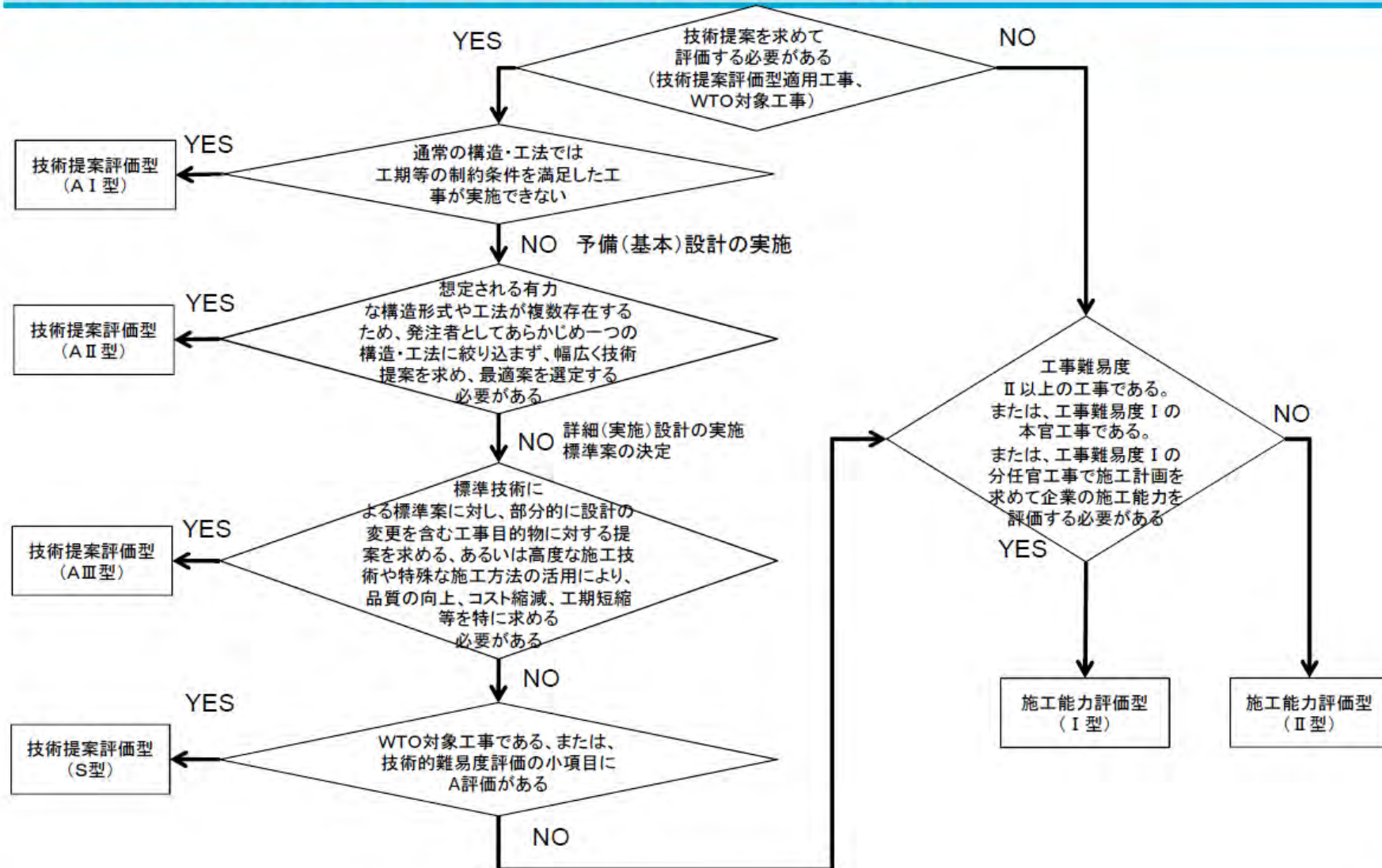
総合評価落札方式適用の見直し(二極化)(案)

現 状	簡易型	標準型	高度技術提案型
	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
	提案内容 確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案	高度な施工技術等に係る提案 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
	評価方法	点数化して評価	技術提案に基づき予定価格を作成
	ヒアリング	必要に応じ実施	
予定価格	設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成		技術提案に基づき予定価格を作成
	II 型	I 型	III 型 II 型 I 型

見 直 し 案	← 施工能力を評価する		← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する	
	施工能力評価型(仮称)		技術提案評価型(仮称)	
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合
	提案内容 実績で評価	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
	評価方法 実績で評価	可・不可の二段階で評価	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	点数化	
	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須
段階選抜	実施しない		WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2
	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成
予定価格	II 型	I 型	S 型	A III 型 A II 型 A I 型

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する
 ※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する

総合評価落札方式のタイプ選定フロー(案)



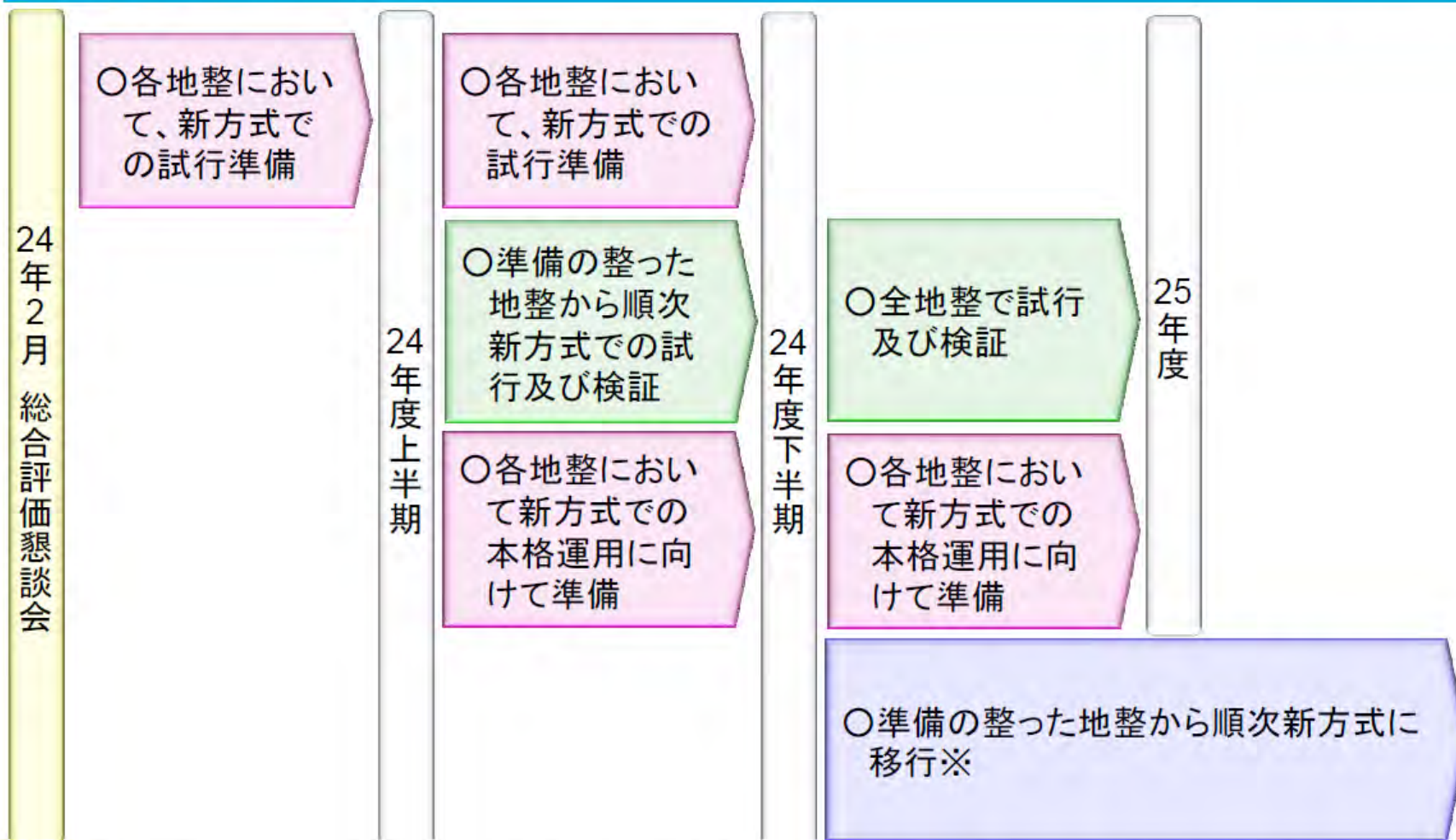
総合評価落札方式の方式選定基準(案)

	施工能力評価型		技術提案評価型		
	II型	I型	S型		A型
			右記以外	WTO対象	
ヒアリング	適用しない	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力及び施工計画の適切性を確認する必要がある場合に適用	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力及び技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に適用	必須※1	必須
段階選抜	適用しない	ヒアリングの適用に際し、競争参加者を絞り込む必要がある場合に段階選抜方式を適用	技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に段階選抜方式を適用	必須※2	必須※2

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する

※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する

スケジュール(案)



※) 段階選抜、WTOにおける企業・技術者の能力等の評価方法については試行を実施し、実施方法の確立に努める。
 また、ヒアリングについては、段階選抜方式が確立するまでは、段階選抜方式の試行に合わせ試行的に実施する。
 競争参加資格審査、工事ごとの競争参加資格要件の設定と総合評価の役割分担については引き続き検討を行う。

社会保険未加入問題への対策の概要

課 題

- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
- 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

総合的対策の推進

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

- ①行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置
(全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

2. 行政による制度的チェック・指導

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認
・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- ②建設業担当部局による監督
・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。
- ③経営事項審査の厳格化
・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- ④社会保険担当部局（厚生労働省）との連携
・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

3. 建設企業の実取組

- 元請企業による下請指導
・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。
- 元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組
・元請企業、下請企業（特に1次下請企業）による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。
- 建設企業（特に下請企業）における取組
・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
・雇用関係にある者の保険加入徹底。
・業界における見積時の法定福利費の明示 等。

4. 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策 ④重層下請構造の是正

5. その他

- ①就労履歴管理システムの普及・活用 ②社会保険適用促進に向けた研究

※平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
- を実現

「みんなで取り組む」建設業の保険加入

～社会保険加入の徹底に向けて、関係者が連携して取り組みます～

赤字：省令改正等(H24.5.1)
を受けて取り組む施策

策

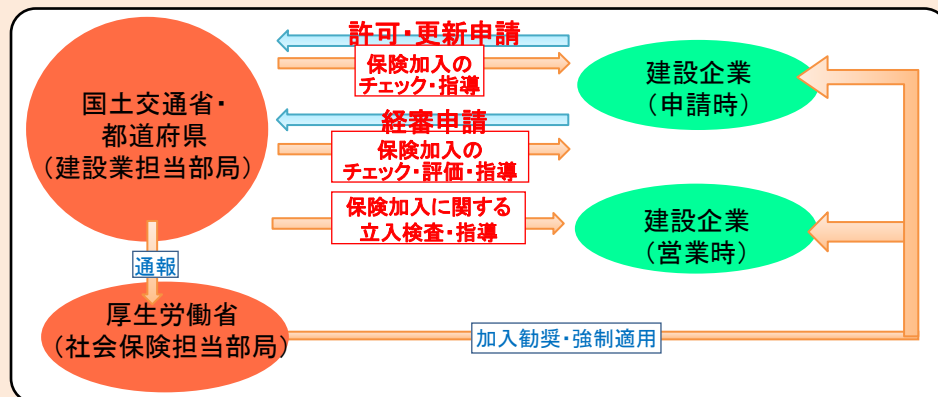
目的

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

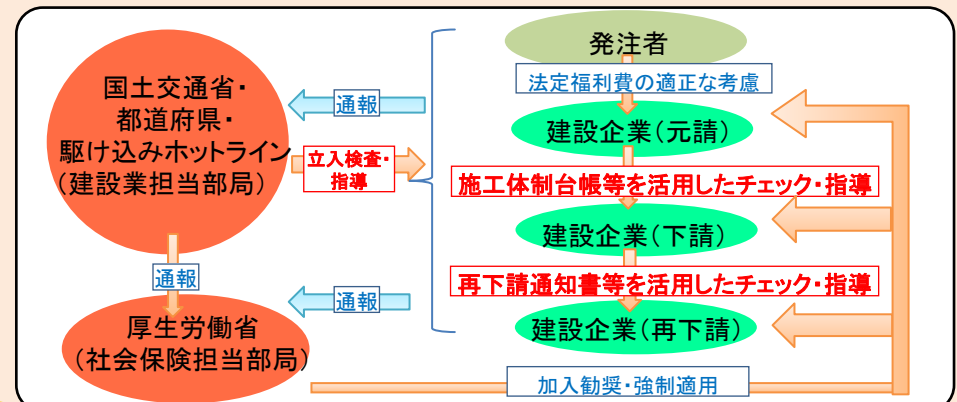
取組

- 行政、元請、下請など関係者が一体となって建設業界の保険加入徹底に取り組む。
- 営業所・工事現場での取組のほか、保険加入促進のネットワークを構築して保険加入を推進・支援する。

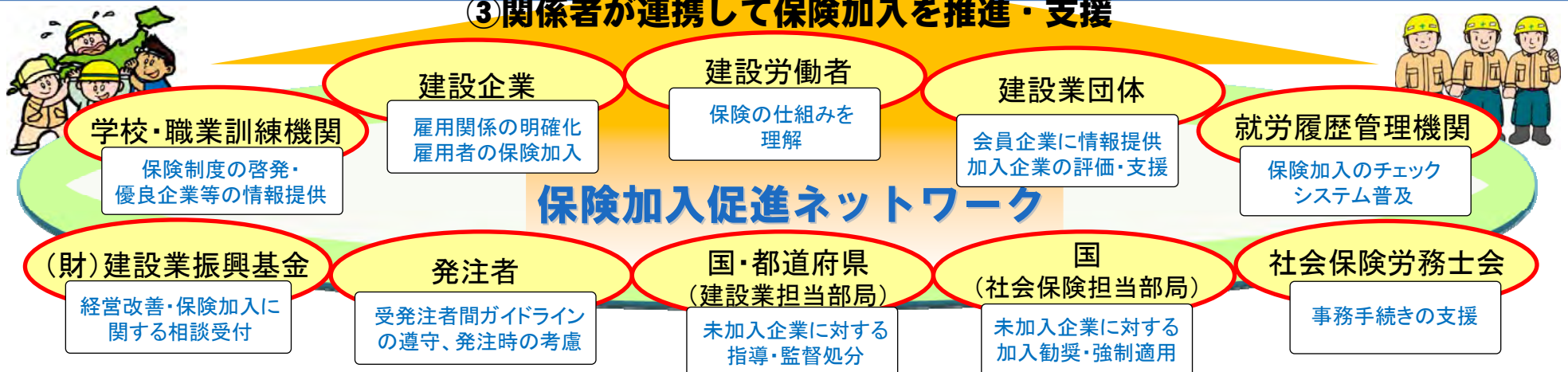
①営業所での取組



②工事現場での取組



③関係者が連携して保険加入を推進・支援

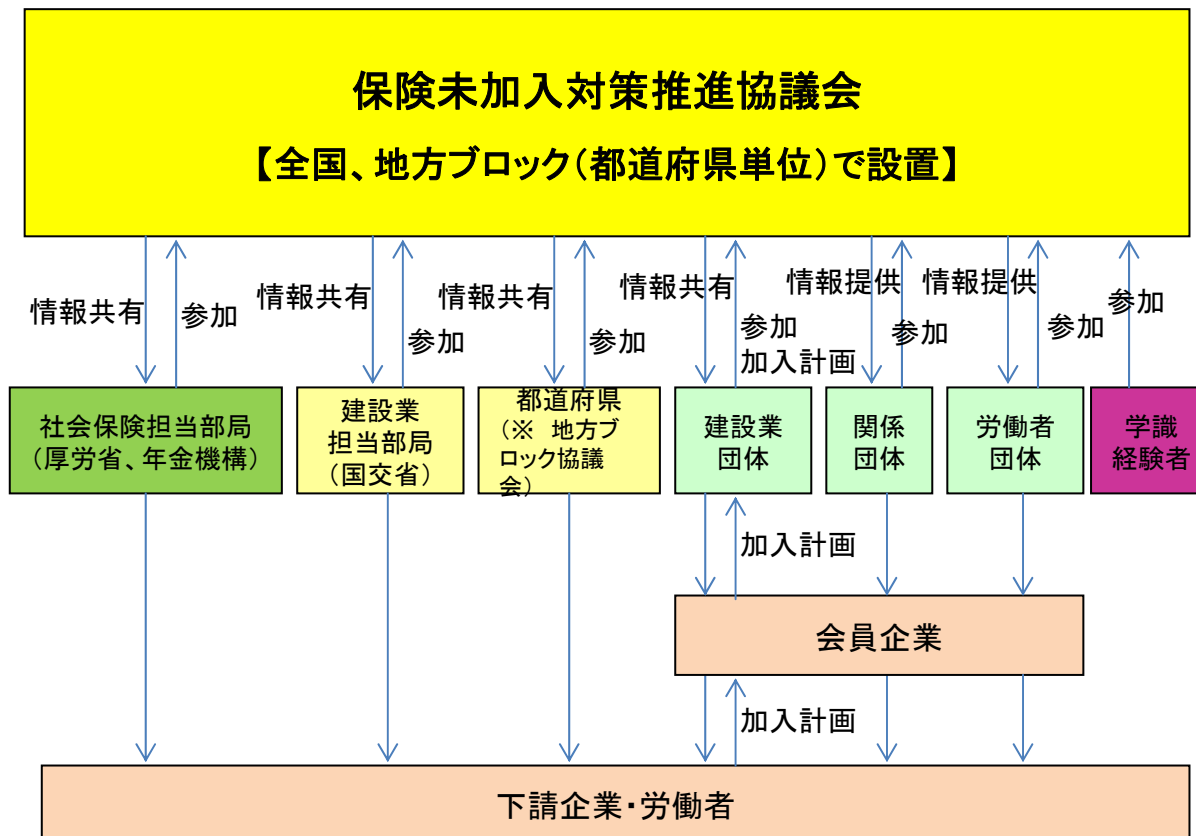


1-1 取組の推進体制

実施方針

- 取組を着実に推進するため、社会保険未加入対策を行政・元請・下請が一体となって継続的に実施する「保険未加入対策推進協議会」を設立
- 各団体の取組を共有し、継続的にフォローを行う
- 効果的な取組を共有、周知啓発の取組方針等を議論

推進体制のイメージ



保険未加入対策推進協議会の概要

【構成】

- ・建設業担当部局(国交省、地方は都道府県も参加)
- ・社会保険担当部局(厚労省、日本年金機構)
- ・建設業団体、関係団体、労働者団体
- ・学識経験者

【協議会が行う主な取組】

- ・参加団体等を通じた建設企業及び労働者に対する周知・啓発の推進
- ・参加団体ごとの社会保険加入状況の定期的把握
- ・各参加団体による取組のとりまとめと定期的フォローアップ
- ・加入促進に向けた効果的な取組の共有
- ・構成員間の意見交換

【ワーキンググループの設置】

- ・全国協議会の下にワーキンググループを設置
- ・構成員は、行政担当者、建設業団体
- ・関係者による意見交換・認識共有を行うとともに、全国協議会の運営に必要な事項を話し合う。

「みんなで取り組む」建設業の保険加入

～平成24年7月から、新たな取り組みがスタートします～

建設業の社会保険未加入対策の一環として、省令等^(※)の改正が行われました(H24.5.1公布)。
これを受け、次のとおり、新たな取り組みがスタートします。^(※)

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）
建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第855号）

(1) 平成24年7月より、保険未加入企業に対する経営事項審査の評価が厳しくなります。

- 経営事項審査について、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。
(3保険すべてに未加入の場合: 現行▲60点→改正後▲120点)

(規則様式第25号の11・第25号の12、告示第1の4の1・付録第2関係)

(2) 平成24年11月より、許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付が必要となります。

- 建設業の許可・更新の申請時に、新たに保険加入状況を記載した書面を提出していただきます。
国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則第4条・様式(新)第20号の3関係)

(3) 平成24年11月より、施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要となります。

- 施工体制台帳に、特定建設業者及び下請企業の保険加入状況を記載していただきます。また、下請企業には、再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知していただきます。
国・都道府県の建設業担当部局は、営業所への立入検査による保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査による施工体制台帳等の確認を行い、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。

平成20年国土交通省告示第85号
建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件
新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

現 行	改 正 後
第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。 四 その他の審査項目（社会性等） 1 次に掲げる労働福祉の状況 （一）（略） （二）審査基準日における健康保険及び厚生年金保険加入の有無（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）<u>第十条ノ二</u>の規定による届出及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条に規定する<u>届出</u>を行っているか否かをいう。 （三）審査基準日における建設業退職金共済制度加入の有無（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第六章の独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で<u>同法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済機構との間で同法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約又はこれに準ずる契約の締結を行っているか否かをいう。</u>） <u>（四）・（五）</u> （略） 第二 審査の基準は、次の各号に定めるとおりとする。 四 その他の審査項目（社会性等）に係る審査の基準 3 第一の四の3に掲げる防災協定締結の有無については、	第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。 四 その他の審査項目（社会性等） 1 次に掲げる労働福祉の状況 （一）（略） （二）審査基準日における健康保険加入の有無（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）<u>第二十四条</u>の規定による届出を行っているか否かをいう。 <u>（三）審査基準日における厚生年金保険加入の有無（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条に規定する届出を行っているか否かをいう。）</u> <u>（四）</u> 審査基準日における建設業退職金共済制度加入の有無（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第六章の独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で同法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約又はこれに準ずる契約の締結を行っているか否かをいう。） <u>（五）・（六）</u> （略） 第二 審査の基準は、次の各号に定めるとおりとする。 四 その他の審査項目（社会性等）に係る審査の基準 3 第一の四の3に掲げる防災協定締結の有無については、

防災協定締結の有無が、別表第七の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

4 第一の四の4に掲げる法令遵守の状況については、建設業法第二十八条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無が、別表第八の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

5 次に掲げる建設業の経理に関する状況

(1) 第一の四の5の(一)に掲げる監査の受審状況については、会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち第一の四の5の(二)のイに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無が、別表第九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(2) 第一の四の5の(二)に掲げる職員の数については、同号の5の(二)のイに掲げる者の数に、同号の5の(二)のロに掲げる者の数に十分の四を乗じて得た数を加えた合計数値(別表第十において「公認会計士等数値」という。)が、年間平均完成工事高に応じて、別表第十の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

6 第一の四の6に掲げる平均研究開発費の額については、当該金額が、別表第十一の区分のいずれに該当するかを審査すること。

附 則

二 審査の対象とする建設業者が、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国又は地域その他我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国又は地域（以下「外国」という。）に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち外国に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の二分の一以上を出資しているもの（以下「外国建設業者」という。）である場合における第二の三の1並びに第二の四の1、2、5及び6の規定の適用については、当分の間、当該各規定にかかわらず、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 （略）

防災協定締結の有無が、別表第八の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること

4 第一の四の4に掲げる法令遵守の状況については、建設業法第二十八条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無が、別表第九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

5 次に掲げる建設業の経理に関する状況

(一) 第一の四の5の(一)に掲げる監査の受審状況については、会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち第一の四の5の(二)のイに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無が、別表第十の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(二) 第一の四の5の(二)に掲げる職員の数については、同号の5の(二)のイに掲げる者の数に、同号の5の(二)のロに掲げる者の数に十分の四を乗じて得た数を加えた合計数値(別表第十一において「公認会計士等数値」という。)が、年間平均完成工事高に応じて、別表第十一の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

6 第一の四の6に掲げる平均研究開発費の額については、当該金額が、別表第十二の区分のいずれに該当するかを審査すること。

附 則

二 審査の対象とする建設業者が、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国又は地域その他我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国又は地域（以下「協定適用国等」という。）に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定適用国等に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の二分の一以上を出資しているもの（以下「外国建設業者」という。）である場合における第二の三の1並びに第二の四の1、2、5及び6の規定の適用については、当分の間、当該各規定にかかわらず、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 （略）

3 第二の四の2の規定の適用については、同号の2中「当該年数」とあるのは「当該年数及び外国において建設業を営んでいた年数で国土交通大臣が認定したものの合計年数」とする。

4 第二の四の5の(1)の適用については、第二の四の5の(1)中「会計参与の設置の有無又は」とあるのは「会計参与の設置の有無若しくは」とし、「提出の有無」とあるのは「提出の有無又はこれと同等以上の措置として国土交通大臣が認定した措置の有無」とする。

5 第二の四の5の(2)の適用については、第二の四の5の(2)中「同号の5の(二)のイに掲げる者の数」とあるのは「同号の5の(二)のイに掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「同号の5の(二)のロに掲げる者の数」とあるのは「、同号の5の(二)のロに掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」とする。

6 (略)

三 国土交通大臣が外国建設業者の属する企業集団について、次に掲げる要件に適合するものとして一体として建設業を営んでいると認定した場合においては、当分の間、第一に掲げる各項目（第一の四の1の(一)及び(二)、3並びに4に掲げる項目を除く。）については、(略)。）

(一) 当該外国建設業者の属する企業集団が一体として建設業を営んでいることについて、当該企業集団の中心となる者であって外国に主たる営業所を有するものによる証明があること。

(二) (略)

四 (略)

(一) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第三項に規定する親会社（以下この号において単に「親会社」という。）とその子会社（同項に規定する子会社をいう。）からなる企業集団であること。

3 第二の四の2の規定の適用については、同号の2中「当該年数」とあるのは「当該年数及び協定適用国等において建設業を営んでいた年数で国土交通大臣が認定したものの合計年数」とする。

4 第二の四の5の(一)の適用については、第二の四の5の(一)中「会計参与の設置の有無又は」とあるのは「会計参与の設置の有無若しくは」とし、「提出の有無」とあるのは「提出の有無又はこれと同等以上の措置として国土交通大臣が認定した措置の有無」とする。

5 第二の四の5の(二)の適用については、第二の四の5の(二)中「同号の5の(二)のイに掲げる者の数」とあるのは「同号の5の(二)のイに掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「同号の5の(二)のロに掲げる者の数」とあるのは「、同号の5の(二)のロに掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」とする。

6 (略)

三 国土交通大臣が外国建設業者の属する企業集団について、次に掲げる要件に適合するものとして一体として建設業を営んでいると認定した場合においては、当分の間、第一に掲げる各項目（第一の四の1の(一)から(三)まで、3及び4に掲げる項目を除く。）については、(略)。）

(一) 当該外国建設業者の属する企業集団が一体として建設業を営んでいることについて、当該企業集団の中心となる者であって協定適用国等に主たる営業所を有するものによる証明があること。

(二) (略)

四 (略)

(一) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する親会社（以下単に「親会社」という。）とその子会社（同項に規定する子会社をいう。以下同じ。）からなる企業集団であること。

(一) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する親会社（以下この号において単に「親会社」という。）とその子会社（同項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）からなる企業集団であること。

(新設)

$$Y1 \times 15 - Y2 \times 30$$

Y2は、第一の四の1の(1)及び(2)の各項目のうち加入をしていないとされたものの数

(一) 親会社とその子会社からなる企業集団であること。

七 我が国に主たる営業所を有する建設業者であつて、国土交通大臣が次に掲げる要件のいずれにも適合するものとして認定した子会社を外国に有するものについては、国土交通大臣が当該子会社について認定した数値を当該建設業者の種類別年間平均完成工事高に加えた数値をもって第一の一の1に掲げる項目の数値として審査し、かつ、国土交通大臣が当該建設業者及び当該子会社について認定した数値をもって同号の2及び同号の3に掲げる項目の数値として審査するものとする。

(二) 主たる事業として建設業を営む者であること。

$$Y1 \times 15 - Y2 \times 40$$

Y2は、第一の四の1の(一)から(三)までの各項目のうち加入をしていないとされたものの数

建設業法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
（法第六条第一項第六号の書類） 第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一、十六（略） 十七 別記様式第二十号の三による健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による被保険者の資格の届出、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による被保険者となつたことの届出の状況（以下「健康保険等の加入状況」という。）を記載した書面 十八 別記様式第二十号の四による主要取引金融機関名を記載した書面 2 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。 3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十八号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。	（法第六条第一項第六号の書類） 第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一、十六（略） （新設） 十七 別記様式第二十号の三による主要取引金融機関名を記載した書面 2 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第七号から第十七号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。 3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十二号まで及び第十四号から第十七号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十七号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

(施工体制台帳の記載事項等)

第十四条の二 法第二十四条の七第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 作成特定建設業者（法第二十四条の七第一項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 許可を受けて営む建設業の種類

ロ 健康保険等の加入状況

二 (略)

三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 健康保険等の加入状況

四 (略)

254 (略)

(再下請負通知を行うべき事項等)

第十四条の四 法第二十四条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項及び当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからハまでに掲げる事項

259 (略)

(施工体制台帳の記載事項等)

第十四条の二 法第二十四条の七第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 作成特定建設業者（法第二十四条の七第一項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ。）が許可を受けて営む建設業の種類

二 (略)

三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

四 (略)

254 (略)

(再下請負通知を行うべき事項等)

第十四条の四 法第二十四条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イ及びロに掲げる事項並びに当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからハまでに掲げる事項

259 (略)

改正後

別記様式第二十五号の十一
別表(2)

コード	処 理 の 種 類
1 0	(略)
1 1	(略)
1 2	(略)
1 3	(略)
1 4	(略)
1 5	(略)
1 6	(略)
1 7	(略)
1 8	(略)
1 9	(略)
2 0	(略)
2 1	(略)
2 2	<u>申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合</u>

現 行

別記様式第二十五号の十一
別表(2)

コード	処 理 の 種 類
1 0	(略)
1 1	(略)
1 2	(略)
1 3	(略)
1 4	(略)
1 5	(略)
1 6	(略)
1 7	(略)
1 8	(略)
1 9	(略)
2 0	(略)
2 1	(略)

(関係人)
2 0 0 0 4

その他の調査項目 (社会性等)

労働福祉の状況	
雇用保険加入の有無	項目 4 1 ☐ (1.有、2.無、3.適用除外)
健康保険加入の有無	4 2 ☐ (1.有、2.無、3.適用除外)
厚生年金保険加入の有無	4 3 ☐ (1.有、2.無、3.適用除外)
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 ☐ (1.有、2.無)
退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無	4 5 ☐ (1.有、2.無)
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 ☐ (1.有、2.無)
建設業の営業継続の状況	
営業年数	4 7 ☐ (年) 建設業(2017年度)の営業年数 年 月 日 年 月 日 備考(建設業更新) 年 月 日 年 月 日 民事再生法又は会社更生法の適用の有無 4 8 ☐ (1.有、2.無) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
防災活動への貢献の状況	
防災協定の締結の有無	4 9 ☐ (1.有、2.無)
法令遵守の状況	
営業停止処分の有無	5 0 ☐ (1.有、2.無)
指示処分の有無	5 1 ☐ (1.有、2.無)
建設業の経理の状況	
監査の受審状況	5 2 ☐ [1.会計監査人の監査、2.税務申告の監査、3.経理処置の適正を確保した旨の書類の提出、4.無]
公認会計士等の数	5 3 ☐ (人)
二級建築師試験合格者の数	5 4 ☐ (人)
研究開発の状況	
研究開発費 (2期平均)	5 5 ☐ (千円) 研究開発費(2期平均)の推移 年度 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 (千円)
建設機械の保有状況	
建設機械の所有及びリース台数	5 6 ☐ (台)
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	
ISO9001の登録の有無	5 7 ☐ (1.有、2.無)
ISO14001の登録の有無	5 8 ☐ (1.有、2.無)

(関係人)
2 0 0 0 4

その他の調査項目 (社会性等)

労働福祉の状況	
雇用保険加入の有無	項目 4 1 ☐ (1.有、2.無、3.適用除外)
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	4 2 ☐ (1.有、2.無、3.適用除外)
建設業退職金共済制度加入の有無	4 3 ☐ (1.有、2.無)
退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無	4 4 ☐ (1.有、2.無)
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 5 ☐ (1.有、2.無)
建設業の営業継続の状況	
営業年数	4 6 ☐ (年) 建設業(2017年度)の営業年数 年 月 日 年 月 日 備考(建設業更新) 年 月 日 年 月 日 民事再生法又は会社更生法の適用の有無 4 7 ☐ (1.有、2.無) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
防災活動への貢献の状況	
防災協定の締結の有無	4 8 ☐ (1.有、2.無)
法令遵守の状況	
営業停止処分の有無	4 9 ☐ (1.有、2.無)
指示処分の有無	5 0 ☐ (1.有、2.無)
建設業の経理の状況	
監査の受審状況	5 1 ☐ [1.会計監査人の監査、2.会計申告の監査、3.経理処置の適正を確保した旨の書類の提出、4.無]
公認会計士等の数	5 2 ☐ (人)
二級建築師試験合格者の数	5 3 ☐ (人)
研究開発の状況	
研究開発費 (2期平均)	5 4 ☐ (千円) 研究開発費(2期平均)の推移 年度 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 (千円)
建設機械の保有状況	
建設機械の所有及びリース台数	5 5 ☐ (台)
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	
ISO9001の登録の有無	5 6 ☐ (1.有、2.無)
ISO14001の登録の有無	5 7 ☐ (1.有、2.無)

重要記載記

2 **4** **1** 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行つて
いる場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用
されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入す
ること。

4 4 3 厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「

5.

4	4
---	---

「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

(1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。

(2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。

(3) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。

(5) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。

(6) 確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。

(7) 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）に規定する企業型年金が導入されていること。

2 ④ ①「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。

(新規)

4 4 3 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

5 4 4 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。

(1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に關する事項についての規則が定められていること。

(2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。

(3) 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。

(5) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。

(6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。

(7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。

7 4 6 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

8 4 7 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。

9 4 8 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

10 4 9 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入れ及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

11 5 0 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

12 5 1 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

13 5 2 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「1」を、会計参与の設置を行つている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一般登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。

14 5 3 「公認会計士等の数」及び5 4 「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一般登録経理試験の合格者

6 4 5 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

7 4 6 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。

8 4 7 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

9 4 8 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入れ及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

10 4 9 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

11 5 0 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

12 5 1 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「1」を、会計参与の設置を行つている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一般登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。

13 5 2 「公認会計士等の数」及び5 3 「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一般登録経理試験の合格者

の人数の合計を記入すること。

15 [5][5]「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

16 [5][6]「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。

17 [5][7]「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

18 [5][8]「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

の人数の合計を記入すること。

14 [5][4]「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

15 [5][5]「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。

16 [5][6]「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

17 [5][7]「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

建設業における社会保険未加入問題への 対策について

中部地方整備局 建政部 建設産業課

平成24年5月16日

- ・ 参考－１ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の概要
P 1
- ・ 参考－２ 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための
措置に関する指針（適正化指針）の改正について P 2
- ・ 参考－３ 予定価格の事後公表の必要性（H 2 3 協議会資料） P 3
- ・ 参考－４ H 2 3. 4 低入札価格調査基準価格の見直し推進通知 P 1 0
- ・ 参考－５ 平成 23 年度 第 2 回中部ブロック発注者協議会
質疑事項（参考） P 1 3

公共工事の入札及び契約の適正化の促進 に関する法律の概要

公布 平成12年11月27日

目的

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

入札・契約適正化の基本原則の明示

透明性の確保

公正な競争の促進

適正な施工の確保

不正行為の排除の徹底

全ての発注者に義務付ける事項

(1) 毎年度の発注見通しの公表

- ・ 発注工事名・時期等を公表
(見通しが変更された場合も公表)

(2) 入札・契約に係る情報の公表

- ・ 入札参加者の資格、入札者・入札金額、
落札者・落札金額 等

(3) 施工体制の適正化

- ・ 丸投げの全面的禁止
- ・ 受注者の現場施工体制（技術者の配置・
下請の状況等）の報告
- ・ 発注者による現場の点検等

(4) 不正行為に対する措置

- ・ 不正事実（談合等）の公正取引委員会、
建設業許可行政庁への通知

各発注者が取り組むべき ガイドライン

(1) 「適正化指針」の閣議決定

- ・ 国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が
共同で案を作成

(2) 主な内容

第三者機関によるチェック

苦情処理の方策

入札・契約の方法の改善（一般競争・
指名競争の適切な実施）

工事の施工状況の評価

その他

- ・ 不良不適格業者の排除
- ・ ダンピングへの対応
- ・ 入札・契約のＩＴ化の推進 等

発注者は、指針に従い、
入札・契約の適正化を推進

職員に対する教育

建設業者に対する指導 等

「適正化指針」のフォローアップ

- ・ 毎年度、取組み状況を把握し、公表
- ・ 特に必要のあるときは改善を要請

<平成13年4月1日以降の入札・契約から適用>

入札契約適正化法と適正化指針

入札契約適正化法の概要

（目的）

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図る

（入札契約適正化の基本原則の明示）

- ・ 透明性の確保
- ・ 公正な競争の促進
- ・ 適正な施工の確保
- ・ 不正行為の排除の徹底

（適正化指針の策定）

「適正化指針（各発注者が取り組むべきガイドライン）」の閣議決定
(平成13年3月)



毎年度措置状況を調査し、措置の実施等を要請

改正の背景

適正化指針制定後の動き（主なもの）

平成15年1月	官製談合防止法の施行
平成17年4月	公共工事品質確保法の施行
平成17年7月	国土交通省入札談合再発防止対策の策定
平成17年11月	中央建設業審議会入札契約適正化に関する検討委員会報告
平成18年2月	公共調達に適正化に関する関係省庁連絡会議取りまとめ
平成18年3月	中央建設業審議会WG中間とりまとめ



適正化指針制定後、既に5年以上が経過し、上記の動きを踏まえ改正が必要

主な改正内容（平成18年5月23日閣議決定）

公正な競争の促進

- 一般競争入札の拡大等
 - ・ 一般競争入札の導入に伴う問題に対応するため、入札ボンドの活用等の条件整備を図りながら、できる限り速やかに一般競争入札を拡大
 - ・ 指名業者名の事後公表の拡大
- 総合評価の拡充等
 - ・ 公共工事品質確保法に基づき評価基準や実施要領の整備等の措置を講じつつ、できる限り速やかに総合評価を拡大
 - ・ 総合評価の結果の公表の徹底と、評価方法、落札者決定等について効率的に第三者の意見を反映
 - ・ 施工能力を簡易に評価する方式の活用
- 競争参加資格の決定に際しての工事实績、工事成績、工事経歴書等企业情報の活用
- 単体と経常JVの同時登録を認めないとともに、真に企業合併等に寄与するものを除き経常JVへの加点調整を行わないこと
- 指名停止措置についての不服申出への対応を実施

透明性の確保

- 予定価格及び最低制限価格の事前公表については、弊害が生じないよう取り扱うこととし、事後公表を推進

不正行為の排除

- 工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用等入札監視の強化
- 不良・不適格業者排除のための建設業許可行政庁との連携推進
- 指名停止措置の厳正な運用と適切な違約金特約条項の設定
- 官製談合防止法を踏まえた官製談合の排除・防止の徹底

適正な施工の確保

- 発注者間での工事成績評価の標準化の推進と苦情への適切な対応の推進
- 監督・検査の強化、下請企業を含めた立入調査の実施、履行保証割合の引上げ等ダンピング対策の強化

その他

- 発注者支援データベースの活用
- 工事経歴書や処分履歴等の企業情報の有効活用
- 国及び都道府県による発注者への協力・支援の推進

<予定価格の事後公表の必要性(H23協議会資料)>

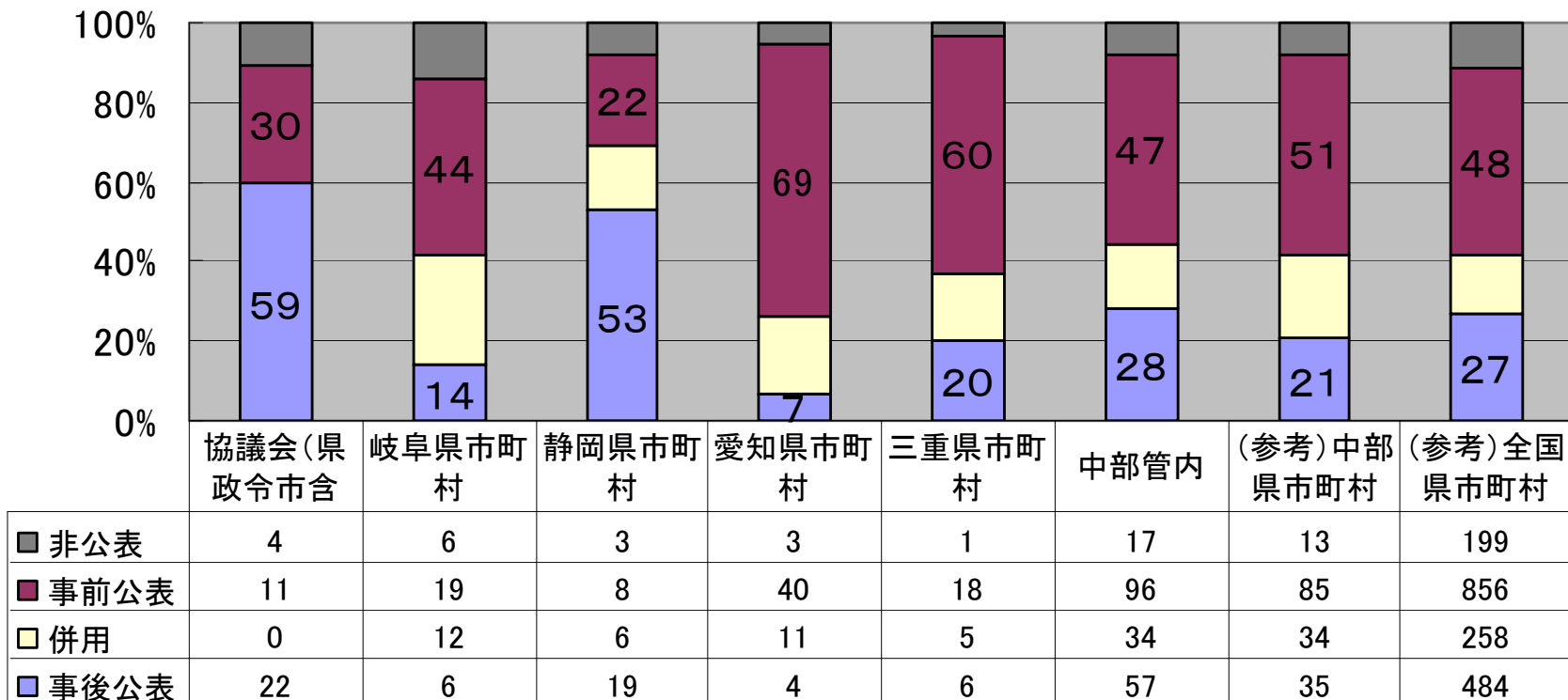
1. 予定価格の事後公表への移行(公表状況の実態)

参考資料

－3

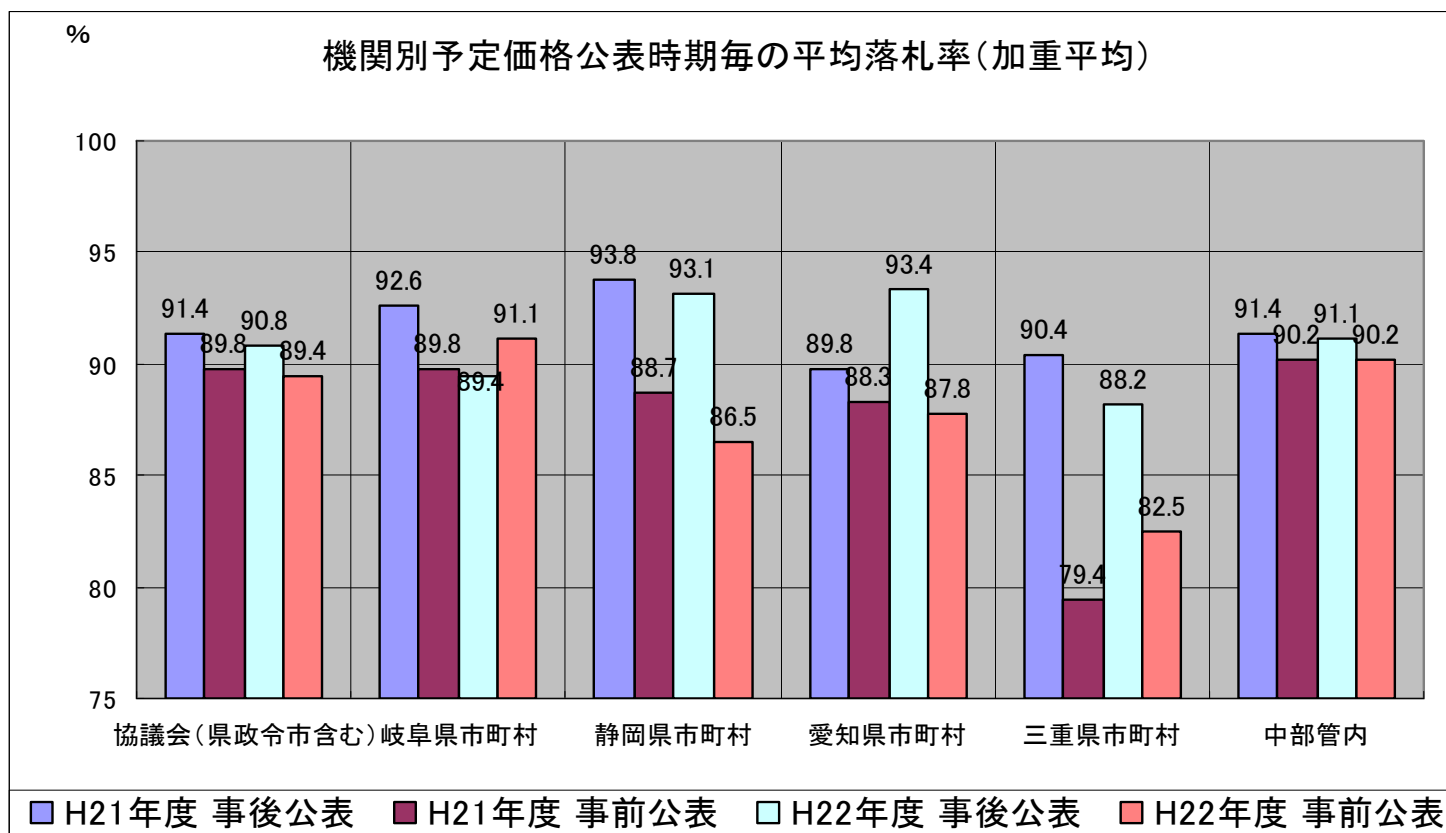
- ◆中部管内の予定価格の事後公表は57機関、約28%である
- ◆中部の県市町村の事後公表は全国の県市町村と比べ導入が低い
- ◆静岡県は事後公表の導入率が高い

予定価格の公表



2. 予定価格の公表時期による平均落札率)

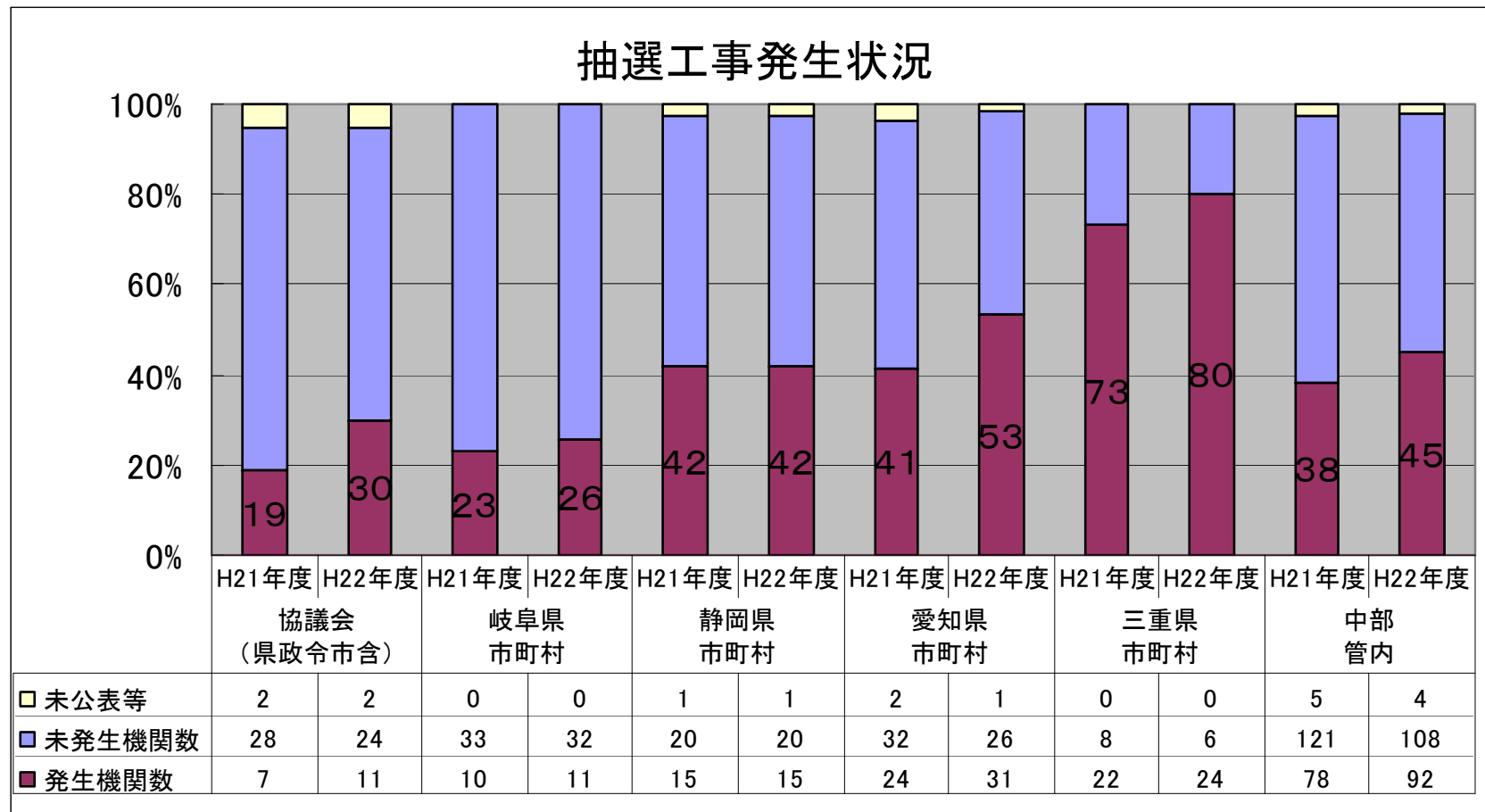
- ◆H21・H22年度の中部管内の平均落札率は予定価格の事後公表と比較すると事前公表では約1%低い
- ◆H22年度の事後公表と比較すると静岡県市町村では6.6%、三重県では5.7%、愛知県では5.6%事前公表は低い



3. 抽選工事の発生状況

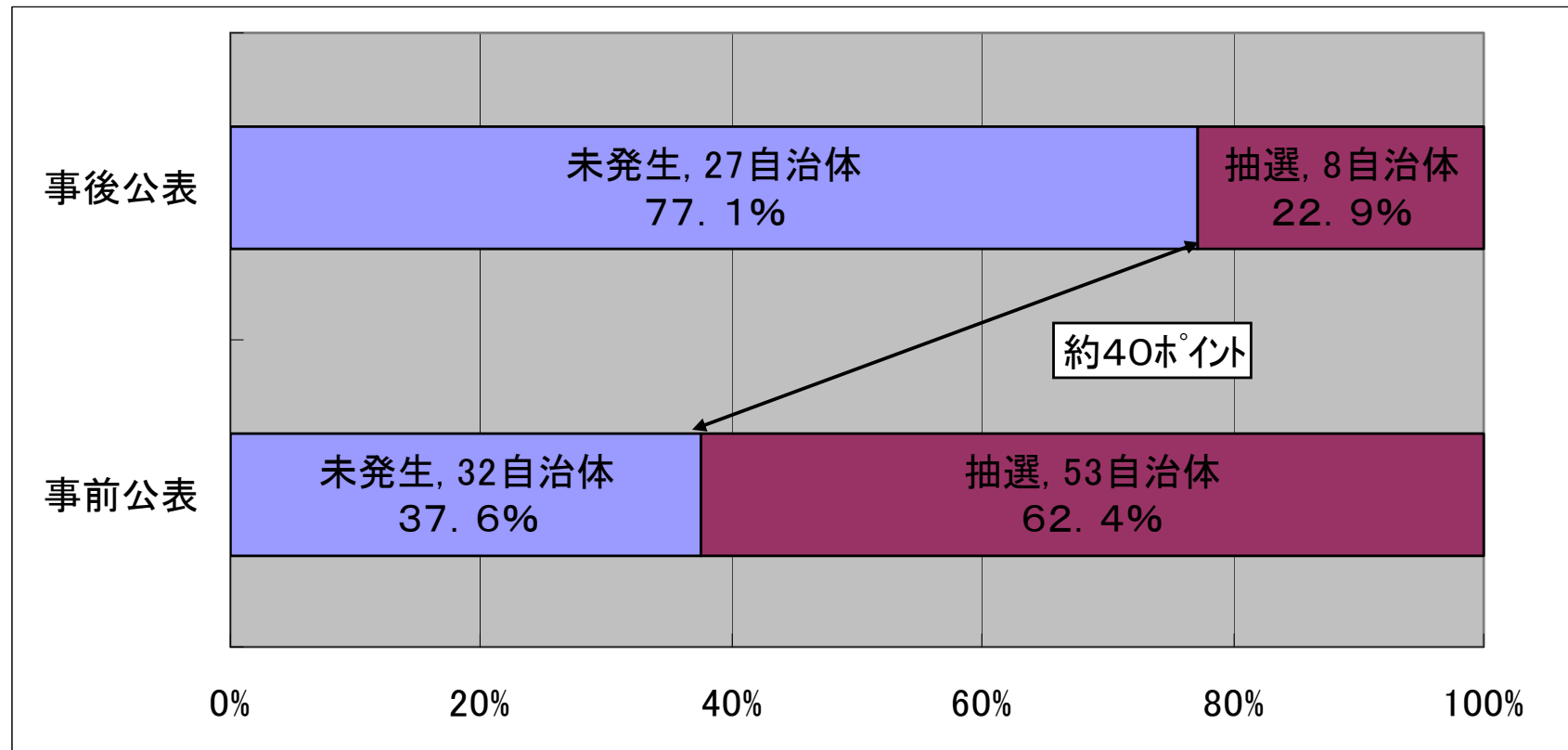
◆H22年度の抽選工事発生機関はH21年度より増加している。

◆機関数では14機関、約7%の増加である。



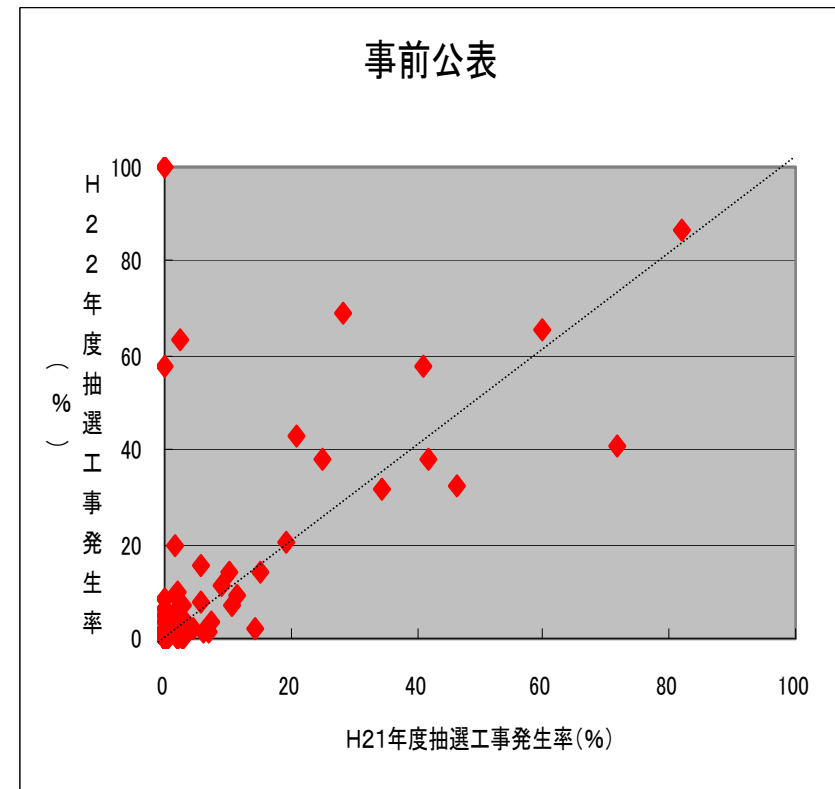
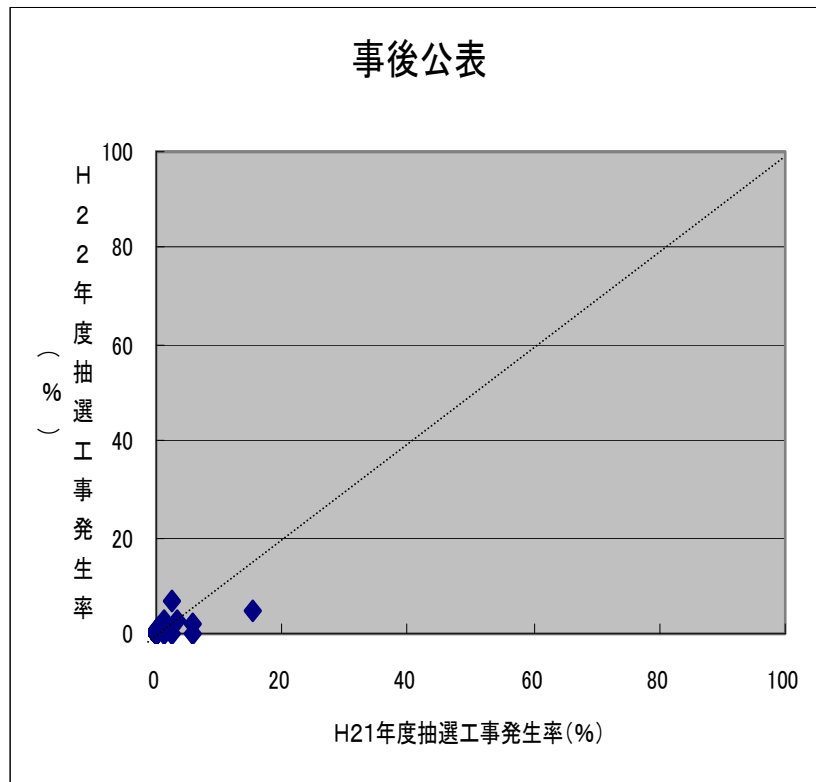
4. H22年度 抽選工事発生と予定価格の公表(中部4県)

◆予定価格の事前公表の自治体の抽選工事発生率は事後公表に比べ約3倍、約40ポイント高い。



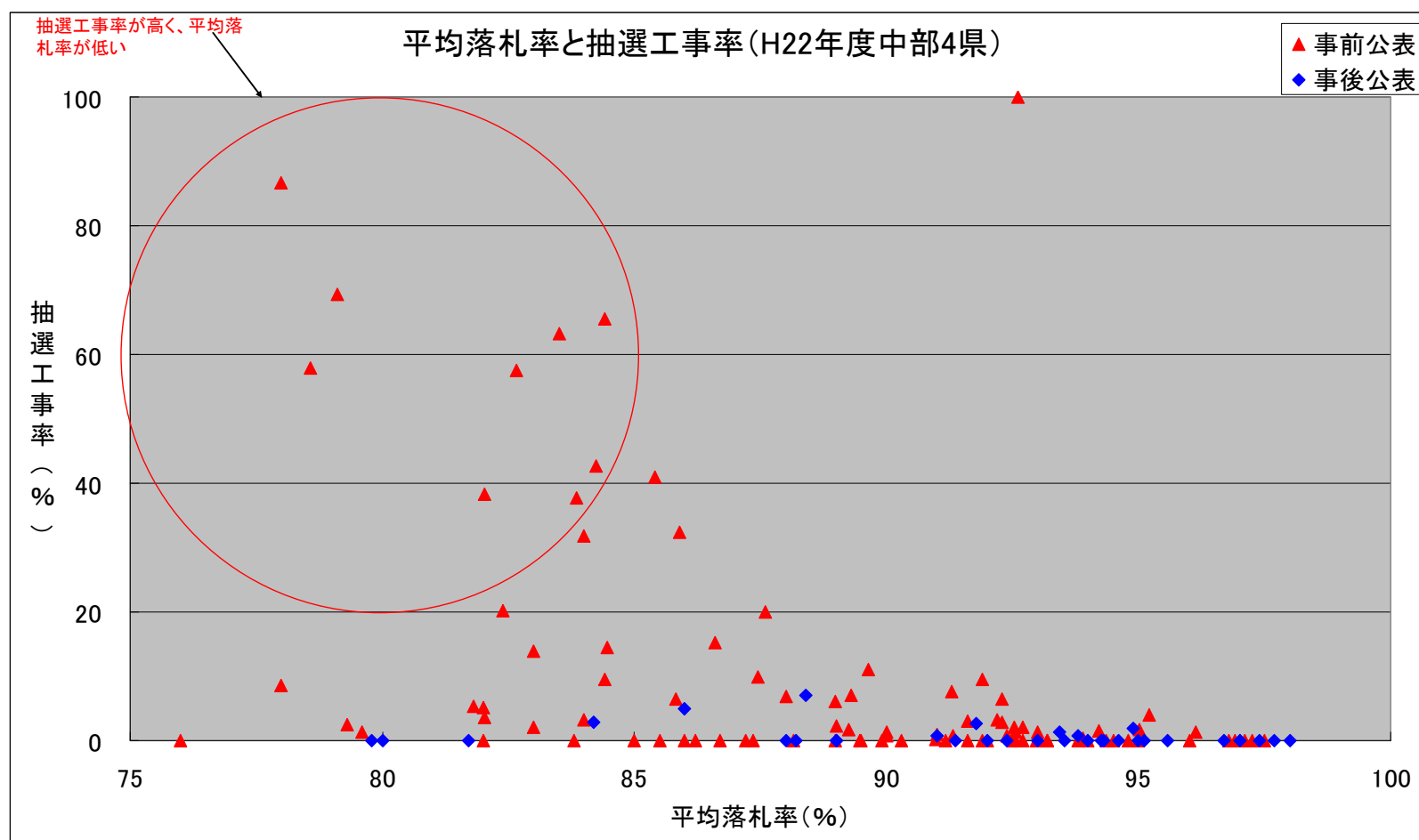
5. 抽選工事発生率と予定価格の公表時期

- ◆ 予定価格の事前公表の機関で抽選工事の発生が多い
- ◆ 平成22年度の抽選工事は、事後公表では平成21年度と比較し発生が減少しているが、事前公表では増加している



6. 予定価格の公表時期と平均落札率・抽選工事率

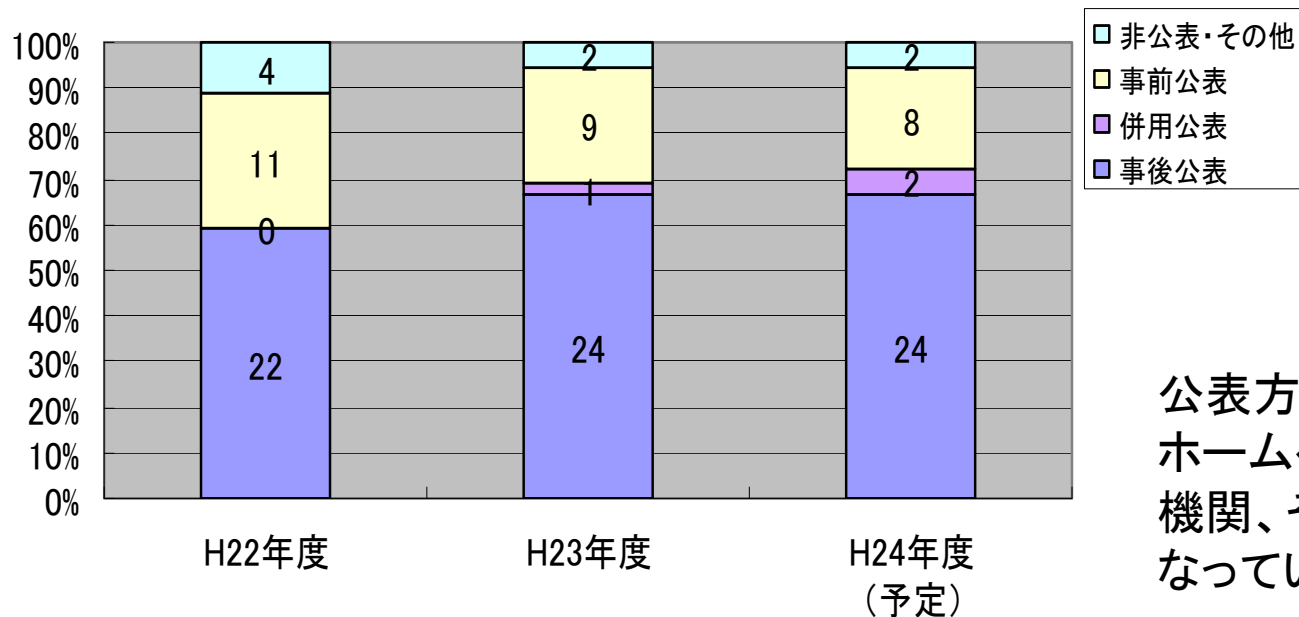
- ・抽選工事の発生率が高く、平均落札率の低い自治体は予定価格を事前公表している



7. 予定価格の公表時期の変遷とH24実施予定

- ・静岡市がH24より事前公表から一部事後公表(併用公表)に改善予定
- ・岐阜県がH24より併用公表において、事後公表を拡大予定

公表時期の推移(協議会)



公表方法(H24)については
ホームページより実施が25
機関、その他閲覧等により行
なっている。

徐々にではあるが、事後公表が進んでいる。今後、調査の実態を踏まえ、更なる推進が必要と思われる。

H23. 4 低入札価格調査基準価格見直し推進通知

参考資料－4

総行行第45号
国総入企第1号
平成23年4月7日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局長

国土交通省建設流通政策審議官

公共工事の入札及び契約手続の更なる改善について

国の平成23年度予算が本年3月29日に成立したところですが、建設業を巡る厳しい状況が続くなか、建設業が地域での災害復旧や住宅・社会資本の整備に十分な役割を果たしつつ公共工事の適正な施工に必要な体制を的確に確保することができるよう、実効あるダンピング対策の充実に図ることが重要となっています。「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成18年5月23日閣議決定)においても、ダンピング受注の排除を図る観点から、低入札価格調査制度における調査基準価格を適宜見直すこととされています。

これを踏まえ、今般、国土交通省においては、現場管理費の官積算に対する割合と工事成績評定点との関係に基づき、今年度から低入札価格調査基準価格の算定式のうち現場管理費に係る部分の見直しを行いました。(別添－1参照)

また、4月7日付けで、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」についても、国土交通省における見直しと同様の見直しが行われました。(別添－2参照)

つきましては、各都道府県・指定都市におかれても、これらの見直しを踏まえ、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格について、その算定方式の改訂等により適切に見直しをいただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

(別添－1)

国官会第2402号
平成23年3月29日

内部部局の長
施設等機関の長
国土地理院長
地方支分部局の長 あて
外局の長
沖縄総合事務局長

国土交通省大臣官房長

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成16年6月10日付け国官会第367号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

二(1)イ③中「10分の7」を「10分の8」に改める。

記2(2)イ中の表を次のように改める。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の8を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

附則

本通知は、平成23年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。)の入札から適用する。

低入札価格調査基準価格の見直し

現場管理費が官積算の80%を下回ると、工事成績評定点が平均点未満となる工事の割合が増加し、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、公共工事の品質確保のため、低入札価格調査基準価格※の計算式を見直すこととした。

※低入札価格調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

低入札価格調査基準価格の見直しについて

H21.4～現行

【範囲】

予定価格の7.0/10～9.0/10

【計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額 × 1.05
共通仮設費 × 0.90	
現場管理費 × 0.70	
一般管理費等 × 0.30	



H23.4～

※平成23年4月1日以降に入札
公告をする工事から適用

【範囲】

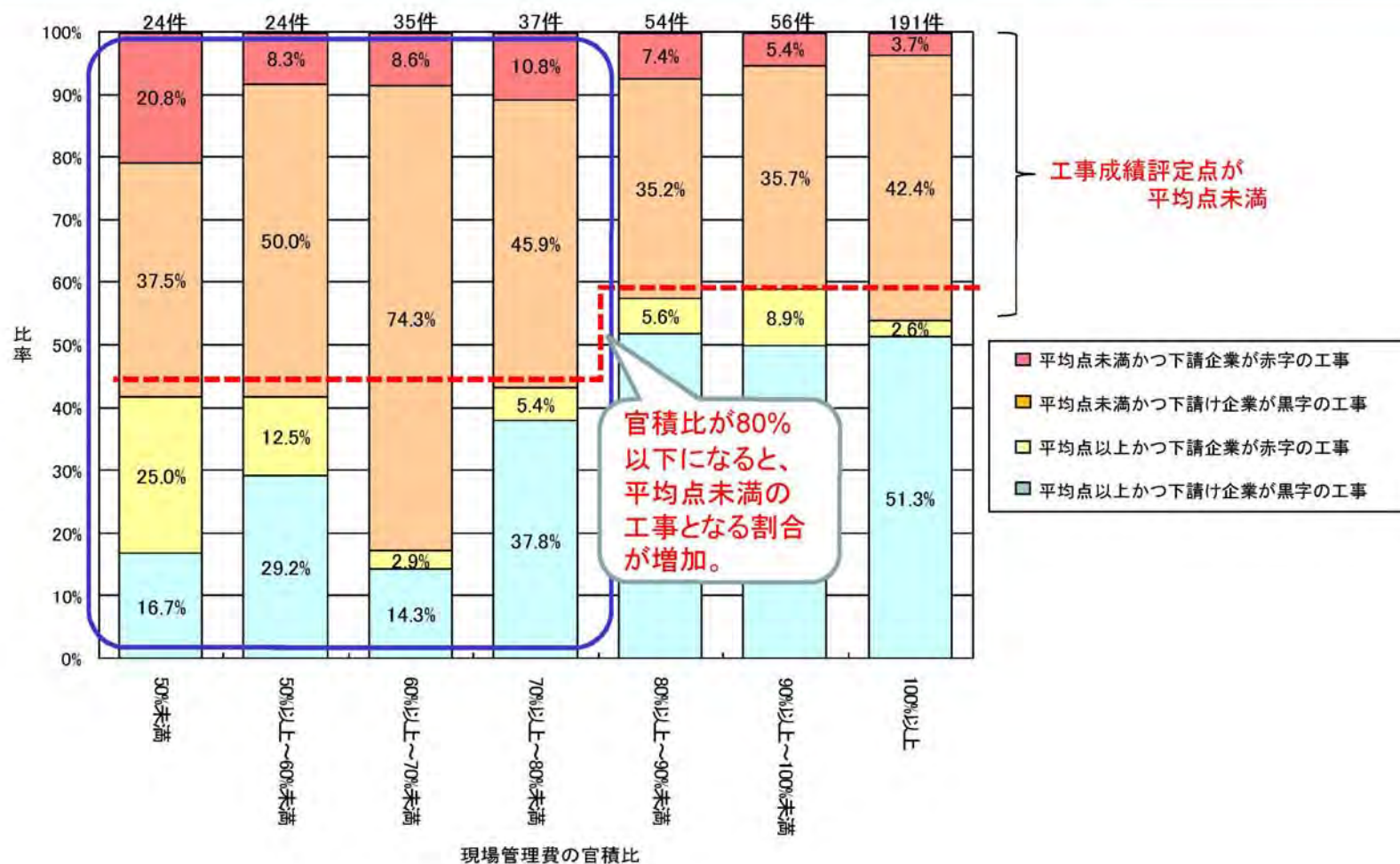
予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し(案)の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額 × 1.05
共通仮設費 × 0.90	
現場管理費 × 0.80	
一般管理費等 × 0.30	

現場管理費の「官積比」と「工事成績評定ポイントや下請企業の赤字」との関係

現場管理費の官積比が80%未満になると、工事成績評定ポイントが平均点未満の工事となる割合が増加。



参考資料-5

平成23年度第2回中部ブロック発注者協議会(平成23年11月2日開催)
質疑事項について(参考資料)

1. 岐阜県 金森県土整備部長

①建設業、地域への景気回復への支援策の継続	事例紹介
	・地域建設業経営強化融資制度
	・下請債権保全支援事業
	・建設企業のための経営戦略アドバイザー事業
	・中部地域における建設産業再生支援プログラム2011 (中部地区建設産業再生支援協議会)

2. 名古屋高速道路公社 酒井副理事長

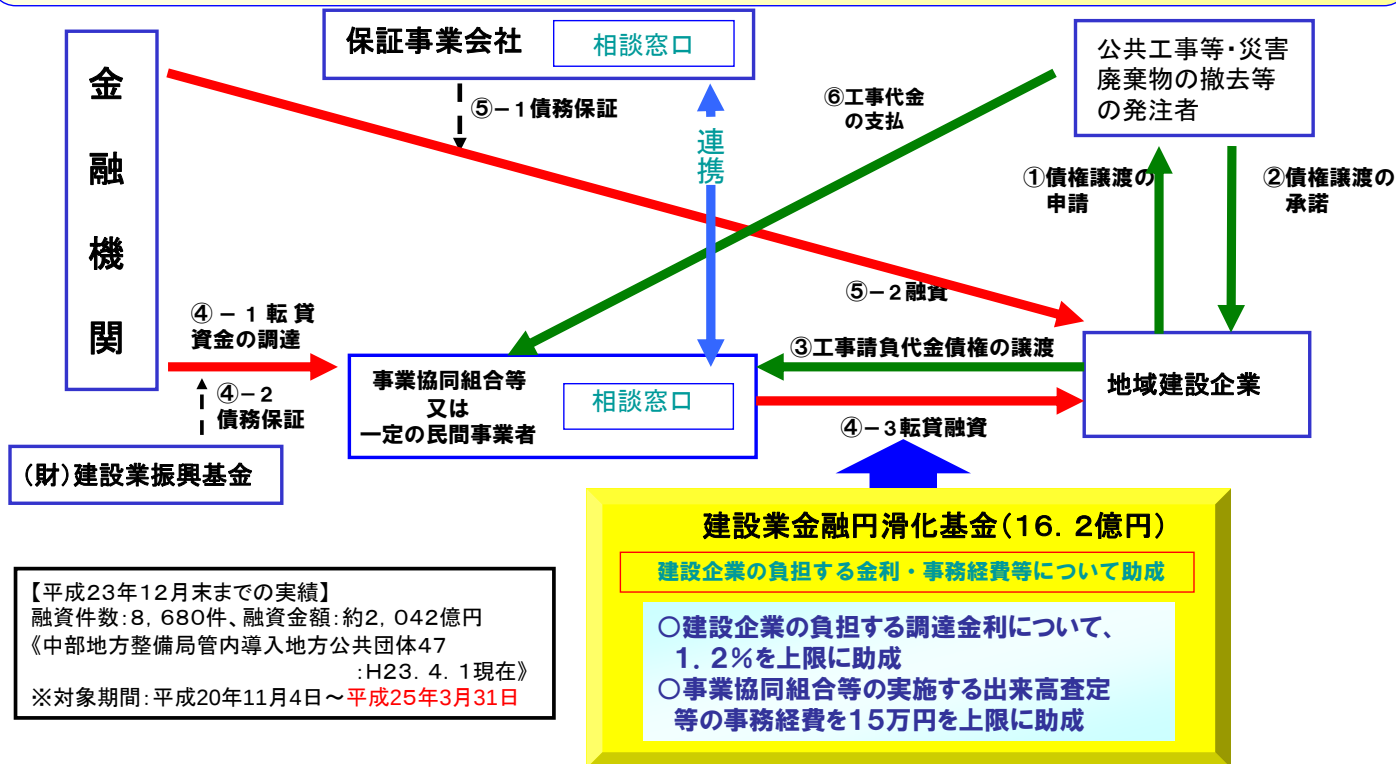
①低入札と品質の関係分析	事例紹介
②予定価格の事前公表と事後公表の品質の差	
③発注規模による差の分析	

地域建設業経営強化融資制度

平成20年度2次補正予算 13億円
平成22年度補正3.2億円

資料-5-1

- 金融機関が優良な資産と評価する公共工事請負代金債権を担保に、簡易・迅速に融資を実行。
- 工事の出来高を超えた未完成部分を含め融資を実行。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)を受注した場合も対象となります。



下請債権保全支援事業

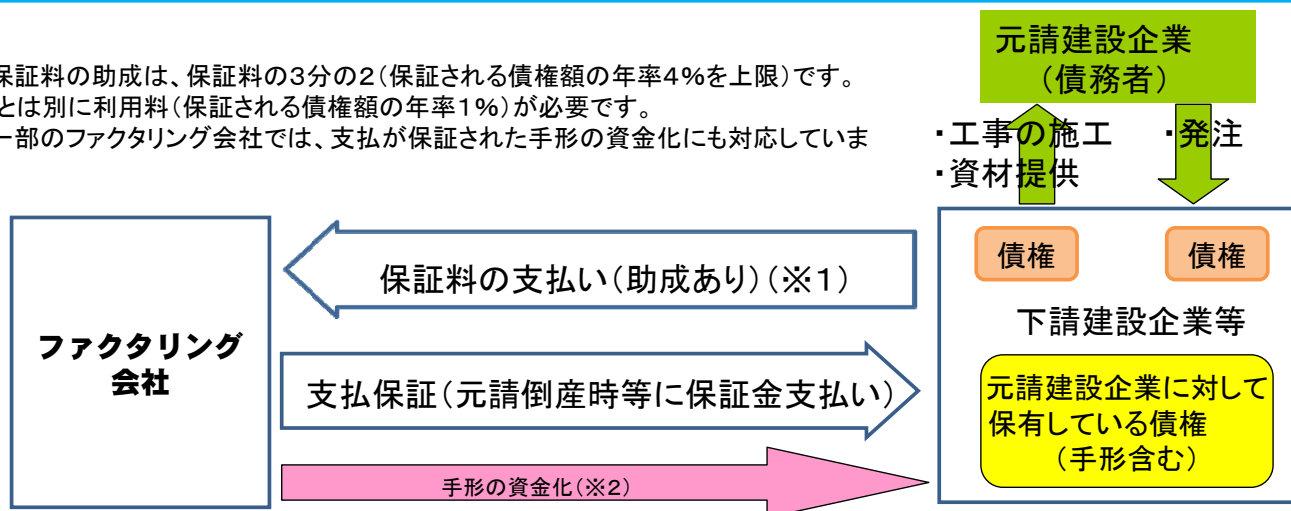
平成21年度2次補正予算 47億円
平成22年度予算・補正 8億円・32.4億円

下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権(手形を含む。)について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します！

- 債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく(例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても)支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に支払う保証料の一部が軽減されます。
- 保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階(手形以外の債権は支払請求段階)からです【個別保証】。
- なお、個々の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階から保証を受けられます【枠保証】。
- 東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権も対象となります。
- 被災地において、建設機械の割賦販売、リース、レンタルを行う者を保証対象に追加。(拡充)
- 対象期間: 平成22年3月1日～平成25年3月31日

【平成23年12月までの実績】
保証債権数: 14,411 保証総額: 約733億円 利用した下請建設企業等の数: 5,996(のべ数)

- (※1)保証料の助成は、保証料の3分の2(保証される債権額の年率4%を上限)です。
保証料とは別に利用料(保証される債権額の年率1%)が必要です。
(※2)一部のファクタリング会社では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。

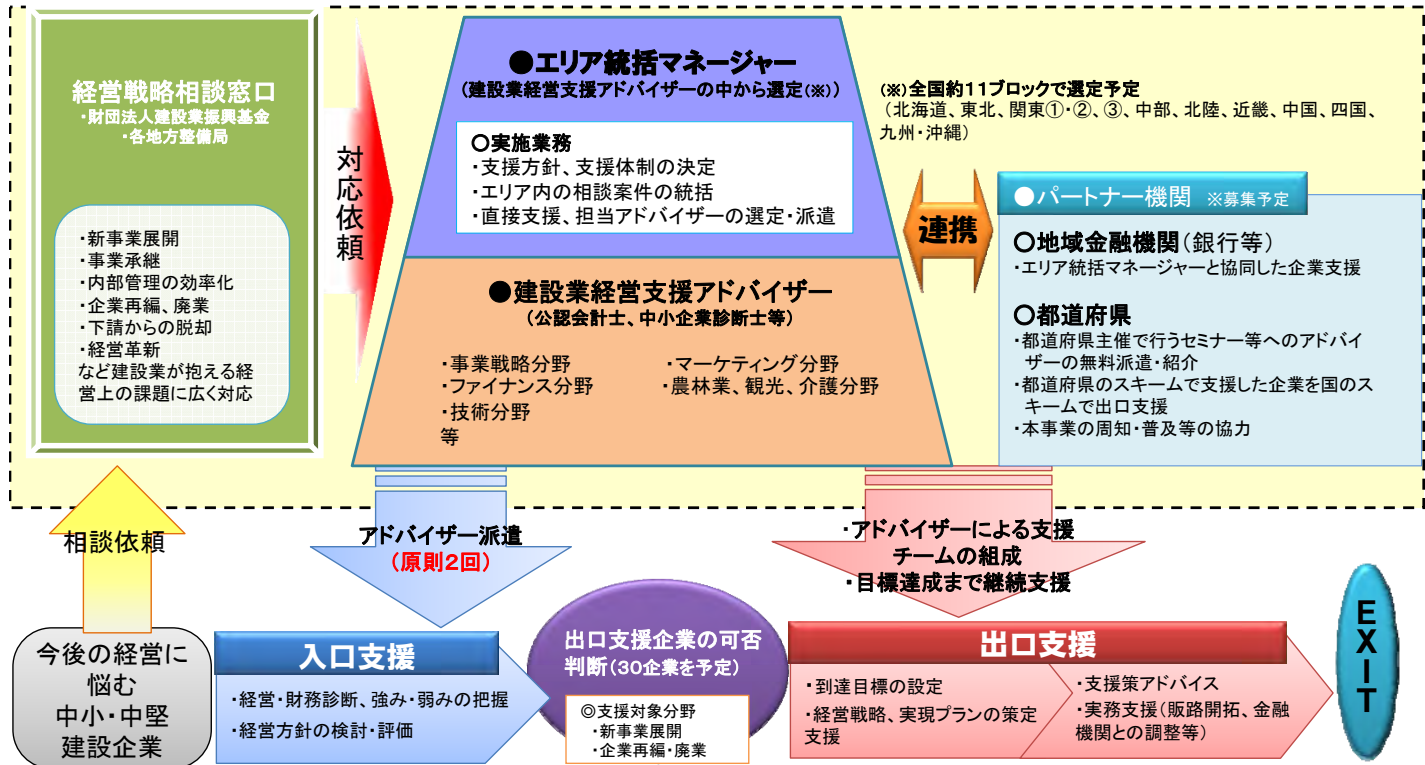


建設業支援施策

建設企業のための経営戦略アドバイザー事業

(H23年4月18日より開始)

○ 中小・中堅建設企業の新事業展開、企業再編・廃業等の経営戦略の実現を支援するため、「経営戦略相談窓口」を設置し、「エリア統括マネージャー」の統括のもと、各分野の専門家から構成される「建設業経営支援アドバイザー」によるアドバイスを実施。特に新事業展開、企業再編・廃業に関してはアドバイザーによる支援チームの組成、目標達成まで継続支援。



中部地域における 建設産業支援 プログラム 2011

公的支援制度一覧

本一覧は、経営革新や新分野進出に役立つ公的支援制度を紹介し、中小・中堅建設業の経営者の方々に、ニーズに応じて各制度を効果的に把握し活用していただくことを目的としています。掲載されている各制度は、国や地方公共団体、公的団体が公開する資料やホームページ、さらに建設産業再生支援協議会メンバーからの情報をもとに選定いたしました。

目 的

ページ

相談や情報収集をしたい	✓	⇒	1 経営情報・アドバイス	
			オンライン情報提供	1
			相談・指導・派遣	1
			ガイダンス等	3
どんな融資や税制があるのか知りたい	✓	⇒	2 融資・税制等	
			融資・保証等	4
			税制	13
技術支援を受けたい	✓	⇒	3 新技術・研究開発	
			情報提供・交流	14
			助成	15
従業員育成や確保のための支援を受けたい	✓	⇒	4 雇用・人材育成	
			人材確保	17
			人材育成・離職者支援	18
ネットワークやITを利用して経営資源の強化を図りたい	✓	⇒	5 経営基盤の強化	
			連携・共同化	21
			販路拡大・交流会	23
			IT支援	23
新しい分野への進出のためにどんな支援があるか知りたい	✓	⇒	6 新事業・新分野進	
			新事業(全般)	25
			農林水産	25
			環境・リサイクル	28
			介護・福祉・住宅等	29
どんな相談・支援機関があるか知りたい	✓	⇒	連絡先・問い合わせ先	30

◎公的支援制度は毎年度、内容変更されるものであり、年度内でも補正予算により追加されるものもあります。掲載の制度については、正確かつ最新であるよう最善をつくしておりますが、その情報の正確性を保証しているものではありません。最新の情報については、各支援制度の連絡先にお問い合わせ頂くか、各団体のホームページをご覧ください。

1.経営情報・アドバイス

■オンライン情報提供

制度名	制度の概要	問い合わせ先
ヨイケンセツドットコム	(財)建設業振興基金が運営する中小建設業の新分野進出に関する総合情報サイト。	(財)建設業振興基金 http://www.yoi-kensetsu.com/

■相談・指導・派遣

制度名	制度の概要	問い合わせ先
建設企業のための経営戦略アドバイザー事業	中小・中堅建設企業の新事業展開、事業承継、企業再編・廃業など建設企業が抱える経営上の課題を広く受け付ける「経営戦略相談窓口」を設置し、「エリア統括マネージャー」の統括のもと、各分野の専門家から構成される「建設業経営戦略アドバイザー」によるアドバイスをを行う。特に新事業展開、企業再編・廃業に関してはアドバイザーによる支援チームを組成し、目標達成まで継続的に支援を行う。	(財)建設業振興基金 TEL:03-5473-4572 中部地方整備局建設産業課 TEL:052-953-8572
ノウハウ・技術移転支援事業	中小建設企業の新事業展開、経営力の強化を支援するため、大手・中堅建設企業が有するノウハウ・技術を集約し、中小建設企業に対して紹介・提供する「ノウハウ・技術支援センター」を設置し、①技術マッチング支援事業、②ノウハウアドバイス支援事業を実施する。	
地方・中小建設企業のための海外展開支援アドバイザー事業	自社の建設技術やノウハウを活かして海外での事業展開を考えている地方・中小建設企業の方への無料相談を行い、海外事業に関する様々なご相談に対して、専門家がアドバイスをを行う。	地方・中小建設企業のための「海外展開支援アドバイザー」事務局 TEL:03-3661-7988
中小企業再生支援協議会	中小企業の再生に向けた取り組みを支援するため、各都道府県に設置されている公正中立な公的機関。事業の将来性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業者を対象に、きめ細かい経営相談・再生支援を実施。 ※融資のご紹介・ご斡旋をする機関ではありません。	岐阜県中小企業再生支援協議会 TEL:058-212-2685 http://www.gcci.or.jp/saisei/saisei.htm 静岡県中小企業再生支援協議会 TEL:054-253-5118 http://www.shizuoka-cci.or.jp/contents/saisei.html 愛知県中小企業再生支援協議会 TEL:052-223-6953 http://www.nagoya-cci.or.jp/sodan/sodan_saisei.html 三重県中小企業再生支援協議会 TEL:059-228-3370 http://www.miesc.or.jp/saisei/saisei.htm

制度名	制度の概要	問い合わせ先
中小企業再生支援協議会	中小企業の再生に向けた取り組みを支援するため、各都道府県に設置されている公正中立な公的機関。事業の将来性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業者を対象に、きめ細かい経営相談・再生支援を実施。 ※融資のご紹介・ご斡旋をする機関ではありません。	中部経済産業局中小企業再生支援室 TEL:052-951-2748 http://www.chubu.meti.go.jp/chuki/sesaku/sesaku_naiyo/page03.htm 関東経済産業局中小企業金融課 TEL:048-600-0425 http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chusho/saiseishien/index_saiseishien.html
中小企業支援センター等による支援	都道府県等中小企業支援センターや地域中小企業支援センターでは、中小企業が抱える経営課題の解決や経営資源の確保のための的確なサービスや助言を提供。	各県の中小企業支援センター（巻末参照）
雇用管理相談	労働者の雇い入れ、配置から退職までの雇用管理全般の問題に対する相談を実施。	(独)雇用・能力開発機構各県センター（巻末参照） TEL:0570-001154
経営安定特別相談事業	困難な経営状況の立て直しを図るため、経営・財務内容の把握や分析、事業転換の指導、債権者等への協力要請など。	各県の商工会連合会、商工会議所（巻末参照）、または最寄りの商工会
経営改善普及事業	小規模事業者等を対象とした、経営面での問題を中心とした相談窓口の設置や巡回指導。	
エキスパートバンク制度	小規模事業者又は創業予定者に対する専門家の派遣指導。	
中小企業支援ネットワーク強化事業	中小企業支援に関する専門的な知識、能力及び経験を有している「中小企業支援ネットワークアドバイザー」が、支援機関を巡回し、支援機関の相談対応の一環として、中小企業からの高度・専門的な経営課題等に対する直接対応し、必要な場合には、更に専門家の派遣により、中小企業が抱える高度・専門的な経営課題等の解決を図ります。	中部経済産業局産業部中小企業課 TEL:052-951-2748 http://www.chubu.meti.go.jp/chuki/sesaku/nw/nw0401.html
特許等取得活用支援事業（知財総合支援窓口）	都道府県ごとに中小企業等にとって利便性が高い場所に窓口を設置し、支援担当者を配置して次の支援を行う。 ・ 窓口配置する支援担当者が中小企業等の知的財産に関する悩みや課題をその場で解決支援 ・ 高度な専門性を必要とする内容は、専門家を活用して支援担当者と共同して解決支援 ・ 知的財産を有効に活用していない中小企業等を発掘してより多くの中小企業等の知的財産活用を促進	静岡県: (社) 静岡県発明協会 静岡市 TEL:054-251-6000 沼津市 TEL:055-963-1055 浜松市 TEL:053-452-5333 岐阜県: (社) 岐阜県発明協会 TEL:058-370-3550 (財)岐阜県産業経済振興センター TEL:058-278-0613 愛知県: (社) 愛知県発明協会 TEL:052-223-6765 (財)あいち産業振興機構 TEL:052-462-1134 三重県: (財) 三重県産業支援センター TEL:059-271-5780

(各県)

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
岐阜県				
モノづくりセンター事業	窓口相談事業 専門家派遣事業	様々な経営課題の解決を図ろうとする中小企業の方や創業予定の方の相談に、窓口の専門相談員が対応する。又、民間専門家を派遣する(有料)事業や、事業プランなどを委員会が評価する事業	(財)岐阜県産業経済振興センター TEL:058-277-1080	

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
デザインセンター事業	窓口相談事業 専門家派遣事業	デザインに関する様々な経営課題の解決を図ろうとする中小企業の方や創業予定の方の相談に、窓口の専門相談員が対応する。又、民間専門家を派遣する(有料)		
静岡県				
しずおか夢起業支援 (地域プラットフォーム)	創業、新規事業立ち上げに対する総合的な支援(相談・助言等)の実施。	(財)しずおか産業創造機構を中心とした各支援機関が有する人材、経営、情報などの機能を活用した支援。	(財)しずおか産業創造機構 TEL:054-254-4511	
県中小企業支援センターによる支援	中小企業への専門家派遣	中小企業の経営及び技術的課題解決のため、中小企業診断士や技術士等を派遣。	(財)しずおか産業創造機構 TEL:054-273-4434	
ファルマよろず相談窓口の設置	ファルマバレー構想に関連する様々な相談・助言。	健康関連の研究開発や製品化支援、臨床試験、ウエルネス等についての相談に対する総合窓口。	ファルマバレーセンター TEL:055-980-6333	
6次産業化推進相談窓口	6次産業化に関する相談、助言。	事業計画の策定支援。	静岡県経済産業部 マーケティング推進課 TEL:054-221-3653	
愛知県				
窓口相談事業	専門相談員による相談	法律や契約に関する諸問題に関する相談に対応する。	(財)あいち産業振興機構 経営支援部 TEL:052-715-3070	
専門家派遣事業	中小企業への専門家派遣	経営革新に取り組もうとしている中小企業者等を対象に、経営上の課題を解決する。(有料)		
有料ビジネス事業化サポート事業	新事業進出や創業をめざす中小企業者等の事業プランを審査・評価し、経営面、技術面から支援。	多分野の専門家による審査、評価後、高い評価を受けた事業プランは、専門家の派遣を行い事業化を支援。また、機構の広報誌等で紹介。	(財)あいち産業振興機構 新事業支援部 TEL:052-715-3073	
環境経営・環境技術支援事業	環境負荷の低減、ISO14001やエコアクション21の取得など、環境に関する問題について、専門家が企業を訪問しアドバイスをを行う。	費用は無料。愛知県内の企業対象。業種不問。社団法人日本技術士会やエコアクション地域事務局等の協力を得て実施する。	愛知県環境調査センター TEL:052-910-5489	
三重県				
専門家派遣事業	中小企業が抱える課題等を専門家の診断・助言により解消し、経営基盤の確立を図るため専門家を派遣する際の経費の一部助成。	助言に係る費用(謝金、旅費)の1/2を助成。	(財)三重県産業支援センター ものづくり支援課 TEL:059-228-3171	
企業の農業参入サポート	企業の農業参入を促進するため、総合的な相談窓口の設置とともに、農村地域の受入れ体制の整備を図る。	農業参入相談窓口の設置とともに、企業参入コーディネーターを設置し、受け入れる農村地域の調整を図る。	(財)三重県農林水産支援センター 担い手支援課 TEL:0598-48-1226	

■ガイダンス等

制度名	制度の概要	問い合わせ先
創業セミナー	創業にむけて必要なビジネスプラン作成やマーケティング技法の修得を目指したセミナーの開催。	各県の中小企業支援センター等 (巻末参照)

2.融資・税制等

■融資・保証等

制度名	制度の概要	問い合わせ先
中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新」支援	(支援対象) 経営革新に取り組む中小企業者、組合等で、作成した「経営革新計画」が都道府県や国からの承認を受けた者 (支援内容) ・政府系金融機関による低利融資制度 ・信用保証の特例:限度枠の別枠化 ・課税の特例:設備投資減税 ・特許料等の減免措置 ・販路開拓コーディネート事業:新商品等の紹介、取次ぎ	各県中小企業担当課(巻末参照)
下請セーフティネット債務保証 (地域建設業経営強化融資制度)	公共工事請負代金債権を担保に、事業協同組合等が行う転貸融資と建設業振興基金の債務保証を組み合わせることにより、低利で簡易・迅速に融資を受けられる。また、「地域建設業経営強化融資制度」では工事の出来高を超えた未完成部分を含め、融資が受けられる場合もある。	国土交通省総合政策局建設市場整備課 TEL:03-5253-8111(代) 中部地方整備局建政部建設産業課 TEL:052-953-8572 (財)建設業振興基金 業務第一部 TEL:03-5473-4575
小規模企業設備資金貸付制度	創業・経営基盤強化に必要な設備を導入するために必要な設備資金の1/2を無利子で貸付。	各県の中小企業支援センター等(巻末参照) ※三重県を除く
小規模企業設備貸与制度	創業・経営基盤強化に必要な設備を貸与機関が購入し、長期間低利で割賦販売またはリースする。	
政府系金融機関の融資制度	中小企業者が事業に必要な融資を受けることができる。様々な資金ニーズに対応した制度があり、成長・発展のための資金を融資するチャレンジ融資には、創業、再チャレンジのための初期段階の資金や地域資源活用、経営革新、新連携事業、第二創業など新事業展開のための資金などがある。 (チャレンジ融資) ・新規開業資金 ・女性、若者/シニア起業家資金 ・再チャレンジ支援融資(再挑戦支援金) ・新事業活動促進資金 ・新事業育成資金 など (その他の融資) マル経融資(経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる)や、企業再生貸付(企業再建、事業承継に必要な資金の融資)などがある。	(株)日本政策金融公庫 各支店 http://www.jfc.go.jp/
政府系金融機関のセーフティネット貸付	一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる者への融資。 (3種類のセーフティネット貸付) ・経営環境変化対応資金 ・金融環境変化対応資金 ・取引企業倒産対応資金	

制度名	制度の概要	問い合わせ先
政府系金融機関の東日本大震災復興特別貸付	震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者等を対象とした新たな長期・低利の融資制度。	各県の信用保証協会(巻末参照) http://www.zenshinhoren.or.jp/access.htm
信用保証制度	中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証する制度。また使用目的等に応じて各種の特別な信用保証制度も利用できる。 (主な保証制度) ・流動資産担保融資保証制度 ・特定社債保証制度	
予約保証制度	中小企業が将来の緊急的な資金ニーズに対応するため、あらかじめ金融機関及び信用保証協会の審査を受け、将来の保証付き融資の予約を行うことができる制度。	
セーフティネット保証5号	指定対象業種であり、かつ、一時的に売上高が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる中小企業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができる。	各県の信用保証協会(巻末参照) http://www.zenshinhoren.or.jp/access.htm
借換保証	既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換える制度。複数の保証付き融資を一本化することで月々の返済負担軽減が可能となります。但し、8割保証の借入金は、8割保証で借り換える必要がある場合など、保証制度によって借り換えに制約がある。	
東日本大震災復興緊急保証	震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者等が対象。被災中小企業者等が、金融機関から事業の再建又は経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、一般保証、災害関係保証・セーフティネット保証とは別枠で保証を受けることができる。	
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ハイブリッドオフロード車導入事業)	本事業は、低炭素化と低公害化の加速に資するものとして市場投入が始まったハイブリッドオフロード車を新規導入する事業に対して支援。 【支援ポイント】 ・対象事業者 補助対象車の所有者となる民間企業(リース・レンタル事業者含む。) ・補助対象費 補助対象となるハイブリッドオフロード車(ショベル・ローダ及びブォーク・リフト)と、同種の通常型オフロード車の車両本体価格の差額の1/2(1台当たり最大150万円限度) ・公募により選定。	中部地方環境事務所 環境対策課 TEL:052-955-2134
家庭・事業者向けエコリース促進事業	本事業は、低炭素機器をリースによって提供する事業者に対して補助金を交付することにより、リース料の低減を通じ、低炭素機器の普及促進を図る。 【支援ポイント】 環境省が指定したリース事業者に対して、補助対象となる機器のリース料総額の3%を助成。 リース契約時に、補助金全額をリース料低減のために充当。 補助金申請は、リース会社が実施し、リース先の手続きは不要。	

(各県)

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
岐阜県				
経営安定資金 (中小企業資金融資制度)	経営安定に必要な長期事業資金の融資。	融資限度額:6,000万円 (内、運転資金4,000万円) 償還期間:(運転)7年以内、 (設備)10年以内	岐阜県商工労働部 中小企業課 TEL:058-272-1111 (内 3065、3066)	
小規模企業資金 (中小企業資金融資制度)	小規模企業者の経営安定に必要な事業資金の融資。	融資限度額:1,250万円 償還期間:(運転)7年以内、 (設備)10年以内		
産業活性化資金 (中小企業資金融資制度)	産業経済システムの構造変化に対応するため経営資源を活用した新たな事業展開、新分野進出及び国際的事業展開、新商品・デザイン開発をするために必要な事業資金の融資。	融資限度額:10,000万円 (内、運転資金4,000万円) 償還期間:(運転)7年以内 (設備)15年以内		
創業者支援資金 (中小企業資金融資制度)	ベンチャービジネス等を新たに開始しようとする方、あるいは県内での事業歴が1年未満の方の事業運営に関する融資。	融資限度額:10,000万円 (内、運転資金4,000万円) 償還期間:(運転)7年以内 (設備)15年以内		
経済変動対策資金 (中小企業資金融資制度)	経済環境の変化による売上減少や、円相場の急変による業況悪化に対応して経営安定を図るために必要な事業資金の融資。	融資限度額:8,000万円 償還期間:(運転)7年以内、 (設備)10年以内		
返済ゆったり資金 (中小企業資金融資制度)	毎月の返済負担を軽減するための借換資金の融資。	融資限度額:8,000万円 償還期間:10年以内		
関連倒産防止資金 (中小企業資金融資制度)	倒産関連中小企業者等の経営安定に必要な事業資金の融資。	融資限度額:運転4,000万円 償還期間:7年以内	岐阜県商工労働部 中小企業課 TEL:058-272-1111 (内 3065、3066)	
経営合理化資金 (中小企業資金融資制度)	経営の合理化を図るために必要な事業資金の融資。	融資限度額:4,000万円 償還期間:(運転)7年以内、 (設備)10年以内		
ぎふ無担保スピード資金 (中小企業資金融資制度)	迅速に無担保無保証人で行う事業資金の融資	融資限度額:5,000万円 (運転資金、設備資金) 償還期間:(運転)5年以内、 (設備)10年以内		
ぎふ無担保スピード資金 (中小企業資金融資制度)	迅速に無担保無保証人で行う事業資金の融資。	融資限度額:5,000万円 (運転資金、設備資金) 償還期間:(運転)5年以内、 (設備)10年以内	岐阜県商工労働部 中小企業課 TEL:058-272-1111 (内 3065、3066)	
飛騨・美濃じまん 農産物育成支援事業	ぎふクリーン農業をベースとした付加価値の高い農産物づくりに必要な機械・施設の導入に対する助成。	化学合成農薬、化学肥料を削減した作物生産に必要な機械・施設及び生産された農産物の流通販売に必要な機械・施設の導入に対し支援。	岐阜県農政部農業技術課 TEL:058-272-1111 (内 2846)	

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
岐阜県地域活性化ファンド 事業費助成金	県内で開業する創業者、新商品の研究開発や販路開拓を行う中小企業等を対象に、各事業に要する経費の一部を補助。	全12事業のメニューにより支援する。 ①起業支援 ②新技術・新商品可能性調査 ③新連携事業創出支援 ④経営革新 ⑤空き店舗等活用 ⑥新商品開発 ⑦販売力強化 ⑧ブランド構築 ⑨地域ブランドづくりスタートアップ支援 ⑩地域ブランド向上型地域活動支援 ⑪飛騨美濃じまん育成支援 ⑫まちづくり計画策定 助成率：概ね 1/3 以内 ～10/10 以内 助成期間：最長 5 年間 ※事業メニューにより異なる	(財)岐阜県産業経済振興センター TEL:058-277-1083 岐阜県商工労働部 商工政策課 TEL:058-272-1111 (内 3050)	
岐阜県農商工連携ファンド 事業費助成金	新商品の開発や販路開拓を行う中小企業者と農林漁業者との連携体等を対象に、各事業に要する経費の一部を補助。	新商品開発及び販売力強化の事業メニューにより支援する。 助成率：1/2 以内～2/3 以内 助成期間：1～3 年間		
静岡県				
経営改善資金	通常の事業活動に必要な設備資金、運転資金の融資。	融資限度額:5,000 万円 利率:1.9% 保証料:無担保 0.3%～1.3% (有担保は 0.1%割引)	静岡県経済産業部商工金融課 TEL:054-221-2519、2513	
短期経営改善資金	短期の事業活動運転資金の融資(融資期間 5 か月以内)。	融資限度額: 700 万円(企業) 1,500 万円(組合) 利率:1.8% 保証料:無担保 0.3%～1.3% (有担保は 0.1%割引)		
開業パワーアップ支援資金	創業等又は創業等により行う事業に必要な設備資金、運転資金の融資。	融資限度額:2,500 万円(但し条件により 1,000 万円、1,500 万円) 利率:1.5% 保証料:0.65%		
新事業展開支援資金 (新分野貸付)	・新分野進出に必要な設備資金・運転資金の融資。 ・県内事業を縮小せずに行う海外投資に必要な設備資金・出資金の融資	融資限度額:7,000 万円 (海外投資は設備資金、出資金 5,000 万円) 利率:1.6% 保証料:無担保 0.3%～1.3% (有担保は 0.1%割引)	静岡県経済産業部商工金融課 TEL:054-221-2519、2513	
新事業展開支援資金 (少子化対策・障害者雇用支援貸付)	次世代育成支援(少子化対策)及び障害者雇用の推進に取り組む中小企業等に必要な設備資金・運転資金の融資。	融資限度額:7,000 万円 利率:1.6% 保証料:無担保 0.3%～1.3% (有担保は 0.1%割引)		
災害防止対策資金	・事業所等の建替え、改修、設備の補強等、地震対策に必要な設備資金・運転資金の融資 ・BCP(事業継続計画)の策定、実施に必要な設備資金、運転資金の融資	融資限度額:1 億円 利率:16%(耐震補強は 0.9%) 保証料:無担保 0.3%～1.3% (有担保は 0.1%割引)		

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
経済変動対策貸付	一定以上の売上高減少、原油・原材料高の影響で粗利益が減少、金融機関合理化の影響で借入減少等の中小企業等への設備資金、運転資金の融資。	融資限度額:5,000 万円 (震災の影響を受けている場合は 8,000 万円、9 月 30 日まで) 利率:1.4%(経営安定関連保証の場合 1.3%) 保証料:無担保 0.28%～1.2% (有担保は 0.1%割引) (経営安定関連の保険特例利用保証の場合 0.5%又は 0.6%)		
地域密着ビジネス 新事業助成金	健康・福祉、環境保全、教育支援、観光など地域の課題や資源に着目して新製品や新役務を提供する事業の立ち上げに対する支援。	新事業を開始してから 5 年以内の中小企業者又は NPO 法人及び助成終了後 1 年以内に新事業を立ち上げる予定の創業者、中小企業者又は NPO 法人を対象。 助成額:100 万円以内 補助率:2/3 以内	(財)しずおか産業創造機構 TEL:054-254-4511	
地域技術起業化 推進費補助金	技術革新の進展に即応した製品の開発や生産等に利用し起業化を行う中小企業に対する補助金の交付。	開発・研究費、調査費、試作費、市場開拓費等の経費の 1/2 以内を補助(1 研究開発につき 200 万円を限度)	(財)浜松地域テクノポリス 推進機構 TEL:053-489-8111	
環境保全資金貸付金 利子補給制度	環境保全対策を行う中小企業に対する低利な融資の紹介と利子補給(公害防止、環境保全、リサイクル等)	限度額:事業費の 80%以内で、20 万円以上、4,000 万円未満 貸付利率:2.08%、 利子補給:0.18%、 償還:7 年以内 (一部市町では上乗せあり)	静岡県くらし・環境部 環境局生活環境課 TEL:054-221-2205	
設備資金貸付制度	小規模企業者の方が、新規創業及び経営基盤強化に役立つ設備を導入される場合、資金の 1/2 までを無利子で貸付ける制度。	貸付限度額: 50 万～4,000 万円 (設備価格の 50%以内) 返済期間: 7 年以内 貸付利率: 無利子	(財)しずおか産業創造機構 診断設備チーム TEL: 054-273-4431	
設備貸与制度	小規模企業者の方が、新規創業及び経営基盤強化に役立つ設備を導入される場合、企業の方に代わって設備を導入し、割賦販売又はリースを行う制度。	【割賦】 貸与限度額: 100 万～6,000 万円 貸与期間: 7 年以内(据置半年) 損料率: 年 2.5% 保証金: 設備価格の 10% 【リース】 リース限度額: 100 万～6,000 万円 リース期間: 3 年～7 年 リース料率: 月額リース料(月 1.395～2.993%)	静岡県経済産業部商工金融課 経営資金班 TEL:054-221-2972	
中小企業災害対策資金	災害復興に必要な設備資金、運転資金の融資。	融資限度額:5,000 万円 利率:1.6%(激甚災害保証の場合 1.5%) 保証料:無担保 0.3%～1.3% (有担保は 0.1%割引) (激甚災害保証の場合 0.6%)	静岡県経済産業部商工金融課 TEL:054-221-2519、2513	

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
愛知県				
商工業振興資金融資制度 (通常資金/小規模企業資金)	金融機関との取引の薄い小規模の 商工業者(会社、個人、企業組 合、医療法人等)に対し事業上 必要な資金を融資する制度。	融資限度額:5,000 万円/1,250 万円 (申込額を含め協会保証付き融資残高が1,250 万 円以内であること) 融資期間・利率:設備・運転 3 年以内・年 1.6%/年 1.4% 5 年以内・年 1.7%/年 1.5% 7 年以内・年 1.8%/年 1.6%	愛知県産業労働部 中小企業金融課融資グループ TEL:052-954-6333	
愛知県一般事業資金 融資制度	経営基盤の強化を図ろうとする、中 小企業者に対し事業に必要な資 金を融資する制度。	融資限度額: (短期)3,000 万円(協同組合等 5,000 万円) (中期)8,000 万円 (長期)1 億円 融資期間・利率: (短期)運転 1 年以内 金融機関所定 (中期)設備・運転 3 年以内 年 1.7% 5 年以内 年 1.8% (長期)設備・運転 7 年以内 年 1.9% 設備 10 年以内 年 2.0%		
愛知県経済環境適応資金 融資制度 (サポート資金【セーフティ ネット】)	中小企業信用保険法第2条第4項 第1号、第2号、第5号、第6号 の認定を受けた中小企業者	融資限度額:8,000 万円 融資期間・利率:設備・運転 3 年以内 年 1.4% 5 年以内 年 1.5% 7 年以内 年 1.6%		
愛知県経済環境適応資金 融資制度 サポート資金 (経営あんしん)	①最近3か月間の月平均売上高 が、前年同期又は2年前同期の 月平均売上高に比べて3%以上 減少している中小企業者(通常 10%、平成24年3月31日までは 3%) ②県認定倒産企業者に対して売掛 金等の債権が50万円以上ある 中小企業者又は県認定倒産企 業者との取引額が全取引額の 20%以上の中小企業者 ③中小企業信用保険法第2条第4 項第7号及び第8号の認定を受 けた中小企業者	融資限度額:8,000 万円 (③の場合は設備資金も可。) 融資期間・利率: 運転 3 年以内 年 1.5% 5 年以内 年 1.6% 7 年以内 年 1.7%		

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
愛知県経済環境適応資金 融資制度 サポート資金 (経済対策特別)	①最近3か月間の月平均売上高総 利益額(粗利益)(※)が前年同 期又は2年前同期の月平均売上 高総利益額に比べて3%以上減 少している中小企業者 ②東日本大震災の影響を直接的 に又は間接的に受け、直近1ヶ 月の売上高又は売上高総利益 額(以下、「売上高等」)が、前年 同月又は2年前同月の売上高 等に比べて減少している中小企 業者 (※)売上高総利益額＝売上高 －売上原価	融資限度額:1 億円 融資期間・利率:設備・運転 3 年以内 年 1.5% 5 年以内 年 1.6% 7 年以内 年 1.7% 設備 10 年以内 年 1.8%		①は 24 年3 月31 日まで ②は 23 年9 月30 日まで
	円高対応緊急枠	円高の影響を直接的に又は間接 的に受け、直近1ヶ月の売上高又 は売上高総利益(以下、「売上高 等」)が、前年同月又は2年前同月 の売上高等に比べて減少している 中小企業者		23 年9 月30 日まで
愛知県経済環境適応資金 融資制度 サポート資金 (震災復興)	①特定被災地域内の事業者との取 引により、震災後3ヶ月(注3)の売 上高等が前年同期比▲10%以上 減少している中小企業者 ②震災に起因した風評被害によ契 約の解除等の影響により、震災 後3ヶ月(注3)の売上高等が前年 同期比▲15%以上減少している 中小企業者 等 ※1:特定被災区域(政令指定):災 害救助法が適用された市町村等 (岩手県・宮城県・福島県の全域、 青森県・茨城県・栃木県・千葉県・ 新潟県・長野県の一部の市町村)。 ※2:詳細はお問い合わせ下さい。	融資限度額:2 億 8,000 万円 融資期間・利率 設備・運転 3 年以内、年 1.1% 5 年以内、年 1.3% 7 年以内、年 1.4% 設備 10 年以内、年 1.5%		

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
愛知県経済環境適応資金 融資制度 パワーアップ資金 (企業力強化)	①製造業(物品の加工、修理業を含む)又は卸売業を営む中小企業者で輸出品の製造、加工、集荷又は輸入を行う者 ②中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画等の承認を受けた中小企業者 ③新技術の導入や研究開発、先端技術設備の導入を行う中小企業者 ④事業転換を実施する中小企業者 ⑤(財)あいち産業振興機構の有望ビジネス評価委員会で有望な事業と評価を受けた中小企業者 ⑥労働力確保法に基づく改善計画の認定を受け、雇用管理の改善を行う中小企業者 ⑦ワーク・ライフ・バランスの推進を図る中小企業者又は県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けた中小企業者	融資限度額:1億5,000万円 (①の場合は1,500万円) 融資期間・利率 運転(①の場合のみ) 1年以内 年1.5% 設備・運転 5年以内 年1.7% 7年以内 年1.8% 設備 10年以内 年1.9%	(①の場合) 愛知県産業労働部産業立地通商課 TEL:052-954-6356 (②の場合) 愛知県産業労働部地域産業課 繊維産業振興グループ TEL:052-954-6344 (③の場合) 愛知県産業労働部地域産業課 技術振興・調整グループ TEL:052-954-6340 (④の場合) 愛知県産業労働部各課 TEL:052-954-6333(中小企業金融課) (⑤の場合) (財)あいち産業振興機構新事業育成グループ TEL:052-715-3073 (⑥の場合) 愛知県産業労働部労働福祉課 労働相談グループ TEL:052-589-1406 (⑦の場合) 愛知県産業労働部労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ TEL:052-954-6360	
愛知県経済環境適応資金 融資制度 パワーアップ資金 (環境・省エネ)	環境負荷低減設備を導入し、省エネに取り組む中小企業者	融資限度額:1億5,000万円 融資期間・利率 設備・運転 5年以内 年1.7% 7年以内 年1.8% 設備 10年以内 年1.9%	愛知県産業労働部中小企業金融課融資グループ TEL:052-954-6333	
愛知県経済環境適応資金 融資制度 創業等支援資金	①事業を営んでいない個人が同額以上の自己資金を有し、1か月以内に個人でまたは2か月以内に会社を設立し、事業を開始すること ②中小企業者である会社が新たに会社を設立すること ③事業を営んでいない個人が個人または会社で事業を開始後5年を経過していないこと ④会社が設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過していないこと	融資限度額:2,500万円 (ただし、融資対象者②・④の場合は1,500万円。また、新たに開業しようとする個人の場合で1,000万円を超える金額については自己資金の範囲内。) 融資期間・利率: 設備・運転 5年以内・年1.7% 7年以内・年1.8%	愛知県産業労働部 中小企業金融課融資グループ TEL:052-954-6333	

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
愛知県環境対策資金融資	環境対策のための施設整備に必要な資金を融資。	融資限度額:対象経費の90%以内 ・公害防除施設及び地球温暖化対策 5,000万円 ・工場移転 7,000万円 ・低公害車等 3,000万円 (組合は一律6,000万円) 融資期間・利率:7年以内・年1.6% 利子補給:支払利子額の7/10又は7/20補助	愛知県環境部環境政策課 法規・融資・補償グループ TEL:052-954-6209	
名古屋市創業・事業展開 支援資金	名古屋市内でこれから事業を始める法人・個人の方、または、事業を多角化・転換する方に融資する制度	融資限度額:1,000万円以内(但し、必要総資金の70%以内) 返済期間・利率: (運転・設備) 3年以内2.7%、 5年以内2.8%、 (設備)7年以内2.9% 連帯保証人:2名以上	(財)名古屋市 小規模事業金融公社 事業推進室 TEL:052-735-2124	
中小企業新事業活動 促進法による支援	中小企業等が作成した経営革新計画の県の承認に基づく支援。	中小企業信用保険法の特例 政府系金融機関による低利融資制度 愛知県中小企業融資制度等	愛知県産業労働部地域産業課 繊維産業振興グループ TEL:052-954-6344	
産業活力再生 特別措置法による支援	措置法に基づく国及び県の認定に基づく支援。	中小企業信用保険法の特例 小規模企業等設備導入資金助成法の特例 中小企業投資育成株式会社法の特例	愛知県産業労働部地域産業課 窯業・生活産業 グループ TEL:052-954-6345	
名古屋市経営活性化資金	名古屋市内で6か月以上の事業歴のある法人・個人の方に融資する制度	融資限度額:1,200万円以内 返済期間・利率:(運転・設備) 3年以内2.7%、5年以内2.8%、 (設備)7年以内2.9% 連帯保証人:1名以上	(財)名古屋市小規模事業 金融公社 事業推進室 TEL:052-735-2124	
三重県				
小規模事業資金	従業員20人以下の小規模事業者に対する融資。	貸付限度額:1,500万円 貸付期間・利率:(設備)7年以内 (運転)5年以内・年1.75%	三重県農工商工部金融経営室 TEL:059-224-2447	
経営活性化資金	設備の近代化等経営の活性化に対する融資。	貸付限度額:5,000万円 貸付期間・利率:(設備)10年以内 (運転)5年以内・金融機関所定利率		
リフレッシュ資金	経営の安定を図るための融資。	貸付限度額:5,000万円 貸付期間・利率: 7年以内・金融機関所定利率		
創業・再挑戦支援資金	新たな事業を開始する起業家への融資。	貸付限度額:1,000万円 貸付期間・利率:(運転)5年以内 (設備)7年以内・年1.75%		
みえ新産業創造2号 ファンド	有望企業を発掘して、投資を行い育成支援する。	将来株式上場を目指す有望企業を発掘して投資を行い、ベンチャーキャピタルを中心にハンズオンの育成・支援を行う。	(財)三重県産業支援センター ものづくり支援課 TEL:059-228-3171	
セーフティネット資金	経営に支障が生じている特定中小企業者を対象に融資。	貸付限度額:8,000万円 貸付期間・利率:10年以内・金融機関所定利率	三重県農工商工部金融経営室 TEL:059-224-2447	

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
再チャレンジサポート資金	三重県中小企業再生支援協議会による再生支援(第2次対応)により策定された再生計画に基づき、事業の再生を図ろうとする緊急保証認定取得事業者への融資。	貸付限度額:(運転・設備)8,000万円、 貸付期間・利率:10年以内・金融機関所定利率		
経営革新支援資金 (県単独融資制度)	経営革新の認証取得等に対し融資。	貸付限度額:5,000万円 貸付期間・利率:(設備)7年以内 (運転)5年以内・年1.75%		
経営革新資金 (政府系金融機関低利融資制度)	経営革新計画に従って行う事業に必要な設備資金、運転資金について融資。	貸付限度額: 個人法人:設備7億2千万円(うち長期運転資金2億5千万円)、ただし、国民生活金融公庫については設備7千2百万円(うち運転資金4千8百万円) 組 合:14億4千万円～24億円 貸付期間:(設備)原則15年以内、(長期運転)原則5年以内。	中小企業金融公庫 TEL:059-227-0251 商工組合中央金庫 津支店 TEL:059-228-4155 四日市支店 TEL:0593-51-4871 国民生活金融公庫 津店 TEL:059-227-5211 四日市支店 TEL:0593-52-3121 伊勢支店 TEL:0596-24-5191	
小規模企業者等設備資金	設備導入に必要な資金の貸付。	従業員20人以下(商業・サービス業にあっては5人以下)の小規模企業者を対象に、設備導入に要する資金の原則1/2以内を無利子で融資。 ただし、常時使用する従業員が50人以下の中小企業についても、一定の要件の下で、貸付を行う。(貸付枠あり。)	(財)三重県産業支援センター 販路・設備支援課 TEL:059-228-3172	

■ 税 制

制度名	制度の概要	問い合わせ先
エンジェル税制	特定の中小・ベンチャー企業に投資する個人投資家に対する課税の特例措置。	中部経済産業局地域経済部新規事業課 TEL:052-951-2761 :(岐阜県、愛知県、三重県) 関東経済産業局地域経済部新規事業課 TEL:048-600-0276 :(静岡県)
税制面での優遇措置	特別償却による設備投資減税等の優遇措置。	各県の商工部 (巻末参照)

3. 新技術・研究開発

■ 情報提供・交流

制度名	制度の概要	問い合わせ先
新技術活用促進システム(NETIS)	建設事業者が開発した適切な新技術、新工法に関する情報提供や公共事業への活用を進めることで、新技術・新工法を開発した事業者を支援。 (URL)http://www.netis.mlit.go.jp/	国土交通省大臣官房技術調査課 TEL:03-5253-8111(代) 中部地方整備局 TEL:052-953-8119(代)
公設試験研究機関による支援	技術無料相談、依頼試験・分析、受託・共同研究などの実施。	公設試験研究機関 各県の中小企業支援センター等 (巻末参照)

(各県)

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
岐阜県				
技術開発支援事業	研究所における技術支援・技術相談、企業等現場へ職員等を派遣する巡回技術支援事業等の実施。	中小企業に対する技術支援・技術相談を通じて中小企業の技術力向上を促進する。	岐阜県総合企画部研究開発課 TEL:058-272-8090	
新技術・新工法情報	建設事業に関する技術情報を収集・提供する。	県事業において、優秀な新技術・新工法を積極的に採用し、活用していくことを目的に、平成11年度より、民間等から情報を収集し、現場適用性等に関する確認を行っている。	岐阜県県土整備部 技術検査課 TEL:058-272-8519	
静岡県				
研究者情報	研究者データベースReadを利用して、研究者情報等を提供。	公設試験機関研究員の研究テーマ等についての情報を提供。	静岡県経済産業部研究調整課 TEL:054-221-3643	
研究者データベース	(財)しずおか産業創造機構HPを利用して、研究者の情報を提供。	応用分野別及び大学等の機関別に研究者情報についての情報を提供。	(財)しずおか産業創造機構 TEL:054-254-4512	
技術コーディネータ、経営コーディネータによる支援	技術相談、経営相談、大学や県工業技術研究所研究者等への橋渡しなど。	国・県、(財)しずおか産業創造機構の各種支援事業の活用も視野に入れながら、多面的に支援を行う。 (相談料、派遣料とも無料)		
技術指導事業	技術力の不足する中小企業に対し、技術アドバイザーを派遣・指導。	研究開発、特許、加工技術、ISO導入など、専門家のアドバイスが必要な場合、診断士、技術士、SE等の専門家を派遣。	(財)しずおか産業創造機構 TEL:054-273-4430	
静岡県環境ビジネス協議会研究会・勉強会	環境ビジネス協議会参加企業による、ビジネスモデルの研究会開催。	環境関連分野に関する情報交換、技術交流、研究等の促進を図り、新たな製品の創出と既存の環境にやさしい製品・技術等の普及を図る。	(社)静岡県環境資源協会 TEL:054-252-9023 静岡県くらし・環境部環境局 廃棄物リサイクル課 TEL:054-221-2426	

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
愛知県				
新技術情報 (技術移転の相談・斡旋)	新規事業・新産業創出を目的として、国公設試験研究機関・大学等の研究成果を中堅・中小企業に技術移転。	各研究成果を、研究開発や起業化に向けた活用へ促進を図ることにより、新規事業・新産業の創出を目指す。	(財)中部科学技術センター 研究開発推進部 TEL:052-231-3043	
研究開発・技術支援事業	企業の技術開発力向上のための技術支援を実施。	技術的問題の解決、研究開発力の向上を図ろうとする企業等に対し、各試験研究機関による技術相談・指導・依頼試験を行う。	愛知県産業技術研究所 TEL:0566-24-1841 常滑産業技術センター TEL:0569-35-5151 瀬戸産業技術センター TEL:0561-21-2116 食品工業技術センター TEL:052-521-9316 尾張繊維技術センター TEL:0586-45-7871 三河繊維技術センター TEL:0533-59-7146	
モノづくり中小企業 総合技術支援事業	中小企業の生産技術向上、研究開発を支援するために、技術相談や受託研究等を実施。	出向きます技術相談により、きめ細やかな技術指導や依頼試験などを実施するとともに、付加価値の高い技術開発を受託研究により実用化までサポートする。	名古屋工業研究所 技術支援室 TEL:052-661-3161	
農業技術等の情報提供	農業の生産や経営及び環境の保全について技術情報を提供。	作物、園芸、花き、畜産などの生産技術や経営及び環境の保全、機械化の推進やバイオテクノロジーなどの技術開発に関する情報提供。	愛知県農業総合試験場 企画普及部 TEL:0561-62-0085	

■ 助 成

制度名	制度の概要	問い合わせ先
地域イノベーション創出 研究開発事業	新産業・新事業を創出し地域活性化を図るため、地域の大学、公的研究機関等と民間企業が研究体を組織し、最先端の技術シーズをもとに新製品開発を目指す実用化技術の研究開発への支援。期間は2年以内で、委託金額は1年目1億円以内(2年目5,000万円以内)。一般枠のほかに、農林水産業を対象とする研究機関又は民間企業等を含む研究体を対象とする農商工連携枠がある。	中部経済産業局地域経済部産業技術課 TEL:052-951-2774(直) 関東経済産業局地域経済部技術企画課 TEL:048-600-0237(直)

(各 県)

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
静岡県				
地域産業総合支援事業費 補助金	経営革新計画に従って実施する新商品・新技術等開発、販路開拓事業の一部を助成。	○新商品・新技術等開発 助成額：500万円以内 補助率：1/2以内 ○販路開拓事業 助成額：200万円以内 補助率：1/2以内	静岡県経済産業部経営支援課 TEL:054-221-2526	
産学官連携研究開発 助成金	中小企業者が、新技術・新製品等の実用化を目的とした研究開発を大学、県公設試験研究機関等と連携して行う事業に対して助成。	助成額:1,000万円以内 補助率:10/10	(財)しずおか産業創造機構 TEL:054-254-4512	
中小企業研究開発助成金	中小企業者が、技術力向上を図るため新技術・新製品等の研究開発を行う事業に対して助成。	助成額:500万円以内 補助率:2/3		

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
創業者研究開発助成金	創業者が、技術力向上を図るため新技術・新製品等の研究開発を行う事業に対して助成。	創業5年未満、又は新たに事業を起こそうとする者を対象 助成額:200万円以内 補助率:2/3		
静岡新産業集積クラスター 研究開発助成金	中小企業者が、静岡新産業集積クラスターの形成促進に資するもので、知的クラスター創成事業や都市エリア産学官連携促進事業など公的資金を活用した研究による成果の実用化・事業化を目的とした研究開発を行う事業又は関連技術分野において実用化・事業化を目的とした研究開発を行う事業に対して助成。	助成額:500万円以内 補助率:2/3		
試作・実証試験助成事業	環境、医療・福祉分野をはじめとする成長分野における製品化へ向けた試作、実証試験に対する助成。	助成額：200万円以内 補助率：10/10		
しずおか農商工連携基金 助成事業	中小企業者と農林漁業者が連携して行う、新商品の開発・販路開拓・省エネ等への取組に対して助成。	助成率：助成対象経費の2/3以内 (200万円を限度)		
静岡新産業集積クラスター 事業化推進助成事業	県内の3クラスター(ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フォトシバレー)における研究開発の成果を活用して事業化を図るコンソーシアム(共同事業体)に助成。	助成事業終了後、1年以内で事業化の見込みがあること 助成額:3,000万円以内(初年度) 1,500万円以内(2年度) 補助率:2/3以内		
食品等開発助成事業 (高付加価値型食品等開発 推進事業)	中小企業者等の食品、化成品(食品素材を使用した場合のみ)、食品加工機械分野での製品化に向けた試作品開発・実証試験に助成。	助成額:100万円以内 補助率:1/2以内	(財)しずおか産業創造機構 フーズ・サイエンスセンター TEL:054-254-4513	
愛知県				
ベンチャー研究開発工房	新製品・新技術の開発を支援するための試験研究機器を整備し、企業に貸付。(有料)	中小企業者のものづくり技術を活かし、医療・福祉分野の新技術・新製品の開発を支援。設備機器の開放、研修、技術指導、共同研究等を行う。	愛知県産業技術研究所 TEL:0566-24-1841	
愛知県中小企業新事業化 技術開発推進費補助金	新事業展開のための試作・開発又は新エネルギー実証研究を目的とする事業に対する経費の一部を助成	補助額:500～5,000千円 補助率:1/2以内	愛知県産業労働部地域産業課 技術振興・調整グループ TEL:052-954-6340	
愛知県知的財産 活用促進事業費補助金	自らが出願した特許、又は他者が出願した未利用特許、又は愛知県産業技術研究所が開発した技術を活用した初期段階の研究開発に要する経費の一部を助成。	補助額:500～2,500千円 補助率:1/2以内		
愛知県経済環境適応資金 融資制度 (企業活性化—新技術導入・研究開発) (再掲)	新技術・新製品の開発、事業化や先端技術設備を導入する中小企業者に対し、必要な資金を融資する制度。	融資限度額:1億5,000万円 融資期間・利率:(平成22年4月1日現在 設備・運転 5年以内・年1.7% 7年以内・年1.8% 設備10年以内・年1.9%	愛知県産業労働部地域産業課 技術振興・調整グループ TEL:052-954-6339	

4. 雇用・人材育成

■人材確保

制度名	制度の概要	問い合わせ先
労働移動支援助成金	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者や、定年等により離職が予定されている高齢者等のうち、再就職を希望する方に対して、在職中に求職活動のための休暇(有給)を付与したり、再就職に係る支援を職業紹介事業者に委託し、再就職が一定期間内に実現した場合に、その費用の一部を助成。	厚生労働省各県労働局(巻末参照) 及び事業所所在地管轄の公共職業安定所
特定求職者雇用開発助成金	高齢者、障がい者、母子家庭の母等の就職が特に困難な方を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に、その賃金の一部を助成。	
試行雇用奨励金 (トライアル雇用奨励金)	職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者を、ハローワーク等の紹介により、原則3か月間試行雇用した場合に奨励金を支給。	
雇用調整助成金 (中小企業緊急雇用安定助成金)	景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合に、その賃金等の一部を助成。	
地域雇用開発助成金 (地域求職者雇用奨励金)	雇用機会が特に不足している地域等において、300万円以上の事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、当該地域に居住する求職者等を3人(創業については2人)以上雇い入れた場合に一定額を助成。	
中小企業基盤人材確保助成金	新分野進出等(創業・異業種進出)に伴い、基盤となる労働者を雇い入れる中小企業事業主に対して、賃金の一部を助成。	(独)雇用・能力開発機構各県センター TEL:0570-001154
建設雇用改善推進助成金 (事業主)	中小建設事業主が、建設労働者の雇用改善のための計画を作成し、当該計画に従って、雇用改善の取り組みを実施した場合、経費及び賃金の一部を助成。	
建設雇用改善推進助成金 (事業主団体)	建設業の事業主団体が、構成員である建設事業主若しくは傘下団体を対象に、雇用改善推進事業(建設労働者の募集・雇用等についての援助事業、技能向上事業、人材育成支援事業等)を実施する場合、経費の一部を助成。雇用管理研修等の実施に掛かる経費も助成対象になる。	
訓練生求職情報提供システム(Ability 人材 Station)	インターネットを活用した訓練修了生の求職情報の提供。 (URL) http://jinzai.ehdo.go.jp/	

(各県)

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
岐阜県				
人材チャレンジセンター事業	県内企業の人材確保支援。	職業相談から職業紹介に至る、就業に関するサービスをワンストップで提供し、県内企業への就職を促進。	岐阜人材チャレンジセンター TEL:058-278-1149	
静岡県				
職業能力開発総合推進事業費	テクノカレッジにおいて、若年者コース訓練、離転職者訓練、在職者訓練を実施。	浜松テクノカレッジの建築科(訓練期間1年、定員20名)において若年者を対象に職業訓練を行う。また、沼津、清水、浜松の県内3か所のテクノカレッジにおいて、離転職者、在職者を対象にした建設産業関連の職業訓練を行う。	静岡県経済産業部職業能力開発課 TEL:054-221-2821	
インターネット雇用情報提供事業 「ホームページ／しずおか就職情報」	県内に就職を希望する学生等への情報提供、及び県内企業に対する情報提供を行う。	県内へ就職を希望する学生や社会人等に対し、各種就職関連情報を提供する。 ・企業採用情報の提供 ・就職希望Uターン社会人、就職希望学生の登録と情報提供 ・就職関連イベント情報提供	静岡県経済産業部雇用推進課 TEL:054-221-2811	
『働きながら資格をとる』 介護職員雇用支援事業	介護保険施設等が失業者を雇用し、雇用された方は働きながらホームヘルパー2級等の資格を取得する。	介護保険施設等に対し、失業者の雇用経費と資格取得に要する経費を支援する。 雇用された方は、基本的に自己負担なしで、資格取得できる。 ・雇用期間…1年以内	静岡県健康福祉部介護保険課 TEL:054-221-2312	
未就労者介護職場定着支援事業	介護保険施設等が失業者を雇用し、継続的な雇用につなげるための取組を行う。	継続的な雇用につなげるため、次の取組を行う介護保険施設等に対し、新規雇用から3か月間の雇用経費を支援。 ・初任者研修の実施 ・段階的な夜間勤務等の実施 ・相談体制の整備	静岡県民間在宅福祉サービス事業者協議会 TEL:054-202-3432	

■人材育成

制度名	制度の概要	問い合わせ先
キャリア形成促進助成金	企業内における労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、従業員を対象に、専門的な知識・技能を習得させることを内容とする職業訓練等を受けさせる事業主に対して、賃金や経費の一部を助成。	(独)雇用・能力開発機構各県センター (巻末参照)
キャリア形成支援相談	求職者、在職者に対するアドバイザーによるキャリア相談。	
中小企業雇用創出等 能力開発助成金	個別中小事業者や事業協同組合の構成中小企業者が、改善計画に基づき、職業訓練を行った場合、その賃金・経費の一部を助成。	
建設教育訓練助成金	中小建設事業主等が各種教育訓練を実施する場合の経費の一部、またはその雇用する建設労働者に有給で受講させた場合の賃金の一部を助成。	
建設雇用改善推進助成金 (事業主)	中小建設事業主が、建設労働者の雇用改善のための計画を作成し、当該計画に従って、雇用改善の取り組みを実施した場合、経費及び賃金の一部を助成。	

(各県)

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
岐阜県				
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 特別管理産業廃棄物責任者に関する講習会	「廃棄物処理法」に基づき、産業廃棄物等の許可を新たに受けようとする人を対象に、必要な専門的知識や技能の取得のための研修。 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得しようとする人を対象に必要な専門的知識や技能の取得のための研修。	講習会の受講案内、「受講の手引き」の配布 講習会の受講案内、「受講の手引き」の配布	(社)岐阜県産業環境保全協会 TEL:058-272-9293	
起業家育成支援事業	起業家を対象に、基礎知識や経営ノウハウの習得を目的とする講座開催。	県内8商工会議所において、創業段階に必要な知識等修得のための公開講座を開催。	(財)岐阜県産業経済振興センター TEL:058-277-1083	
ぎふ起業家育成塾	起業を目指す方を対象にした実践的な研修。	創業段階に必要な知識習得のための研修会を実施		
就農支援研修	就農希望者の多様なニーズに対応できる各種就農支援研修を行い、就農に向けた支援を実施。	ステップ1(基礎)→ステップ6(実践)までの各種段階に応じた研修	岐阜県農政部農業振興課 TEL:058-272-8421	
農業で夢再発見研修	就農に意欲をもつ者に対して必要な技術を実習形式で研修を実施。	農業大学校において、講義や実習により富農技術や就農準備に必要な知識等を修得 【対象者】10名／回×2回 離職者や定年退職者などで就農を希望する者 【研修期間】 第1回:4～7月 第2回:9～1月		
企業との協働による森づくり	森林づくりに参加意欲のある企業に対する県の支援	社会貢献活動や社員の研修・環境教育等を目的に森林づくりを取り組もうとする企業づくりの助言、活動の技術支援等を行う。	岐阜県林政部林政課 TEL:058-272-8470	
中小企業技術者研修	中小企業の技術者に対する「中小企業技術者研修」の実施	中小企業の技術力、研究開発能力の底上げを促進する。	岐阜県総合企画部 研究開発課 TEL:058-272-8090	
静岡県				
ビジネスリーダー育成(中小企業大学)講座	経営者、経営後継者などを対象とした人材育成の講座実施。	経営分析や経営ビジョンの構築など企業経営に必要な研修を実施。	(財)しずおか産業創造機構 TEL:054-273-4434	
医療・健康関連人材育成事業 ・MOT(技術経営)講座	医療・健康関連産業分野での起業、2次創業を支援する人材育成の講座実施。	中小企業の経営者、管理職、研究開発リーダーを対象に、技術を重要な経営資源としてマネジメントするための研修を実施。	ファルマバレーセンター TEL:055-980-6333	
職業能力開発総合推進事業費(再掲)	テクノカレッジにおいて、若年者コース訓練、離転職者訓練、在職者訓練を実施。	浜松テクノカレッジの建築科(訓練期間1年、定員20名)において若年者を対象に職業訓練を行う。 また、沼津、清水、浜松の県内3か所のテクノカレッジにおいて、離転職者、在職者を対象にした建設産業関連の職業訓練を行う。	静岡県経済産業部職業能力開発課 TEL:054-221-2821	
認定訓練事業費助成	認定職業訓練を実施する中小企業事業主等に対し、運営費、施設・設備の整備費を助成。	建設関連等の認定職業訓練校に助成を行う。	静岡県経済産業部職業能力開発課 TEL:054-221-2954	

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
静岡県技能マイスター事業	優秀な技能を有し、技能伝承のために後進の指導・育成に尽力している技能者を「静岡県技能マイスター」に認定し活用。	学校における出前講座、ものづくりを志す若年者を指導するマイスター道場、イベント等での実演を行う。	静岡県経済産業部職業能力開発課 TEL:054-221-2823	
技能五輪選手育成事業費助成	技能五輪全国大会・アビリンピック全国大会・技能五輪国際大会等の選手育成・強化費を企業・団体等に助成。	技能五輪全国大会・アビリンピック全国大会・技能五輪国際大会等の選手育成・訓練に取り組む企業・団体等に材料費等の助成を行う。	静岡県経済産業部職業能力開発課 TEL:054-221-2823	
愛知県				
中小企業人材育成(技術者研修・研究者育成研修)	中小企業の技術者、研究者育成を目的とした研修を実施。		名古屋市工業研究所 技術支援室 TEL:052-661-3161	
(独)中小企業基盤整備機構 中部支部人材支援部研修	中小企業の人材を育成。	中小企業等の活力ある人材を育成するため、地域のニーズや産業特性に対応した高度、かつ実践的な研修を実施。	(独)中小企業基盤整備機構 中部支部人材支援部 TEL:0561-48-3400	
能力開発セミナー	技術革新に対応した短期集中セミナーを開講。	種々の訓練用機器と多数の講師により、多くのセミナーを実施し、専門的な知識や高度な技能・技術の習得による職業能力開発を図る。	中部職業能力開発促進センター (ポリテクセンター中部) TEL:0568-79-0555	
農業機械研修	トラクタ等の免許の取得のための、機械作業の練習と知識の修得。	免許の取得、実際の機械作業の練習と農業機械の構造や点検・整備等を修得するための研修を実施。	愛知県立農業大学校 TEL:0564-51-1601	
技術者育成研修	中小企業の技術者を対象に、技術の向上を目的とした研修、講習会の実施。	産業用ロボット作業者の安全教育、モノづくり産業の為に必要な生産管理、設計図面、機械材料、知財等の講習会、研修の開催。	(財)名古屋市工業技術振興協会事業企画部 TEL:052-654-1653	

５．経営基盤の強化

■連携・共同化

制度名	制度の概要	問い合わせ先
高度化事業	都道府県（又は中小企業基盤整備機構）から、中小企業者が共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む場合に必要となる設備資金を、事業計画に対するアドバイスを受けたうえで、長期・低利（又は無利子）で貸付けを受けられる。	各県中小企業担当課（巻末参照） （特）中小企業基盤整備機構 地域経済振興部地域経済振興課 TEL:03-5470-1528
建設業安定化債務保証（企業連携推進のための債務保証）	合併・協業化等の企業連携の推進に必要な運転資金、または設備資金を事業協同組合等が構成員に転貸融資する場合に行う債務保証。保証料率・保証限度額の面で優遇される。	（財）建設業振興基金 業務第一部 TEL:03-5473-4575

（各県）

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
岐阜県				
岐阜県自然工法管理士認定制度	公共事業等に携わる技術者等を対象に、健全で良質な自然環境を保護・保全する必要性を理解した人材の育成。	岐阜県入札参加資格者名簿（土木工事業）に登録する際に、主観点数評価として加点される。	岐阜県県土整備部技術検査課 TEL:058-272-8513	
岐阜県リサイクル認定製品認定制度	県内で発生する循環資源を利用して、県内で製造されるリサイクル製品を認定し、消費拡大を目指す事業。	ホームページ、パンフレット、カタログ、イベントへの出展により製品PRを行う。	岐阜県環境生活部廃棄物対策課 TEL:058-272-8214	
岐阜県緑の博士（グリーンドクター）認定制度	植物に関する多様な知識や技術を兼ね備えた技術者を養成し、認定する制度	岐阜県入札参加資格者名簿（土木工事業）に登録する際に、主観点数評価として加点される。	岐阜県林政部林政課 TEL:058-272-8472 （内 3031）	
組織化支援	セミナー、相談会の開催、マッチング事業、専門家派遣による支援。	協業化、組織化を支援するためのセミナー、相談会の開催、企業マッチング、専門家派遣など。	岐阜県中小企業団体中央会 TEL:058-277-1100	
経営力向上セミナー	経営力に優れた建設業者を育成支援するセミナーを実施。	自社の経営状況を見直し、コスト削減等による経営の合理化、企業連携や新分野進出等による経営多角化へ向けた実践を促進するためのセミナーを開催。	（財）岐阜県建設研究センター TEL:058-277-1057	
技術力向上セミナー	技術力に優れた建設業者を育成支援するセミナーを実施。	公共事業の品質確保に向けた施工力の向上や優秀な技能の習得、継承等に向けた人材育成を図るためのセミナーを開催。		
建築雇用改善優良事業所表彰	建設労働者の雇用の改善について、優良な事業所に対し知事表彰を実施	建設雇用改善を積極的に推進し、建設労働者の雇用の改善を図る。	岐阜県商工労働部 労働雇用課 TEL:058-272-1111 （内 3125）	
静岡県				
しずおか夢起業プラザ	ベンチャー企業とベンチャーキャピタル等との出会いの場の設定。	技術提携や販路開拓、資金調達を希望するベンチャー企業によるプレゼンテーションの実施。	（財）しずおか産業創造機構 TEL:054-254-4511	

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
しずおかスタートアップオフィス	創業準備者や新規事業を計画している中小企業等にオフィスやスペース等を提供し、関係支援機関が適時適切な支援を実施。	創業者や新規事業を計画している中小企業等がオフィスに入居することで、関係支援機関が適時適切な支援を実施。	静岡県経済産業部商工振興課 TEL:054-221-2990	
インキュベートセンター	県内３箇所のインキュベート施設を、研究開発型企業等の事業用スペースとして提供。	創業者や創業間もない中小企業に対し、低廉な事業スペースを提供するとともに、経営診断・指導、技術支援などで、企業のスタートアップを支援。	静岡県経済産業部商工振興課 TEL:054-254-4511	
インキュベータ総合支援事業	県内の公的インキュベート施設や公的 SOHO 支援施設入居者に対する、技術・経営面等の専門的助言。	入居者が抱える経営、技術、資金などの課題に対し、中小企業診断士、弁護士、税理士などの外部専門家が助言、指導を実施。	（財）しずおか産業創造機構 TEL:054-254-4511	
ビジネスパークしずおか	県内企業及び各種支援制度を掲載したデータベースを公開。	ビジネスマッチング機能に重点を置き、「ものづくり企業」・「IT 企業」の企業情報や受注・発注品情報等を掲載。	（財）しずおか産業創造機構 TEL:054-273-4434	
WAZA おこし事業	学齢期から、ものづくりの技術・技能の大切さへの理解を深めるためのイベント等（WAZA フェスタ、WAZA チャレンジ教室）の開催。	・WAZA フェスタ 技能競技大会、ものづくり体験、実演・展示・販売 ・WAZA チャレンジ教室 小中特別支援学校生徒へのものづくり指導	静岡県経済産業部職業能力開発課 TEL:054-221-2954	
異業種連携促進助成金	複数の事業者が、異なる事業分野で蓄積したノウハウ・技術等の経営資源を持ち合い、連携して新商品・新役務の開発や販路開拓を実施する事業への助成。	連携の中心となる中小企業者が対象。 助成額：1,000 万円以内 補助率：2/3 以内 期間：2 年以内	（財）しずおか産業創造機構 TEL:054-254-4512	
愛知県				
名古屋ビジネスインキュベータ白金（nabi/白金）	研究開発型中小企業の新しい事業展開、起業化を支援するためのオフィス型企業育成支援施設。	入居企業には、名古屋市から賃借料の補助がある他、国、県、市等の支援機関と連携して様々な経営支援・開発支援を実施する。	（財）名古屋市工業技術振興協会 管理部支援課 TEL:052-654-1673	
資源循環情報データベース	県が産業廃棄物の情報を収集・提供することで廃棄物の再資源化・減量化を促進。	事業所から発生する産業廃棄物の中には、他の事業所で有効利用できるものもあるため、利用できる産業廃棄物を排出する方、及び利用する方の情報を県が収集し、情報を提供する。	あいち資源循環推進センター（愛知県環境部資源循環推進課） TEL:052-954-6233	
異業種交流（テクノプラザナゴヤ）	定例交流会、見学会、合同事業などを開催し、技術提携や新製品開発を支援。	中小製造業による交流グループを結成し、交流会・見学会・合同事業等を通じ、新技術の開発など新たな技術展開を推進。	（財）名古屋市工業技術振興協会 技術部情報交流課 TEL:052-654-1683	
名古屋ビジネスインキュベータ金山（nabi/金山）	ソフトウェア開発型中小企業の新しい事業展開、起業化を支援するためのオフィス型企業育成支援施設。	入居企業には、名古屋市から賃借料の補助がある他、国、県、市等の支援機関と連携して様々な経営支援・開発支援を実施する。	（財）名古屋市工業技術振興協会 管理部支援課 TEL:052-654-1673	
三重県				
中小企業高度化資金	中小企業者等の高度化事業の実施にあたり、資金の貸付、診断助言を行う。	中小企業者が組合等を設立し、共同して経営基盤の強化を図るために工場団地、卸団地、ショッピングセンター等を建設する事業等に対して貸付を行う。	三重県農工商工部金融経営室 TEL:059-224-2447	
専門家派遣事業（再掲）	中小企業が抱える課題等を専門家の診断・助言により解消し、経営基盤の確立を図るため、専門家を派遣する際の経費の一部助成。	助言に係る費用（謝金、旅費）の1/2 を助成。	（財）三重県産業支援センター ものづくり支援課 TEL:059-228-3171	

■販路拡大・交流会

制度名	制度の概要	問い合わせ先
中小企業地域資源活用プログラム	各地域の「強み」である地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源)を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化を総合的に支援。 (地域資源活用売れる商品づくり支援事業)(計画認定の必要有り) 地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源)を活用した新規性の高い新商品・新サービスの開発・販売などに組み、中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者・組合等が行う、試作品開発、デザイン改良、展示会出展等に係る経費の一部を補助。 ・補助率:2/3 以内、補助金下限:100 万円	中部経済産業局産業部経営支援課 TEL:052-951-0521 関東経済産業局産業部経営支援課 TEL:048-600-0332

(各県)

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
静岡県				
ふじのくに 販路開拓支援展 2010	県内で成果を出している企業や意欲あるベンチャー企業等の販路開拓、新事業育成を目的とした展示会の開催。	個別商談の機会提供、新技術等の展示、研究成果発表、ビジネスプランのプレゼン、交流会等の開催。	(財)しずおか産業創造機構 TEL:054-273-4434	
はままつメッセ	新たに開発された技術や製品の展示会の開催。	新技術・新製品の展示会。	(財)浜松地域テクノポリス推進機構 TEL:053-489-8111	
エコマート静岡	インターネット上で、提供したい環境情報と求める情報とのマッチングを実施。	環境ビジネス関連情報を集約化し、また事業者等が持つ環境技術や製品の情報等を提供し、事業者間のコミュニケーションを活性化させる。	(社)静岡県環境資源協会 TEL:054-252-9023 静岡県くらし・環境部廃棄物リサイクル課 TEL:054-221-2426	
ファルマバレー 民産学官の交流会	医療・健康関連の、民産学官の各種交流会を開催。	医療現場における課題やニーズを基に研究・開発テーマを探り、患者の視点に立った医薬品や医療機器の開発等の促進を目的とした、民産学官の各種交流会の実施。	ファルマバレーセンター TEL:055-980-6333	
首都圏販路開拓コーディネータープログラム	新規製品や新サービスを開発したベンチャー企業等に、専門家が製品改良や販売戦略の指導を行い、首都圏での販路開拓を支援する。	首都圏で活躍するプロの独立営業マンであるセールスレップ等を活用して、新規取引先候補との商談を実現。	(財)しずおか産業創造機構 TEL:054-254-4511	

■IT支援

制度名	制度の概要	問い合わせ先
産業競争力のための情報基盤強化税制	高度な情報セキュリティを確保するため、OS 及びサーバー、データベース管理ソフトウェア、連携ソフトウェア、ファイアーウォールを導入する場合、税制の特別措置が受けられる。	中部経済産業局情報政策課 TEL:052-951-0560 関東経済産業局情報政策課 TEL:048-600-0280

(各県)

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
岐阜県				
中小企業情報化支援事業	県内中小企業の IT 活用を促進し企業競争力の向上を支援。	連携セミナー実施支援、IT 経営相談対応。	(財)ソフトピアジャパン 経営支援担当 TEL:0584-77-1177	
IT 研修	業務の効率化、現場担当者の負担軽減のため実務を含めた IT 研修を行う。	CAD や CALS など IT に関する基礎能力の向上を図るなど建設産業の IT 化を促進するための研修会を開催。	(財)岐阜県建設研究センター TEL:058-277-1057	
静岡県				
売れる仕組みづくり実践講座	中小企業経営者などを対象とした経営へのマーケティング手法活用の講座開催。	自社分析を進め、自社の目指すべき経営モデルの確立を図ろうとする中小企業のための実践講座を開催。	(財)しずおか産業創造機構 TEL:054-254-4511	
愛知県				
セミナー(IT)	初心者向けから上級者向けまでさまざまな IT 研修及び経営者研修・経営コンサルを実施。	IT 活用のための知識および技術を習得。IT 活用による経営改革・業務改革を支援。	(株)名古屋ソフトウェアセンター TEL:052-883-1200	

6. 新事業・新分野進出

■新事業（全般）

制度名	制度の概要	問い合わせ先
新連携対策事業	事業分野を異にする2以上の中小企業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて新たな事業活動を行う事業、及び、同事業を行う連携体を構築するための事業を支援。 ●事業化・市場化支援事業 ※中小企業新事業活動促進法に基づき異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた者 ・補助金額:2,500万円以内(試作・実験費を伴う場合は3,000万円以内)(補助率:2/3以内)	中部経済産業局 経営支援課 TEL:052-951-0521 http://www.chubu.meti.go.jp/keiei/sesaku/shinrenkei.htm 関東経済産業局 新規事業課 TEL:048-600-0394 http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chusho/20070109sinrenkeikoubou.html
農商工連携事業	中小企業者や農林漁業者が一次、二次、三次の産業の壁を超えて有機的に連携し、お互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を支援。 ●事業化・市場化支援事業 ※中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法に基づき農商工等連携支援事業計画の認定を受けた者 ・補助金額:2,500万円以内(試作・実験費を伴う場合は3,000万円以内)(補助率:2/3以内)	中部経済産業局 経営支援課 TEL:052-951-0521 http://www.chubu.meti.go.jp/keiei/sesaku/shinrenkei.htm 関東経済産業局 経営支援課 TEL:048-600-0332 http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chikishigen/noushukou/index_noushoukourenkei.html

■農林水産

制度名	制度の概要	問い合わせ先
農業近代化資金	農業経営の改善のため、農業用施設(建物・機械・家畜等)の整備拡充などにより、農業経営の近代化を目指す意欲と能力のある農業の担い手を応援する資金を貸付。	農協、指定銀行等の融資機関、市町村の農業担当窓口、農業改良普及指導センター等
農業改良資金	創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジすることを支援するための無利子資金を貸付け。	農協(巻末参照)、各県農業改良普及指導センター等
日本政策金融公庫資金 (1)経営体育成強化資金 (2)農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	経営改善のための一般的な長期資金。認定農業者は農業経営基盤強化資金、それ以外の農業者は経営体育成強化資金が対象となる。	(株)日本政策金融公庫の各支店(巻末参照) 農協または各県農業改良普及指導センター
日本政策金融公庫資金 (1)特別振興資金	新技術の導入など先進的な経営を目指す事業、地域の中核的役割を担う事業、地域活性化につながる事業等に対する支援。	
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	認定農業者の経営改善計画の達成を資金面で支援。肥料や飼料等の購入のための短期運転資金を低利で融資。	
農業信用保証保険制度	農業協同組合等の融資機関が行う農業者等に対する貸付について債務保証。	

制度名	制度の概要	問い合わせ先
農業法人等に対する出資と融資の一体的提供を行うための体制整備	建設業者など農外からの新規参入を含む新設の農業法人については、「アグリビジネス投資有成株式会社」による投資有成事業を利用することが可能。	農林水産省経営局金融調整課 TEL:03-3502-8111(代) アグリビジネス投資有成株式会社 TEL:03-5283-6688(代) および(株)日本政策金融公庫、 農林中央金庫、日本農業法人協会
林業関係の金融制度	林業経営の改善や林業労働者の確保のための資金貸付等。 (1)林業経営育成資金(生産方式合理化資金) 林業機械リース料一括前払い、研修、経営コンサルタント等のための資金を貸付。 (2)木材産業等高度化推進資金制度: 木材の生産又は流通を担う事業者がその行う事業の合理化を推進するのに必要な資金を低利で融通。	(1)(株)日本政策金融公庫の各支店 (2)(独)農林漁業信用基金 林業部門 TEL:03-3294-5585
漁業関係の金融制度	漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化、安全確保や生活支援のための資金貸付。 (1)漁業経営改善支援資金(経営改善): 改善計画の認定を受けた個人、法人、組合等を対象に、超長期の漁船、施設、長期運転資金等の資金貸付。 (2)漁業近代化資金: 漁協等が窓口となり、国や自治体が利子補給等を行う漁船、漁具、養殖施設等の資金貸付。 (3)沿岸漁業改善資金: 沿岸漁業従事者等が自主的にその経営・生活の改善等に取り組むために都道府県が融資する無利子資金。	(1)(株)日本政策金融公庫の各支店 (巻末参照) (2)各県の信用漁業協同組合連合会 (巻末参照) (3)各県の信用漁業協同組合連合会 (巻末参照)
農林業等就職促進支援事業	農林漁業で働いてみようという意欲をもつ失業者等の様々な希望や能力等に応え、農林漁業等に関する各種の情報提供機能を強化。	ハローワーク「農林漁業就職支援コーナー」 ハローワーク岐阜 TEL:058-247-3211 ハローワーク静岡 TEL:054-238-8601 ハローワーク名古屋中 TEL:052-582-8171 ハローワーク津 TEL:059-228-9161
全国新規就農相談センターによる情報の収集・提供	農業を始める者に対し、求人・求職情報提供、相談、セミナー、交流会を実施。	各県の農業公社等(巻末参照) 各県の農業会議(巻末参照)
農業法人育成支援事業	法人の設立・運営・発展の各段階に応じた研修や指導、ファームオフィス支援、及び法人の育成の推進。	(社)日本農業法人協会 TEL:03-5156-0365

(各県)

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
岐阜県				
飛騨・美濃じまん 農産物育成支援事業 (再掲)	ぎふクリーン農業をベースとした付加価値の高い農産物づくりに必要な機械・施設の導入に対する助成。	化学合成農業、化学肥料を削減した作物生産に必要な機械・施設、及び生産された農産物の流通販売に必要な、機械・施設の導入に対し支援。	岐阜県農政部農業技術課 TEL:058-272-1111 (内 2846)	
静岡県				
地域バイオマス利活用 交付金	バイオマス総合利用計画の策定、バイオマス利用に関する調査・試験、システム構築、実証等に対する支援。	地域におけるバイオマスの総合的利活用システムの構築に必要な取組への支援。 補助:経費の1/2以内	静岡県経済産業部研究調整課 TEL:054-221-3643	

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
農林水産業研究開発助成金	中小企業者又は農林水産業者が、農林水産業の技術力向上を図るため、新技術・新製品等の研究開発を行う事業に対して助成	農林水産業者・グループ、農林水産業団体・連合会、農林水産業に関する中小企業を対象。 助成額:5,000 千円以内 補助率:2/3	(財)しずおか産業創造機構 TEL:054-254-4512	
森の力再生事業	荒廃している森林を再生するため、森林整備に関する費用を助成。	整備者になるためには資格要件が必要。整備者は森林所有者と委託契約を締結し、県に計画書を提出する。整備者、所有者、県は三者協定を締結する。 補助率:10/10 以内	静岡県経済産業部森林計画課 TEL:054-221-2613	
愛知県				
農業技術等の情報提供(再掲)	農業の生産や経営及び環境の保全について技術情報を提供。	作物、園芸、花き、畜産などの生産技術や経営及び環境の保全、機械化の推進やバイオテクノロジーなどの技術開発に関する情報提供。	愛知県農業総合試験場 企画普及部 TEL:0561-62-0085	
三重県				
みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金	地域の多様な主体の地域特有の資源を有効に活用した商品づくりやサービスの提供を行う取組や地域の課題を解決するための取組を新たにビジネスの手法によって取り組む場合に助成する。	地域資源を有効活用した取組や地域の課題解決のための取組に要する経費の一部を助成 補助率:2/3 以内 補助金限度額:50 万円以上 200 万円以内	(財) 三重県産業支援センター 地域産業創造課 TEL:059-228-3585	
みえ農商工連携推進ファンド助成金	農林漁業者と中小企業者の連携によるお互いの経営資源を活用した新商品・新サービスの開発の取組や農商工連携体を支援する取組に対し助成する。	新商品・新サービス開発支援事業や農商工連携体支援事業に要する経費の一部を助成 補助率:新商品・新サービス開発支援事業 2/3 以内 農商工連携体支援事業 10/10 以内 限度額:新商品・新サービス開発支援事業 50 万円以上 400 万円(産学官共同研究開発の場合は 500 万円以内) 農商工連携体支援事業 50 万円～300 万円	(財) 三重県産業支援センター 地域産業創造課 TEL:059-228-3585	
地域資源活用型産業活性化支援事業	中小企業等における雇用の創出と地域資源を活用した事業活動を促進し、産業を活性化させるため、事業者等の生産設備の導入に対し補助する。	地域資源を活用した事業活動を行う事業者等に対し、生産設備の導入に係る経費の一部を補助する。 補助率:1/2 以内 補助金額:300 万円～600 万円 雇用要件:新規の常用雇用者を1 名以上増員し、補助事業完了後 2 年間以上はその雇用数を維持すること。	三重県農工商工部 科学技術・地域資源室 TEL:059-224-2336	
企業の農業参入サポート	企業の農業参入を促進するため、総合的な相談窓口の設置とともに、農村地域の受入れ体制の整備を図る。	農業参入相談窓口の設置とともに、企業参入コーディネーターを設置し、受け入れる農村地域の調整を図る。	(財)三重県農林水産支援センター 担い手支援課 TEL:0598-48-1226	

■環境・リサイクル

制度名	制度の概要	問い合わせ先
土壌汚染対策法、広域認定制度	「土壌汚染対策法」では、土壌汚染に係る調査・対策事業等の新たなビジネスチャンスを生み出しており、また広域的・全国的なリサイクルシステム作りを推進する「広域認定制度」では、制度面から環境分野への進出を支援。	中部地方環境事務所環境対策課 TEL:052-955-2134
環境情報やノウハウの提供	環境保全の専門家が市民や事業者に助言・指導する環境カウンセラー制度や、環境省の地方環境事務所により、情報・ノウハウ面から環境分野への進出を支援。	
廃棄物処理等科学研究費補助金	循環型社会の推進や廃棄物の適正処理に関する研究事業に対し補助金を交付。平成 21 年度から「循環型社会形成推進科学研究費補助金」へ名称変更。	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 TEL:03-3581-3351
地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)	二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発(省エネルギー対策又は石油代替エネルギー導入に係るものに限る)についての提案を募集し、優れた提案内容の事業を支援する。	環境省地球環境局地球温暖化対策課 TEL:03-3581-3351
建設廃棄物再生処理用設備設置に関する税制	建設汚泥、建設木くず、建設混合廃棄物の再生プラントの取得に対する税の控除。	国土交通省総合政策局建設業課 TEL:03-5253-8111(代)
廃棄物処理関連施設に係わる税制上の優遇措置	廃棄物処理施設、廃棄物再利用設備等を設置した場合の税制上の優遇措置。	各県の産業廃棄物協会(巻末参照)

(各県)

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
岐阜県				
岐阜県リサイクル認定製品認定制度(再掲)	県内で発生する循環資源を利用して、県内で製造されるリサイクル製品を認定し、消費拡大を目指す事業。	ホームページ、パンフレット、カタログ、イベントへの出展により製品PRを行う。	岐阜県環境生活部廃棄物対策課 TEL:058-272-1111 (内 2712)	
岐阜県緑の博士(グリーンドクター)認定制度(再掲)	植物に関する多様な知識や技術を兼ね備えた技術者を養成し、認定する制度。	岐阜県入札参加資格者名簿(土木工事業)に登録する際に、主観点数評価として加点される。	岐阜県林政部林政課 TEL:058-272-1111 (内 3031)	
三重県				
三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金	産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発、産業廃棄物を使った製品開発を行う経費の一部助成。	県内に事業所を置く排出事業者及び当該事業者を組合員とする法人格を有する団体で鉱業、建設業、製造業及び電気・ガス・熱供給・水道業の 4 業種に属するものを対象。 1 研究開発テーマにつき 補助率:中小企業等は、補助対象経費の 2/3 以内、大企業は、補助対象経費の 1/2 以内 限度額:100 万円以上、1,000 万円以下。	三重県農工商工部商工振興室 TEL:059-224-2749	

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金	産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化に係る設備機器を設置する経費の一部助成。	県内に事業所を置く排出事業者で、中小企業基本法にいう中小企業者、及び当該事業者を構成員とする法人格を有する団体で、鉱業、建設業、製造業、及び電気・ガス・熱供給・水道業の4業種に属するものを対象。 補助率：補助対象経費の1/2以内 限度額：100万円以上、1,000万円以下。		
環境・防災対策等促進資金	新エネルギー設備の導入や環境保全等環境問題に取り組む方を対象とした融資。（公害防止施設の設置、ISO14001認証取得等）	知事の認定を受けた計画書において必要となる資金。 貸付限度額：5,000万円 貸付期間・利率： （設備）7年以内 （運転）5年以内・年1.55～1.80%	三重県農工商工部金融経営室 TEL:059-224-2447	
愛知県				
循環ビジネスの創出・事業化支援	循環ビジネスコーディネーターによる相談・助言。	環境技術や循環ビジネスに関して、企業から派遣された「循環ビジネス創出コーディネーター」が、先導的・効果的な循環ビジネスの事業計画づくりに向け、技術やビジネスに関する相談に応じる。	あいち資源循環推進センター （愛知県環境部資源循環推進課） TEL:052-954-6233	

■介護・福祉・住宅等

制度名	制度の概要	問い合わせ先
社会福祉施設等への補助	社会福祉施設の設置等に対する補助。	厚生労働省老健局総務課 TEL:03-5253-1111

（各県）

制度名	制度の概要	支援内容のポイント	問い合わせ先	備考
三重県				
環境・防災対策等促進資金	建築物の耐震補強や浸水を防ぐかさ上げ等の防災対策・ISO9000シリーズ認証取得に対する融資。	貸付限度額：5,000万円 貸付期間・利率： （設備）10年以内 （運転）5年以内・年1.55%、1.60%	三重県農工商工部金融経営室 TEL:059-224-2447	

連絡先・問い合わせ先 P30-P32

各分野の関連機関

【各県の関連部署】

●建設業担当	
岐阜県県土整備部建設政策課	058-272-1111（代）
静岡県交通基盤部建設支援局建設業課	054-221-3059（直）
愛知県建設部建設業不動産業課	052-954-6502（直）
三重県県土整備部建設業室	059-224-2660（直）

●中小企業担当	
岐阜県商工労働部中小企業課	058-272-1111（代）
静岡県経済産業部商工局商工振興課	054-221-2990（直）
愛知県産業労働部産業労働政策課	052-954-6330（直）
三重県農工商工部商工振興室	059-224-2749（直）

【中小企業経営の相談機関】

●中小企業支援センター	
（独）中小企業基盤整備機構 中部支部	052-220-0516
（独）中小企業基盤整備機構 関東支部	03-5470-1620
（財）岐阜県産業経済振興センター	058-277-1090
（財）しずおか産業創造機構	054-273-4434
（財）あいち産業振興機構	052-715-3061
（財）三重県産業支援センター	059-228-3321

●中小企業再生支援協議会	
岐阜県中小企業再生支援協議会	058-212-2685
静岡県中小企業再生支援協議会	054-253-5118
愛知県中小企業再生支援協議会	052-223-6953
三重県中小企業再生支援協議会	059-228-3370

【政府系金融機関】

●（株）日本政策金融公庫	
岐阜支店	
・国民生活事業	058-263-2136
・中小企業事業	058-265-3171
・農林水産事業	0120-926483
静岡支店	
・国民生活事業	054-254-4411
・中小企業事業	054-254-3631
・農林水産事業	0120-959041
名古屋支店	
・国民生活事業	052-561-6301
・中小企業事業	052-551-5181
・農林水産事業	0120-911658
津支店	
・国民生活事業	059-227-5211
・中小企業事業	059-227-0251
・農林水産事業	0120-959014

連絡先・問い合わせ先 P30-P32

【雇用関係の相談機関】

●厚生労働省労働局	
岐阜労働局（総務部）	058-245-8101
静岡労働局（総務部）	054-254-6320
愛知労働局（総務部）	052-972-0252
三重労働局（総務部）	059-226-2110

●独立行政法人 雇用・能力開発機構	
岐阜センター	058-265-5800
静岡センター	054-285-7185
愛知センター	052-221-8752
三重センター	059-321-5495

【農林分野の相談機関】

●農林水産担当	
岐阜県農政部・林政部	058-272-1111（代）
静岡県産業部	054-221-2455（代）
愛知県農林水産部	052-961-2111（代）
三重県農水商工部	059-224-3070（代）

●農業会議	
岐阜県農業会議	058-268-2527（代）
静岡県農業会議	054-255-7934（直）
愛知県農業会議	052-962-2841（直）
三重県農業会議	059-213-2022（直）

●農業公社	
（社）岐阜県農畜産公社	058-276-4601
（社）静岡県農業振興公社	054-250-8991
（財）愛知県農業振興基金	052-951-3626
（財）三重県農林水産支援センター	0598-48-1226

●森林公社等	
（社）岐阜県森林公社	058-277-1061
（社）静岡県山林協会	054-255-4485
（財）愛知県林業振興基金	052-953-3608
（財）三重県農林水産支援センター	0598-48-1226

●産業廃棄物協会	
（社）岐阜県産業環境保全協会	058-272-9293
（社）静岡県産業廃棄物協会	054-255-8285
（社）愛知県産業廃棄物協会	052-332-0346
（社）三重県産業廃棄物協会	059-351-8488

●（株）日本政策金融公庫（農林水産事業）	
岐阜県	0120-926483（岐阜支店）
静岡県	0120-959041（静岡支店）
愛知県	0120-911658（名古屋支店）
三重県	0120-959014（津支店）

連絡先・問い合わせ先 P30-P32

●農林中央金庫	
名古屋支店	052-201-6111
静岡推進室	054-288-5000

●農業信用基金協会	
岐阜県農業信用基金協会	058-276-5251
静岡県農業信用基金協会	054-284-9874
愛知県農業信用基金協会	052-951-3619
三重県農業信用基金協会	059-229-9213

●農協	
JA岐阜中央会	058-276-5611
JA静岡中央会	050-3101-3941
JAあいち経済連	052-951-3630
JA三重中央会	059-229-9004

●信用漁業協同組合連合会	
静岡県信用漁業協同組合連合会	054-273-4414
愛知県信用漁業協同組合連合会	052-962-1481
三重県信用漁業協同組合連合会	059-227-3112

●森林組合連合会	
岐阜県森林組合連合会	058-275-4890
静岡県森林組合連合会	054-253-0195
愛知県森林組合連合会	052-961-9156
三重県森林組合連合会	059-227-7355

中部地区建設産業再生支援協議会 P33

【協議会の構成】

国土交通省 厚生労働省	中部地方整備局建政部 企画部	052-953-8572
	岐阜労働局職業対策課	058-263-5563
	静岡労働局職業対策課	054-271-9975
	愛知労働局職業対策課	052-219-5508
	三重労働局職業対策課	059-226-2306
農林水産省 経済産業省	東海農政局企画調整室	052-223-4610
	中部経済産業局中小企業課	052-951-2748
	関東経済産業局中小企業金融課	048-600-0425
環境省 岐阜県	中部地方環境事務所環境対策課	052-955-2134
	県土整備部建設政策課	058-272-1111
		(内3647)
		058-272-8504
		(タ'イザイン)
	農政部農政課	058-272-1111
		(内2815)
	環境生活部環境生活政策課	058-272-1111
		(内2386)
	健康福祉部高齢福祉課	058-272-1111
		(内2601)
静岡県	交通基盤部建設支援局建設業課	054-221-3059
	経済産業部管理局政策監	054-221-2635
	健康福祉部管理局政策監	054-221-2363
愛知県	建設部建設業不動産業課	052-954-6502
	農林水産部農林政策課	052-954-6395
	環境部環境政策課	052-954-6210
	健康福祉部高齢福祉課	052-954-6285
三重県	県土整備部建設業室	059-224-2660
	農水商工部農水商工企画室	059-224-2512
	環境森林部環境森林総務室	059-224-2314
	健康福祉部長寿社会室	059-224-3327
(独)雇用・能力開発機構	岐阜センター業務第1課	058-265-5801
	静岡センター業務第1課	054-285-7185
	愛知センター業務第1課	052-221-8752
	三重センター業務課	059-226-9964
(社)岐阜県建設業協会		058-273-3344
(社)静岡県建設業協会		054-255-0234
(社)愛知県建設業協会		052-242-4191
(社)三重県建設業協会		059-224-4116
建設産業専門団体中部地区連合会		052-882-5425
(社)日本電設工業協会東海支部		052-242-1753
(社)日本空調衛生工事業協会東海支部		052-955-1870

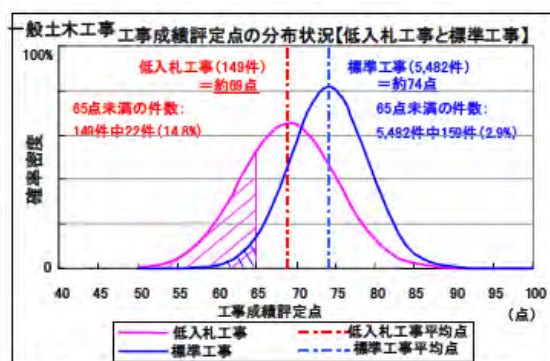
【事務局】

中部地方整備局 建政部建設産業課
〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
名古屋合同庁舎第2号館
TEL:052-953-8572／FAX:052-953-8605

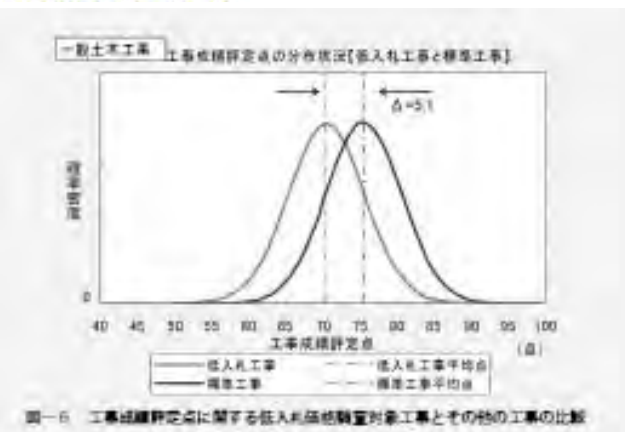
工事成績評定点の分布状況(直轄工事)

- ・低入札工事は、標準工事に比べ、平均工事成績評点が低くなる傾向がある
(左図:平成15年度完成工事。 右図:平成18年度完成工事)

◇工事成績評定点の分布状況[標準工事と低入札工事比較]

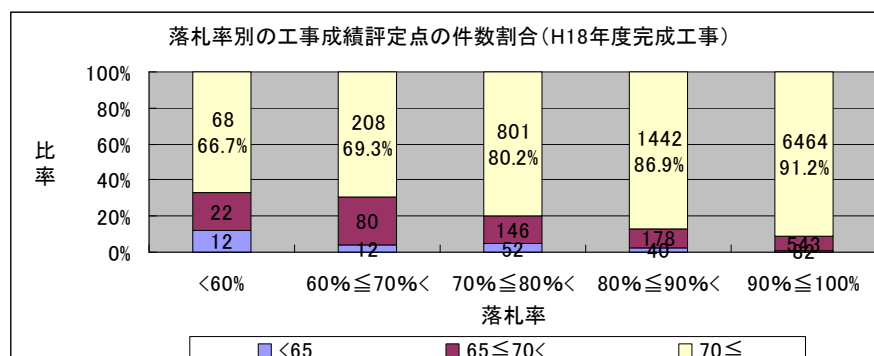
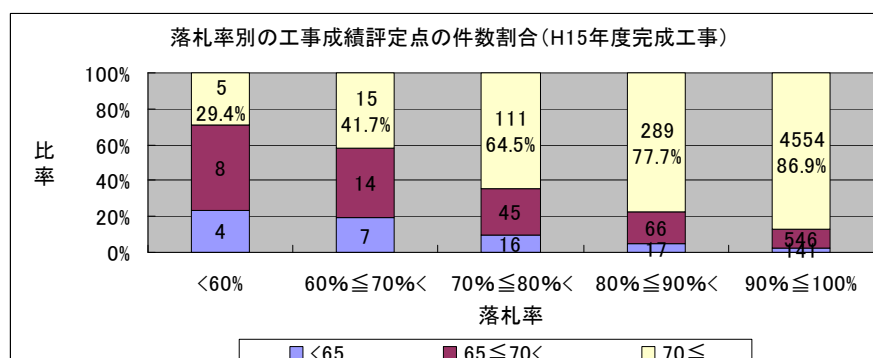


平成15年度に完成した国土交通省直轄土木工事(港湾・空港工事を除く)のうち一般土木対象



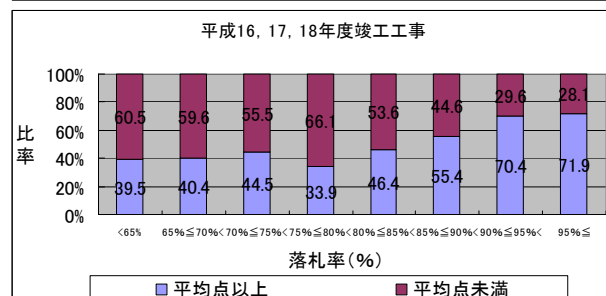
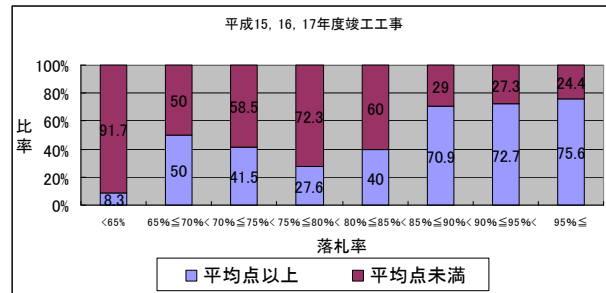
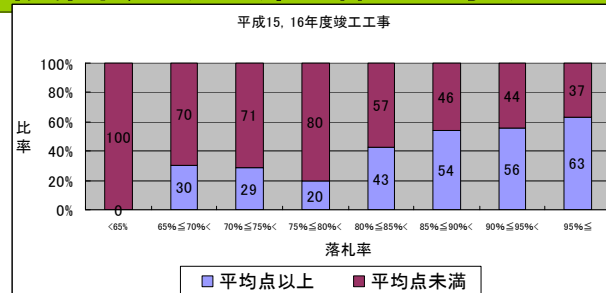
落札率別の工事成績評定点の分布(直轄工事)

- ・落札率が低くなるほど工事成績評定点65点未満の工事の割合が増大し、70点以上の工事の割合が減少する。(上段:H15年度完成工事。下段:H18年度完成工事)



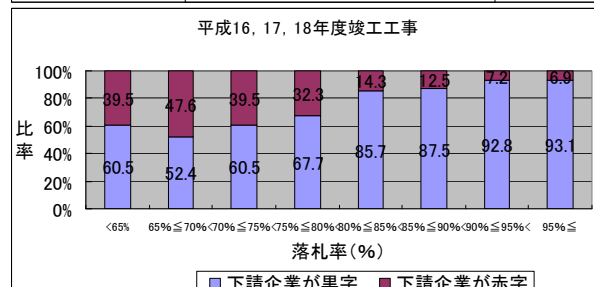
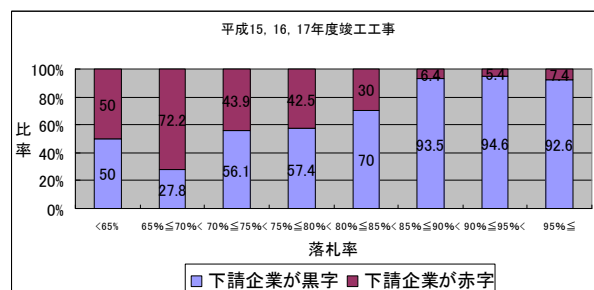
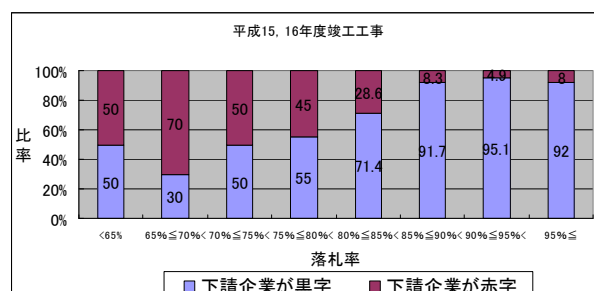
落札率と工事成績評定点（直轄工事）

落札率が低くなるほど、
工事成績評定が平均点未
満の工事が急激に増加す
る。



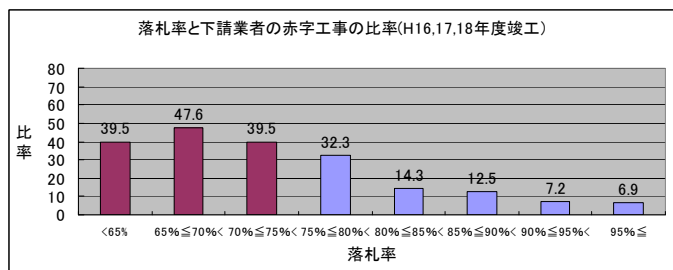
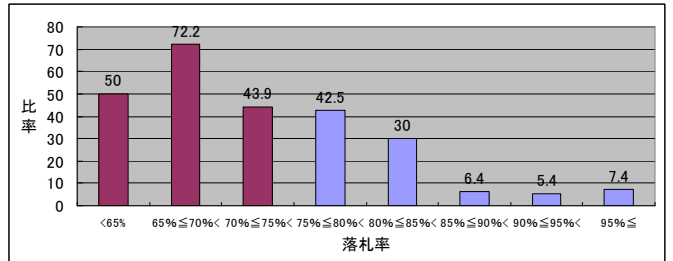
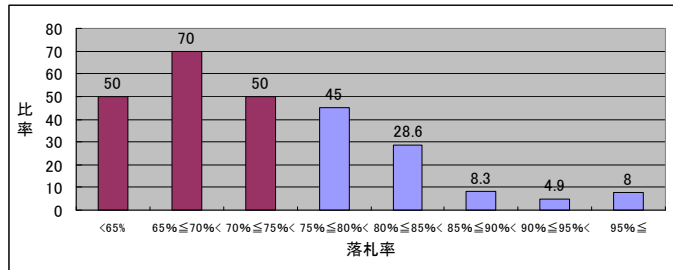
落札率と下請企業の赤字（直轄工事）

落札率が低くなるほど、下請け
企業が赤字の工事の割合が増
加する



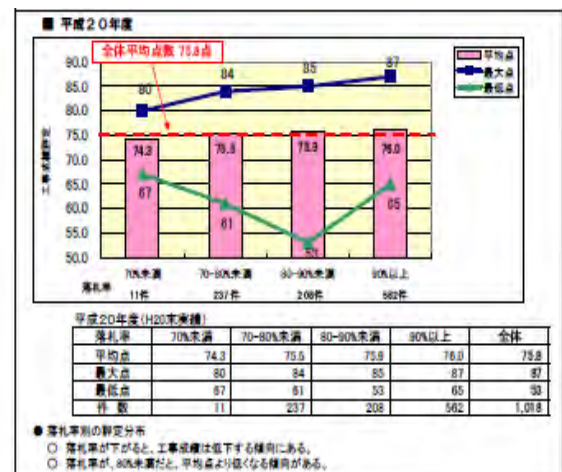
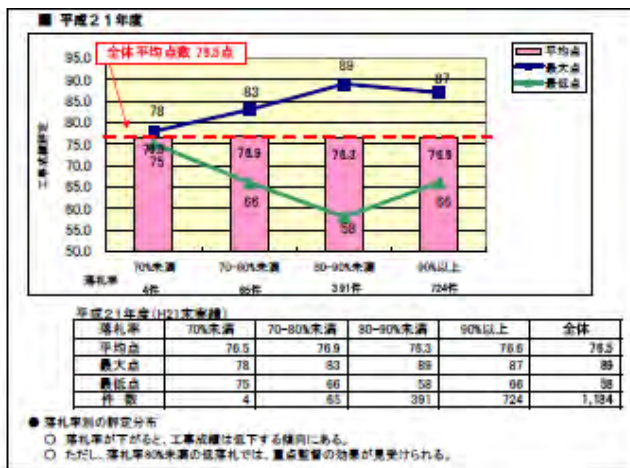
落札率と下請企業の赤字工事の比率(直轄工事)

落札率が低くなるほど、下請け企業が赤字の工事の割合が増加する



山形県落札率別工事成績評定

対象工事:500万以上の県土整備部(土木・建築)、農林水産部(農村・森林)発注の建設工事



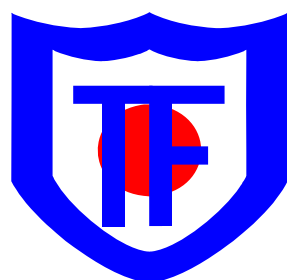
川崎市 予定価格(H23年度より事後公表)

平成21・22年度予定価格事前事後公表の比較(平成23年2月28日契約まで)

	事後公表		事前公表	
1. 件数	914		980	
一般競争	509	56%	512	52%
指名競争	405	44%	468	48%
2. 落札率	89.96%		88.53%	
一般競争	87.97%		86.03%	
指名競争	92.24%		91.26%	
3. 最低制限価格と同額で落札	30	3%	357	36%
4. くじによる落札決定	11	1%	284	29%
5. 最低制限価格と同額でくじによる落札	9	1%	240	24%
6. 不調件数	119	13%	32	3%
一般競争	35	7%	6	1%
指名競争	86	21%	26	6%
7. 工事成績評定点平均点	72.95点		72.73点	
8. 平均入札参加者	8.17者		8.55者	
9. 低入札調査件数	32	3.50	33	3.37

TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)

TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)は、
被災地のニーズにあわせた
技術的な支援を行います。



Technical
Emergency
Control
FORCE

テックフォース

TEC-FORCE: 緊急災害対策派遣隊



国土交通省

平成24年6月

国土交通省 中部地方整備局

TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)とは

緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)とは、被災した地方公共団体等の災害対応を支援する国土交通省の組織です。

TEC-FORCEは、被災地域の地方整備局や地方公共団体が、十分な災害対応を講じることが困難となるような大規模自然災害等において出動します。



津波被害における排水作業
(石巻市)



東日本大震災においても、国土交通省は早期の災害復旧に向けてTEC-FORCEの派遣などの災害対策活動を発災直後から実施しており、中部地方整備局からは、延べ2,629人の職員と、延べ2,278台の災害対策機械等を派遣し早期の応急復旧活動に貢献しました。



通信支援
(大船渡市・宮古市・南三陸町)

職員数は中部地整調べ、災害対策機械は国交省東日本大震災109報より

緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE※) 平成20年度創設

- 地震、水害・土砂災害等から国民の生命と財産を守ることは国の基本的責務
- 地球温暖化等による災害リスクの増大に対し、
人員・資機材の派遣体制等の充実を図り、危機管理体制を強化

※Technical Emergency Control Force

・これまでの国による緊急支援はその都度体制をとって対応

- ・あらかじめ職員をTEC-FORCE隊員として任命するなど、
事前に人員・資機材の派遣体制を整備し、迅速な活動を実施
- ・平時にシミュレーション、訓練を行うことによりスキルアップ

活動内容

- 全国の地方支分部局職員等が本省の総合調整により活動
- 国が主体的に緊急調査を実施
- 関係機関と連携して必要な緊急応急対策を実施

事前に人員・資機材の派遣体制、
受け入れ体制を整備



災害対策ヘリ



排水ポンプ車

- 被災状況の迅速な把握
- 社会基盤施設の早期復旧
 - ・初動対応の迅速化
 - ・専門チームによる集中対応
 - ・復旧対策に関する技術指導の充実・強化
- 二次災害の防止
 - ・被災箇所に対する高度な技術指導
 - ・応急対策(立案・実施)
 - ・災害危険度予測(避難判断)
- その他災害応急対策
 - ・緊急輸送の調整



リエゾン(情報連絡員)

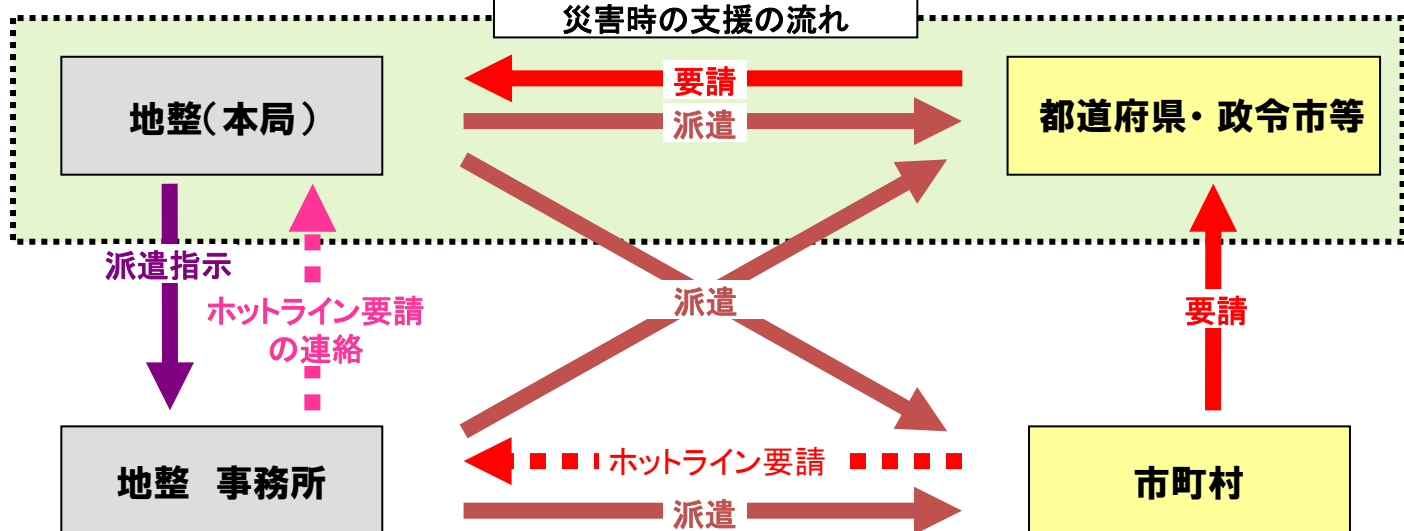
リエゾン(情報連絡員)は、災害時に整備局職員を連絡窓口として自治体に派遣し、

- ①整備局・自治体相互の情報共有
- ②TEC-FORCEやヘリコプター・照明車等、災害対策用機械等の自治体への応援派遣に係る調整
- ③災害復旧等の支援に関する自治体からの相談受付・整備局への伝達



東日本大震災でのリエゾン活動

等を行い、迅速かつ的確な災害対策及び災害支援に資することを目的としています。



TEC—FORCEの活動内容

被災地のニーズに応じて、班を編成します。

●先遣班

情報収集・必要支援規模の把握等



●被災状況調査班

公共土木施設の調査



●情報通信班

通信の確保等



●現地支援班

TEC—FORCE各班の支援等



●高度技術指導班

技術指導、復旧方針作成支援



●応急対策班

排水ポンプ車等による応急対策



TEC—FORCE各班の役割と活動イメージ(先遣班)

堤防決壊・氾濫



斜面崩壊



災害対策用ヘリコプターによる情報収集

派遣

報告

情報共有

情報共有

被災地整災害対策本部

本省災害対策本部



TEC—FORCE各班の役割と活動イメージ(被災状況調査班)

災害対策用ヘリによる迅速な被災状況調査や公共施設等の被災状況・利用の可否を現地で調査



災害対策用ヘリコプターが上空から被災状況を迅速に調査



河川堤防や道路・港湾施設などの被災状況を隊員が調査



これ以外にも



一般家屋の被災状況も隊員が調査します。

調査内容報告例



被災箇所位置図作成

被災状況調査結果



被災状況調査結果とりまとめ



公共土木施設等の迅速な被災状況の把握(規模・概算被害額等含む)や、災害査定申請書類作成に係る技術的支援も行っています。

TEC—FORCE各班の役割と活動イメージ(情報通信班)

被災状況の映像の配信、電話等の通信回線の確保構築

衛星小型画像伝送装置【Ku-SAT】



衛星通信車



照明車

Ku—SATによる津波監視



被災地整災害対策本部、被災自治体災対本部等へ映像を配信

TEC—FORCE各班の役割と活動イメージ(応急対策班)

ポンプ排水、応急仮締切、土砂の撤去、迂回路の設置等の応急対策を実施

ポンプ排水



天然ダムポンプ排水



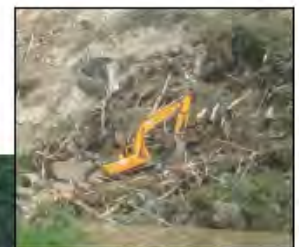
堤防決壊部応急仮締切



照明車による照明



ロボQ



※民間の委託会社や 応急対応の協定団体と 一体となって活動する場合もある。

応急組立橋



リモコン式バックホウ



TEC—FORCE各班の役割と活動イメージ(高度技術指導班)

特異な被災事例等に対する被災状況調査、高度な技術指導、被災施設等の応急措置及び復旧方針樹立の指導



特異な被災状況調査

地震による道路陥没箇所の原因調査



特異な被災状況調査

火砕流の状況をヘリコプターから
監視・観察



高度な技術指導

法面の挙動を監視し、作業の安全を確保



復旧方針樹立指導



災害予測図作成

TEC—FORCE各班の役割と活動イメージ(現地支援班)

現地の緊急災害対策派遣隊(TEC—FORCE)各班及びそれぞれ指揮を受ける災害対策本部との連絡調整、災害情報、応急対策活動状況等の情報収集、気象等の情報提供、被災地の支援ニーズの把握、等を実施



地方公共団体災害対策本部



被災地整災害対策本部

連絡調整

支援ニーズ

状況報告

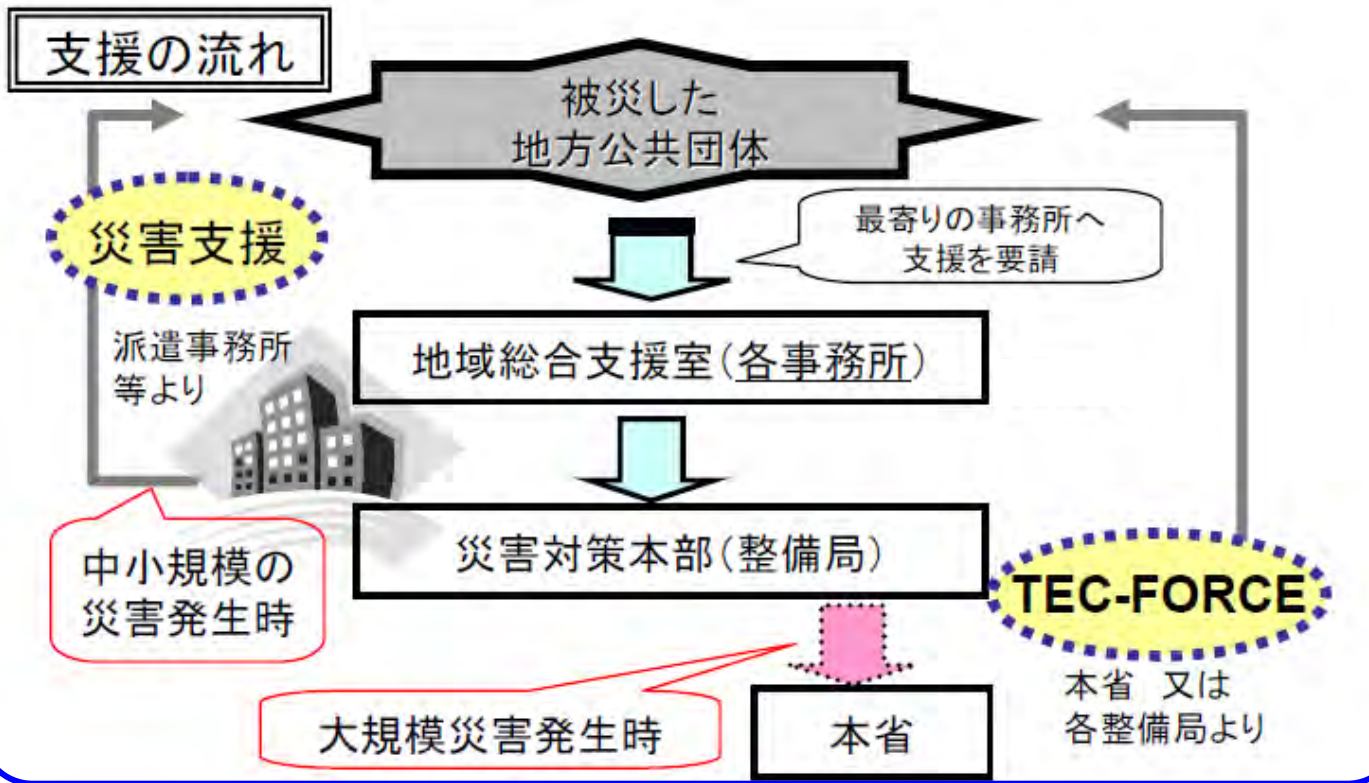
災害対策本部車を派遣



現地支援班



被災状況調査班



地域総合支援室窓口一覧表

防災に関する支援・災害に関する支援に関する
お問い合わせはこちらにどうぞ。

H24.04.01現在

事務所	郵便番号	住所	担当者	電話番号	ファックス番号	メールアドレス
多治見砂防国道事務所	507-0804	岐阜県多治見市坂上町6-34	副所長	0572-25-8020	0572-25-7994	tajimi@cbr.mlit.go.jp
木曽川上流河川事務所	500-8801	岐阜県岐阜市忠節町5-1	副所長	058-251-1321	058-251-4301	kisojo@cbr.mlit.go.jp
越美山系砂防事務所	501-0605	岐阜県揖斐郡揖斐川町極楽寺137	副所長	0585-22-2161	0585-22-2174	etsumi@cbr.mlit.go.jp
新丸山ダム工事事務所	505-0301	岐阜県加茂郡八百津町八百津3351	副所長	0574-43-2780	0574-43-3921	shinmaru@cbr.mlit.go.jp
岐阜国道事務所	500-8262	岐阜県岐阜市西部本郷1-36-1	副所長	058-271-9811	058-271-3175	gifuokoku_road@cbr.mlit.go.jp
高山国道事務所	506-0055	岐阜県高山市上岡本町7-425	副所長	0577-36-3811	0577-36-3828	takayama@cbr.mlit.go.jp
沼津河川国道事務所	410-8567	静岡県沼津市下香貫外原3244-2	副所長	055-934-2001	055-931-4711	numazu@cbr.mlit.go.jp
浜松河川国道事務所	430-0811	静岡県浜松市中区名塚町266	副所長	053-466-0111	053-466-0121	hamamatsu@cbr.mlit.go.jp
静岡河川事務所	420-0068	静岡市葵区田町3-108	副所長	054-273-9100	054-273-2228	shizukawa@cbr.mlit.go.jp
富士砂防事務所	418-0004	静岡県富士宮市三園平1100	副所長	0544-27-5221	0544-27-8759	fujisabo@cbr.mlit.go.jp
静岡国道事務所	420-0054	静岡市葵区南安倍2-8-1	副所長	054-250-8900	054-252-5747	sizukoku@cbr.mlit.go.jp
庄内川河川事務所	462-0052	名古屋市北区福德町5-52	副所長	052-914-6711	052-915-5093	shonai@cbr.mlit.go.jp
豊橋河川事務所	441-8149	愛知県豊橋市中野町字平西1-6	副所長	0532-48-2111	0532-48-8132	toyohashi@cbr.mlit.go.jp
設楽ダム工事事務所	441-1341	愛知県新城市杉山字大東57	副所長	0536-23-4331	0536-23-4401	keishita@cbr.mlit.go.jp
名古屋国道事務所	467-0833	名古屋市瑞穂区鍵田町2-30	副所長	052-853-7320	052-841-2517	na-koumu@cbr.mlit.go.jp
愛知国道事務所	464-0066	名古屋市千種区池下町2-62	副所長	052-761-1191	052-761-1199	aikoku@cbr.mlit.go.jp
名古屋国道事務所	467-0847	名古屋市瑞穂区神穂町5-3	副所長	052-823-7911	052-823-7919	meishi@cbr.mlit.go.jp
三重河川国道事務所	514-8502	津市広明町297	副所長	059-229-2211	059-229-2229	mie@cbr.mlit.go.jp
木曽川下流河川事務所	511-0002	三重県桑名市大字福島465	副所長	0594-24-5711	0594-21-4061	s856162@cbr.mlit.go.jp
紀勢国道事務所	515-0005	三重県四日市市鎌田町字南出144-6	副所長	0598-52-5360	0598-52-5371	kisei@cbr.mlit.go.jp
北勢国道事務所	510-8013	三重県松阪市市南富田町4-6	副所長	059-363-5511	059-363-5521	hokusei@cbr.mlit.go.jp
天竜川上流河川事務所	399-4114	長野県駒ヶ根市上穂南7-10	副所長	0265-81-6411	0265-81-6419	tenryo@cbr.mlit.go.jp
三峰川総合開発工事事務所	396-0402	長野県伊那市長谷溝口1527	副所長	0265-98-2921	0265-98-2890	mibuso@cbr.mlit.go.jp
飯田国道事務所	395-0024	長野県飯田市東栄町3350	副所長	0265-53-7200	0265-53-7210	iiokku@cbr.mlit.go.jp
天竜川ダム統合管理事務所	399-3801	長野県上伊那郡中川村大草6884-19	所長	0265-88-3729	0265-88-3872	tendamu@cbr.mlit.go.jp
丸山ダム管理所	505-0301	岐阜県加茂郡八百津町鶴の巣1422-5	所長	0574-43-1108	0574-43-2170	maruyama@cbr.mlit.go.jp
長島ダム管理所	428-0402	静岡県榛原郡川根本町犬間541-3	所長	0547-59-1021	0547-59-1026	nagashima-dam@cbr.mlit.go.jp
矢作ダム管理所	444-2841	愛知県豊田市関経瀬町東畑67	所長	0565-68-2321	0565-68-2328	yahagi@cbr.mlit.go.jp
連ダム管理所	515-1615	三重県松阪市飯高町森1810-11	所長	0598-45-0371	0598-45-0343	hachisu@cbr.mlit.go.jp
中部技術事務所	461-0047	名古屋市東区大幸南1-1-15	副所長	052-723-5701	052-723-5707	chugi@cbr.mlit.go.jp
静岡管轄事務所	420-0823	静岡市葵区春日2-4-25	所長	054-255-1421	054-255-1422	shizuei@cbr.mlit.go.jp
清水港湾事務所	424-0922	静岡市清水区日の出町7-2	副所長	054-352-4146	054-353-3072	shimizu@pa.cbr.mlit.go.jp
名古屋港湾事務所	455-0045	名古屋市港区築地町2	副所長	052-651-6266	052-652-0303	info@pa.cbr.mlit.go.jp
三河港湾事務所	441-8075	愛知県豊橋市神野ふ頭町1-1	所長	0532-32-3251	0532-32-5049	info-mikawa@pa.cbr.mlit.go.jp
四日市港湾事務所	510-0064	三重県四日市市新正3-7-27	副所長	059-351-1357	059-351-0513	yokkaichi_kikaku@pa.cbr.mlit.go.jp
名古屋港湾空港技術調査事務所	457-0833	名古屋市南区東又兵卫町1-57-3	所長	052-612-9981	052-612-9452	info-gicho@pa.cbr.mlit.go.jp

Technical
Emergency
Control
FORCE



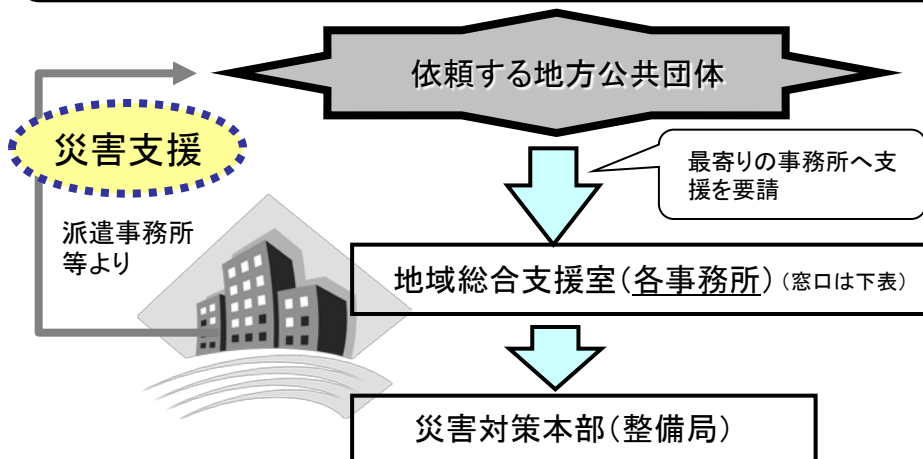
テックフォース:緊急災害対策派遣隊



国土交通省

国土交通省中部地方整備局 企画部 防災課
〒460-8514名古屋市中区三の丸2-5-1
名古屋合同庁舎2号館Tel:052-953-8357

大規模自然災害などが発生し、中部地方整備局の支援が必要となった場合は、下記の手順により依頼をして下さい。



地域総合支援室窓口一覧表

●印の災害対策用機械を保有しています

地域	事務所名	〒	住所	窓口対応者	電話番号	排水ポンプ車	照明車	対策本部車	待機支援車
静岡県	沼津河川国道事務所	410-8567	沼津市下番貫外原3244-2	副所長	055-934-2001	●	●	●	●
	富士砂防事務所	418-0004	富士宮市三園平1100	副所長	0544-27-5221				
	静岡河川事務所	420-0068	静岡市葵区田町3-108	副所長	054-273-9100	●	●		●
	静岡国道事務所	420-0054	静岡市葵区南安部2-8-1	副所長	054-250-8900		●	●	
	清水港湾事務所	424-0922	静岡市清水区日の出町7-2	副所長	054-352-4146				
	静岡営繕事務所	420-0823	静岡市葵区春日2-4-25	所長	054-255-1421				
	長島ダム管理所	428-0402	橋原郡川根本町太間541-3	所長	0547-59-1021				
	浜松河川国道事務所	430-0811	浜松市中区名塚町266	副所長	053-466-0111	●	●	●	
長野県	三峰川総合開発工事事務所	396-0402	伊那市長谷溝口1527	副所長	0265-98-2921				
	天竜川ダム総合管理事務所	399-3801	上伊那郡中川村大草6884-19	所長	0265-98-3729				
	天竜川上流河川事務所	399-4114	駒ヶ根市上穂南7-10	副所長	0265-81-6411	●	●	●	
	飯田国道事務所	395-0024	飯田市東栗町3350	副所長	0265-53-7200				●
愛知県	設楽ダム工事事務所	441-1341	新城市杉山字大栗57	副所長	0536-23-4331				
	大作ダム管理所	444-2841	豊田市関難瀬町東畑67	所長	0565-68-2321				
	豊橋河川事務所	441-8149	豊橋市中野町字平西1-6	副所長	0532-48-2111	●	●	●	
	三河港湾事務所	441-8075	豊橋市神野地頭町1-1	所長	0532-32-3251				
	愛知国道事務所	464-0066	名古屋市中千種区池下町2-62	副所長	052-761-1191				
	名古屋国道事務所	467-0833	名古屋市長区健田町2-30	副所長	052-853-7320		●		
	中部技術事務所	461-0047	名古屋市中区大幸南1-1-15	副所長	052-723-5701	●	●	●	●
	名古屋河川事務所	467-0847	名古屋市長区神穂町5-3	副所長	052-823-7911		●		
岐阜県	庄内河川事務所	461-0052	名古屋市長区神穂町5-52	副所長	052-914-6711	●	●		
	名古屋港湾空港技術調査事務所	457-0833	名古屋市長区東又兵衛町1-57-3	所長	052-612-9981				
	名古屋港湾事務所	455-0045	名古屋市長区築地町2	副所長	052-651-6266				
	高山国道事務所	506-0055	高山市上岡本町7-425	副所長	0577-36-3811		●		●
	丸山ダム管理所	505-0301	加茂郡八百津町鶴の巣1422-5	所長	0574-43-1108				
	新丸山ダム工事事務所	505-0301	加茂郡八百津町八百津3351	副所長	0574-43-2780				
	多治見砂防国道事務所	507-0023	多治見市小田町4-8-6	副所長	0572-25-8020		●		
	岐阜国道事務所	500-8262	岐阜市番部本郷1-36-1	副所長	058-271-9811		●		
三重県	木曾川上流河川事務所	500-8801	岐阜市忠節町5-1	副所長	058-251-1321	●	●	●	
	越前山系砂防事務所	501-0805	揖斐郡揖斐川町梅家寺137	副所長	0585-22-2161				
	大管川下流河川事務所	511-0002	桑名市大字福島465	副所長	0594-24-5711	●	●		●
	北勢国道事務所	510-8013	四日市市南富田町4-6	副所長	059-363-5511		●		
	四日市港湾事務所	510-0064	四日市市新正3-7-27	副所長	059-351-1357				
	三河河川国道事務所	514-8502	津市広明町297	副所長	059-229-2211	●	●	●	
	紀勢国道事務所	515-0005	松阪市藤田町144-6	副所長	0598-52-5360		●		●
	津ダム管理所	515-1615	松阪市飯高町森1810-11	所長	0598-45-0371				

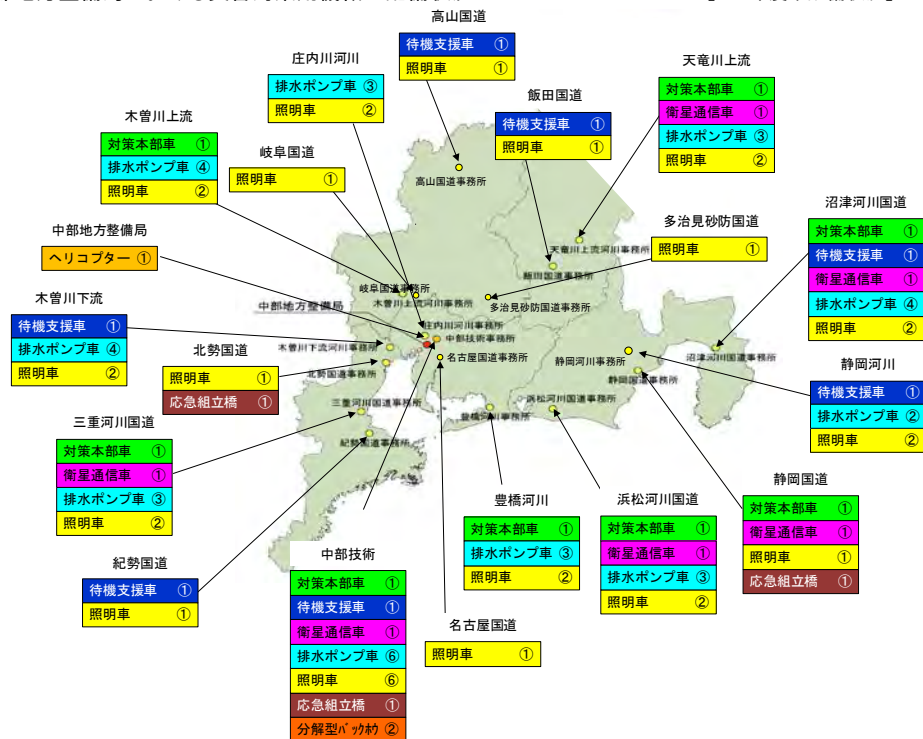
国土交通省 中部地方整備局 企画部 防災課(052-953-8357)・施工企画課(052-953-8180)
〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館

中部地方整備局が保有する災害対策用機械

中部地方整備局では、地方公共団体からの依頼に基づき、保有する災害対策用機械を派遣するなど災害支援を行っています。



平成24年5月
国土交通省 中部地方整備局



機械名の後の数字は、保有台数です。

対策本部車



対策本部車は、災害現場において現地災害対策室として機能します。会議室(14人収容可)、通信装置を備え、情報収集、対策指示などの会議を行えます。概ね10分で展開可能です。

排水ポンプ車



排水ポンプ車は、洪水時、現場へ出動し、排水作業をすばやく行ない、浸水被害を防ぎます。排水能力が、 $30\text{m}^3/\text{min}$ 、 $40\text{m}^3/\text{min}$ 、 $60\text{m}^3/\text{min}$ の3種類あり、派遣場所の状況に応じ臨機応変に対応が可能です。

照明車



照明車は、災害現場へ
出動し、広範囲での明るさ
を確保し、夜間の復旧活動
や監視を支援します。

平成23年度の主な支援活動

<台風12号支援活動>

- ## ●三重県南牟婁郡紀宝町における排水作業



- ### ●三重県南牟婁郡紀宝町における浄水場への給水作業



＜東日本大震災支援活動＞

- ## ●仙台空港付近における排水作業



- ### ●宮城県東松島市における夜間作業



＜タイ王国における排水活動＞

- ## ●ロジャナ工業団地における排水作業

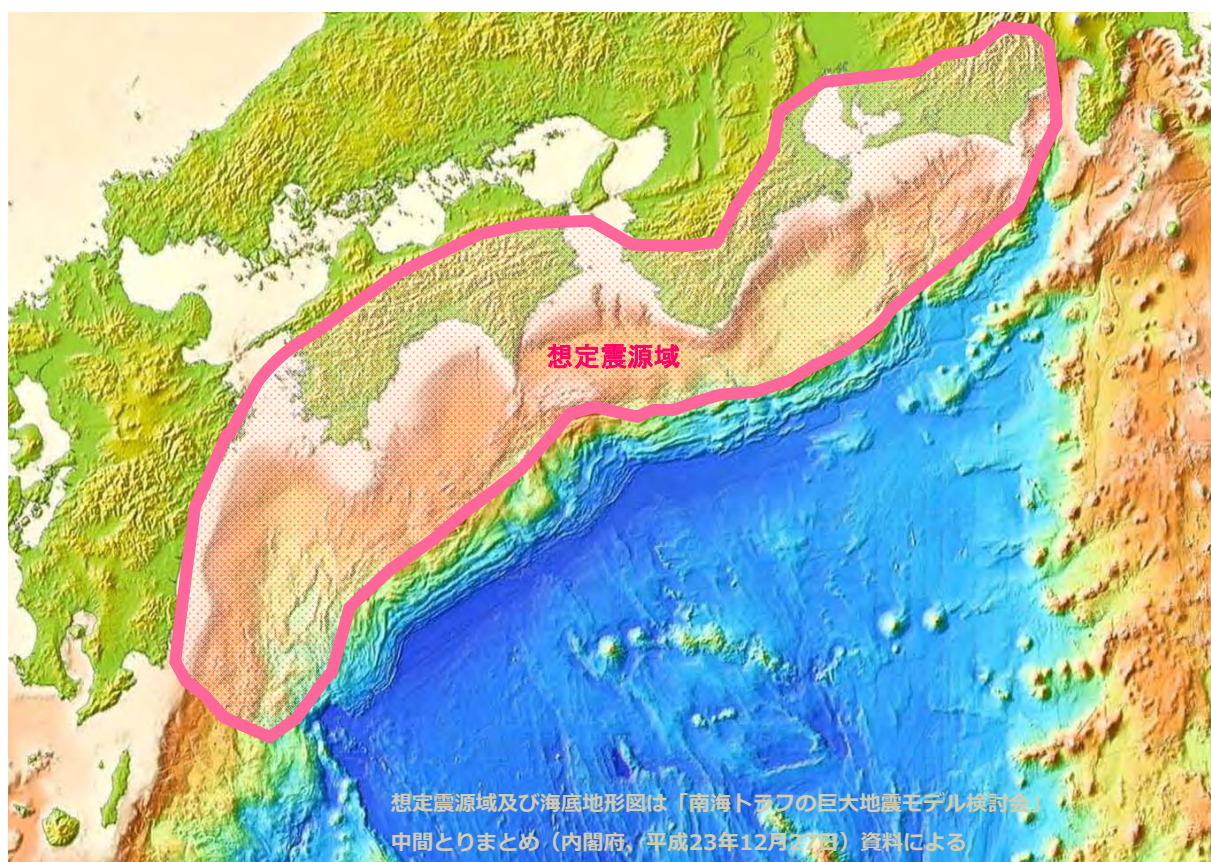


- ## ●ロジナ工業団地における夜間作業



東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議

中部圏の関係機関が緊密に連携し地震・津波対策を推進！



H24.3.13 防災-TEC（中部圏戦略会議防災訓練）での関係機関による情報共有訓練（左） 道路啓開訓練（右）

平成24年6月

東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議

戦略会議の概要

東日本大震災を踏まえ、運命を共にする中部圏の国、地方公共団体、学識経験者、地元経済界が幅広く連携し、東海・東南海・南海地震等の巨大地震に対して総合的かつ広域的視点から一体となって重点的・戦略的に取り組むべき事項を「中部圏地震防災基本戦略」として協働で策定し、フォローアップしていきます。

東海・東南海・南海地震対策 中部圏戦略会議

事務局：中部地方整備局

第1回 平成23年10月4日（設立）



- 座長（奥野信宏 中京大学教授）
- ◆ 学識経験者
- 国の地方支分部局
- 地方公共団体
- 経済団体
- ライフライン関係団体等 計100機関

第2回 平成23年12月26日

地震・津波対策アドバイザー会議

平成23年11月25日



分野別検討会

- ・中部地方幹線道路協議会
- ・港湾地震・津波対策検討会議 等

中部圏（5県）市町村（189）

中部圏地震防災基本戦略【中間とりまとめ】
平成23年12月27日公表

基本戦略【最終とりまとめ】
平成24年10月頃 予定

「中部圏地震防災基本戦略」とは

3連動地震などの広域的大災害に対し、中部圏の実情に即した予防対策や応急・復旧対策などについて**総合的かつ広域的視点から重点的・戦略的に取り組むべき項目や内容を取りまとめたもの**です。



道路啓開の事例 国道45号（岩手県宮古市）

東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議

「中部圏地震防災基本戦略」のポイント

- ・国の機関や地方公共団体のみならず、学識経験者や地元経済界などが一体となって策定
- ・迅速な救援・救護、緊急物資の輸送、物流の混乱やサプライチェーンの断絶による経済活動への影響回避など被害を最小化するためには、各機関が緊密に連携し事前に十分な対策を講じることが必要
- ・このため、「中部圏地震防災基本戦略」の中から各機関の緊密な連携なくしては達成が難しく、かつ緊急に対処すべき課題を「**優先的に取り組む連携課題**」として選定
- ・今後は、「優先的に取り組む連携課題」について、分野別検討会を設置するなど検討体制やスケジュールを明確にし具体化を図る



H24.3.13 防災-TEC（防災訓練）

基本戦略の推進に向けた取り組み

各機関の緊密な連携なくしては達成が難しく、かつ緊急に対処すべき課題を「**優先的に取り組む連携課題**」として選定し、重点的に取り組むことにより基本戦略を推進していきます。

優先的に取り組む連携課題

1. 災害に強いものづくり中部の構築（中部経済産業局）
2. 災害に強い物流システムの構築（中部運輸局）
3. 災害に強いまちづくり（中部地方整備局）
4. 情報伝達の多層化・充実と情報共有の強化（東海総合通信局）
5. 防災意識改革と防災教育の推進（三重県）
6. 確実な避難を達成するための各種施策の推進（静岡県）
7. 防災拠点のネットワーク形成に向けた検討（中部地方整備局）
8. 道路啓開・航路啓開等のオペレーション計画の策定（中部地方整備局）
9. 災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備（中部地方環境事務所）
10. 関係機関相互の連携による防災訓練の実施（中部管区警察局）

※（ ）内は幹事機関

東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議

構成員

【学識経験者】13名

牛山 素行 静岡大学 防災総合センター准教授
奥野 信宏 中京大学 総合政策学部教授
柄谷 友香 名城大学 都市情報学部准教授
辻本 哲郎 名古屋大学大学院 工学研究科教授
能島 暢呂 岐阜大学 工学部教授
林 拙郎 三重大学 名誉教授
林 良嗣 名古屋大学大学院 環境学研究科教授
秀島 栄三 名古屋工業大学大学院 工学研究科教授
平松 晋也 信州大学 農学部教授
福和 伸夫 名古屋大学大学院 環境学研究科教授
水谷 法美 名古屋大学大学院 工学研究科教授
山岡 耕春 名古屋大学大学院 環境学研究科教授
渡辺 研司 名古屋工業大学大学院 工学研究科教授

【国の地方支分部局等】31機関

中部管区警察局
関東管区警察局
東海総合通信局
信越総合通信局
東海財務局
関東財務局
名古屋国税局
関東信越国税局
東海北陸厚生局
関東信越厚生局
東海農政局
関東農政局
中部森林管理局
中部経済産業局
近畿経済産業局
関東経済産業局
中部近畿産業保安監督部
関東東北産業保安監督部
中部地方整備局
中部運輸局
北陸信越運輸局
大阪航空局
東京航空局
国土地理院中部地方測量部
名古屋地方気象台
第四管区海上保安本部
中部地方環境事務所
陸上自衛隊第1師団
陸上自衛隊第12旅団
陸上自衛隊第10師団
海上自衛隊横須賀地方総監部

【地方公共団体等】13機関

長野県
岐阜県
静岡県
愛知県
三重県
名古屋市長官舎
静岡市長官舎
浜松市長官舎
長野県警察本部
岐阜県警察本部
静岡県警察本部
愛知県警察本部
三重県警察本部

【経済団体】4機関

中部経済連合会
東海商工会議所連合会
長野県商工会議所連合会
静岡県商工会議所連合会

【ライフライン等関係機関】29機関

全国消防長会東海支部
全国消防長会関東支部静岡県消防長会
全国消防長会関東支部長野県消防長会
名古屋港管理組合
四日市港管理組合
日本赤十字社長野県支部
日本赤十字社岐阜県支部
日本赤十字社静岡県支部
日本赤十字社愛知県支部
日本赤十字社三重県支部
日本銀行名古屋支店
独立行政法人水資源機構中部支社
中日本高速道路株式会社名古屋支社
中日本高速道路株式会社東京支社
名古屋高速道路公社
中部電力株式会社
東京電力株式会社
関西電力株式会社
名古屋鉄道株式会社
近畿日本鉄道株式会社
日本貨物鉄道株式会社東海支社
西日本電信電話株式会社東海事業本部
東日本電信電話株式会社長野支店
株式会社NTTドコモ東海支社
株式会社NTTドコモ長野支店
東邦ガス株式会社
中部地区エルピーガス連合会
社団法人静岡県エルピーガス協会
社団法人長野県エルピーガス協会

【報道関係機関】10機関

日本放送協会名古屋放送局
中部日本放送株式会社
名古屋テレビ放送株式会社
東海テレビ放送株式会社
中京テレビ放送株式会社
株式会社岐阜放送
株式会社テレビ静岡
株式会社静岡第一テレビ
株式会社静岡朝日テレビ
三重テレビ放送株式会社

合計 100構成員

問い合わせ先

東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議事務局
(国土交通省中部地方整備局)

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎2号館

TEL: 052-953-8357 企画部防災課

東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議

中部初の広域的防災訓練を実施！



防災-TEC “中部圏戦略会議 地震・津波防災訓練”
Bousai Drills for Tsunami and Earthquake in Chubu

平成24年3月13日(火) 9時30分～12時30分

防災-TEC “中部圏戦略会議 地震・津波防災訓練” Bousai Drills for Tsunami and Earthquake in Chubu

防災-TEC（防災テック）

東海・東南海・南海地震に備え中部圏の国の出先機関、地方公共団体、ライフライン等関係機関のほか大学や建設業団体等が一体となり、防災力の向上を目指し広域的な地震防災訓練を実施しました。

- 参加機関70団体、約1,000名 ■車両150台、航空機15機、船舶13隻が参加。
- 訓練は、本部における情報共有、TV会議（内閣府・県・大学）、道路・海上啓開、緊急物資輸送、排水ポンプ車による排水、広域支援部隊等のヘリ輸送、広域支援基地の設置などを実施。

中部圏戦略会議 訓練本部

- ・訓練参加機関相互の情報共有
- ・現地の被災状況（映像情報）の確認

中部圏戦略会議訓練本部（中部地方整備局）に参加機関が参集し、被災情報の共有など各機関が連携した広域的な防災訓練を行いました。

本部参集状況



各機関からの報告



TV会議（県・大学）

TV会議（内閣府）



名古屋港

- ・被害状況把握訓練
- ・漂流者救助・搬送訓練
- ・海上啓開訓練
- ・緊急物資輸送訓練
- ・油回収訓練
- ・排水訓練
- ・ライフライン復旧訓練

名古屋港ガーデンふ頭及び前面海域において、漂流者の捜索・救助・搬送訓練、海上啓開訓練、緊急物資輸送訓練、ライフライン事業者による緊急対応訓練、排水ポンプ車による排水訓練などを行いました。

第四管区海上保安本部ヘリコプターによる漂流者救助訓練



社団法人名古屋清港会清掃船と中部地整海洋環境整備船による流木回収訓練



中部地整排水ポンプ車による浸水箇所の排水訓練



陸上自衛隊ヘリコプターによる河川環境楽園からの緊急物資輸送訓練



愛知県警ヘリコプターによる負傷者緊急搬送訓練



中部地整浚渫兼油回収船による海上流出油回収訓練



エヌ・ティ・ティ・ドコモ株式会社による移動基地局配置訓練



西日本電信電話株式会社による衛星通信社による通信の確保訓練



中部電力株式会社による仮送電訓練



東邦ガス株式会社によるガス管応急復旧訓練



東海内航海運組合貨物船、名古屋港運協会移動式クレーン・フォークリフト、社団法人愛知県トラック協会トラックによる緊急物資輸送訓練



新東名高速道路 駿河湾沼津SA・静岡SA・浜松SA

- ・SAでのヘリ離発着訓練
- ・広域支援部隊の輸送訓練
- ・道路啓開訓練(災害対策車、建設業者参集)
- ・緊急物資輸送訓練
- ・衛星携帯を使った通信の確保

災害時の迅速な応援部隊・医療救護チーム派遣を目的としたヘリコプターによる輸送訓練を行いました。また、関係機関の連携による道路啓開訓練、緊急物資の輸送訓練などを行いました。

【ヘリによる部隊搬送等訓練】

海上保安庁ヘリ(DMAT搭乗 静岡SA)



静岡県警ヘリ(離発着 静岡SA)



【道路啓開訓練】

* 道路啓開

救援・救護活動の為に復旧・支援 ルートを確保することをいいます。

全体集合(駿河湾沼津SA)



道路啓開車両集合(駿河湾沼津SA)



道路啓開指示(駿河湾沼津SA)



道路啓開車両出発(駿河湾沼津SA)



道路啓開車両集合(静岡SA)



道路啓開車両出発(静岡SA)



道路啓開車両集合(浜松SA)



道路啓開車両出発(浜松SA)



河川環境楽園

- ・広域支援基地の設置
- ・災害対策車の集結・出動訓練
- ・各務原市からの緊急物資輸送訓練

河川環境楽園に広域支援基地を設置し、東海北陸自動車道川島PA・木曽川堤防を利用した災害対策車の集結・出動訓練や緊急物資輸送訓練を行いました。

広域支援基地設置



災害対策車両出動



陸上自衛隊ヘリコプターによる名古屋港へ向けた緊急物資輸送訓練



中勢BP(国道23号)

- ・道路啓開訓練(災害対策車、建設業者参集)
- ・避難訓練(道路法面の利用)

中勢バイパスにおいて、関係機関の連携による道路啓開訓練を行いました。また、道路法面を利用した避難訓練を行いました。

【避難訓練】(松阪市)



【避難訓練】(松阪市)



【道路啓開訓練】(津市)



防災-TEC “中部圏戦略会議 地震・津波防災訓練”

Bousai Drills for Tsunami and Earthquake in Chubu

3. 13中部圏戦略会議 地震・津波防災訓練 参加機関一覧

○中部圏戦略会議構成員(46機関)

【国の機関】

中部管区警察局
東海総合通信局
東海財務局
名古屋国税局
東海北陸厚生局
東海農政局
中部経済産業局
中部近畿産業保安監督部
中部地方整備局
中部運輸局
国土地理院中部地方測量部
名古屋地方気象台
第四管区海上保安本部
陸上自衛隊第1師団
陸上自衛隊第10師団
陸上自衛隊第12旅団
海上自衛隊横須賀地方総監部

【地方公共団体等】

長野県
岐阜県
静岡県
愛知県
三重県
名古屋市
浜松市
長野県警察本部
岐阜県警察本部
静岡県警察本部
愛知県警察本部
三重県警察本部

【経済団体】

社団法人中部経済連合会

【報道関係機関】

日本放送協会名古屋放送局

【ライフライン等関係機関】

名古屋港管理組合
四日市港管理組合
日本赤十字社長野県支部
日本赤十字社岐阜県支部
日本赤十字社静岡県支部
日本赤十字社愛知県支部
日本赤十字社三重県支部
独立行政法人 水資源機構 中部支社
中日本高速道路株式会社名古屋支社
中日本高速道路株式会社東京支社
中部電力株式会社
西日本電信電話株式会社東海事業本部
株式会社NTTドコモ東海支社
東邦ガス株式会社
社団法人 長野県エルピーガス協会

○訓練協力機関(24機関)

静岡大学
名古屋大学
三重大学
内閣府
九州地方整備局
各務原市
松阪市
社団法人日本建設業連合会 中部支部
社団法人日本道路建設業協会 中部支部
社団法人日本橋梁建設協会 中部事務所
社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会 中部支部
社団法人静岡県建設業協会
社団法人三重県建設業協会
社団法人静岡県トラック協会
社団法人愛知県トラック協会
社団法人岐阜県トラック協会
静岡県倉庫協会
東海倉庫協会 岐阜支部
中部鉄道協会
社団法人名古屋清港会
社団法人日本埋立浚渫協会 中部支部
東海内航海運組合
名古屋港運協会
社団法人中部建設協会

問合せ先

東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議事務局(国土交通省中部地方整備局)

〒460-8514名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎2号館

TEL:052-953-8357 企画部防災課

東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議
中部地方幹線道路協議会

「早期復旧支援ルート確保手順」
（中部版 くしの歯作戦）



平成24年3月

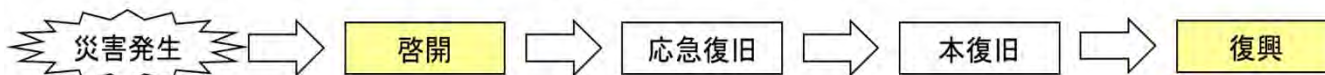
道路啓開の考え方

○前提条件

- ・東海・東南海・南海沖を震源とする最大震度6弱以上の大規模地震が発生した場合を想定
- ・太平洋沿岸地域で津波による甚大な被害が発生していると想定
- ・道路啓開を検討する道路ネットワークは、各県の定める緊急輸送道路を基本とする。

○「啓開(道路啓開)」とは、

- ・通常の災害においては、応急復旧→本復旧の流れとなるが、大規模災害時には、下記のとおり応急復旧の前に救援・救護活動のための復旧・支援ルートを確保する「啓開(道路啓開)」が必要。

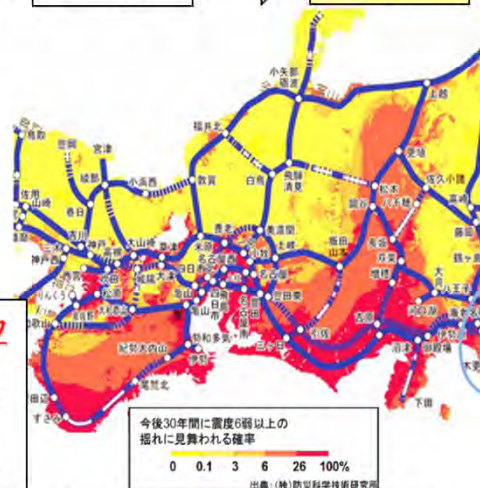


○ミッション

- ・津波等により、甚大な被害を受けた太平洋沿岸地域での救援・救護活動、人員・物資輸送等のための「道路啓開」を行う。
- ・災害時も想定した物資輸送の拠点となる港湾・空港等との連絡確保

○道路啓開方針

- STEP1: 比較的被害が少ない**高規格幹線道路等の広域ネットワークライン**を確保
- STEP2: 広域ネットワークラインから**太平洋沿岸部に繋がるライン**を確保
- STEP3: 沿岸部に繋がるラインから**太平洋沿岸沿いのライン**を確保



(資料：社会資本整備審議会第13回道路分科会より)

道路啓開作業

【被災直後】



【啓開作業中】



東日本大震災における道路啓開作業

【啓開作業後】



緊急車両の通行が可能に

早期復旧支援ルート確保手順(中部版 くしの歯作戦)

海溝型地震による津波に備えるルート

STEP1: 比較的被害が少ない高規格
幹線道路等の広域ネットワー
クラインを確保



STEP2: 広域ネットワークラインから太平
洋沿岸部に繋がるラインを確保



STEP3: 沿岸部に繋がるラインから太平洋
沿岸沿いのラインを確保



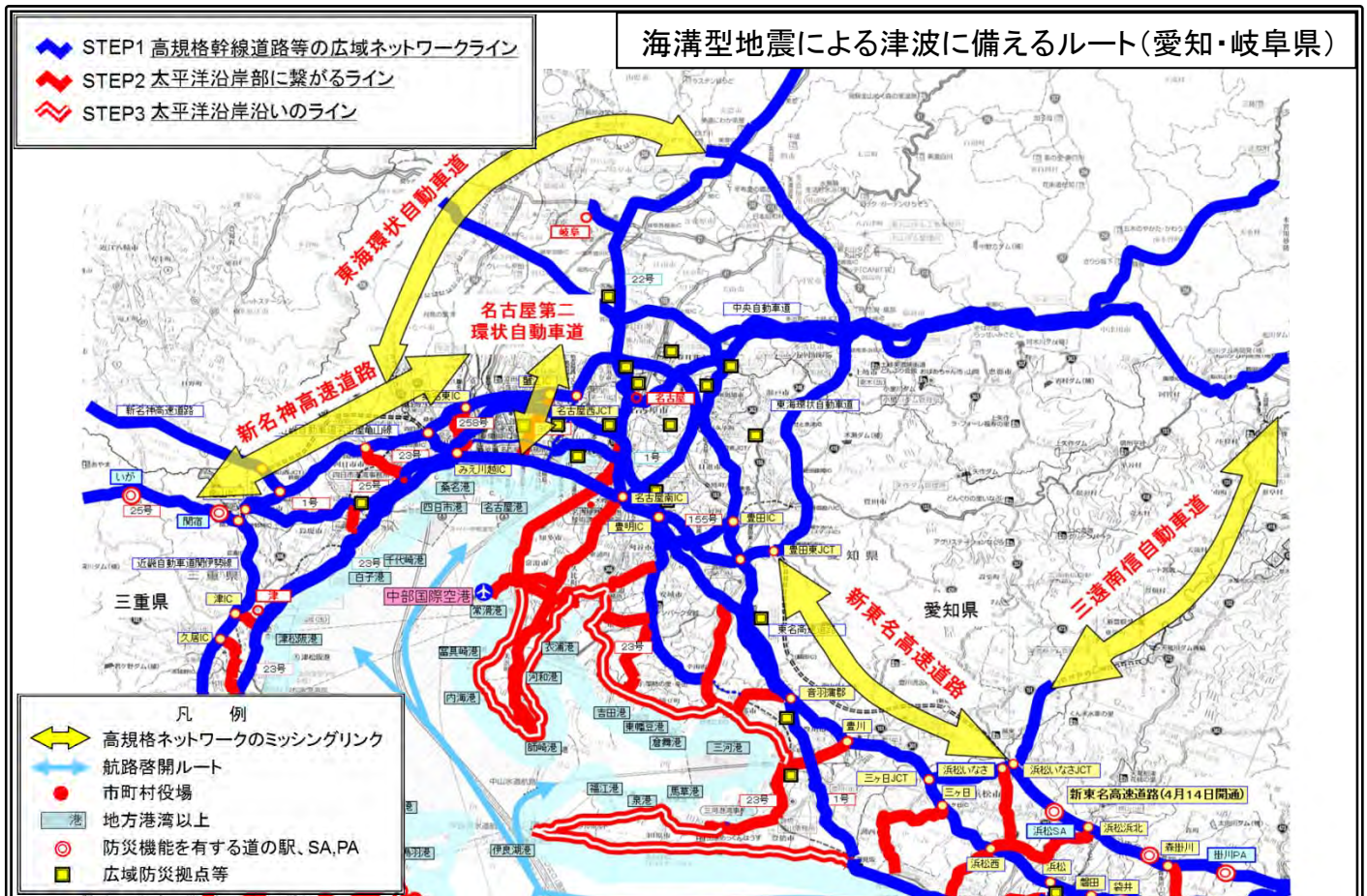
広域支援ルート

海上輸送ルート

早期復旧支援ルート確保手順(中部版 くしの歯作戦) 愛知・岐阜県版

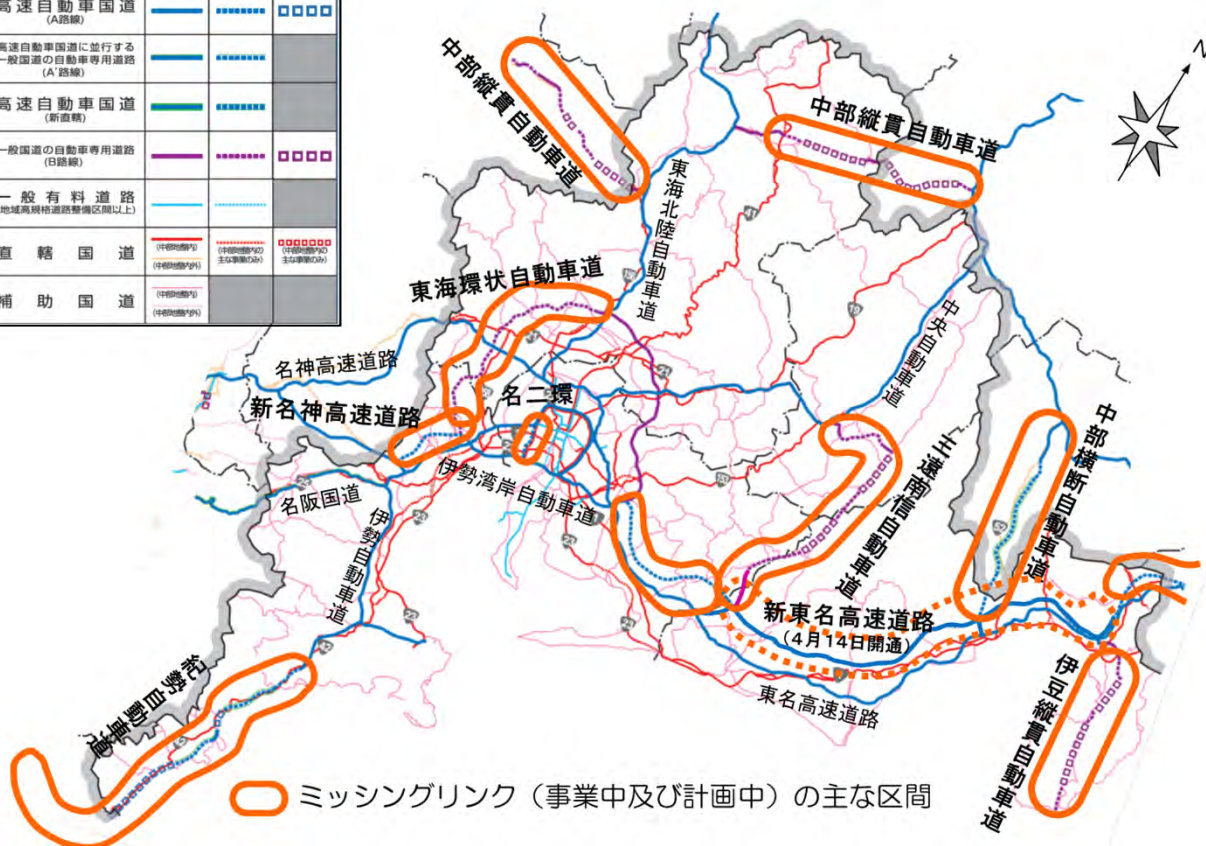
海溝型地震による津波に備えるルート(愛知・岐阜県)

- STEP1 高規格幹線道路等の広域ネットワークライン
- STEP2 太平洋沿岸部に繋がるライン
- STEP3 太平洋沿岸沿いのライン



求められるミッシングリンクの解消

	供用中	事業中	計画中
高速自動車国道 (A路線)	■	■■■■■	□□□□
高速自動車国道に並行する 一般国道の自動車専用道路 (A路線)	■	■■■■■	
高速自動車国道 (新路線)	■	■■■■■	
一般国道の自動車専用道路 (B路線)	■	■■■■■	□□□□
一般有料道路 (地域高規格道路整備区域以上)	■	■■■■■	
直轄国道 (中核路線等)	■	■■■■■	□□□□□□
補助国道 (中核路線等)	■	■■■■■	



実施すべき対策

道路啓開、復旧支援ルートの設定

- ＜早期復旧支援ルートの確保手順の策定＞
 - 前提条件の整理(これまでの想定による震度、津波高さ、ハザードマップ)
 - 道路啓開の手順の作成
 - 既存ネットワークのチェックと強化
 - 関係機関との調整(地方自治体、港湾空港部、近隣自治体、他地整)

- ＜信頼性の高い道路ネットワークの確立＞
 - 信頼性の高い道路ネットワークの強化(ミッシングリンクの解消)

災害に強い道路

- ＜致命的な損傷を受けない道路構造の構築、予防保全の実施＞
 - 各種点検(防災カルテ・橋梁診断等)
 - ・橋梁の抽出(耐震未実施橋梁・津波による冠水(流出等の被害)のおそれがある橋梁等)
 - 緊急輸送道路の橋梁耐震補強対策
 - 橋梁長寿命化修繕計画の策定
 - 橋梁長寿命化修繕計画に基づく架替及び修繕
- ＜副次的な機能の活用＞
 - 避難通路及び避難階段等の設置
 - 道路のり面を避難場所として活用
 - ・地域と連携した防災訓練の実施

情報共有・情報伝達方法

- ＜災害に強い情報通信ネットワークの確保＞
 - 情報通信の多重化(マイクロ回線の二重化)
 - 関係機関との連携による情報通信の多重化
 - 津波対応CCTVの設置(耐水化、無停電化等)
- ＜道路利用者への迅速な情報伝達＞
 - 津波対応情報板の設置(無停電化等)
 - ITSスポットを活用した情報提供
 - 海拔表示シートの設置
 - 津波標識の設置
 - 地理情報システム(GIS)を活用した情報提供
 - 航空レーザー測量による情報提供

被災時の支援体制

- ＜防災機能の強化・充実＞
 - 「道の駅」の防災機能の強化・防災拠点化
 - SA・PAの防災機能の強化
 - インターと一体で開発された周辺施設の防災拠点化
- ＜人的・物的支援のルール化＞
 - 災害協定による支援体制の確立

復旧方法

- ＜復旧方法の検討＞
 - 津波による冠水(流出等の被害)のおそれがある橋梁等の抽出
 - 復旧対策(迂回路、復旧方法等)の検討
 - 防災備蓄倉庫の整備

東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議
中部地方幹線道路協議会

「早期復旧支援ルート確保手順」
(中部版 くしの歯作戦)



平成24年3月

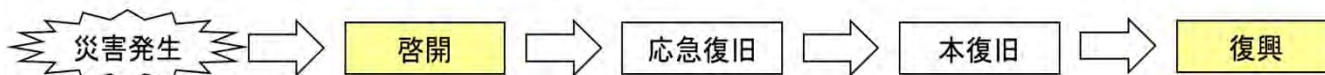
道路啓開の考え方

○前提条件

- ・東海・東南海・南海沖を震源とする最大震度6弱以上の大規模地震が発生した場合を想定
- ・太平洋沿岸地域で津波による甚大な被害が発生していると想定
- ・道路啓開を検討する道路ネットワークは、各県の定める緊急輸送道路を基本とする。

○「啓開(道路啓開)」とは、

- ・通常の災害においては、応急復旧→本復旧の流れとなるが、大規模災害時には、下記のとおり応急復旧の前に救援・救護活動のための復旧・支援ルートを確保する「啓開(道路啓開)」が必要。

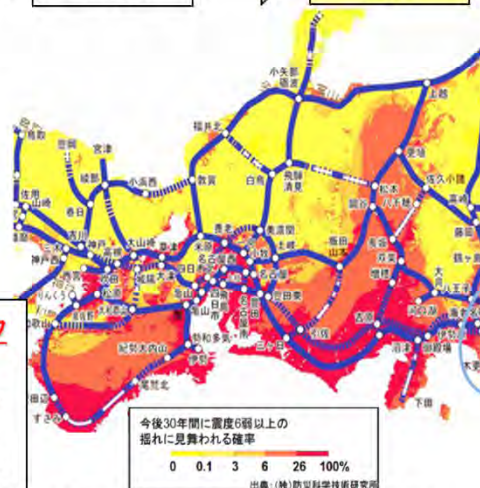


○ミッション

- ・津波等により、甚大な被害を受けた太平洋沿岸地域での救援・救護活動、人員・物資輸送等のための「道路啓開」を行う。
- ・災害時も想定した物資輸送の拠点となる港湾・空港等との連絡確保

○道路啓開方針

- STEP1: 比較的被害が少ない**高規格幹線道路等の広域ネットワークライン**を確保
- STEP2: 広域ネットワークラインから**太平洋沿岸部に繋がるライン**を確保
- STEP3: 沿岸部に繋がるラインから**太平洋沿岸沿いのライン**を確保



(資料: 社会資本整備審議会第13回道路分科会より)

道路啓開作業

【被災直後】



【啓開作業中】



東日本大震災における道路啓開作業

【啓開作業後】



緊急車両の通行が可能に

早期復旧支援ルート確保手順(中部版 くしの歯作戦)

海溝型地震による津波に備えるルート

STEP1: 比較的被害が少ない**高規格幹線道路等の広域ネットワークライン**を確保



STEP2: 広域ネットワークラインから**太平洋沿岸部に繋がるライン**を確保



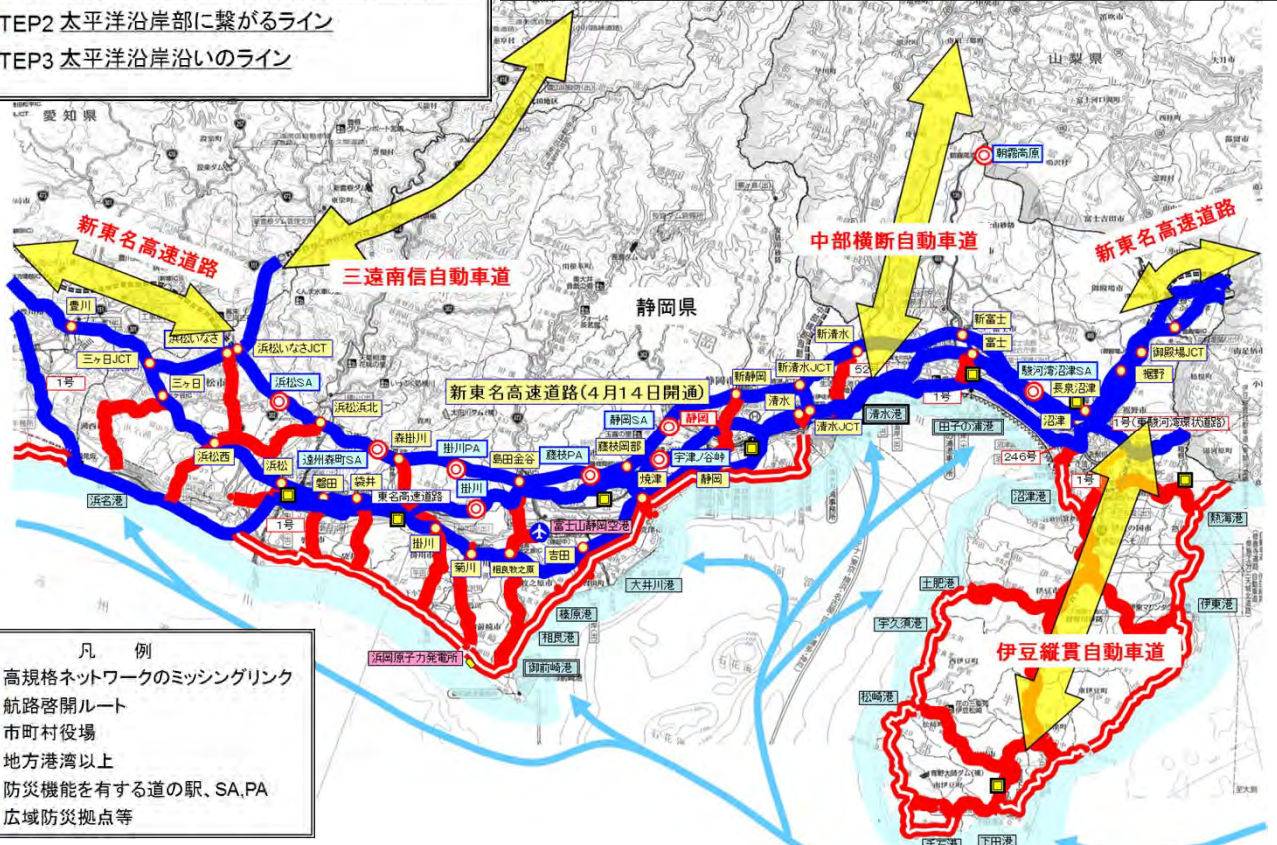
STEP3: 沿岸部に繋がるラインから**太平洋沿岸沿いのライン**を確保



早期復旧支援ルート確保手順(中部版 くしの歯作戦) 静岡県版

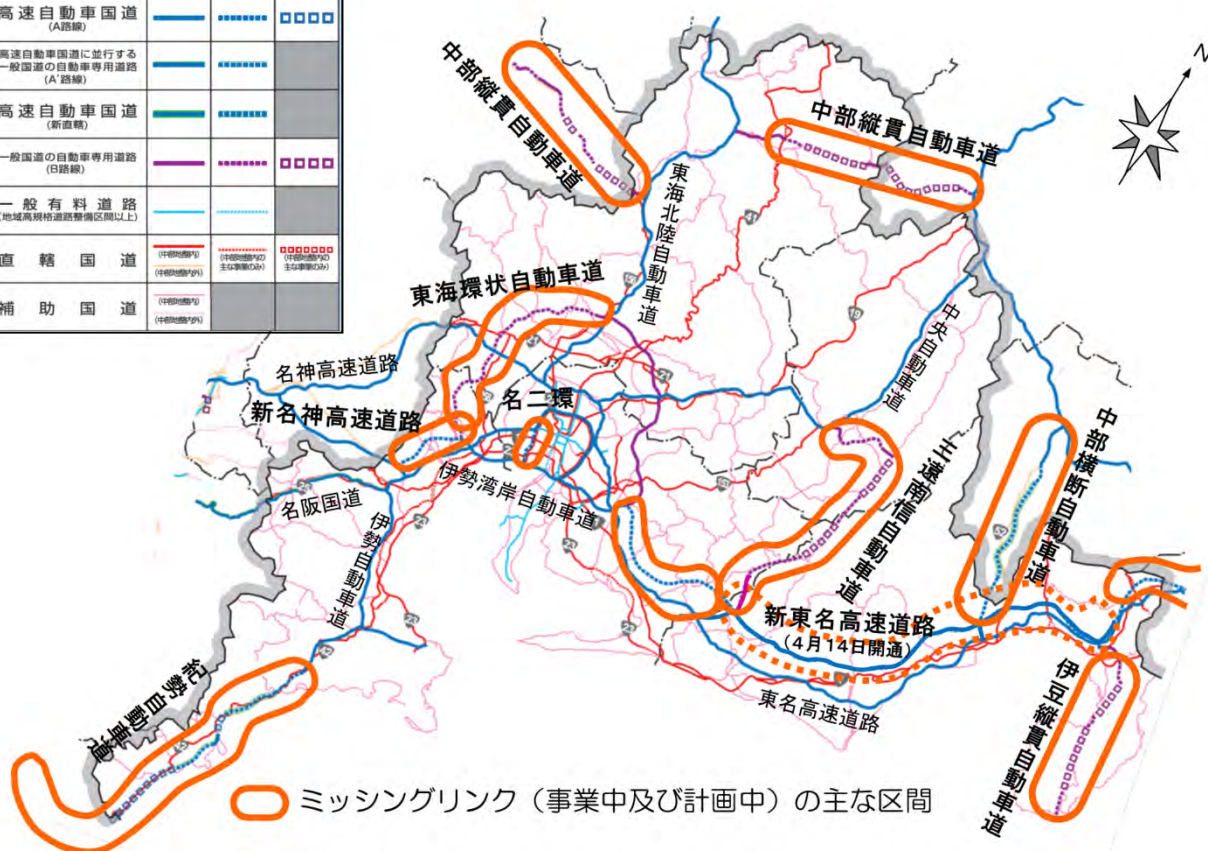
海溝型地震による津波に備えるルート(静岡県)

- STEP1 高規格幹線道路等の広域ネットワークライン
- STEP2 太平洋沿岸部に繋がるライン
- STEP3 太平洋沿岸沿いのライン



求められるミッシングリンクの解消

	供用中	事業中	計画中
高速自動車国道 (A路線)	■	■■■■■	□□□□
高速自動車国道に並行する 一般国道の自動車専用道路 (A路線)	■	■■■■■	
高速自動車国道 (新路線)	■	■■■■■	
一般国道の自動車専用道路 (B路線)	■	■■■■■	□□□□
一般有料道路 (地域高規格道路整備区域以上)	■	■■■■■	
直轄国道 (中核路線等)	■	■■■■■	□□□□□□
補助国道 (中核路線等)	■	■■■■■	□□□□□□



実施すべき対策

道路啓開、復旧支援ルートの設定

- ＜早期復旧支援ルートの確保手順の策定＞
 - 前提条件の整理(これまでの想定による震度、津波高さ、ハザードマップ)
 - 道路啓開の手順の作成
 - 既存ネットワークのチェックと強化
 - 関係機関との調整(地方自治体、港湾空港部、近隣自治体、他地整)

- ＜信頼性の高い道路ネットワークの確立＞
 - 信頼性の高い道路ネットワークの強化(ミッシングリンクの解消)

災害に強い道路

- ＜致命的な損傷を受けない道路構造の構築、予防保全の実施＞
 - 各種点検(防災カルテ・橋梁診断等)
 - ・橋梁の抽出(耐震未実施橋梁・津波による冠水(流出等の被害)のおそれがある橋梁等)
 - 緊急輸送道路の橋梁耐震補強対策
 - 橋梁長寿命化修繕計画の策定
 - 橋梁長寿命化修繕計画に基づく架替及び修繕
- ＜副次的な機能の活用＞
 - 避難通路及び避難階段等の設置
 - 道路のり面を避難場所として活用
 - ・地域と連携した防災訓練の実施

情報共有・情報伝達方法

- ＜災害に強い情報通信ネットワークの確保＞
 - 情報通信の多重化(マイクロ回線の二重化)
 - 関係機関との連携による情報通信の多重化
 - 津波対応CCTVの設置(耐水化、無停電化等)
- ＜道路利用者への迅速な情報伝達＞
 - 津波対応情報板の設置(無停電化等)
 - ITSスポットを活用した情報提供
 - 海拔表示シートの設置
 - 津波標識の設置
 - 地理情報システム(GIS)を活用した情報提供
 - 航空レーザ測量による情報提供

被災時の支援体制

- ＜防災機能の強化・充実＞
 - 「道の駅」の防災機能の強化・防災拠点化
 - SA・PAの防災機能の強化
 - インターと一体で開発された周辺施設の防災拠点化
- ＜人的・物的支援のルール化＞
 - 災害協定による支援体制の確立

復旧方法

- ＜復旧方法の検討＞
 - 津波による冠水(流出等の被害)のおそれがある橋梁等の抽出
 - 復旧対策(迂回路、復旧方法等)の検討
 - 防災備蓄倉庫の整備

東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議
中部地方幹線道路協議会

「早期復旧支援ルート確保手順」
(中部版 くしの歯作戦)



平成24年3月

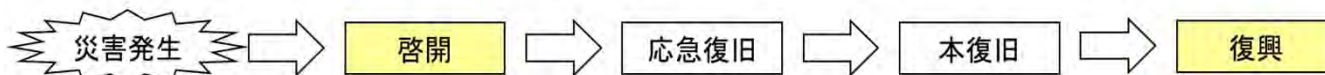
道路啓開の考え方

○前提条件

- ・東海・東南海・南海沖を震源とする最大震度6弱以上の大規模地震が発生した場合を想定
- ・太平洋沿岸地域で津波による甚大な被害が発生していると想定
- ・道路啓開を検討する道路ネットワークは、各県の定める緊急輸送道路を基本とする。

○「啓開(道路啓開)」とは、

- ・通常の災害においては、応急復旧→本復旧の流れとなるが、大規模災害時には、下記のとおり応急復旧の前に救援・救護活動のための復旧・支援ルートを確保する「啓開(道路啓開)」が必要。

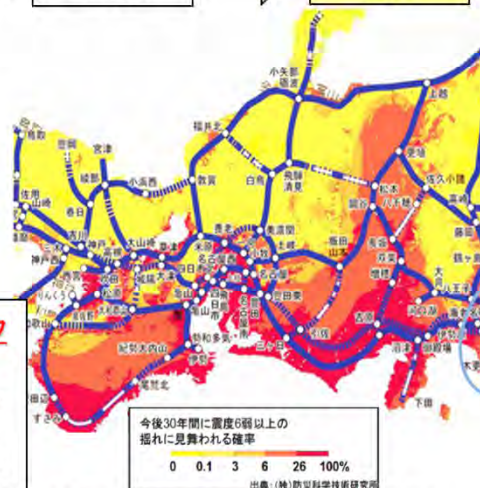


○ミッション

- ・津波等により、甚大な被害を受けた太平洋沿岸地域での救援・救護活動、人員・物資輸送等のための「道路啓開」を行う。
- ・災害時も想定した物資輸送の拠点となる港湾・空港等との連絡確保

○道路啓開方針

- STEP1: 比較的被害が少ない**高規格幹線道路等の広域ネットワークライン**を確保
- STEP2: 広域ネットワークラインから**太平洋沿岸部に繋がるライン**を確保
- STEP3: 沿岸部に繋がるラインから**太平洋沿岸沿いのライン**を確保



(資料：社会資本整備審議会第13回道路分科会より)

道路啓開作業

【被災直後】



【啓開作業中】



東日本大震災における道路啓開作業

【啓開作業後】



緊急車両の通行が可能に

早期復旧支援ルート確保手順(中部版 くしの歯作戦)

海溝型地震による津波に備えるルート

STEP1: 比較的被害が少ない高規格
幹線道路等の広域ネットワー
クラインを確保



STEP2: 広域ネットワークラインから太平
洋沿岸部に繋がるラインを確保



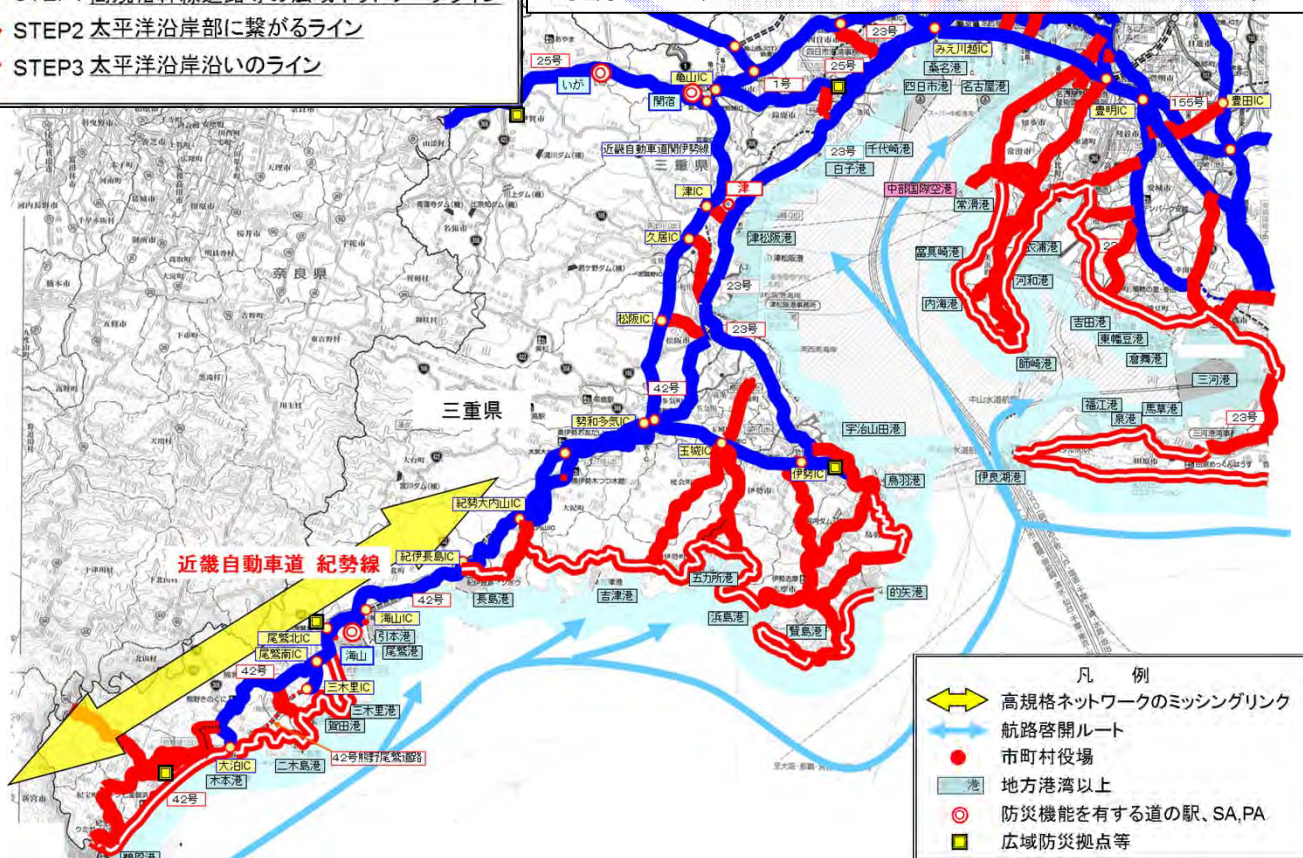
STEP3: 沿岸部に繋がるラインから太平洋
沿岸沿いのラインを確保



早期復旧支援ルート確保手順(中部版 くしの歯作戦) 三重県版

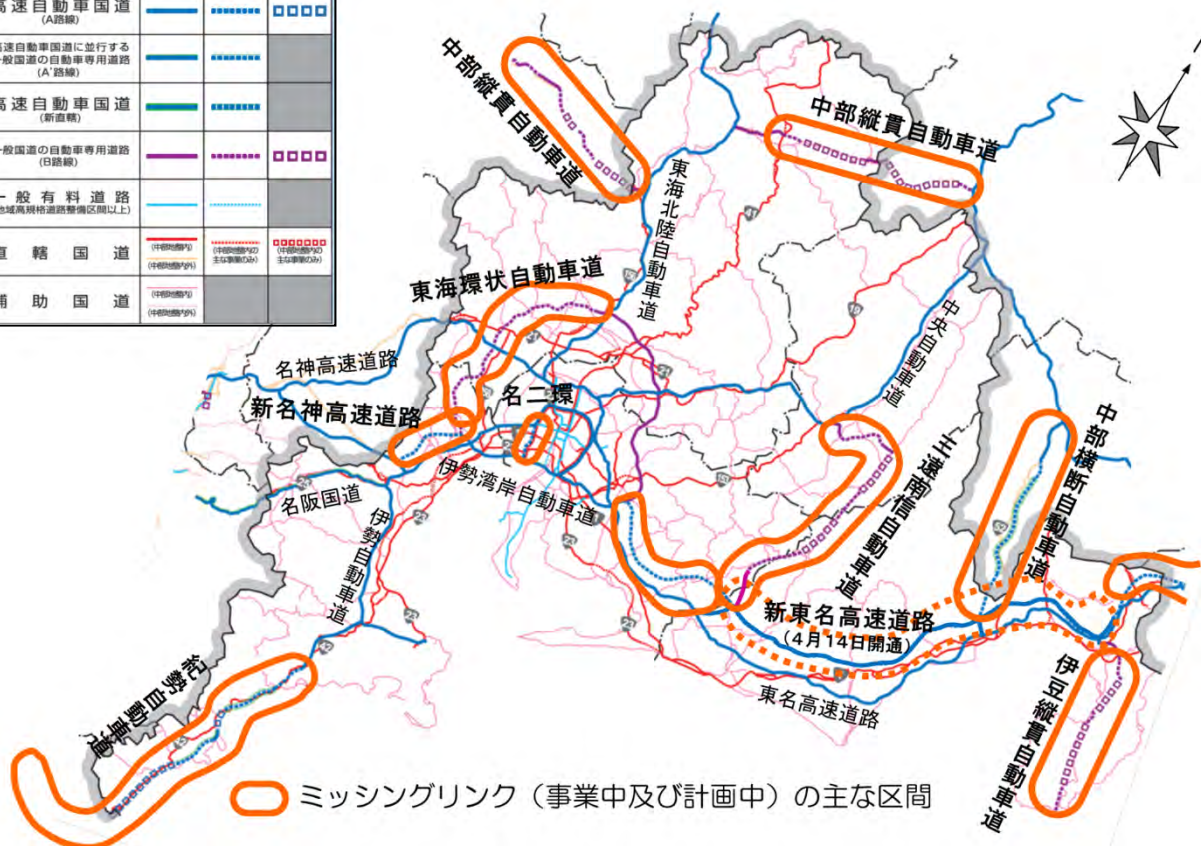
海溝型地震による津波に備えるルート(三重県)

- STEP1 高規格幹線道路等の広域ネットワークライン
- STEP2 太平洋沿岸部に繋がるライン
- STEP3 太平洋沿岸沿いのライン



求められるミッシングリンクの解消

	供用中	事業中	計画中
高速自動車国道 (A路線)	■	■■■■■	□□□□
高速自動車国道に並行する 一般国道の自動車専用道路 (A路線)	■	■■■■■	
高速自動車国道 (新路線)	■	■■■■■	
一般国道の自動車専用道路 (B路線)	■	■■■■■	□□□□
一般有料道路 (地域高規格道路整備区間以上)	■	■■■■■	
直轄国道	(中略)	(中略)	■■■■■
補助国道	(中略)	(中略)	■■■■■



実施すべき対策

道路啓開、復旧支援ルートの設定

- ＜早期復旧支援ルートの確保手順の策定＞
 - 前提条件の整理(これまでの想定による震度、津波高さ、ハザードマップ)
 - 道路啓開の手順の作成
 - 既存ネットワークのチェックと強化
 - 関係機関との調整(地方自治体、港湾空港部、近隣自治体、他地整)

- ＜信頼性の高い道路ネットワークの確立＞
 - 信頼性の高い道路ネットワークの強化(ミッシングリンクの解消)

災害に強い道路

- ＜致命的な損傷を受けない道路構造の構築、予防保全の実施＞
 - 各種点検(防災カルテ・橋梁診断等)
 - ・橋梁の抽出(耐震未実施橋梁・津波による冠水(流出等の被害)のおそれがある橋梁等)
 - 緊急輸送道路の橋梁耐震補強対策
 - 橋梁長寿命化修繕計画の策定
 - 橋梁長寿命化修繕計画に基づく架替及び修繕
- ＜副次的な機能の活用＞
 - 避難通路及び避難階段等の設置
 - 道路のり面を避難場所として活用
 - ・地域と連携した防災訓練の実施

情報共有・情報伝達方法

- ＜災害に強い情報通信ネットワークの確保＞
 - 情報通信の多重化(マイクロ回線の二重化)
 - 関係機関との連携による情報通信の多重化
 - 津波対応CCTVの設置(耐水化、無停電化等)
- ＜道路利用者への迅速な情報伝達＞
 - 津波対応情報板の設置(無停電化等)
 - ITSスポットを活用した情報提供
 - 海拔表示シートの設置
 - 津波標識の設置
 - 地理情報システム(GIS)を活用した情報提供
 - 航空レーザ測量による情報提供

被災時の支援体制

- ＜防災機能の強化・充実＞
 - 「道の駅」の防災機能の強化・防災拠点化
 - SA・PAの防災機能の強化
 - インターと一体で開発された周辺施設の防災拠点化
- ＜人的・物的支援のルール化＞
 - 災害協定による支援体制の確立

復旧方法

- ＜復旧方法の検討＞
 - 津波による冠水(流出等の被害)のおそれがある橋梁等の抽出
 - 復旧対策(迂回路、復旧方法等)の検討
 - 防災備蓄倉庫の整備

防災まちづくりへの支援

「災害に強いまちづくり」の推進 社会資本整備総合交付金の有効活用

■避難施設の整備

避難施設の整備



避難施設の耐震化



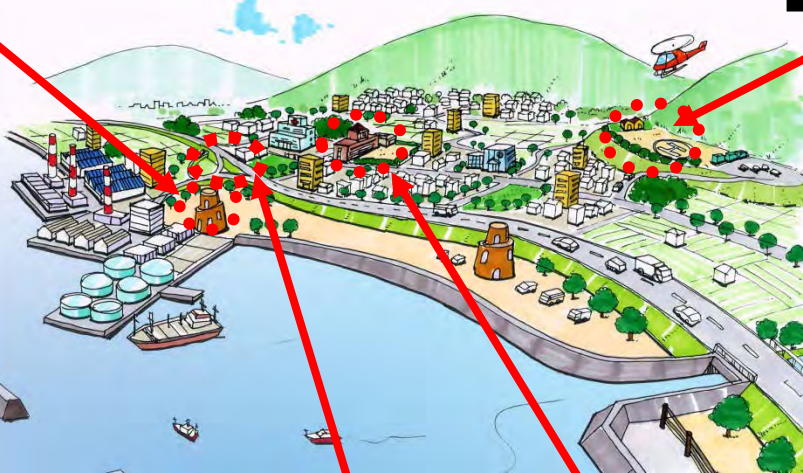
避難施設の整備



津波避難タワー整備



避難路の整備



■防災拠点の整備

防災拠点の整備



防災公園の整備



ヘリポートの整備

密集市街地等の解消



狭隘道路の解消



密集市街地の解消

■建造物の耐震化等

建造物の整備、耐震化・液状化対策、超過外力対策

橋梁の耐震化



下水道の耐震化



建築物の耐震化



耐震改修



国土交通省中部地方整備局

社会資本整備総合交付金を活用することにより、防災まちづくり推進のための様々な取組ができます。

○社会資本総合整備計画

整備計画に掲げる政策目標の達成(成果指標で事後評価)

防災まちづくり関連の基幹事業

- ①下水道総合地震対策事業
- ②都市再生整備計画事業
- ③都市公園事業
- ④都市防災総合推進事業
- ⑤地域住宅計画に基づく事業
- ⑥住宅市街地総合整備事業
- ⑦住宅・建築物安全ストック形成事業
- ⑧狭あい道路整備等促進事業等



効果促進事業

- 計画の目標実現のため基幹事業一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務
- 全体事業費の2割以内

■テーマ1【災害情報の提供】

災害時の情報伝達手段の充実

防災行政無線の整備

(デジタル化の推進・防災用広域カメラ設置)

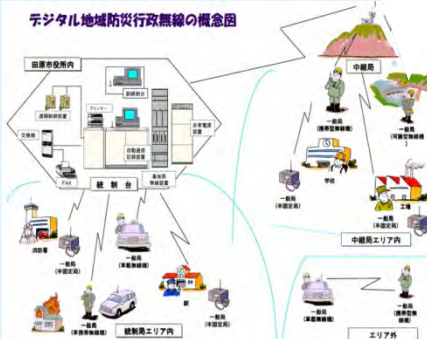
防災情報提供サービス(携帯電話・ケーブルテレビ)

ハザードマップの整備(津波・高潮等)

津波標識の整備(津波高等を表示)

避難標識の整備(避難場所表示、誘導標識)

デジタル地域防災行政無線の概念図



海抜表示(伊東市)



避難表示(西伊豆町)

■テーマ2【防災拠点の整備】

災害時の活動拠点の整備・充実

防災公園の整備

防災拠点施設の整備(防災センター)

災害対策用ヘリポートの整備

拠点施設の耐震化等

庁舎の耐震化

【防災拠点施設】



※住民基本台帳データなどのコンピュータサーバーも内部に設置
防災センター(尾鷲市)

【備蓄倉庫】



※防災備蓄品や消防自動車を保管
(三重県度会町)

【防災非常用発電設備】



北方町役場庁舎
(岐阜県北方町役場)

【庁舎の耐震化】



裾野市本庁舎

■テーマ3 【避難地・避難路等の整備】

災害時の住民避難場所の確保、充実

避難地の整備

避難所（避難施設）の整備
（地域交流センター等）

避難所の耐震化
（公民館、小中学校等）

避難空間の整備

備蓄倉庫の整備

貯水槽（耐震貯水槽）の整備

防火水槽等の整備

防災用トイレの整備

防災井戸の整備

防災ベンチの整備

防災あずまや・日陰棚の整備

災害時医療の拠点となる医療施設の耐震化等

密集住宅地の解消・狭あい道路の解消

【避難地：防災公園】



西札防災公園（志摩市）

【避難所の整備】



コミュニティ防災センター
（焼津市）

【津波避難タワー】



重須地区（沼津市）

【急傾斜地避難階段】



静浦地区（沼津市）

【避難所の耐震化】



北方町公民館
（岐阜県北方町）

【防災備蓄倉庫】



〇6mの津波に対応
（三重県紀宝町）



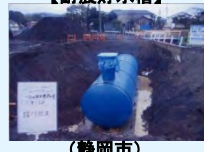
（愛知県豊川市）

【緊急物資集積場】



ふじさんめっせ
（静岡県富士市）

【耐震貯水槽】



（静岡市）

【防災用（マンホール）トイレ】



（岡崎市）

【防災井戸】



麻機東石橋公園井戸
（静岡市）

【防災ベンチ】



池の谷公園（静岡市）

【防災あずまや・日陰棚】

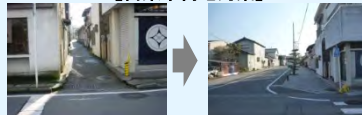


潮海寺1号公園
（菊川市）



川名公園
（名古屋市）

【密集市街地対策】



（密集市街地）における道路整備
原駅前地区（沼津市）

【災害時医療拠点施設の耐震化】



尾鷲総合病院透析センター
（三重県尾鷲市）

■テーマ4 【インフラの整備・耐震化】

減災・災害時のルートの確保

管路施設（下水道）の耐震化

橋梁の耐震化

橋梁長寿命化修繕計画の策定



マンホール浮上防止対策（浜松市）



JR跨線橋耐震化（富士市）

橋梁点検（瀬戸市）

■テーマ5 【建築物の耐震化】

災害時の拠点の確保、人的被害の低減

住宅・建築物の耐震改修

公営住宅の耐震化等

老朽建築物の除却等

土地利用・建築規制、住宅移転



（耐震改修）

■テーマ6 【復旧・復興対策】

復旧から復興期の支援施策

応急仮設住宅、災害公営住宅、
小規模地区改良事業を活用した
復興事業



【住宅の復興（災害公営住宅整備）
（旧山古志村）

■テーマ7 【防災訓練・教育等】

日頃からの防災力の向上

防災訓練の実施

防災ワークショップ

防災ボランティアコーディネーター育成講座

体験型・学習型防災センター整備、防災イベント・講習会

災害危険度調査（津波シミュレーション、避難行動調査等）

防災まちづくり関連支援メニュー

N O	テーマ	目的	関連施策	事業名
1	災害情報の提供	災害時の情報伝達手段の充実	ハザードマップ、携帯による情報提供等	都市再生整備計画事業 都市防災総合推進事業 効果促進事業
2	防災拠点の整備	災害時の活動拠点の整備、充実	防災公園の整備、ヘリポートの整備、拠点施設の耐震化等	都市再生整備計画事業 都市防災総合推進事業 都市公園事業 下水道総合地震対策事業 住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅市街地総合整備事業
3	避難地・避難路等の整備	災害時の住民避難場所の確保、充実	防災公園、避難路の整備 等	都市再生整備計画事業 都市防災総合推進事業 都市公園事業 下水道総合地震対策事業 住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅市街地総合整備事業 狭あい道路整備等促進事業 効果促進事業
4	インフラの整備・耐震化	減災・災害時のルートの確保	橋梁の耐震化、下水道の耐震化 等	都市再生整備計画事業 下水道総合地震対策事業
5	建築物の耐震化	災害時の拠点、人的被害の低減	公営住宅、公共施設、民間建築物等の耐震化	住宅・建築物安全ストック形成事業 地域住宅計画に基づく事業 小規模地区改良事業 効果促進事業 建築基準法等
6	復旧・復興対策	復旧から復興期の支援施策	応急仮設住宅、災害公営住宅 等	小規模地区改良事業 災害公営住宅整備等
7	防災訓練、防災教育等	日頃からの防災力の向上	防災訓練、防災ワークショップ・イベント・講座 等	都市再生整備計画事業 都市防災総合推進事業

○問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 建政部 都市整備課・住宅整備課
〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052-953-8573(都市)、052-953-8574(住宅)

関係自治体との合同防災訓練

災害時において、関係自治体等と円滑な情報共有、危険箇所への支援等を行うように、平常時から関係自治体との情報伝達訓練等を実施しています。

どのような情報がどのタイミングで必要となるか等の課題を抽出し、課題解決に向けた、さらなる連携・調整を図っています。



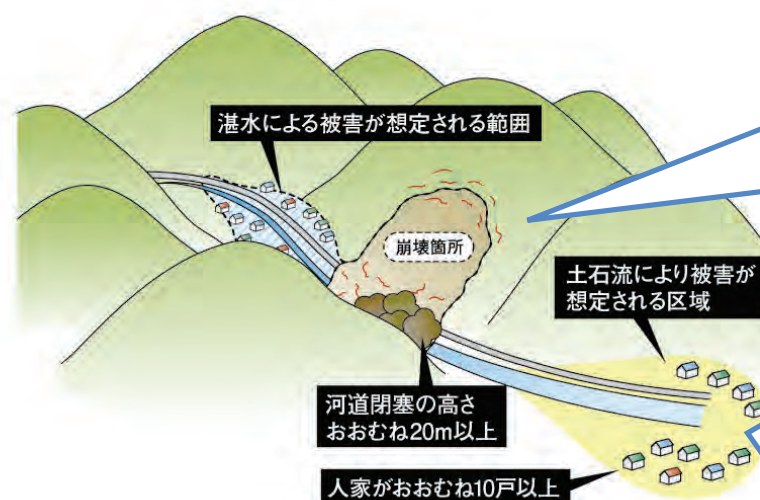
関係自治体との情報伝達訓練



関係自治体との机上想定訓練

市町村長による避難指示等への支援

大規模土砂災害が発生した場合、河道閉塞箇所等の状況調査を実施し、その調査結果を基にした被害が想定される時期・区域を情報提供し、市町村長が住民の皆さまへ避難勧告・避難指示等を円滑にできるよう支援します。



ヘリコプター等による現地調査（天然ダムの形成状況、湛水状況、保全対象等）を行い、関係機関へ情報提供します。

調査結果を基に、氾濫シミュレーション等を実施し、危険となる時期・区域を関係機関へ情報提供します。

【問い合わせ先】
国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川計画課
〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎2号館
TEL 052-953-8148

中部地方整備局の取り組み

大規模土砂災害に備える

砂防関係分野の対応



H23年台風12号に伴う河道閉塞箇所（奈良県栗平地区）の合同調査



平成24年3月
国土交通省 中部地方整備局

大規模土砂災害への対応

中部地方整備局管内においては、東海・東南海・南海地震の発生が危惧されています。

砂防関係分野において、大規模土砂災害への対応として、災害発生時の迅速な緊急調査、危険箇所等の監視・周知、場合によっては緊急対策工事を実施します。

平成23年台風12号に伴う大規模土砂災害対応では、次のような対応をしています。

ヘリコプター等現地調査

- * ヘリコプターを用いて、災害状況を広域に調査します。
- * 災害状況の写真撮影、簡易レーザ計測した結果を迅速に提供します。



ヘリコプターによる崩壊地計測



地上調査による崩壊地計測

関係自治体との合同調査、打合せ

- * 県、市町村職員と合同で被災状況、現地進入ルート等の調査を実施します。
- * カメラ、土石流センサー等の監視機器設置位置について、打合せします。



関係自治体との進入路確認



センサー設置のための打合せ

投下型水位観測ブイ、カメラ等監視機器の設置

- * 危険周知のため、カメラ等の監視機器を設置します。



ブイ投下により湛水部分の水位観測

宮城県栗原市花山上空



下流監視のためのカメラ設置

緊急対策工事等の対応

- * 関係自治体からの要請等により、緊急対策工事のための調査、検討をします。



関係者による現地調査前打合せ



関係者による対応方針検討

- * 関係自治体からの要請等により、緊急対策工事を実施します。



排水路施工状況



排水路状況